

[総目次]

例規集ページ

第1編 総 規	3 1
第2編 議会・監査	
第1章 議 会	1 1 1
第2章 監 査	1 5 1
第3編 行政一般	
第1章 組 織	2 0 1
第2章 処 務	2 5 1
第3章 文書・公印	2 9 1
第4章 行政手続	3 5 1
第4編 人 事	
第1章 定数・任用	4 0 1
第2章 人事評価	4 3 1
第3章 分限・懲戒	4 6 1
第4章 服 務	5 0 1
第5編 給 与	
第1章 報酬・費用弁償	6 0 1
第2章 給料・手当	6 4 1
第3章 旅 費	8 4 1
第6編 財 務	9 0 1
第7編 業 務	
第1章 通 則	1 1 4 1
第2章 救急業務	1 1 9 1
第3章 消 防 団	1 2 5 1
第4章 火災予防	1 3 2 1
第8編 関係規約	1 4 6 1

※ 内容現在・・・平成30年12月6日

第1編 総 規

○高幡消防組合規約	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年県指令 46 地第 105 号)	・ ・ ・ ・ ・ 3 1
○高幡消防組合公告式条例	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年条例第 1 号)	・ ・ ・ ・ ・ 3 3
○高幡消防組合消防関係功労者の表彰規則	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年規則第 14 号)	・ ・ ・ ・ ・ 3 4
○高幡消防組合消防長表彰規程	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 50 年訓令第 1 号)	・ ・ ・ ・ ・ 4 5

第2編 議会・監査

第1章議 会

○高幡消防組合定例会回数条例	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年条例第 15 号)	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 1
○高幡消防組合議会会議規則	・ ・ ・ ・ ・ (平成 26 年規則第 2 号)	・ ・ ・ ・ ・ 1 1 2
○高幡消防組合議会投票用紙規程	・ ・ ・ ・ ・ (平成 26 年規程第 2 号)	・ ・ ・ ・ ・ 1 2 2

第2章 監 査

○高幡消防組合監査委員の事務執行に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年条例第 18 号)	・ ・ ・ ・ ・ 1 5 1
------------------------	-----------------------------	-----------------

第3編 行政一般

第1章 組 織

○高幡消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年条例第 6 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 0 1
○高幡消防組合消防本部の組織に関する規則	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 56 年規則第 3 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 1 1
○高幡消防組合消防署の組織に関する規程	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 57 年訓令第 2 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 1 4
○高幡消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例	・ ・ ・ ・ ・ (平成 26 年条例第 1 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 1 9 ・ 2
○高幡消防組合副市町長会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・ (平成 19 年訓令第 10 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 2 0
○高幡消防組合消防本部消防職員委員会に関する規則	・ ・ ・ ・ ・ (平成 8 年規則第 7 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 2 2
○高幡消防組合ハラスメント等撲滅推進会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・ (平成 30 年訓令第 1 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 2 7
○高幡消防組合救助隊規程	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 56 年訓令第 5 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 2 9

第2章 処 務

○組合長の専決処分事項の指定について	・ ・ ・ ・ ・ (平成 19 年 3 月 5 日)	・ ・ ・ ・ ・ 2 5 1
○高幡消防組合事務決裁規程	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 56 年訓令第 2 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 5 2
○高幡消防組合消防長専決規程	・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年訓令第 5 号)	・ ・ ・ ・ ・ 2 5 6

○高幡消防組合消防本部出納員の代決規程	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 9 年訓令第 1 号)	2 5 8

第 3 章 文書・公印

○高幡消防組合文書規程	
・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年訓令第 6 号)	2 9 1
○高幡消防組合公印規則	
・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年規則第 10 号)	3 4 0

第 4 章 行政手続

○高幡消防組合行政不服審査会条例	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 28 年条例第 2 号)	3 5 1

第 4 編 人 事

第 1 章 定数・任用

○高幡消防組合職員定数条例	
・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年条例第 4 号)	4 0 1
○高幡消防組合職員の定数規程	
・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年訓令第 9 号)	4 0 2
○高幡消防組合消防職員採用規程	
・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年訓令第 7 号)	4 1 3
○高幡消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 17 年条例第 10 号)	4 1 8

第 2 章 人事評価

○高幡消防組合職員の人事評価実施規定	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 27 年訓令第 2 号)	4 3 1

第 3 章 分限・懲戒

○高幡消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	
・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年条例第 11 号)	4 6 1
○高幡消防組合職員の定年等に関する条例	
・ ・ ・ ・ ・ (昭和 59 年条例第 1 号)	4 6 3
○高幡消防組合職員の定年に関する規則	
・ ・ ・ ・ ・ (昭和 60 年規則第 3 号)	4 6 5
○高幡消防組合退職職員の再就職の取扱いに関する要綱	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 28 年訓令第 1 号)	4 6 5 ・ 5
○高幡消防組合職員の再任用に関する条例	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 13 年条例第 1 号)	4 6 7
○高幡消防組合職員の再任用に関する規則	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 13 年規則第 2 号)	4 6 9
○高幡消防組合職員再任用の採用選考に関する要綱	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 28 年訓令第 1 号)	4 7 1
○高幡消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	
・ ・ ・ ・ ・ (昭和 46 年条例第 8 号)	4 8 0
○高幡消防組合職員の懲戒処分等基準	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 30 年訓令第 2 号)	4 8 1
○高幡消防組合職員懲戒処分公表基準	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 30 年訓令第 3 号)	4 8 2
○高幡消防組合職員懲戒審査委員会規則	
・ ・ ・ ・ ・ (平成 17 年規則第 14 号)	4 8 3

○昭和天皇の崩御に伴う高幡消防組合職員の懲戒免除に関する条例	
・・・・・・・・・・(平成元年条例第 3 号)・・・・・・・・・・	4 8 5

第 4 章 服 務

○高幡消防組合職員の服務の宣誓に関する条例	
・・・・・・・・・・(昭和 46 年条例第 10 号)・・・・・・・・・・	5 0 1
○高幡消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	
・・・・・・・・・・(昭和 46 年条例第 9 号)・・・・・・・・・・	5 0 2
○高幡消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例	
・・・・・・・・・・(平成 8 年条例第 1 号)・・・・・・・・・・	5 0 3
○高幡消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則	
・・・・・・・・・・(平成 8 年規則第 1 号)・・・・・・・・・・	5 1 1 ・ 2
○高幡消防組合職員の勤務時間等に関する規程	
・・・・・・・・・・(平成 8 年訓令第 1 号)・・・・・・・・・・	5 2 0
○高幡消防組合職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則	
・・・・・・・・・・(平成元年規則第 1 号)・・・・・・・・・・	5 2 2
○高幡消防組合職員の育児休業等に関する条例	
・・・・・・・・・・(平成 4 年条例第 5 号)・・・・・・・・・・	5 2 5 ・ 2
○高幡消防組合職員の育児休業等に関する規則	
・・・・・・・・・・(平成 4 年規則第 4 号)・・・・・・・・・・	5 2 5 ・ 7
○昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の規定により 休日とされた日の取扱いに関する条例	
・・・・・・・・・・(平成元年条例第 1 号)・・・・・・・・・・	5 2 9
○高幡消防組合職員の服務に関する規程	
・・・・・・・・・・(昭和 46 年訓令第 2 号)・・・・・・・・・・	5 3 0
○高幡消防組合職員及び消防団員の訓練礼式に関する規則	
・・・・・・・・・・(昭和 46 年規則第 12 号)・・・・・・・・・・	5 3 6
○高幡消防組合職員の服制に関する規則	
・・・・・・・・・・(昭和 46 年規則第 4 号)・・・・・・・・・・	5 3 7
○高幡消防組合職員被服貸与規程	
・・・・・・・・・・(昭和 46 年訓令第 10 号)・・・・・・・・・・	5 5 3
○高幡消防組合職員章規程	
・・・・・・・・・・(昭和 46 年訓令第 8 号)・・・・・・・・・・	5 5 5
○高幡消防組合消防手帳規程	
・・・・・・・・・・(昭和 46 年訓令第 3 号)・・・・・・・・・・	5 5 6
○高幡消防組合安全、衛生、管理規程	
・・・・・・・・・・(昭和 59 年訓令第 2 号)・・・・・・・・・・	5 5 8
○高幡消防組合における訓練時安全管理要綱	
・・・・・・・・・・(昭和 62 年訓令第 1 号)・・・・・・・・・・	5 6 6
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	
・・・・・・・・・・(平成 12 年条例第 5 号)・・・・・・・・・・	5 6 9
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則	
・・・・・・・・・・(平成 13 年規則第 1 号)・・・・・・・・・・	5 7 2
○高幡消防組合職員弔慰金支給に関する条例	
・・・・・・・・・・(平成 15 年条例第 6 号)・・・・・・・・・・	5 7 4

第 5 編 給 与

第 1 章 報酬・費用弁償

○高幡消防組合議会議員及び組合長等の報酬及び費用弁償等支給条例	
・・・・・・・・・・(平成 8 年条例第 5 号)・・・・・・・・・・	6 0 1

第2章 給料・手当

例規集ページ

○高幡消防組合職員の給与に関する条例	
・・・・・・・・・・(平成11年条例第3号)・・・・・・・・・・	641
○高幡消防組合職員の給与の支給に関する規則	
・・・・・・・・・・(平成11年規則第2号)・・・・・・・・・・	674
○昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例	
・・・・・・・・・・(昭和48年条例第4号)・・・・・・・・・・	681
○高幡消防組合職員の給与に関する条例附則第4項の規定に基づく規則	
・・・・・・・・・・(昭和49年規則第2号)・・・・・・・・・・	799
○高幡消防組合退職手当審査会設置条例	
・・・・・・・・・・(平成22年条例第1号)・・・・・・・・・・	800

第3章 旅 費

○高幡消防組合職員の旅費に関する条例	
・・・・・・・・・・(昭和46年条例第5号)・・・・・・・・・・	841
○高幡消防組合職員の旅費に関する規則	
・・・・・・・・・・(昭和46年規則第2号)・・・・・・・・・・	856
○高幡消防組合職員の私有車の公務使用に関する規程	
・・・・・・・・・・(平成19年訓令第1号)・・・・・・・・・・	858

第6編 財 務

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	
・・・・・・・・・・(昭和46年条例第16号)・・・・・・・・・・	901
○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	
・・・・・・・・・・(昭和61年条例第4号)・・・・・・・・・・	902
○長期継続契約を締結することができる契約に関する条例	
・・・・・・・・・・(平成17年条例第20号)・・・・・・・・・・	904
○高幡消防組合手数料条例	
・・・・・・・・・・(昭和47年条例第1号)・・・・・・・・・・	905
○高幡消防組合分担金徴収条例	
・・・・・・・・・・(昭和46年条例第17号)・・・・・・・・・・	909
○高幡消防組合分担金徴収規則	
・・・・・・・・・・(昭和46年規則第11号)・・・・・・・・・・	911
○高幡消防組合職員の整理退職等による退職手当に対する 分担金の特例に関する条例	
・・・・・・・・・・(昭和49年条例第6号)・・・・・・・・・・	912
○高幡消防組合財務規則	
・・・・・・・・・・(昭和46年規則第8号)・・・・・・・・・・	913
○高幡消防組合「財政事情」の作成及び公表に関する条例	
・・・・・・・・・・(昭和46年条例第19号)・・・・・・・・・・	1093

第7編 業 務

第1章 通 則

○有線放送（高幡消防組合本部設置）施設の使用規程	
・・・・・・・・・・(昭和46年訓令第12号)・・・・・・・・・・	1141
○消防無線電話取扱規程	
・・・・・・・・・・(昭和46年訓令第11号)・・・・・・・・・・	1142
○高幡消防組合消防無線局管理規程	
・・・・・・・・・・(昭和57年訓令第1号)・・・・・・・・・・	1163

○高幡消防組合証明規程

・・・・・・・・(平成 10 年訓令第 1 号)・・・・・・・・ 1 1 7 1

第 2 章 救急業務

○高幡消防組合消防救急隊規則

・・・・・・・・(昭和 46 年規則第 15 号)・・・・・・・・ 1 1 9 1

○高幡消防組合消防救急隊業務規程

・・・・・・・・(平成 9 年訓令第 2 号)・・・・・・・・ 1 2 0 1

第 3 章 消防団

○高幡消防組合消防団の設置に関する条例

・・・・・・・・(昭和 46 年条例第 7 号)・・・・・・・・ 1 2 5 1

○高幡消防組合消防団規則

・・・・・・・・(昭和 46 年規則第 9 号)・・・・・・・・ 1 2 5 2

○高幡消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

・・・・・・・・(昭和 46 年条例第 20 号)・・・・・・・・ 1 2 6 8

○高幡消防組合四万十消防団機能別消防団員の特定の任務に関する要綱

・・・・・・・・(平成 27 年訓令第 1 号)・・・・・・・・ 1 2 8 9

○高幡消防組合消防団員の退職に関する褒賞条例

・・・・・・・・(昭和 54 年条例第 4 号)・・・・・・・・ 1 2 9 2

○高幡消防組合学生消防団活動認証制度実施要綱

・・・・・・・・(平成 27 年訓令第 3 号)・・・・・・・・ 1 2 9 8

第 4 章 火災予防

○高幡消防組合消防法施行規則

・・・・・・・・(昭和 46 年規則第 13 号)・・・・・・・・ 1 3 2 1

○高幡消防組合火災予防条例

・・・・・・・・(昭和 46 年条例第 22 号)・・・・・・・・ 1 3 3 3

○高幡消防組合火災予防条例施行規則

・・・・・・・・(昭和 46 年規則第 7 号)・・・・・・・・ 1 3 9 9

○高幡消防組合火災予防条例に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定

・・・・・・・・(平成 16 年告示第 1 号)・・・・・・・・ 1 4 3 2

第 8 編 関係規約

○高幡消防組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

・・・・・・・・(昭和 50 年 11 月 1 日)・・・・・・・・ 1 4 6 1

○消防事務に関する事務の事務委託に関する規約

・・・・・・・・(昭和 46 年 11 月 1 日)・・・・・・・・ 1 4 6 2

○高知縣市町村総合事務組合格約

・・・・・・・・(平成 17 年 2 月 1 日)・・・・・・・・ 1 4 9 4

～第1編～

総 規

○高幡消防組合同規約

(昭和 46 年 4 月 1 日)

(県指令 46 地第 105 号)

改正 平成 4 年 1 月 20 日規約第 1 号 平成 17 年 7 月 15 日規約第 2 号
平成 17 年 10 月 28 日規約第 3 号 平成 18 年 7 月 18 日規約第 4 号
平成 19 年 2 月 6 日規約第 5 号 平成 19 年 3 月 29 日規約第 6 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、高幡消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町、津野町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）および消防法（昭和 23 年法律第 186 号）ならびに関係法令により、市町の処理すべき事項とされている消防事務を共同処理する。

(組合事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、須崎市におく。

(組合の議会の組織および議員の選任の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定員は、10 人とする。

2 前項の組合議員は、関係市町長および議長（関係市町長又は議長に事故あるとき、もしくは欠けたときは、その職務を代理する者）をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、関係市町の長が組合員又は副組合長に選任された場合は、当該組合長又は副組合長の属する関係市町の副市町長（副市町長に事故あるとき又は欠けたときは、当該関係市町長の指定する者）をもって充てる。

(組合議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、関係市町の長、議長の職にある期間とする。

(組合の執行機関の組織および選任の方法)

第 7 条 組合に組合長 1 人、副組合員 1 人、会計管理者 1 人を置く。

2 組合長および副組合長は、組合の議会において関係市町の長のうちから選挙する。

3 組合長および副組合長は、組合議員を兼ねることはできない。

4 会計管理者は、組合長が関係市町の会計管理者の中から選任する。

5 組合長及び副組合長の任期は、関係市町の長の職にある期間とする。

6 組合に消防職員を置く。

7 組合に監査委員 2 人を置き、組合議員および関係市町の識見を有する者のうちからそれぞれ 1 人を組合長が組合の議会の同意を得て選任する。

8 監査委員の任期は、2 年とする。

(組合の経費の支弁の方法)

第 8 条 組合の経費は、関係市町の分担金、財産より生じる収入手数料、その他の収入をもって支弁する。

2 前金の分担金は、別に定める負担金により関係市町から徴収する。

附 則

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

2 第 4 条の組合事務所は、当分の間須崎消防署内に置く。

附 則（平成 4 年 1 月 20 日規約第 1 号）

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の高幡消防組合同規約第 7 条第 7 項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則（平成 17 年 7 月 15 日規約第 2 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 28 日規約第 3 号）

この規約は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 18 日規約第 4 号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 6 日規約第 5 号）
この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規約第 6 号）
この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○高幡消防組合公告式条例

(昭和 46 年 5 月 24 日)

(条 例 第 1 号)

(この条例の目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、高幡消防組合本部前の掲示板に掲示して行なう。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除く外、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、組合議会の会議規則、傍聴人取締規則で、公表を要するものに準用する。

(施行期日)

第 6 条 規則及び規程は、それぞれ規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合消防関係功労者の表彰規則

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(規 則 第 1 4 号)

改正 昭和 47 年 12 月 5 日規則第 5 号 平成 16 年 3 月 15 日規則第 1 号

第 1 条 高幡消防組合消防関係功労者の表彰については、本則の定めるところによる。

第 2 条 高幡消防組合において消防上功労顕著なる団体又は個人の表彰は、次の区分によって行う。

(1) 表彰状及び綬

ア 消防団にして規律厳肅、各機械器具の手入及び整備完全、成績特に優秀、他の亀鑑であるもの

イ 消防団にして水火災その他の災害の現場において功労抜群の活動をなし、他の亀鑑であるもの

ウ 消防団にして平素よく火災の予防に努め一定期間無火災状態を持続したもの

(2) 表彰状及び現場功労章

消防団員及び職員にして水火災その他の災害の現場において危険を冒して功労抜群の活動を為し、他の模範であるもの

(3) 表彰状と功労章

ア 消防団員又は職員にして 10 年以上勤続し、規律厳正技能熟達し、率先よく消防の使命に尽瘁し、功労顕著で他の模範である者

イ 消防団員及び職員にして職務上特行奇篤の行為があった者

(4) 感 謝 状

ア 団員及び職員は 5 年以上在職して退職し、在職中消防の使命を全うし、成績優秀であった者

イ 消防団員、職員以外の者、又は消防以外の団体にして消防上特に功労のあった者

ウ ア、イに掲げるものについては、金品を併せて贈与することができる。

(欠格)

第 3 条 次の各号の 1 に該当するときは、表彰を受けることができない。

(1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。)であるとき。

(2) 懲戒処分を受けた者(復権した者を除く。)であるとき。

(3) 破産者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であるとき。

(4) その他表彰することが不適當と認められるとき。

第 4 条 表彰は総て組合長の名において行なう。

第 5 条 消防団長から第 2 条の表彰に該当する者があると申し出があったときは、直ちにその事実を調査して組合長に具申しなければならない。

第 6 条 高知県消防協会、日本消防協会、国家消防本部等表彰該当者を団長より報告のあった場合は、その事実を調査し、各規定に応じ表彰方を具申するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 12 月 5 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 12 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 16 年 3 月 15 日規則第 1 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

○高幡消防組合消防長表彰規程

(昭和 50 年 5 月 16 日)

(訓 令 第 1 号)

改正 平成 16 年 3 月 15 日訓令第 1 号 平成 19 年 3 月 29 日訓令第 1 号

第 1 条 高幡消防組合消防長が行う職員及び消防業務協力者に対する表彰は、本規程の定めるところによる。

第 2 条 勤務成績が優秀な職員又は消防業務協力の内容が顕著な一般団体、個人で他の模範となるものに対して行う表彰は、次の区分によって行う。

(1) 表彰状と優良章

ア 消防職員にして規律厳正、率先して各種機械器具の手入れ、整備、取扱い技術の錬磨につとめ、又消防法規等の研さんにも誠実につとめ、よってその技を日常の消防業務にいかし、公務員として、消防職員としてその本分をいかになく発揮努力ある勤務で他の模範にたるもの

イ 消防職員にして、災害現場において身を挺して危険を冒して人命の救助、災害の鎮圧、防除につとめ、その功績が拔群であり他の模範であるもの

ウ ア、イに掲げるものについては、章を添えて贈与することができる。

(2) 感謝状

ア 消防職員以外の個人、団体等で消防業務の遂行上特に誠意をもって協力し、災害の予防に著しく貢献のあったもの又は他の模範であるもの

イ アに掲げるものについては、金品を併せ贈与することができる。

(欠格)

第 3 条 次の各号の 1 に該当するときは、表彰を受けることができない。

(1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。)であるとき。

(2) 懲戒処分を受けた者(復権した者を除く。)であるとき。

(3) 破産者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補前人であるとき。

(4) その他表彰することが不適当と認められるとき。

第 4 条 消防次長又は署長は、第 2 条に規定する該当者がある旨の中出のあった場合は遅滞なく事実を調査して消防長に具申しなければならない。(この場合消防団長、市町側の意見を徴することができる。)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 3 月 15 日訓令第 1 号)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

～第2編～

議会・監査

第1章 議 会

○高幡消防組合定例会回数条例

(昭和46年9月30日)

(条 例 第 15 号)

高幡消防組合定例会の回数は、毎年3回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合議会会議規則

(平成 26 年 10 月 1 日)
(規 則 第 2 号)

第 1 章 総則

(参集)

第 1 条 議員は、招集の当日開会定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第 2 条 議員は事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第 3 条 議員は別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。
これを変更したときもまた同様とする。

(議席)

第 4 条 議員の議席は議長が定める。

2 議長は、必要があると認めたときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。

(会期)

第 5 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第 6 条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第 7 条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第 8 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第 9 条 会議時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

3 会議時間の変更の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

4 会議の開始は、号鈴その他の方法でこれを報ずる。

(会議の開閉)

第 10 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 11 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は本会議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

第 2 章 議案及び動議

(議案の提出)

第 12 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 112 条第 2 項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第 13 条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 14 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第16条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 選挙

(選挙の宣告)

第17条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第18条 選挙を行う際、本会議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第19条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第20条 議員は、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第21条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票もれの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第22条 議長は開票を宣告した後は、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第23条 議長は、選挙の結果を直ちに本会議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第24条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第4章 議事

(議題の宣告)

第25条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(議案等の朗読)

第26条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び表決)

第27条 会議に付する事件は、請願書及び陳情書を除き会議において提出者の説明を聞き、質疑及び討論の後、表決を行う。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第28条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することができる。

第5章 発言

(発言の許可)

第29条 発言は、すべて議長の許可を得て行わなければならない。

(発言の要求)

第30条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を得なければならない。

(討論の方法)

第31条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者になるべく

交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第32条 議長は、議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第33条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(議事進行に関する発言)

第34条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(質疑又は討論の終結)

第35条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

(選挙及び表決時の発言制限)

第36条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることが出来ない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではない。

(発言の取消又は訂正)

第37条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の趣旨を変更することはできない。

第6章 表決

(表決問題の宣告)

第38条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第39条 表決の際、本会議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第40条 表決には、条件を付けることができない。

(起立又は挙手による表決)

第41条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員の2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第42条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の2人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第43条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第44条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第45条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第19条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第20条(投票)、第21条(投票の終了)、第22条(開票及び投票の効力)、第23条(選挙結果の報告)第1項及び第24条(選挙関係書類の保存)規定を準用する。

(表決の訂正)

第46条 議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(簡易表決)

第47条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第48条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは議長が表決の順序を決める。その順序は、原案の最も遠いものから先に表決を取る。表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて可否されたときは、原案について表決をとる。

第7章 請願

(請願書の記載事項等)

第49条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になさなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第50条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

(紹介議員の説明)

第51条 議員は、請願書の審議のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求め、質疑及び討論の後、採択又は不採択の決定を行う。

(請願書の議決後の取扱い)

第52条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第53条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願の例により処理するものとする。

第8章 秘密会

(指定者以外の退場)

第54条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を本会議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第55条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第9章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第56条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは、議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許可を可決する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第10章 規律

(品位の尊重)

第57条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第58条 本会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第59条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めると

きは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

第 1 1 章 会議録

(会議録の記載事項)

第 6 0 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため本会議場に出席した職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録に掲載しない事項)

第 6 1 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第 3 7 条（発言の取消又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第 6 2 条 会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第 6 3 条 会議録の保存年限は、永年とする。

第 1 2 章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第 6 4 条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

高幡消防組合議会議長 様

高幡消防組合議員

印

欠 席 届

年 月 日の会義には、次の理由により出席できないので、会議規則
第2条の規定により届けます。

理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

○高幡消防組合議会投票用紙規程

(平成 26 年 10 月 1 日)

(規 程 第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高幡消防組合議会会議規則（平成 26 年高幡消防組合議会規則第 2 号）第 19 条の規定に基づき、高幡消防組合議会が行う選挙及び表決の投票用紙に関し、必要な事項を定めるものとする。

(投票用紙の様式)

第 2 条 使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

(1) 選挙投票用紙

9cm	高幡消防組合議会投票用紙 議会印	被選挙人 氏 名
	5cm	5cm

(2) 記名投票用紙

9cm	高幡消防組合議会投票用紙 議会印	議員氏名	
	5cm	5cm	

(3) 無記名投票用紙

9cm	高幡消防組合議会投票用紙 議会印	
	5cm	5cm

(その他)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、高幡消防組合議会が行う選挙及び表決の投票用紙に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第2章 監 査

○高幡消防組合監査委員の事務執行に関する条例

(昭和46年9月30日)

(条例第18号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、高幡消防組合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定例監査)

第2条 法第199条第3項の規定による監査は、毎年2月から5月の間に行なう。

2 監査委員は、前項の監査を行なうときは、あらかじめ、その期日を7日前までに組合長に通知しなければならない。

(請求又は要求に基づく監査)

第3条 法第98条第2項、第242条第1項及び第243条の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第5項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、監査の請求又は監査の要求を受理した日から、7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(臨時監査等)

第4条 監査委員は、法第199条第4項及び第5項の規定による監査を行なうときは、あらかじめ、その日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。ただし、特に必要があるときはこの限りでない。

(請願に対する措置)

第5条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、30日以内に措置しなければならない。

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)

第6条 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査は、毎月10日から15日までの間において前月分の出納について行なう。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

2 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行なうときは、あらかじめ、その日時を、当該監査をうける機関に通知しなければならない。

(決算及び証書類等の審査)

第7条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類並びに法第241条第5項の規定による基金の運用状況その他必要な書類を審査に付せられたときは、審査に付された日から30日以内に審査のうえ、意見をつけて組合長に送付しなければならない。

(職員の賠償責任の審査)

第8条 法第243条の2第4項の規定による当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を諮問されたときは、諮問された日から20日以内に審査のうえ、意見を付して組合員に送付しなければならない。

(告示及び公表)

第9条 監査委員の行なう告示又は公表は、高幡消防組合公告式条例の定める公告又は公表の例による。

(監査委員が定める事項)

第10条 この条例に定めるものの外、監査、検査及び審査の執行に関して、必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

～第3編～

行政一般

第1章 組 織

○高幡消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例

(昭和46年5月24日)

(条例第5号)

改正 昭和56年12月11日条例第8号 平成17年1月20日条例第1号
平成17年12月5日条例第17号 平成18年3月7日条例第1号
平成24年5月23日条例第3号 平成24年7月11日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項に基づき消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めることを目的とする。

(消防本部及び消防署の設置)

第2条 高幡消防組合の消防事務を処理するため、次の機関を置く。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(消防本部、消防署の名称及び位置)

第3条 消防本部、消防署の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
高幡消防組合消防本部	須崎市山手町1番7号	高幡消防組合 管 内 全 域
高幡消防組合 須 崎 消 防 署	須崎市山手町1番7号	須 崎 市 中 土 佐 町 梶 原 町 津 野 町
高幡消防組合 四 万 十 清 流 消 防 署	四万十町古市町5番1号	四 万 十 町

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、消防署（須崎市を除く。）については、昭和47年4月1日より適用する。

附 則（昭和56年12月11日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日より適用する。

附 則（平成17年1月20日条例第1号）

この条例は、平成17年2月1日より施行する。

附 則（平成17年12月5日条例第17号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月7日条例第1号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成24年5月23日条例第3号）

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年7月11日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合消防本部の組織に関する規則

(昭和 56 年 4 月 1 日)

(規 則 第 3 号)

改正 昭和 59 年 3 月 1 日規則第 1 号 平成 11 年 4 月 1 日規則第 1 号
平成 21 年 3 月 25 日規則第 1 号 平成 24 年 5 月 23 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、高幡消防組合消防本部（以下「本部」という。）の組織を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 本部に消防長、次長及び次の課及び係を置く。

総務課 総務係 経理係
消防課 予防係 警防係 消防係 救急係

2 前項の課に課長等を置くことができる。

(消防長・次長・課長・課長補佐・係長・主監・主幹)

第 3 条 消防長は、消防本部の事務を統括する。

2 次長は、消防長の命を受け職員を指揮監督する。

3 課長は、次長の命を受け職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、上司の命を受け所掌事務を掌理するとともに職員を指導する。

5 係長、主監、主幹は、上司の命を受け所掌事務を掌理する。

(職務代理)

第 4 条 次長は、消防長を補佐し、消防長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(事務の分掌)

第 5 条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総 務 課

(総務係)

- (1) 組織および企画に関すること。
- (2) 条例規則等に関すること。
- (3) 人事、給与に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 予算に関すること。
- (6) 職員の表彰に関すること。
- (7) 職員の公務災害補償に関すること。
- (8) 職員の福利厚生に関すること。
- (9) 消防学校等の入校に関すること。
- (10) 議会事務に関すること。
- (11) 応援協定等に関すること。
- (12) その他、他課係に属さない総務に関すること。

(経理係)

- (1) 収入及び支出に関すること。
- (2) 決算等に関すること。
- (3) 職員の給与、手当の支給に関すること。
- (4) 共済組合、退職手当組合に関すること。
- (5) 起債の償還事務に関すること。
- (6) 職員の貸与品の維持管理に関すること。
- (7) 備品購入の維持管理に関すること。
- (8) その他、他課係に属さない一般経理に関すること。

消 防 課

(予防係)

- (1) 幼年、少年、婦人防火クラブの育成指導に関すること。
- (2) 火災予防思想の普及及び指導に関すること。
- (3) 建築同意に関すること。

- (4) 消防設備等の指導及び検査に関すること。
- (5) 防火対象物の査察及び指導に関すること。
- (6) 防火管理者に関すること。
- (7) 建築物等の指導に関すること。
- (8) 火災予防条例等に関すること。
- (9) 危険物関係の取締り及び指導に関すること。
- (10) 危険物の許認可及び検査に関すること。
- (11) 高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。
- (12) その他、他課係に属さない予防に関すること。

(警防係)

- (1) 火災原因、損害の調査及び報告に関すること。
- (2) 火災等の証明に関すること。
- (3) 気象情報及び火災警報に関すること。
- (4) 救助隊に関すること。
- (5) 消防年報に関すること。
- (6) 職団員の訓練に関すること。
- (7) その他、他課係に属さない警防に関すること。

(消防係)

- (1) 消防施設整備計画に関すること。
- (2) 消防施設整備事務に関すること。
- (3) 消防の通信に関すること。
- (4) 消防団事務に関すること。
- (5) 消防団員等（元職団員、他一般住民等も含む。）の表彰に関すること。
- (6) 正副団長主任会に関すること。
- (7) 消防統計に関すること。
- (8) その他、他課係に属さない消防に関すること。

(救急係)

- (1) 救急隊員の指導計画に関すること。
- (2) 救急搬送証明に関すること。
- (3) その他、他課係に属さない救急に関すること。

(委任)

第6条 この規則について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 高幡消防本部の組織に関する規則（昭和46年規則第5号）は廃止する。

附 則（昭和59年3月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月23日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合消防署の組織に関する規程

(昭和 57 年 4 月 1 日)

(訓 令 第 2 号)

改正	昭和 59 年 3 月 1 日訓令第 1 号	平成 8 年 12 月 17 日訓令第 4 号
	平成 11 年 10 月 1 日訓令第 2 号	平成 13 年 4 月 1 日訓令第 3 号
	平成 17 年 2 月 1 日訓令第 1 号	平成 17 年 8 月 10 日訓令第 3 号
	平成 17 年 12 月 21 日訓令第 4 号	平成 18 年 3 月 17 日訓令第 1 号
	平成 19 年 3 月 29 日訓令第 2 号	平成 20 年 3 月 24 日訓令第 2 号
	平成 21 年 3 月 25 日訓令第 1 号	平成 24 年 3 月 26 日訓令第 1 号
	平成 24 年 5 月 23 日訓令第 2 号	

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 2 項に基づき、消防署（以下「署所」という。）の組織を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 署所の組織は、次のとおりとする。

名 称	設置場所
須崎消防署	須崎市山手町 1 番 7 号
中土佐分署	中土佐町久礼 6465 番 2
津野山分署	津野町北川字木谷 2589 番 1
津野山分署葉山出張所	津野町永野 471 番地
四万十清流消防署	四万十町古市町 5 番 1 号
四万十清流消防署西分署	四万十町津賀 177 番地 12

- 署、分署に隊を置き、隊に警防分隊、救急分隊を置く。
- 出張所に隊、隊に警防分隊、救急分隊を置くことができる。
- 署、分署に係を置くことができる。

(参事)

第 3 条 署及び分署（四万十清流消防署西分署を除く。）に参事を置く。

- 署所の参事は、高幡消防組合構成市町の副市町長（又は総務課長）若しくは市町長の指定する者とする。

(署及び分署並びに出張所)

第 4 条 署に署長、副署長を置き、隊に隊長、副隊長、分隊に分隊長、副分隊長を置くことができる。

- 分署に分署長、副分署長を置き、隊に隊長、副隊長、分隊に分隊長、副分隊長を置くことができる。
- 出張所に所長を置き、分隊に分隊長、副分隊長を置くことができる。
- 係に係長、主監及び主幹並びに主任、主任補佐を置くことができる。

(参事の職務)

第 5 条 参事の職務は、別に定める。

(署長、分署長、出張所長等の職務)

第 6 条 署長、分署長、出張所長（以下「署所長」という。）は、消防長の命を受け署所の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 副署長は、署長の命を受け、職員を指揮監督する。
- 副分署長は、分署長の命を受け、職員を指揮監督する。
- 隊長、副隊長、分隊長は、それぞれの署所の上司の命を受け、隊及び分隊の事務を処理し、職員を指揮監督する。
- 係長、主監、主幹は、署及び分署の上司の命を受け、署及び分署の事務を処理し、職員を指揮監督する。

(決裁及び代決)

第 7 条 すべて事務は、それぞれの署所のそれぞれの上司の決裁を経て施行しなければならない。

- 署長が不在のときは、副署長が、署長、副署長がともに不在のとき（分署の場合、分署長が不在のときは、副分署長、出張所の場合、所長が不在のときは、副所長）急施を要する事務については、係長、隊長、主監が、係長、隊長、主監が不在のときは副隊長が代決することができる。

る。副隊長以下の代決については、署所の長があらかじめ指定したものとする。

(後閲)

第8条 代決者は、代決した事項で上司の後閲を要すると認めたものについては「後閲」の表示をして、上司が登庁した際に遅滞なく報告し、後閲を受けなければならない。

(事務の専決)

第9条 事務の迅速な処理と合理化をはかるため、消防長は署長・分署長及び参事に専決さす。

2 専決事項は、別表に定めるところによる。

(事務分掌)

第10条 署所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 文書の処理、編さん保存に関すること。
- (2) 署所の人事に関すること（消防長の決裁するものを除く。）。
- (3) 予算の内3款消防費の目に計上された経費の起票、支払の手続に関すること。
- (4) その他署所の庶務に関すること。
- (5) 車両の管理及び使用許可に関すること。
- (6) 業務計画に関すること。
- (7) 本部との連絡調整に関すること。
- (8) 火災原因損害調査に関すること。
- (9) 危険物施設の査察に関すること。
- (10) 防火対象物の査察に関すること。
- (11) 建築同意による調査に関すること。
- (12) 火災予防条例に関すること。
- (13) 不法建築物の指導取締りに関すること。
- (14) 消防地水利に関すること。
- (15) 署員の訓練計画に関すること。
- (16) 危険箇所の調査に関すること。
- (17) 救急業務に関すること。
- (18) 山林火入の連絡に関すること。
- (19) 前条に規定する専決事項
- (20) その他署所の業務に関すること。

(運用)

第11条 この規程の運用については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 高幡消防組合消防署の組織に関する規程（昭和46年訓令第1号）は、廃止する。

附 則（昭和59年3月1日訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（平成8年12月17日訓令第4号）

この規程は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成11年10月1日訓令第2号）

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日訓令第3号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月1日訓令第1号）

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年8月10日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月21日訓令第4号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日訓令第1号）

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日訓令第2号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 23 日訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の須崎消防署設置場所については、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

別表

専決事項	専決者	署長及び分署長	参 事
1 職員の年次休暇、病 気休暇、特別休暇及び 私事旅行		署及び分署並びに出張所に勤 務する職員（署長及び分署長を 除く。）	署長及び分署長（須崎消防署 長及び同署に勤務する職員並び に四万十清流消防署西分署長を 除く。） 6 日以上
2 出張命令		署及び分署並びに出張所に勤 務する職員（署長及び分署長を 除く。）で県内及び管内 3 日以内	イ 署長及び分署長（須崎消防 署長及び同署に勤務する職員 並びに四万十清流消防署西分 署長を除く。） ロ 署及び分署並びに出張所に 勤務する職員で県外及び管内 4 日以上ただし、須崎消防署 長及び同署に勤務する職員を 除く。
3 時間外等の命令及び 休日勤務命令		署長及び分署長（四万十清流 消防署西分署長を除く。）は、毎 月の勤務割表の写しを消防長に 提出すること。	
4 職員の勤務命令		署長及び分署長（四万十清流 消防署西分署長を除く。）は、毎 月の勤務割表の写しを消防長に 提出すること。	勤務命令の受理
5 公印の管理		署長及び 分署長	
6 出勤簿及び年休届出の管理			
7 建築物の同意事務で、次に掲げるもの イ 特定防火対象物で 300 m ² 未満のもの ロ 非特定防火対象物で 500 m ² 未満のもの ハ エレベーター及び工作物			
8 罹災証明の発行に関すること			
9 火災予防条例に関すること			
10 予防査察に関すること			
11 火災原因及び損害調査に関すること			
12 救急出動に関すること（救急活動を行った ものを除く。）			
13 市町長の火入れの許可（森林法第 21 条第 1 項）を行ったときの通知書の受理に関する こと			

○高幡消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例

(平成26年3月5日)

(条 例 第 1 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に3年以上あったものであること。
- (3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。
- (4) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防分署長並びに消防分署長と同等以上と認められる職に2年（組合長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、2年から当該教育訓練の課程に応じ組合長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（組合長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ組合長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（組合長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ組合長が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。
- (3) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったものであって、組合長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○高幡消防組合副市町長会設置要綱

(平成 19 年 3 月 29 日)
(訓 令 第 10 号)

(名称)

第 1 条 この副市町長会は、高幡消防組合副市町長会（以下「副市町長会」という。）という。

(目的)

第 2 条 副市町長会は、高幡消防組合長（以下「組合長」という。）より諮問された運営上の必要な予算、その他の諸問題について協議決定し、組合長に答申し円滑な組合運営を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 副市町長会は、高幡消防組合（以下「組合」という。）を構成する 5 ヲ市町（以下「関係市町」という。）の副市町長（副市町長か出席できないときは、当該市町長の指定する者）をもって構成する。

(事務所)

第 4 条 副市町長会の事務所は、組合消防本部内に置く。

(業務)

第 5 条 副市町長会は、第 2 条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 組合の組織、機構、予算の策定及び運営に関すること。
- (2) 職員の配置、待遇及び行政処分等に関すること。
- (3) 消防団に関すること。
- (4) 消防施設整備に関すること。
- (5) その他、組合の運営に必要な事項

(会長、副会長)

第 6 条 副市町長会に会長、副会長 1 人を置く。

- 2 会長、副会長は、「副市町長」のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長か欠けたとき又は事故あるとき、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長の任期は、2 年とする。ただし、再任をさまたげない。

(会議)

第 7 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、副市町長の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席副市町長の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議に出席できる職員は、会長の出席要請のあった職員とする。

(職員)

第 8 条 副市町長会の事務を処理するため、組合消防本部に職員を置く。

(経費)

第 9 条 副市町長会に出席する経費（旅費等）は、関係市町の負担とする。ただし、会議に要する諸経費は組合の負担とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(高幡消防組合助役会設置要綱の廃止)
- 2 高幡消防組合助役会設置要綱（昭和 55 年訓令第 1 号）は、廃止する。

○高幡消防組合消防本部消防職員委員会に関する規則

(平成 8 年 10 月 1 日)

(規 則 第 7 号)

改正 平成 17 年 2 月 1 日規則第 2 号 平成 17 年 7 月 26 日規則第 6 号
平成 17 年 12 月 21 日規則第 8 号 平成 18 年 3 月 17 日規則第 1 号
平成 24 年 5 月 23 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 17 条の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(消防長に準ずる職)

第 2 条 法第 17 条第 3 項の規則で定める消防長に準ずる職は、消防本部次長又は、消防本部総務課長とする。

(委員長)

第 3 条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する。

(委員の定員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる区分（以下「組織区分」という。）ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は 6 名とする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 須崎消防署 消防本部 | 2 人 |
| (2) 四万十清流消防署 四万十湾流消防署西分署 | 2 人 |
| (3) 中土佐分署 津野山分署 | 2 人 |

(委員の指名)

第 5 条 消防長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

- 2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員に欠員を生じたとき新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き 2 期を超えることとなる場合は、この限りでない。
- 3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き 2 期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しない。

(意見取りまとめ者)

第 7 条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

- 2 意見取りまとめ者の定数は、4 人とするものとする。
- 3 意見取りまとめ者の任期は、2 年とするものとする。ただし、意見取りまとめ者に欠員が生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とするものとする。
- 4 意見取りまとめ者は、これを再任することができるものとする。ただし、任期が引き続き 2 期を超えることとなる場合は、この限りでない。

(消防職員の意見の提出)

第 8 条 消防職員は、法第 14 条の 5 第 1 項各号に掲げる事項に関し、別記様式により意見取りまとめ者を經由して委員会に意見を提出することができる。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。

- 2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べるることができるものとする。

(委員会の会議及び議事等)

第9条 委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する。

2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

3 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議する。

4 委員会の会議は、委員の総定数の3分の2以上のものが出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な処置をとることができる。

(委員会の意見)

第10条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

(委員会の審議の結果等の周知)

第11条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、消防本部において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

2 平成8年度において、消防長が指名した委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附 則 (平成17年2月1日規則第2号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月26日規則第6号)

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

2 平成17年度において消防長が指名した意見取りまとめ者の任期は、第7条第3項本文の規定にかかわらず、2年に満たない期間とすることができるものとする。

附 則 (平成17年12月21日規則第8号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日規則第1号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月23日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

意 見 書		
提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りま とめ者受付	
※1 意見取りま とめ者氏名	※2 受 付 年 月 日	

高幡消防組合消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意 見 の 内 容	

※ 1 欄は意見取りまとめ者が記入し、※2 欄は空欄とすること。
 必要な資料があれば添付すること。

○高幡消防組合ハラスメント等撲滅推進会議設置要綱

(平成30年2月14日)

(訓 令 第 1 号)

(設置)

第1条 高幡消防組合は、消防本部にハラスメント等撲滅推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高幡消防組合における、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント等（消防に関連する不祥事を含む。以下「ハラスメント等」という。）を撲滅するための施策の企画・立案
- (2) ハラスメント等を防止するための研修及び啓発・広報活動の総括
- (3) ハラスメント等の事案が発生した場合における再発防止措置案の策定
- (4) ハラスメント等を防止するための施策の進捗状況の管理
- (5) その他ハラスメント等の撲滅のために必要な事務

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員長は、消防長をもって充てる。

3 副委員長は、消防次長をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる者に委員長が任命する。

(1) 消防本部の各課長及び各消防署長、各分署長

(2) その他消防長が必要と認めた消防職員

5 委員は、委員長が特に必要と認める場合、前項の規定にかかわらず、弁護士などの第三者を委嘱することができる。

6 委員長は、必要があると認める場合において、職員をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

7 委員長は、会務を総理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、毎年度の上半期と下半期に各一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。

3 推進会議は、委員長及び5人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の活動に関する協力)

第5条 推進会議は、必要に応じて、職員並びに高知県公平委員会、ハラスメント相談窓口に対し、その業務について協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、消防本部総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成30年2月14日訓令第1号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○高幡消防組合救助隊規程

(昭和 56 年 12 月 15 日)

(訓 令 第 5 号)

改正 平成 11 年 7 月 1 日訓令第 1 号 平成 14 年 3 月 22 日訓令第 1 号

平成 19 年 3 月 29 日訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、高幡消防組合救助隊について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 救助隊とは、一般消防装備のほか、人命救助用の資機材及び救助についての知識、技能を身につけた消防隊の一隊をいう。

(設置)

第 3 条 高幡消防組合消防署、分署等（以下「消防署、分署」という。）に救助隊員、潜水隊員（以下「救助隊員」という。）を置く。

(編成)

第 4 条 救助隊は、消防署、分署の職員で消防長より任命された者をもって編成する。

2 救助隊に、隊長、副隊長、分隊長を置くことができる。

(任命)

第 5 条 救助隊員は、消防職員のうち署長、分署長より推薦された者を消防長が任命する。

(任務)

第 6 条 救助隊員は、一般消防業務のほか、災害現場における人命救助活動を付加するほか、各署所の職員及び団員に対し、救助活動に必要とする知職技能の指導にあたる。

2 救助隊は、所属長の命に従い、救助業務に警防隊と共にあたるものとする。

(出動)

第 7 条 救助隊員は、通常の火災出動のほか、消防長又は所属の長の指令によって救助活動に出動しなければならない。

(指揮)

第 8 条 救助隊員は、管轄内にあっては、所属長又は災害現場の最高責任者の指揮に服するものとする。

(勤務)

第 9 条 救助隊員は、各署、分署の勤務割により勤務をし、災害の状況により消防長が必要と認めた場合は、その命により救助活動に従事する。

2 救助隊員は、訓練等により管外に出動する場合、所属長の命により出勤し、その後の勤務については、消防長の命に従い勤務する。

(出動に対する経費)

第 10 条 管内全体の訓練及び共同使用目的の機器材、管外への合同訓練に出動する場合の経費については、本部予算により処置するものとし、救助隊の出動による各署、分署の人員の確保及び確保に対する処置及び各署、分署で購入する機器材等については、各署、分署で処置する。

(訓練)

第 11 条 救助隊員は、通常の消防訓練のほか救助訓練に参加し、又平素は体力養成に努める等、常に出動に備えなければならない。

2 消防長は、救助訓練に際しては、周到な計画のもとに実施し、安全管理に努めなければならない。

(服装)

第 12 条 救助隊の服制は、高幡消防組合職員の服制規則（昭和 46 年 9 月 30 日規則第 4 号）によるほか、救助隊として必要な被服等を貸与する。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、救助隊に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 56 年 12 月 18 日より施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 1 日訓令第 1 号）

この規程は、平成 11 年 7 月 1 日より施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 22 日訓令第 1 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第2章 処 務

○組合長の専決処分事項の指定について

(平成19年3月5日)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、組合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 財源全額を国、県支出金、寄付金及び負担金による300万円以下の補正予算
- (2) 目的の価格が30万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- (3) 法律上、組合の義務に属する損害賠償の額の決定で30万円以下のもの
- (4) 法令の定めるところにより、当然必要とする条例の改廃
- (5) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約で1件につき500万円以下の契約金の変更

○高幡消防組合事務決裁規程

(昭和 56 年 4 月 1 日)

(訓 令 第 2 号)

改正 平成 8 年 8 月 1 日訓令第 2 号 平成 8 年 12 月 17 日訓令第 3 号

平成 13 年 3 月 15 日訓令第 1 号 平成 18 年 3 月 17 日訓令第 2 号

平成 18 年 4 月 15 日訓令第 9 号

(趣旨)

第 1 条 高幡消防組合における事務の決裁については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(決裁)

第 2 条 組合長の決裁を要する事項は、別表 1 のとおりとする。

(副組合長及び消防長の専決事項)

第 3 条 副組合長及び消防長の専決事項は、別表 2 のとおりとする。

2 参事、署長及び分署長の専決事項は、別表 3 のとおりとする。

3 副組合長に属する専決事項は、本部が行なう事務について消防長が代務することができる。

(代決)

第 4 条 代決は、次の各号の区分により行なうことができる。

(1) 組合長が不在のときは、副組合長が代決する。

(2) 副組合長が不在のときは、消防長が代決する。

2 代決した事項は、すみやかに後閲を受けるものとする。ただし、軽易な事項についてはこの限りでない。

(専決及び代決の制限)

第 5 条 この規程に定める専決事項又は代決事項であっても特に重要又は異例と認めるものについては、組合長の決裁を受けなければならない。

附 則

この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 8 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 12 月 17 日訓令第 3 号)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 13 年 3 月 15 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 17 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 15 日訓令第 9 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1 組合長の決裁を要する事項

- 1 高幡消防組合運営に関する基本方針の決定並びにその変更
- 2 組合議会の招集
- 3 条例案、予算案及びその他の議案の決定
- 4 権限の委任及び専決
- 5 職員の任免、服務、賞罰及び給与の決定の承認
- 6 消防長の県外出張
- 7 訴訟及び不服の決定
- 8 表彰及び儀式的決定
- 9 30万以上の予備費の充用及び予算の流用
- 10 1件の金額600万以上の収入命令
- 11 1件の金額600万以上の支出負担行為及び支出命令
- 12 契約価格300万以上の契約
- 13 1件の金額300万以上の物件取得、交換及び処分
- 14 規則及び訓令の制度及び改廃
- 15 告示、指令、達、通知、報告、照会及び回答等で重要な事項
- 16 消防長の旅行及び承認並びに服務上の諸願の受理
- 17 その他の重要な事項

別表 2

1 副組合長専決事項

- (1) 消防長の事務引継報告の承認
- (2) 消防長の県内出張命令及び旅行の承認
- (3) 1件の金額600万未満の収入命令
- (4) 1件の金額600万未満の支出負担行為及び支出命令
- (5) 契約価格300万未満の契約
- (6) 1件の金額300万未満の物件の取得、交換及び処分
- (7) 歳出予算の配当及び出先機関の予算の令達
- (8) 補助金の申請及び起債に関すること。
- (9) 報酬、給料、職員手当、共済費、退職手当組合、地公災基金の負担金及び公債費の確定されているものに係るもの
- (10) 1件の金額600万未満の入札予定価格及び最低制限価格の決定
- (11) 1件の金額100万未満の設計金額及び仕様の一部変更
- (12) 30万未満の歳出予算の流用及び予備費の充用
- (13) その他組合長の決裁以外の事項

2 消防長専決事項

- (1) 定例的な報告、通知、照会及び回答
- (2) 諸証明書 of 交付
- (3) 職員の休暇の承認
- (4) 職員の出張、旅行及び時間外勤務命令
- (5) 使用料及び手数料の調定
- (6) 扶養親族及び通勤届並びに住居届の決定
- (7) 文書の保管、廃棄及び閲覧の許可
- (8) 文書の收受及び発送
- (9) 例規集等の編集
- (10) 歳入歳出外現金の受入れ及び払出しに関すること
- (11) その他副組合長の専決以外の軽易な事項

別表第3

1 参事の専決事項

- (1) 歳出予算の配当を受け、予算の令達の範囲内で支出負担行為及び支出命令ただし、中土佐分署においては給与及び職員手当等を除く。

2 署長及び分署長の専決事項

- (1) 歳出予算の配当を受け、予算の令達の範囲内で1件の金額10万円未満の支出負担行為及び支出命令

ただし、四万十清流消防署長においては30万未満、中土佐分署においては50万未満とする。

○高幡消防組合消防長専決規程

(昭和 46 年 9 月 30 日)
(訓 令 第 5 号)

次に掲げる事務は、消防長に専決させる。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）第 6 条及び第 7 条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の申請書の受理及び許可に関する事。
- (2) 法第 11 条第 3 項及び政令第 8 条に規定する完成検査申請書の受理及び完成検査済証の交付に関する事。
- (3) 法第 11 条第 4 項に規定する製造所等の譲渡又は引渡しの届出の受理に関する事。
- (4) 法第 11 条の 2 に規定する製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量の変更の届出の受理に関する事。
- (5) 法第 11 条の 3 に規定する製造所等の所有者、管理者又は占有者に対して、法第 10 条第 3 項に規定する技術上の基準に従うことを命ずる事。
- (6) 法第 12 条第 2 項に規定する製造所等の修理、改造又は移転を命ずる事。
- (7) 法第 12 条の 2 に規定する製造所等の使用停止を命ずる事。
- (8) 法第 12 条の 3 に規定する製造所等の廃止の届出の受理に関する事。
- (9) 法第 13 条第 2 項に規定する危険物取扱主任者の選任又は解任の届出の受理に関する事。
- (10) 法第 14 条の 2 第 1 項及び第 3 項に規定する予防規程を認可し、及び変更を命ずる事。
- (11) 法第 16 条の 4 に規定する製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する状況質問又は製造所等の立入検査に関する事。
- (12) 法第 16 条の 5 に規定する危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置を命ずる事。
- (13) 政令第 23 条に規定する製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合消防本部出納員の代決規程

(平成9年11月1日)

(訓令第1号)

改正 平成19年3月29日訓令第4号

(目的)

第1条 この規程は、会計管理者の権限に属する事務の一部を消防本部出納員に代決処理させるため、必要事項を定めるものとする。

(代決)

第2条 会計管理者が不在のときは、消防本部出納員が会計管理者の決済事項を代決することができる。

(後閲等)

第3条 代決した消防本部出納員は、その代決した事案で、重要な事項その他上司において了知しておく必要があると認めるものについては、その後閲を受け又はその要旨を報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成9年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

第3章 文書・公印

○高幡消防組合文書規程

(昭和46年9月30日)

(訓令第6号)

改正 平成19年3月29日訓令第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 文書の取扱については、別に定めのあるもののほかは、この規程の定めるところによる。

(文字、文体及び用語)

第2条 漢字及びかなづかいはつとめて「当用漢字表」(昭和21年11月内閣告示第33号)により文体及び用語はできるだけ平易にし、難解である字句をさける。

(文書の区分)

第3条 文書は、おおむね次のように区分する。

- (1) 条例 地方自治法の規定により議会の議決を経て制定するもの
- (2) 規則 地方自治法の規定により組合長が制定するもの
- (3) 告示 組合がその決定した事項を公式に広く一般に知らせるもの
- (4) 公示 前号以外で一般又は一部に告知するもの
- (5) 訓令 職員又は所属公所に対し指揮命令するもの
- (6) 内訓 訓令又は訓で機密に属するもの
- (7) 訓 訓令で公示をしないもの
- (8) 達 特定の個人又は団体に対して職権をもって特定事項を命令し、禁示し、停止し、又は取り消すもの
- (9) 指令 申請(願)に対して許可若しくは認可し(許可若しくは認可しない場合も含む。)又は指示命令するもの
- (10) 上申 上司又は諸官公庁に申告するもの
- (11) 申請(願) 許可又は認可を請うもの
- (12) 具申 情状を上申するもの
- (13) 副申 上司又は諸官公庁に進達する文書に意見を副えるもの
- (14) 内申 上司又は諸官公庁に内密に申告するもの
- (15) 伺 上司又は諸官公庁の指揮を請うもの
- (16) 報告 事務上の状況その他を成規によって報告するもの
- (17) 通知 事実を開示して通知するもの
- (18) 照会 回答を求めるもの
- (19) 回答 照会に応ずるもの
- (20) 囑託(委嘱) 事務処理その他の行為一定の行為を依頼するもの
- (21) 依頼(囑託) 事務其の他一定の行為を依頼するもの
- (22) 証明 一定の事実を証明するもの
- (23) 辞令 命令、任免、給与又は一定の職務を命課するもの

(書式文例)

第4条 前条に掲げる文書の書式文例は、大略次の通りとする。

(1) 条例文例

何々条例をここに公布する。

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名(署名)

高幡消防組合条例第 号

何々条例

(2) 規則文例

何々規則をここに公布する。

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名(署名)

高幡消防組合規則第 号

何々規則

(3) 告示文例

高幡消防組合告示第 号

何々規定又は何々を次のように定める(改正する。)(何々する)。

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

(4) 訓令文例

高幡消防組合訓令第 号

(令達先)
消防本部
消 防 署
分 署
出 張 所

何々規程(一部を改正する訓令)を次のように定める。

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

(5) 訓文例

高幡消防組合訓第 号

(令達先)
消防長

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

(6) 指令文例

高幡指令第 号

(令達先)

住所 氏 名

年月日付第 号をもって申請(願出)の何々については(次の条件期間を附して)許可(認可、承認)する。(できない。)

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

(7) 達文例

高幡達第 号

住所

法人名(又は)氏名

何々法第何条の規定によって何々の許可(認可)を取り消す。

(又は)

何々規則第何条の規則によって何々・・・・・・・・・・を禁止する。

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

(8) 上申、申請、具申、内申、副申、報告、伺文例

高幡発第 号

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

官公職氏名殿

何々について(申請、報告等)

何々・・・・・・・・・・・・・・・・

(9) 通知、照会、依頼、回答、嘱託文例

高幡発第 号

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

官公職氏名殿

何々について(照会)

何々の事務処理上必要がありますから、別紙様式により何月何日までに御回答下さい。

何々について（回答）又は年月日何第何号に対する回答

（１）当組合ではまだ実施しておりません。

（２）現在のところ特に意見はありません。

（１０）証明文例

何々・・・・・・・・・・・・・・・・

上記証明する。（上記の通り相違なきことを証明する。）

（上記は調査した範囲内において相違ないものと認める。）

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

（１１）辞令文例

氏

名

任 用

何々を命ずる。（補する。）

兼ねて何々を命ずる。（補する。）

何等級何号給を給する。

何号給特に何円を給する。

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

分課辞令

職 氏

名

何課（何係）勤務を命ずる。

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

辞職、免職

職 氏

名

願により職務を免ずる（職務を免ずる。）

年 月 日

高幡消防組合長 氏

名 印

（番号）

第５条 条例、規則、告示、訓令、内訓及び訓は各種類ごとに総務課に於いて一連番号を附し令達番号簿（第１号様式）に登録しなければならない。

２ 前項以外の文書は受付（発送）件名簿（第２、３号様式）により一連番号を附し登録しなければならない。

第２章 文書の処理保存

（文書の受理）

第６条 到達した文書（電報を含む。以下同じ。）は総務課において受領し、次の各号によって処理しなければならない。

（１）親展文書は封かんのまま名あて人に配付する。

（２）前号以外の文書は総務課において開封して受付件名簿に登録し、受付印（第４号様式）を押して年月日及び番号を記入ののち、係長、課長、次長、消防長の回議を受け配付する。但し、窓口限りで処理することのできる程度の文書及び名宛人の文書は、そのまま封皮を添え主管係に配布する。

（３）電報は、一般文書より先に処理しなければならない。

（４）貨幣、金券、有価証券及び書籍並びにその他の物品は金券送達簿又は物品送達簿（第５号様式）に記載し、主管課長へ配布して受領印を受けなければならない。

２ 郵便料金の未納又は不足の文書が到達したときは、発信者が官公署であるとき又は公務に関する文書と認められるときに限り、その未納又は不足料金を納付して収受することが出来る。

第７条 主管係に直接提出せられた文書は、備付受付件名簿（第２号様式）簿に登録して処理しなければならない。

（文書の処理）

第８条 主管係は、配付せられた文書中重要と認めるものは、更に副組合長、組合長の査閲を経たのち、自ら処理しなければならない。

(処理期限)

第9条 文書を受付けたときは、期間のあるものは必ず期間迄に、その他のものは、遅滞なくすみやかに処理しなければならない。

(立案)

第10条 受理した文書の処理の案及び文書の発議は、主管係に於て起案用紙(第6号様式)を用いて立案し、上司の決裁を経なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 軽易な事件であつて受理文書の余白に立案を記入して処理できるもの
- (2) 願届出等であつて達式誤り等により訂正のため符せんで処理するもの
- (3) 閲覧に止めるもの
- (4) 例文によって処理するもの
- (5) 決裁簿によって処理するもの
- (6) 処理の形式に関して別に規定があるもの

2 立案の事件が他の課に関連するものは、課、または出納その他の会計事務に関係のあるものは会計管理者に合議の上、決裁を受けなければならない。

(議会に提案する文書)

第11条 議会に提出する文書は、総務課に於いて立案し、組合長の決裁を経なければならない。

2 総務課は、原議の送付を受けたときは、提案の手続をとらなければならない。

(発送の手続き)

第12条 決裁を経た発送文書は、総務課に於いて、浄書校合し、備付けの発送件名簿に登録しなければならない。

2 総務課は、前項により、郵送すべきものは郵便切手、葉書受払簿に発送年月日、発送先、郵便の種別、その他料金を記入し、郵便手続を、直ちに配達すべきもののうち重要な文書は文書送達簿(第7号様式)に発送年月日、送達先を記入して送達手続をとらなければならない。

(完結及び保存)

第13条 処理完結した文書は、関係書類と共に整理して文書綴に処理済月日の順に編綴しなければならない。

2 文書綴は、総務課において編集し、保存しなければならない。

(文書の編集)

第14条 文書は、年度によって区分し、これを編集する。

2 編集若しくは保存上必要とするときは、数年分を合し、又は1年分を分冊して編集することができる。

(文書の保存年限)

第15条 文書は、4種類にわちその保存年限を次のように定める。

第1種 永久

第2種 10ヶ年

第3種 5ヶ年

第4種 2ヶ年

2 前項の保存年限は、完結した翌年からこれを起算する。

(保存区別)

第16条 前条に掲げる第1種に属するものは、次の通りとする。

- (1) 基本財産、各種積立金、その他財産の管理処分に関する書類
- (2) 条例、規則、規定に関する書類
- (3) 歳入、歳出、決算その他組合議会決議書及び組合議会に関する書類
- (4) 事務引継書類
- (5) 訴願、訴訟及び異議に関する書類
- (6) 印鑑に関する書類
- (7) 重要統計書類並びに地図類
- (8) 職員の進退、賞罰等に関する書類及び履歴書
- (9) 営造物の設置、変更若しくは廃止に関する書類
- (10) 権利の設定、変更(各種契約を含む。)及び移転に関する書類
- (11) 前各号の外永久に効力を有し、又は参考となるべき書類及び組合の沿革を知るに必要な文書

2 第2種に属するものは、次の通りとする。

- (1) 法令に従い処理したもので永久保存の必要のないもの
- (2) 議会に関する書類で永久保存の必要のないもの
- (3) 決算の終わった金銭物品に関する書類
- (4) 監督官公署（申請、上申、報告及びその指令）に関する書類で永久保存の必要のないもの
- (5) 歳入、歳出、予算書類
- (6) 統計報告書類
- (7) 事務経理簿、伝達簿
- (8) 前各号の外10ヶ年保存の必要があると認める書類

3 第3種に属するものは、次の通りとする。

- (1) 調査を終了した請報告及び統計材料
- (2) 台帳登録を終了した請申請書類
- (3) 選挙に関する書類（但し、次期選挙の終らないものは除く。）
- (4) 前各号の外5ヶ年間保存の必要があると認める書類

4 永久、10ヶ年、5ヶ年保存に属しない文書は総べて2年保存に編入するものとする。

（保存文書の持出）

第17条 保存文書は、組合長の指揮又は許可を受けないで本部外に持出すことはできない。

（保存する文書の閲覧等）

第18条 保存文書を借覧しようとするときは、総務課長の承認を受けなければならない。

2 職員以外のものから保存文書の閲覧又は謄写の申出があったときは、上司の許可をうけ他の職員の立会のもとにこれを行わせなければならない。

（廃棄処分）

第19条 保存年限を経過するに至った簿冊については、総務課長は組合長の決裁を経て、廃棄処分にする。

2 前項の規定に拘わらず合議の結果必要と認められる場合は、その簿冊の需要年限別に期限を定め、これを保存するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式

令 達 番 号 簿

番 号	月 日	件 名	備 考

第2号様式

受 付 件 名 簿

月 日	受 第	件 名	年 月 日第 号	出 所	
	号	处 理			

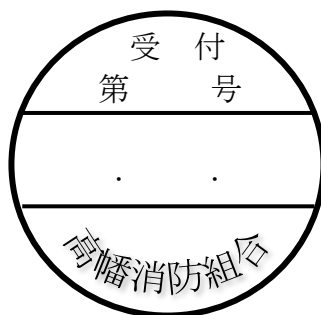
第3号様式

発 送 件 名 簿

月 日	発 第 号	件 名		宛 名	
--------	-------------	--------	--	--------	--

第4号様式

日 附 印



第5号様式
(ア) 金券送達簿

受付年月日	摘 要	金券番号	金 額	送 付 先	受領者氏名	印

(イ) 物品送達簿

受付年月日	摘 要	品 名	数 量	送 付 先	受領者氏名	印

第6号様式

起 案 用 紙

分 類	保 存	起 案						
種	年	年 月 日			課 係			
施 行	高 幡 第 号 年 月 日				完 結			
組 合 長 副組合長 会計管理者		消防長	合 議				合 議	予 算
			次長	課長	係長	係		
								配 当
								執 行 済
						残 額		
下記について次のように「 」してもよろしいか。								

第7号様式

文 書 送 達 簿

受付月日	発 信 先	件名番号	摘 要	受領者氏名	印

(参考)

文書の左横書き実施要領

別 紙

左横書き文書の書き方

第1 一般的な心得

縦書きと横書きとは、縦と横との相違で本質的には変わらない。しかし数字や符号の用い方に多少の相違がある。一般的なことがらは、次のとおりである。

- 1 本文は1文字あけて書き出し、本文中行を改めるときも1文字あけて書き出す。
- 2 ただし書は行を改めない。
- 3 なお書及びおって書は行を改める。
- 4 なお書とおって書の両方を使うときは、なお書を先にする。
- 5 「下記のとおり」「次の理由により」等の下に書く「記」、「理由」等は中央に書く。
- 6 職名のある者にあてた文書のあて名又は職名のある差出人名は、職名だけとすることを原則とする。ただし、大臣あてのときは、氏名を必ず書く。
- 7 標題は「・・・・・・に関する件」の表現を使わず「・・・・・・について」を用いる。
- 8 標題は、わかりやすく簡潔なものとし、原則としてその末尾に「通達」「照会」等のように文書の性質をあらわすことばを（ ）書きでつける。

第2 用字について

1 漢字及びかな文字

漢字及びかな文字の用い方は次による。ただし、条例、規則、告示及び訓令に定める別記、別紙、別表等についての(5)は、法令用語の送りがなのつけ方(内閣法制局の定めたもの)による。

- (1) 当用漢字表(昭和21年11月16日内閣告示第32号)
- (2) 現代かなづかい(昭和21年11月16日内閣告示第32号)
- (3) 当用漢字音訓表(昭和23年2月16日内閣告示第2号)
- (4) 当用漢字字体表(昭和24年4月28日内閣告示第1号)
- (5) 送りがなのつけ方(昭和34年7月11日内閣告示第1号)
- (6) かたかなは外国の地名、人名、外来語及び外国語並びに擬声語擬音語又は特に強調する必要のあることなどで、かたかなで書いた方が理解しやすい場合に用いる。
(例) ビルマ チャーチル ガラス ボート ワアワア騒ぐ 水がサラサラ流れる 時間的にズレが生じ 融資には一定のワクがあつて
- (7) 当用漢字表及び同音訓表で書き表せないものは、次の標準によって書き替え又はいい替えをする。
ア 漢字をはずしても意味の通じる使いなれたことばはそのままかな書きにする。
イ その全部をかな書きにすると誤解されるおそれのあることばはそのはずれた部分だけをかな書きにする。
ウ 複合してできたことばはそのはずれた部分だけをかな書きにする。
エ 同じ音の意味の似た漢字に書き替える。
オ 意見の似ている使いなれたことばに書き替える。

2 数 字

(1) アラビア数字

数字は、(2)に掲げる場合を除いてアラビア数字を用いその書き方は次のようにする。

ア 数字の区切り方

数字のけたの区切り方は、3けた区切りとし、区切りには「,」を用いる。

ただし、年号、文書番号、電話番号等特別なものには区切りをつけない。

イ 小数、分数及び帯分数の書き方は、次の例による。

小数・・・・・・・・ 0. 1 2

分数・・・・・・・・ $\frac{1}{2}$ 2分の1 $\frac{1}{2}$

帯分数・・・・・・・・ $1\frac{1}{2}$ $1\frac{1}{2}$

ウ 日附、時刻及び時間の書き方は次の例による。

	日	付	時	刻	時	間
普 通 の 場 合	昭 和	3 5 年	4 月	1 日	8 時	3 0 分
省 略 す る 場 合	昭	3 5 .	4 .	1		

エ 4 半期の書き方は次による。

第 1－4 半期 第 2－4 半期 第 3－4 半期 第 4－4 半期

(2) 漢数字

漢数字は、次のような場合にのみ用いる。

ア 固有名詞

(例) 四国 九州 二重橋

イ 概数を示す語

(例) 二、三人 四、五人 数十日

ウ 数量的な感じのうすい語

漢数字を含めて熟語をなしていることばであって、その漢数字が一定の数量をあらわす意味に使われていないもの

(例) 一般 一部分 四分五裂

エ 慣習的な語

「ひとつ」、「ふたつ」等と読む場合

(例) 一休み 二間続き 五日め

オ 単位として用いる語

万以上の数の単位として最後に用いる場合

(例) 1 0 0 万 1, 0 0 0 億

(百、千は、たとえば「3 百」、「5 千」としないで、「3 0 0」、「5, 0 0 0」と書くのを通例とする。)

カ その他会計の文書等の金額の表示で、特に漢数字の使用が決められているもの

第 3 符号の用い方

符号は、次のように用いる。

1 くぎり符号

(1) 「。」(まる)(句点)

一つの文章を完全にいい切ったところに、必ず用いる。「かっこ」の中でも文章のいい切りには必ず用いる。ただし、単に事物の名称を掲げた場合には用いない。

(2) 「、2」(てん又はぼつ)(とう点)

おおむね、次のように用いる。

ア 一つの文章の中で、ことばの切れ続きを明らかにする必要があるところ。

イ 叙述の主題(「主語」でないことに特に注意)を示す「は」、「も」などのあと。

ウ 名詞を並列し用いる場合には、各名詞の間に用いる。ただし、並列する語句が二つの場合又は並列する語句が三つ以上の場合における最後の二つの語句の間には、「及び」とか「又は」を用い、「、」は用いない。

注：名詞を並列する場合、最後に「等」を用いるときは、「及び」とか「又は」を用いない。

エ 句と句とを接続する「かつ」の前後には、用いる。語と語とを接続する「かつ」の前後には、用いない。

オ 「ただし」、「しかし」、「しかしながら」、「したがって」、「すなわち」、「この場合」等の接続詞の次には、用いる。

カ 対句の場合には、対句の接続だけに用い、対句の中にある主語や並列語には、用いない。

(3) 「。」(ピリオド)

単位を示す場合、省略符号とする場合等に用いる。

また、アルファベットによる省略又はローマ字による略語に用いる。ただし、誤解を生ずるおそれがないときは、この限りでない。

(例) 0.05 昭 35.4.1

N. H. K又はNHK

(4) 「・」(なかつてん)

外国語、外国の地名、人名、ローマ字について、次のように用いる。

(例) トーマス・エジソン アプレ・ゲール

(5) 「:」(コロン)

次に続く説明文又はその他の語句があることを示す場合などに用いることができる。

(例) 注: 電話: 2-7 1 1 1

(6) 「～」(なみがた)

表の中等で、「. から まで」を示す場合に用いる。

(例) 高知～東京 第1号～第5号

(7) 「ー」(ダッシュ)

語句の説明やいい替えなどに用い、丁目、番地を省略して書く場合にも用いる。

(例) 信号灯 赤ー止れ 青ー進め 本町1ー1 (本町1丁目1番地)

(8) 「()」(かっこ)

用語又は文章のあとに注記をはさんで用いる。また、見出しとしても用いる。

(9) 「[]」(そでかっこ)

様式の根拠条文を示す場合には必ず用いるが、注、備考、摘要等、表の説明をする場合等にその字をはさんで用いることがある。

(10) 「『 』」(かぎ)

ことばを定義する場合、他の用語又は文章を引用する場合及び特に必要のある場合等に、その用語又は文章をはさんで用いる。

「『 』」の中で、さらに「『 』」を用いる必要があるときは、『 』(ふたえかぎ)を用いる。引用の原文に「『 』」が用いてあるものは、原文の「『 』」を『 』に改める。

(11) 「→」(矢じるし)

左のものが右のように変わることを示す場合に用いる。

(例) 車輛→車両

2 くりかえし符号

(1) 「々」

同じ漢字が続くとき用いてもよい。ただし、「民主主義」「工事事務所」等のように、続く漢字が異なった意味に用いられる場合は、用いない。

(2) 「ゝ」「く」

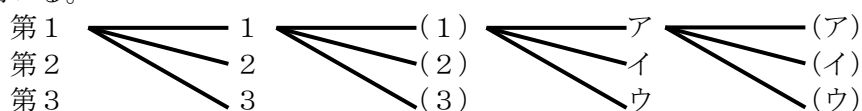
同じかなが続くときに用いる符号であるが、用いない。

(3) 「〃」

表等で同一であることを表わす場合に用いる。

3 見出し符号

項目を細別する必要があるときは、次のような順序に従って番号及び記号を用いる。ただし、項目が多くないときや下記などの項目を細別する必要があるときは、「第1」を省いて「1」から用いる。



注: 見出し符号には「・」を打たず、1字分を空白にして次の字を書き出す。

4 計量記号その他

長さ、質量等の計量記号その他でその用法が通例のものは、必要に応じ用いてもよい。

(例) メートル	→ m	キロメートル	→ k m
グラム	→ g	キログラム	→ k g
トン	→ t	アール	→ a
パーセント	→ %	度	→ °

第4 書式について

文書の書式については、法令などで様式として定められているもののほかは、特別のものを除き、おおむね次のように書式を統一することとする。

1 令達文書

訓、達、指令等の文書は、この書式による。

(1) 文書番号は、用紙の右上におおむね中央から書き出し、終りは1字分をあける。

(2) あて名は、文書番号の下に、1行をおいておおむね中央から書き出し、終りは1字分をあ

ける。住所等の記載を要するときは、あて名の上の行に、用紙の中央やや左から書き出し、
終り 2 字分をあける。

(3) 年月日は、本文の下の方に、用紙の左に 1 字分をあけて書き出す。

(4) 令達者の職氏名は、年月日の下に 1 行をおいて用紙の中央やや左から書き出し、公印は末尾の字にかけて押し、押したあと 1 字分あくようにする。

(5) 契印は、用紙の中央に押す。

令達文書の書式

契
印

高幡指令第 号
住所 ××
氏名 ×

×
.....。

×元号 年 月 日
(あける)
高幡消防組合長 氏
名 ×

(あける)
1 ×
2 ×

2 一般文書

照会、回答、通知、報告、進達、副申、通達等は、この書式による。

- (1) 文書番号は1行目一年月日は2行目の中央やや右から書き出し、終りは1字分をあける。
- (2) あて名は、日付の下に、1行をおいて左から1字分をあけて書き出す。
- (3) 発信者名は、あて名の下に、1行をおいて用紙の中央やや左から書き出し、公印は末尾の字にかけて押し、押したあと1字分あくようにする。
- (4) 標題は、発信者名の下に、1行をおいて、左から3字分をあけて書き出し、書ききれないときは書き出しを1行目にそろえ行を改める。この場合、終りは3字分をあける。
- (5) 本文は、標題の下に行に1字分あけて書き出す。
- (6) 契印は、用紙の中央に押す。

契
印

一般文書の書式

高幡発 号×
年 月 日×

(あける)

×あて名

(あける)

高幡消防組合長 印 ×

(あける)

×××件名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・×××

・・・・・・・・・・(・・・・・・・・)

×本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・。

×なお、・・・・・・・・・・。

記

1 ×・・・・・・・・・・。

2 ×・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・。

(1) ×・・・・・・・・・・。

(2) ×・・・・・・・・・・。

ア ×・・・・・・・・・・。

イ ×・・・・・・・・・・。

○高幡消防組合公印規則

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(規 則 第 10 号)

改正	昭和 47 年 6 月 30 日規則第 3 号	昭和 47 年 12 月 5 日規則第 7 号
	昭和 56 年 4 月 1 日規則第 5 号	昭和 61 年 4 月 17 日規則第 3 号
	平成 8 年 12 月 17 日規則第 8 号	平成 13 年 7 月 1 日規則第 6 号
	平成 14 年 3 月 22 日規則第 1 号	平成 17 年 2 月 1 日規則第 1 号
	平成 17 年 12 月 21 日規則第 9 号	平成 18 年 3 月 17 日規則第 2 号
	平成 19 年 3 月 29 日規則第 1 号	平成 28 年 6 月 7 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 高幡消防組合の公印については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の種類及び寸法等)

第 2 条 公印は、庁印及び職印とし、庁印は庁名をもって発する文書に、職印は職名をもって発する文書に用いる。

2 公印の種類、寸法及びひな形は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(公印の管守)

第 3 条 高幡消防組合印、高幡消防組合長印、賞状用高幡消防組合長印、高幡消防組合長職務代理者印、高幡消防組合会計管理者職務代理者印、高幡消防組合消防長印、高幡消防組合議会議長印は、総務課長がこれを管守する。

2 会計管理者の公印は、会計管理者が管守する。

3 出納員の公印は、出納員が管守する。

4 署及び分署に配置している高幡消防組合消防長印は、四万十清流消防署、西分署、中土佐分署、津野山分署の署長及び分署長が管守し、高幡消防組合消防署長印、高幡消防組合分署長印、高幡消防組合津野山分署長印及び契印は、それぞれ各配置している署長及び分署長が管守する。

5 高幡消防組合（以下各消防団に同じ。）須崎消防団印及び須崎消防団長印、四万十消防団印及び四万十消防団長印、中土佐消防団印及び中土佐消防団長印、梶原消防団印及び梶原消防団長印、津野消防団印及び津野消防団長印は、それぞれの消防団本部において管守する。

6 公印は、堅固な容器に納め、原則として錠を施し、これを庁外に携行してはならない。ただし、公印管守者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(公印取扱責任者)

第 4 条 総務課長が、必要と認める場合は、公印取扱責任者を置き所属職員のうちから任命する。

(公印台帳)

第 5 条 公印は、公印台帳別表第 3 に押印し、紛失、滅損等により新調、改刻したときは、そのつど所要事項を記載しなくてはならない。

(旧印の保存)

第 6 条 改刻その他の理由により使用しなくなった公印は、使用を廃した日から起算して 10 年間保存しなければならない。

(公印の告示)

第 7 条 公印を新調若しくは改印したとき、又は公印の使用を廃したときは、印影を付してその旨告示するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 9 月 30 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 5 月 1 日より適用する。

附 則 (昭和 47 年 12 月 5 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 4 月 17 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 12 月 17 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 22 日規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日規則第 9 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 17 日規則第 2 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 7 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

公 印 名	形 式	書 体	寸 法
高 幡 消 防 組 合 印	1	古印体	方 2 9 ミリメートル
組 合 長 印	2	古印体	方 2 1 ミリメートル
組 合 長 印 （ 賞 状 用 ）	3	古印体	方 2 4 ミリメートル
議 会 議 長 印	4	古印体	方 2 1 ミリメートル
組 合 長 職 務 代 理 者 印	5	古印体	方 2 1 ミリメートル
会 計 管 理 者 印	6	古印体	方 1 7 ミリメートル
会 計 管 理 者 職 務 代 理 者 印	7	古印体	方 2 1 ミリメートル
出 納 員 印	8	古印体	方 1 7 ミリメートル
消 防 長 印	9	古印体	方 2 1 ミリメートル
消 防 長 印 （ 賞 状 用 ）	1 0	古印体	方 2 4 ミリメートル
消 防 長 事 務 取 扱 印	1 1	古印体	方 2 1 ミリメートル
消 防 署 長 印	1 2	テン書体	方 2 1 ミリメートル
消 防 署 長 印	1 3	古印体	方 2 1 ミリメートル
分 署 長 印	1 4	古印体	方 2 1 ミリメートル
津 野 山 分 署 長 印	1 5	古印体	方 2 1 ミリメートル
監 査 委 員 印	1 6	古印体	方 2 1 ミリメートル
高幡消防組合副市町長会会長印	1 7	古印体	方 2 1 ミリメートル
契 印	1 8	テン書体	1 2 × 3 0 ミリメートル

別表第2（第2条関係）

公 印 名	形 式	書 体	寸 法
須 崎 消 防 団 印	1	古印体	方 3 0 ミリメートル
須 崎 消 防 団 長 印	2	古印体	方 2 1 ミリメートル
四 万 十 消 防 団 印	3	古印体	方 3 0 ミリメートル
四 万 十 消 防 団 長 印	4	古印体	方 2 1 ミリメートル
中 土 佐 消 防 団 印	5	古印体	方 3 0 ミリメートル
中 土 佐 消 防 団 長 印	6	古印体	方 2 1 ミリメートル
梶 原 消 防 団 印	7	古印体	方 3 0 ミリメートル
梶 原 消 防 団 長 印	8	古印体	方 2 1 ミリメートル
津 野 消 防 団 印	9	古印体	方 3 0 ミリメートル
津 野 消 防 団 長 印	1 0	古印体	方 2 1 ミリメートル

形式（別表第1 関係）

1

高幡消防
組合之印

2

高幡消
防組合
長之印

3

高幡消
防組合
長之印

4

高幡消防
組合議会
議長之印

5

高 幡 消 防
組合長職務
代理者之印

6

高幡消防
組合会計
管理者印

7

高 幡 消 防
組 合 会 計
管理者職務
代理者之印

8

高幡消防
組合出納
員 之 印

9

高幡消防
組合消防
長 之 印

10

高幡消防
組合消防
長 之 印

11

高幡消防組
合消防長事
務取扱之印

12

高幡消防
組合消防
署長之印

13

高幡消防
組合消防
署長之印

14

高幡消防
組合分署
長 之 印

15

高幡消防組
合津野山分
署 長 之 印

16

高幡消防
組合監査
委員之印

17

高幡消防組
合副市町長
会会長之印

18

高幡消防
組合之印

形式（別表第2関係）

1

高幡消防
組合須崎
消防団印

2

高幡消防
組合須崎
消防団長印

3

高幡消防
組合四万十
消防団印

4

高幡消防
組合四万十
消防団長印

5

高幡消防
組合中土佐
消防団印

6

高幡消防
組合中土佐
消防団長印

7

高幡消防
組合梣原
消防団印

8

高幡消防
組合梣原
消防団長印

9

高幡消防
組合津野
消防団印

10

高幡消防
組合津野
消防団長印

別表第3（第5条関係）

公 印 台 帳				
公印の 種 類		使 用 署 所		
印 影		公 印	・ ・ ～	
			・ ・ ～	
			・ ・ ～	
			・ ・ ～	
		保 管 者	・ ・ ～	
			・ ・ ～	
		登 録 年 月 日		
		使用開 始年月 日また は使用 期 間		
		廃 止 年 月 日		
		備 考		

第4章 行政手続

○高幡消防組合行政不服審査会条例

(平成28年3月2日)

(条 例 第 2 号)

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属された事項を処理するため、高幡消防組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5名以内をもって組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた職見を有するもののうちから、組合長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了した時は、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の解嘱)

第5条 組合長は、委員が次の各号のいずれかに該当する時は、その委員を解嘱することができる。

(1) 任期が満了したとき。

(2) 自己の都合により、辞任を申し出たとき。

(3) 心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき。

(4) 職務上の義務違反があったとき。

(5) その他、委員としての適格性を欠く非行があると認めるとき。

(委員の職務上の義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、高幡消防組合議会議員及び組合長等の報酬及び費用弁償等支給条例（平成8年高幡消防組合条例第5号）に定めるところによる。

(会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のある者のうちから、組合長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

5 第6条第1項及び第7条の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第10条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(雑則)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

～第4編～

人 事

第1章 定数・任用

○高幡消防組合職員定数条例

(昭和46年5月24日)

(条例第4号)

改正 昭和58年12月9日条例第7号 平成19年3月5日条例第1号

(目的)

第1条 消防本部及び屠所に勤務する地方公務員（臨時の職にあるものを除く。）の定数は、この条例の定めるところによる。

(定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

消防職員	5人
消防本部 事務職員	2人
署 所 消防職員	133人
計	140人

2 次に掲げる職員は、定数外とする。

休職中の者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年12月9日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月5日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○高幡消防組合職員の定数規程

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(訓 令 第 9 号)

改正 昭和 49 年 9 月 1 日訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、高幡消防組合職員定数条例(昭和 46 年条例第 4 号)第 2 条の規定に基づき、高幡消防組合職員の階級別及び識別の定数について定めることを目的とする。

(定数)

第 2 条 職員の階級別及び職別の定数は、別表の通りとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 9 月 1 日訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

消 防 吏 員							事務吏員	計
消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副士長	消防士		
1	1	1	6	1 5	2 0	9 3	3	1 4 0

○高幡消防組合消防職員採用規程

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(訓 令 第 7 号)

改正 平成 3 年 9 月 10 日訓令第 1 号 平成 13 年 3 月 15 日訓令第 2 号
平成 18 年 3 月 17 日訓令第 3 号 平成 29 年 6 月 20 日訓令第 1 号
平成 30 年 6 月 7 日訓令第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、高幡消防組合消防職員（以下「消防職員」という。）の採用について必要な事項を定めることを目的とする。

(採用の方法)

第 2 条 消防職員の採用は、原則として競争試験によるものとし、第 6 条から第 12 条までの規定によりこれを行なう。

(候補者名簿)

第 3 条 前条の規定による採用は、第 11 条による採用候補者名簿（第 1 号様式）の中から消防長がこれを行なう。

2 前項の候補者名簿の有効期間は、名簿登載後 1 年とする。ただし、任命権者が必要ないと判断した場合は期間を短縮することが出来る。

(合格者の採用)

第 4 条 新たに消防職員として、採用された者は、採用の日から 6 ヶ月間を条件付採用とする。ただし、地方公務員初級職員採用資格試験に合格し、条件付採用の期間を経過している者が消防職員となった場合については、この限りでない。

(試験公告)

第 5 条 消防職員の採用試験を行なう場合は、その日時及び場所、その他試験について必要な事項を適当な方法をもって公告するものとする。

(受験資格)

第 6 条 採用試験受験資格は、次のとおりとする。

(1) 住所及び年齢

ア 勤務地の管内に居住できる者。

イ 採用予定日において、満 18 歳以上 25 歳までの者。

ただし、救急救命士の資格を有する者にあつては 28 歳までの者。

(2) 身体 次のいずれも満たす者。

ア 裸眼又は矯正視力が、両眼とも 1.0 以上であり、色覚を正常に判断できること

イ 聴力は左右正常であること

ウ 言語、応答が明瞭で、十分な発声ができること

エ 消防職員として必要な身体機能を有すること

(3) 学力

高等学校卒業者又は、これと同等程度の学力を有する者

(4) 自動車運転免許

準中型自動車運転免許を有する者、又は採用までに取得見込みの者

(5) 欠格事項

ア 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する者

イ 正当な理由なく消防職員を退職して 2 年を経過しない者

ウ 素行不良その他消防職員としてふさわしくない者

(受験申込書)

第 7 条 採用試験を受けようとする者は、受験申込書（第 2 号様式）及び高幡消防組合消防職員採用資格試験受験票（第 3 号様式）に虚偽なく記載等し、消防長に提出しなければならない。

(採用試験)

第 8 条 採用試験は、次に掲げる方法により行う。

(1) 第 1 次試験

ア 学力試験

イ 適性試験

ウ 体力試験（別に定める）

- エ その他職務遂行能力を客観的に判断することができる方法
- (2) 第2次試験
 - ア 小論文試験
 - イ 面接試験
 - ウ 体力試験（別に定める）
 - エ その他職務遂行能力を客観的に判断することができる方法
 - オ 身体検査（健康診断個人票（第4号様式）の提出による）
（医療機関の指定）

第9条 身体検査は、消防長の指定する保健所又は医療機関で行なう。
（試験委員会）

第10条 採用試験を行なう場合には、消防職員採用試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の長は（以下「委員長」という。）消防長とする。
- 3 委員会の構成は、消防職員採用試験委員（以下「委員」という。）を若干名とし、消防長が消防職員で管理的立場の者の中から、また市町の執行機関の職員の中から、それぞれ指定する。
- 4 委員は、委員長の命をうけてその事務にあたる。
（委員補助者）

第10条の2 委員長は、採用試験を行なう場合に、委員を補助する委員補助者を指定する事が出来る。

（合格者の決定及び通知）

第11条 委員会は、試験成績を審査し、合格者を決定する。

2 第1次試験結果通知

- (1) 合格者を決定したときは、合格者に合格通知書（第5号様式）を交付する。
- (2) 前号に漏れた者に関し、不合格通知書（第6号様式）を交付する。

3 第2次試験結果通知

- (1) 合格者を決定したときは、合格者に合格通知書（第7号様式）を交付する。
- (2) 前項に漏れた者に関し、不合格通知書（第8号様式）を交付する。

（採用の特例）

第12条 市町職員採用試験に合格し、現に市町に勤務している者が、消防職員に採用される場合には、採用試験の一部又は、全部を省略することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年9月10日訓令第1号）

この規程は、平成3年9月10日から施行する。

附 則（平成13年3月15日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月17日訓令第3号）

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成29年6月20日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月7日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

(第 1 号様式)

消防職員採用候補者名簿

[illegible]

(第2号様式)

年度 高幡消防組合消防職員採用資格試験受験申込書

※ 受験番号		※ 受験日		受験署所			
ふりがな			生年月日	年 月 日生	写真欄 3ヶ月以内に撮影 上半身・脱帽・ 正面向き 縦4cm×横3cm		
氏 名			年 齢	年 月 日現在満 歳			
現住所	(〒 —) 電話 (—) — 都・道						
	府・県						
通 知 連絡先	(〒 —) 電話 (—) — 都・道						
	府・県						
学 歴	学校所在 都道府県名		学校名 (専門学校等含む)		学 部 学科名	在学期間	修学区分
	最終					年 月から 年 月まで	卒 業・卒業見込 在学中 (年) その他 ()
	その 前					年 月から 年 月まで	卒 業・ その他 ()
	その 前					年 月から 年 月まで	卒 業・ その他 ()
身体 状況	裸眼視力		矯正視力		色 覚		
	右	左	右	左	正 ・ 異		
志 望 動 機							
資 格 ・ 免 許	取得年月日		名称 (段級・種別)		取得年月日		名称 (段級・種別)
	・ ・				・ ・		
	・ ・				・ ・		
職 歴	今までの職業歴 (自家営業も含む) のうち新しいものから順次さかのぼって詳しく書いて下さい。 下欄に書ききれない場合は、任意の様式に記載し添付して下さい。						
	勤 務 先		所 在 地		在 職 期 間		職 務 内 容
					年 月から 年 月まで 年 ケ月		
					年 月から 年 月まで 年 ケ月		
				年 月から 年 月まで 年 ケ月			
下記の質問について、該当箇所にレ印を付けて下さい。							該当確認欄
1 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む)							☐ 該当 ☐ 非該当
2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者							☐ 該当 ☐ 非該当
3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者							☐ 該当 ☐ 非該当
4 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者							☐ 該当 ☐ 非該当

※ 学歴、志望動機、資格・免許、職歴欄に書ききれない場合は、任意の様式に記載し添付して下さい。

この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありませんので、署名し申し込みます。

年 月 日 氏 名

印

(第3号様式)

年度 高幡消防組合
消 防 職 員 採 用 資 格 試 験
受 験 票

※ 試 験 場		※ 受験番号
ふ り が な		
氏 名		

※ 試験日時

年 月 日 午前 時 分から
受付は 時 分までに終えること。

※ 当日は必ずこの受験票を持参すること。

写真貼付欄

--

年 月 日 撮影

- ・縦4 cm × 横3 cm
- ・3ヶ月以内に撮影
- ・上半身・脱帽・正面向き

(第4号様式)

健康診断個人票

氏 名			生年月日	年 月 日	健 診 年 月 日	年 月 日
			性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
業 務 歴			血 圧 (mm H g)			
			貧 血 検 査	血 色 素 量 (g / d l)		
既 往 歴				赤 血 球 数 (万 / mm ³)		
			肝 機 能 検 査	G O T (I U / l)		
G P T (I U / l)						
γ - G T P (I U / l)						
自 覚 症 状			血 中 脂 質 検 査	L DL コレステロール (mg / d l)		
				HDL コレステロール (mg / d l)		
				トリグリセライド (mg / d l)		
他 覚 症 状			血 糖 検 査 (m g / d l)			
			尿 検 査	糖		－ ＋ ＋ ＋ ＋
				蛋 白		－ ＋ ＋ ＋ ＋
身 長 (c m)						
体 重 (k g)				心 電 図 検 査		
B M I						
腹 囲 (c m)				そ の 他 の 法 定 検 査		
視 力	右	()		そ の 他 の 検 査		
	左	()				
聴 力	右1000Hz	1所見なし	2所見あり	医 師 の 診 断		
	4000Hz	1所見なし	2所見あり	健 康 診 断 を 実 施 し た 医 師 の 氏 名 印		
	左1000Hz	1所見なし	2所見あり	医 師 の 意 見		
	4000Hz	1所見なし	2所見あり			
胸部エックス線検査		直接	間接	意 見 を 述 べ た 医 師 の 氏 名 印		
		撮影 年 月 日		歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断		
フ イ ル ム 番 号		No.		歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断 を 実 施 し た 歯 科 医 師 の 氏 名 印		
備 考			歯 科 医 師 の 意 見			
			意 見 を 述 べ た 歯 科 医 師 の 氏 名 印			

備考

1 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。

2 BMIは、次により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$

3 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。

4 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。

5 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

6 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

7 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。

8 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

(第5号様式)

第 1 次 試 験 合 格 通 知 書

年 月 日

受験番号 番

殿

高幡消防組合消防長

印

あなたは、先に実施した高幡消防組合消防職員採用資格試験第1次試験に合格しましたので通知します。

第2次試験の論文、体力測定、面接を別紙のように行いますので、別紙記載日時に、必要物品を持参の上、遅れず集合願います。

辞退される場合は事前に一報を高幡消防組合消防本部にお願いします。

(第6号様式)

第 1 次 試 験 不 合 格 通 知 書

年 月 日

受験番号 番

殿

高幡消防組合消防長

印

拝啓

このたびは高幡消防組合の求人にご応募いただきまして誠にありがとうございました。

また、結果のご連絡がおそくなりまして誠に申し訳ございませんでした。

さて、採用資格試験第1次一般教養試験を受けて頂きましたが、誠に残念ながら、今回のご応募につきましては貴意に添えない結果となりましたことをご通知申し上げます。

ご期待に沿えず申し訳ございませんが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

(第7号様式)

第 2 次 試 験 合 格 通 知 書

年 月 日

受験番号 番

殿

高幡消防組合消防長

印

あなたは、先に実施した高幡消防組合消防職員採用資格試験に合格したので、通知します。

採用年月日 年4月1日付け

勤務署所 高幡消防組合

※ 何らかの事由により、採用を辞退される場合には、早急に高幡消防組合消防本部総務課まで連絡願います。

※ 貸与する制服等の採寸日や、提出物等について勤務署所担当より後日連絡させていただきます。

(第8号様式)

第 2 次 試 験 不 合 格 通 知 書

年 月 日

受験番号 番

殿

高幡消防組合消防長

印

拝啓

このたびは高幡消防組合の求人にご応募いただきまして誠にありがとうございました。

また、結果のご連絡がおそくなりまして誠に申し訳ございませんでした。

さて、採用資格試験第2次試験を受けて頂きましたが、誠に残念ながら、今回のご応募につきましては、貴意に添えない結果となりましたことをご通知申し上げます。

ご期待に沿えず申し訳ございませんが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

○高幡消防組合人事行政の運営等の状況
の公表に関する条例

(平成 17 年 7 月 12 日)

(条 例 第 10 号)

改正 平成 28 年 3 月 2 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第 2 条 任命権者は、毎年 9 月末までに、高幡消防組合長に対し、前年度における人事行政の運営等の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) その他高幡消防組合長が必要と認める事項

(高知県人事委員会の報告)

第 4 条 高知県人事委員会は、高幡消防組合から公平委員会の事務の委託を受けている間は、毎年 9 月末までに、高幡消防組合長に対し、前年変における業務の状況を報告するものとする。

(高知県人事委員会の報告事項)

第 5 条 高知県人事委員会が前条の規定により報告する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第 6 条 高幡消防組合長は、第 2 条及び第 4 条の規定による報告を受けたときは、毎年 12 月末までに、第 2 条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第 4 条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第 7 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法による。

高幡消防組合公告式条例（昭和 56 年条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示板に掲示する方法

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、高幡消防組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 2 日条例第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○高幡消防組合職員の人事評価実施規程

(平成27年3月5日)

(訓 令 第 2 号)

(総則)

第1条 高幡消防組合職員（以下「職員」という。）の人事評価は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 能力評価及び業績評価を、人事評価記録書を用いて行うことをいう。
- (2) 能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
- (3) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
- (4) 人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、職位及び職種に応じて別表第一に定める様式をいう。

(被評価者の範囲)

第3条 本規程による人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、高幡消防組合の職員とする。ただし、他の地方公共団体等への派遣、研修、留学その他の事情により本規程による人事評価の実施が困難である職員の評価については、組合長が別に定める。

(一次評価者、二次評価者、確認者)

第4条 人事評価の一次評価者、二次評価者及び確認者は、別表第二のとおりとする。

(評価者研修の実施)

第5条 消防長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

(人事評価の期間)

第6条 評価期間は、次の各項に掲げる昇級月の区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

1 4月昇級職員

- (1) 能力評価 毎年1月1日から翌年12月31日まで
- (2) 業績評価 毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで、あるいは毎年4月1日から翌年3月31日まで

2 1月昇級職員

- (1) 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで
- (2) 業績評価 毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで、あるいは毎年4月1日から翌年3月31日まで

(人事評価における評語の付与等)

第7条 能力評価に当たっては評価項目ごとに、業績評価に当たっては第2条第3号に規定する目標ごとに、それぞれ評価の結果を表示する記号（以下「個別評語」という。）を付すほか、当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号（以下「全体評語」という。）を付すものとする。

2 個別評語及び全体評語は、5段階とする。

3 個別評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあつては第2条第2号の発揮した能力の程度が、業績評価にあつては同条第3号の目標を達成した程度が、それぞれ通常のものとするときは、中位の段階を付すものとする。

4 能力評価及び業績評価に当たっては、個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するように努めるものとする。

(業務目標の設定)

第8条 一次評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

(自己申告)

第9条 一次評価者は、人事評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該人事評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、申告を行わせるものとする。

(評価の実施、面談、結果の開示)

第10条 一次評価者は、被評価者について、個別評語及び一次評価者としての全体評語を付すことにより評価(次項に規定する再評価を含む。)を行うものとする。

2 二次評価者は、一次評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、二次評価者としての全体評語を付すことにより調整(次項に規定する再調整を含む。)を行うものとする。この場合において、二次評価者は、当該全体評語を付す前に、一次評価者に再評価を行わせることができる。

3 確認者は、二次評価者による調整について審査を行い、適当でないと認める場合には二次評価者に再調整を行わせた上で、能力評価及び業績評価が適当である旨の確認を行うものとする。

4 一次評価者は、前項の確認を行った後に、被評価者の能力評価及び業績評価の結果を、当該被評価者の開示するものとする。

5 一次評価者は、前項の開示が行われた後に、被評価者と面談を行い、能力評価及び業績評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

6 一次評価者は、被評価者が遠隔の地に勤務していることにより前項の面談により難しい場合には、電話その他の通信手段による交信を行うことにより、同項の面談に代えることができる。

(職員の異動又は併任への対応)

第11条 人事評価の実施に際し、職員が異動した場合又は職員が併任の場合については、評価の引継その他適切な措置を講じることにより対応するものとする。

(人事評価記録書の保管)

第12条 人事評価記録書は、第10条第3項の確認を実施した日の翌日から起算して五年間消防本部、須崎消防署、四万十清流消防署、中土佐分署、四万十清流消防署西分署、津野山分署(以下「各署所」という。)に写しをおき、原本を消防本部総務課において保管するものとする。

(人事評価の結果の活用)

第13条 人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

2 評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第14条 第10条第4項の規定に基づき開示された能力評価及び業績評価の結果に関する職員の苦情へ対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続きを設けるものとする。

2 苦情相談は、職員の申出に基づき、各署所長が対応する。

3 苦情処理は、書面による申告に基づき、各署所長、消防本部総務課長が行う。

4 開示された評価結果に関する苦情処理は、当該評価の評価期間につき、一回に限り受け付けるものとする。

5 苦情処理の申出は、能力評価及び業績評価の結果が開示された日若しくは第2項の苦情相談にかかる結果の教示を受けた日の翌日から起算して1週間以内に限り申し出ることができる。

6 消防長、各署所長は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

7 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ることができた秘密を保持しなければならない。

(連絡調整会議の設置)

第15条 人事評価制度の円滑な運用や公務能率の向上のために必要な連絡調整を行うため、組合長が指名する消防長、消防本部課長、署所長等から構成する連絡調整会議を設けるものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則 (平成27年訓令第2号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(フィードバックシート)

第2条 評価者は被評価者に対し、フィードバックシートを用いて説明伝達する事が出来る。

(評価者評価シート)

第3条 被評価者は評価者を評価者評価シートで評価する事が出来る。

(行動・活動記録／指導記録表)

第4条 評価者は、被評価者に関し行動・活動記録／指導記録表を用いる事が出来る。

附 則 (平成30年訓令第4号)

この訓令は平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

評語付与方式 この評語とは S、A、B、C、D の事である。

人事評価記録書（ 分署長・署長・課長 消防職員 ）

評価期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
期末面談	平成	年	月	日					

被評価者	所属:	職名:	氏名:
1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成 年 月 日

（ I 能力評価 1年を通して評価し昇給に反映する 4月昇給者の場合1～12月、1月昇給者の場合10～9月）

評価項目及び行動／着眼点		自己申告 (コメント・必要に応じ)	1次評価者 (所見) (評語)		2次評価者 (所見) (評語)		確認者
<倫理> 1 全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、所掌する事務の課題に責任をもって取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。							
① 責任感	全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、所掌する事務の課題に責任を持って取り組む。						
② 公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。						
<構想> 2 所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、住民の視点に立って、所掌する事務の課題に対応するための方針を示すことができる。							
① 状況の構造的把握	所管行政を取り巻く状況を的確に把握する。						
② 基本方針の明示	住民の視点に立って、所掌する事務の課題に対応するための方針を示す。						
<判断> 3 所掌する事務の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。							
① 最適な選択	採り得る戦略・選択肢の中から、進むべき方向性や現在の状況を踏まえ最適な選択を行う。						
② 適時の判断	事案の優先順位や全体に与える影響を考慮し、適切なタイミングで判断を行う。						
③ リスク対応	状況の変化や問題が生じた場合の早期対応を適切に行う。						
<説明・調整> 4 所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、職場内外において合意を形成することができる。							
① 信頼関係の構築	円滑な合意形成に資するよう、日頃から対外的な信頼関係を構築する。						
② 折衝・調整	組織方針を実現できるよう関係者と折衝・調整を行う。						
③ 適切な説明	所管行政について適切な説明を行う。						
<業務運営> 5 適切に業務を配分し、進捗管理及び的確な指示を行うことができる。							
① 先見性	先々で起こり得る事態や自分が打つ手の及ぼす影響を予測して対策を想定するなど、先を読みながらものごとを進める。						
② 効率的な業務運営	業務の目的と求められる成果水準を踏まえ、超過勤務の縮減、経費の節減等時間や労力の面から効率的に業務を進める。						
<組織統率・人材育成> 6 部下の統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。							
① 業務配分	課題の重要性や部下の役割・能力を踏まえて、組織の中で適切に業務を配分する。						
② 進捗管理	情報の共有や部下の仕事の進捗状況の把握を行い、的確な指示を行うことにより業務を完遂に導く。						
③ 能力開発	部下のコンディションに配慮するとともに、適切な指導を行い能力開発を促すなど、部下の力を引き出す。						
<指揮(災害現場において活動する消防吏員)> 7 災害状況を的確に把握し、自ら活動方針を決定し、全部隊の統括的な指揮を行い、成果を挙げる。							
① 状況把握	災害状況を的確に把握する。						
② 活動方針	情報を基に、自ら適切な活動方針を決定する。						
③ 統括的指揮	全部隊の統括的な指揮を行い、成果を上げる。						

1次評価者		2次評価者	
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)

評価期間	平成	年	4	月	1	日	～	平成	年	9	月	30	日
------	----	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---

期首面談	平成	年	4	月	日
期末面談	平成	年	10	月	日

被評価者	所属:	職名:	氏名:
1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成 年 月 日

(Ⅱ 業績評価 上半期 4～9月 12月勤勉手当率に反映させる)

【1 目標】

番号	業務内容	目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困 難	重 要	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)	1次評価者		2次評価者 (任意)
						(所見)	(評語)	
1								
2								
3								
4								
5								

評価期間

平成 年 10 月 1 日 ～ 平成 年 3 月 31 日

被評価者

所属:

職名:

氏名:

期首面談

平成 年 10 月 日

期末面談

平成 年 4 月 日

1次評価者

所属・職名:

氏名:

1次評価記入日: 平成 年 月 日

2次評価者

所属・職名:

氏名:

2次評価記入日: 平成 年 月 日

確認者

所属・職名:

氏名:

確 認 日 : 平成 年 月 日

(Ⅱ 業績評価 下半期 10～3月 6月勤勉手当率に反映させる)

【1 目標】

番号	業務内容	目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困難	重要	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)	1次評価者		2次評価者 (任意)
						(所見)	(評語)	
1								
2								
3								
4								
5								

被評価者	所属:	職名:	氏名:
------	-----	-----	-----

【2 目標以外の業務への取組状況等】

番号	業務内容	自己申告 (目標以外の取組事項、突発事態への対応等)	1次評価者
			(所見)

【3 全体評語等】

1次評価者		2次評価者	
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)

評語付与方式

この評語とは S、A、B、C、D の事である。

人事評価記録書（副分署長・副署長・課長補佐 消防職員）

評価期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日	
期末面談	平成	年	月	日						
被評価者	所属：				職名：	氏名：				
1次評価者	所属・職名：				氏名：	1次評価記入日	平成	年	月	日
2次評価者	所属・職名：				氏名：	2次評価記入日	平成	年	月	日
確認者	所属・職名：				氏名：	確認日	平成	年	月	日

（Ⅰ 能力評価 1年を通して評価し昇給に反映する 4月昇給者の場合1～12月、1月昇給者の場合10～9月）

評価項目及び行動／着眼点		自己申告	1次評価者	2次評価者	確認者	
		(コメント:必要に応じ)	(所見)	(評語)	(所見)	(評語)
<倫理> 1 全体の奉仕者として、担当業務の第一線において課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。						
① 責任感	全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、所掌する事務の課題に責任を持って取り組む。					
② 公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。					
<企画・立案、課題対応> 2 担当業務について、問題点を的確に把握し、施策の企画・立案や課題対応の実務の中核を担うことができる。						
① 状況の構造的把握	担当業務について、問題点を的確に把握する。					
② 施策の企画・立案や課題対応	施策の企画・立案や課題対応の実務の中核を担う。					
<判断> 3 自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。						
① 事案選択	自らが処理しなければならない事案であるか否か。（上司や部下が処理する事案ではないか。）					
② 適時の判断	事案の優先順位や全体に与える影響を考慮し、適切なタイミングで判断を行う。					
<説明・調整> 4 担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。						
① 信頼関係の構築	円滑な合意形成に資するよう、日頃から対外的な信頼関係を構築する。					
② 折衝・調整	組織方針を実現できるよう関係者と折衝・調整を行う。					
③ 適切な説明	所管行政について適切な説明を行う。					
<業務遂行> 5 段取りや手順を整え、効率的かつ効果的に業務を進めることができる。						
① 先見性	先々で起こり得る事態や自分が打つ手の及ぼす影響を予測して対策を想定するなど、先を読みながらものごとを進める。					
② 効率的な業務運営	業務の目的と求められる成果水準を踏まえ、超過勤務の縮減、経費の節減等時間や労力の面から効率的に業務を進める。					
<部下の活用・育成> 6 部下の活用を行うとともに、指導・育成を行うことができる。						
① 業務配分	課題の重要性や部下の役割・能力を踏まえて、組織の中で適切に業務を配分する。					
② 進捗管理	情報の共有や部下の仕事の進捗状況の把握を行い、的確な指示を行うことにより業務を完遂に導く。					
③ 能力開発	部下のコンディションに配慮するとともに、適切な指導を行い能力開発を促すなど、部下の力を引き出す。					
<指揮（災害現場において活動する消防吏員）> 7 災害状況を的確に把握した上で、自らも具体的な活動方針を決定し、出場部隊の指揮を行うことにより、成果を挙げることができる。						
① 状況把握	災害状況を的確に把握する。					
② 活動方針	自らも具体的な活動方針を決定する。					
③ 統括的指揮	出場部隊の指揮を行うことにより、成果を挙げる。					

【全体評語等】

1次評価者		2次評価者	
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)

評価期間	平成 年 4 月 1 日 ～ 平成 年 9 月 30 日
------	--

期首面談	平成 年 4 月 日
期末面談	平成 年 10 月 日

被評価者	所属:	職名:	氏名:
1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成 年 月 日

（Ⅱ 業績評価 上半期 4～9月 12月勤勉手当率に反映させる）

【1 目標】

番号	業務内容	目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困 難	重 要	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)	1次評価者		2次評価者 (任意)
						(所見)	(評語)	
1								
2								
3								
4								
5								
5								
5								

評価期間	平成	年	10	月	1	日	～	平成	年	3	月	31	日
------	----	---	----	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---

期首面談	平成	年	10	月	日
期末面談	平成	年	4	月	日

被評価者	所属:	職名:	氏名:
------	-----	-----	-----

1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成	年	月	日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成	年	月	日
確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成	年	月	日

(Ⅱ 業績評価 下半期 10～3月 6月勤勉手当率に反映させる)

【1 目標】

番号	業務内容	目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困 難	重 要	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)	1次評価者		2次評価者 (任意)
						(所見)	(評語)	
1								
2								
3								
4								
5								
5								
5								

被評価者	所属:	職名:	氏名:
------	-----	-----	-----

【2 目標以外の業務への取組状況等】

番号	業務内容	自己申告 (目標以外の取組事項、突発事態への対応等)	1次評価者
			(所見)

【3 全体評語等】

1次評価者		2次評価者	
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)

評語付与方式

この評語とは S、A、B、C、D の事である。

人事評価記録書（ 隊長・係長 消防職員 ）

評価期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	被評価者	所属:	職名:	氏名:
期末面談	平成 年 月 日	1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
		2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
		確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成 年 月 日

（ I 能力評価 1年を通して評価し昇給に反映する 4月昇給者の場合1～12月、1月昇給者の場合10～9月）

評価項目及び行動／着眼点		自己申告 (コメント:必要に応じ)	1次評価者 (所見) (評語)		2次評価者 (任意)
<倫理> 1 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。					
① 責任感	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組む。				
② 公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
<課題対応> 2 業務に必要な知識・技術を十分に有しており、課題に対応することができる。					
① 知識・技術	業務に必要な知識・技術を十分に有しているか。				
② 対応能力	課題に対する対応策がとれているか。				
<説明・協調性> 3 担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、職場内外において協力的な関係を構築することができる。					
① 説明	担当する事案について分かりやすい説明ができる。				
② 協調性	職場内外において協力的な関係を構築することができる。				
<業務遂行> 4 計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。					
① 計画性・チェック機構	担当する事案について分かりやすい説明ができる。				
② 業務遂行力	確実に業務を遂行することができる。				
<部下の活用・育成> 5 部下の活用を行うとともに、指導・育成を行うことができる。					
① 活用	部下を十分活用できているか。				
④ 部下の育成	部下の育成のため、的確な指示やアドバイスを与え、問題があるときは適切に指導すること。				
<指揮(災害現場において活動する消防吏員)> 6 災害状況を的確に把握し、上位階級者を補佐するとともに、自らも具体的な活動方針を決定し、出場部隊の指揮を行うことができる。					
① 状況把握	災害状況を的確に把握する。				
② 活動方針	上位階級者を補佐し、自らも具体的な活動方針を決定する。				
③ 部隊指揮	出場部隊の指揮を行うことができる。				

【全体評語等】

1次評価者		2次評価者	
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)

評価期間	平成	年	4	月	1	日	～	平成	年	9	月	30	日
------	----	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---

期首面談	平成	年	4	月	日
期末面談	平成	年	10	月	日

被評価者	所属:	職名:	氏名:
------	-----	-----	-----

1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成	年	月	日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成	年	月	日
確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成	年	月	日

(Ⅱ 業績評価 上半期 4～9月 12月勤勉手当率に反映させる)

【1 目標】

番号	業務内容	目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困 難	重 要	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)	1次評価者		2次評価者 (任意)
						(所見)	(評語)	
1								
2								
3								
4								
5								

評価期間	平成	年	10	月	1	日	～	平成	年	3	月	31	日
------	----	---	----	---	---	---	---	----	---	---	---	----	---

期首面談	平成	年	10	月	日
期末面談	平成	年	4	月	日

被評価者	所属:	職名:	氏名:
1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成 年 月 日

(Ⅱ 業績評価 下半期 10～3月 6月勤勉手当率に反映させる)

【1 目標】

番号	業務内容	目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困 難	重 要	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)	1次評価者		2次評価者 (任意)
						(所見)	(評語)	
1								
2								
3								
4								
5								

被評価者	所属：	職名：	氏名：
------	-----	-----	-----

【2 目標以外の業務への取組状況等】

番号	業務内容	自己申告 (目標以外の取組事項、突発事態への対応等)	1次評価者
			(所見)

【3 全体評語等】

1次評価者		2次評価者	
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)

評語付与方式

この評語とは S、A、B、C、D の事である。

人事評価記録書（ 隊員・副分隊長・分隊長・副隊長（係長を除く） ）

評価期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	被評価者	所属:	職名:	氏名:
期末面談	平成 年 月 日	1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
		2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
		確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成 年 月 日

（ I 能力評価 1年を通して評価し昇給に反映する 4月昇給者の場合1～12月、1月昇給者の場合10～9月）

評価項目及び行動／着眼点		自己申告 (コメント:必要に応じ)	1次評価者 (所見) (評語)		2次評価者 (任意)
< 倫理 > 1 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。					
① 責任感	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組む。				
② 公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。				
< 知識・技術 > 2 業務に必要な知識・技術を有している。または必要な知識・技術を習得することができる。					
① 情報の整理	情報や資料を分かりやすく分類・整理する。				
② 知識習得	業務に必要な知識を身に付ける。				
< コミュニケーション > 3 職場内外において円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。					
① 指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。				
② 情報の伝達・上司への報告	情報を正確に伝達し、問題が生じたときには速やかに上司に報告をする。				
③ 誠実な対応	相手に対し誠実な対応をする。				
④ 住民への対応	住民に対し、親切・適切な対応をする。				
< 業務遂行 > 4 計画的かつ確実に業務を遂行することができる。					
① 積極性	自分の仕事の範囲を限定することなく、未経験の業務に積極的に取り組む。				
② 正確性	ミスや抜け落ちが生じないよう作業のチェックを行う。				
③ 計画性	他の業務も含め計画的に作業を行う。				
③ 迅速な作業	迅速な作業を行う。				
④ 粘り強さ	失敗や困難にめげずに仕事を進める。				
< 指揮（災害現場において活動する消防吏員） > 6 災害状況を的確に把握し、上位階級者を補佐するとともに、自らも具体的な活動方針を決定し、出場部隊の指揮を行うことができる。					
① 状況把握	災害状況を的確に把握する。				
② 活動方針	上位階級者を補佐し、自らも具体的な活動方針を決定する。				
③ 部隊指揮	出場部隊の指揮を行うことができる。				

【全体評語等】

1次評価者		2次評価者	
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)

評価期間	平成 年 4 月 1 日 ～ 平成 年 9 月 30 日	被評価者	所属:	職名:	氏名:
期首面談	平成 年 4 月 日	1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
期末面談	平成 年 10 月 日	2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
		確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成 年 月 日

(Ⅱ 業績評価 上半期 4～9月 12月勤勉手当率に反映させる)

【1 目標】

番号	業務内容	目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困 難	重 要	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)	1次評価者		2次評価者 (任意)
						(所見)	(評価)	
1								
2								
3								
4								
5								

評価期間	平成 年 10 月 1 日 ～ 平成 年 3 月 31 日	被評価者	所属:	職名:	氏名:
期首面談	平成 年 10 月 日	1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 平成 年 月 日
期末面談	平成 年 4 月 日	2次評価者	所属・職名:	氏名:	2次評価記入日: 平成 年 月 日
		確認者	所属・職名:	氏名:	確 認 日 : 平成 年 月 日

(Ⅱ 業績評価 下半期 10～3月 6月勤勉手当率に反映させる)

【1 目標】

番号	業務内容	目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困 難	重 要	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)	1次評価者		2次評価者 (任意)
						(所見)	(評価)	
1								
2								
3								
4								
5								

被評価者	所属:	職名:	氏名:
------	-----	-----	-----

【2 目標以外の業務への取組状況等】

番号	業務内容	自己申告 (目標以外の取組事項、突発事態への対応等)	1次評価者
			(所見)

【3 全体評語等】

1次評価者		2次評価者	
(所見)	(全体評語)	(所見)	(全体評語)

フィードバックシート

① 倫理(全員)

コメント
評価者

② 構想(分署長・署長・課長)、 企画・立案、課題対応(副分署長・副署長・課長補佐)、 課題対応(隊長・係長)、 知識・技術(隊員・副分隊長・分隊長・副隊長(係長を除く))

コメント
評価者

③ 判断・説明・調整(分署長・署長・課長・副分署長・副署長・課長補佐)、 説明・協調性(隊長・係長)、 コミュニケーション(隊員・副分隊長・分隊長・副隊長(係長を除く))

コメント
評価者

④ 業務運営(分署長・署長・課長)、 業務遂行(副分署長・副署長・課長補佐・隊長・係長・隊員・副分隊長・分隊長・副隊長)

コメント
評価者

⑤ 組織統率・人材育成(分署長・署長・課長)、 部下の活用・育成(副分署長・副署長・課長補佐・隊長・係長)

コメント
評価者

⑥ 指揮(全員)

コメント
評価者

コメント

評価者

被評価者

平成 年 月 日
時 分～ 時 分

所属		所属員名 (あなたの名前)		上司氏名		確認者	
----	--	------------------	--	------	--	-----	--

評価シート(評価者評価用シート)**評価された者が評価した者を評価するシート****1 倫理**

- 指標
- 1 全体の奉仕者として、高い倫理観を有している。
 - 2 所掌する事務の課題に責任をもって取り組むとともに、服務規律を遵守している。
 - 3 公正に職務を遂行している。

意見

- 指標
- 2 ①構想(分署長・署長・課長)、
②企画・立案、課題対応(副分署長・副署長・課長補佐)、
③課題対応(隊長・係長)、
④知識・技術(隊員・副分隊長・分隊長・副隊長(係長を除く))

- 指標
- ① 構想・・・所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、住民の視点に立って、所掌する事務の課題に対応するための方針を示すことができる。
 - ② 企画・立案、課題対応・・・担当業務について、問題点を的確に把握し、施策の企画・立案や課題対応の実務の中核を担うことができる。
 - ③ 課題対応・・・業務に必要な知識・技術を十分に有しており、課題に対応することができる。
 - ④ 知識・技術・・・業務に必要な知識・技術を有している。または、習得することができる。

意見

- 指標
- 3 ①判断・説明・調整(分署長・署長・課長・副分署長・副署長・課長補佐)、
②説明・協調性(隊長・係長)、
③コミュニケーション(隊員・副分隊長・分隊長・副隊長(係長を除く))

- 指標
- ① 判断・・・所掌する事務の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。
 - ① 説明・調整・・・所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、職場内外において合意を形成することができる。
 - ① 判断・・・自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
 - ① 説明・調整・・・担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
 - ② 説明・協調性・・・担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、職場内外において協力的な関係を構築することができる。
 - ③ コミュニケーション・・・職場内外において円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。

意見

- 指標
- 4 ①業務運営(分署長・署長・課長)、
②業務遂行(副分署長・副署長・課長補佐・隊長・係長・隊員・副分隊長・分隊長・副隊長)

- 指標
- ① 適切に業務を配分し、進捗管理及び的確な指示を行うことができる。
 - ①+② 段取りや手順を整え、効率的かつ効果的に業務を進めることができる。
 - ② 計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。

意見

- 指標
- 5 ①組織統率・人材育成(分署長・署長・課長)、
②部下の活用・育成(副分署長・副署長・課長補佐・隊長・係長)

- 指標
- ① 組織統率・人材育成・・・部下の統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
 - ② 部下の活用・育成・・・部下の活用を行うとともに、指導・育成を行うことができる。

意見

- 指標
- 6 指揮 ①(分署長・署長・課長)、
②(副分署長・副署長・課長補佐・隊長・係長)

- 指標
- ① 災害状況を的確に把握した上で、自ら活動方針を決定し、全部隊の統括的な指揮を行うことにより、成果を挙げることができる。
 - ①+② 災害状況を的確に把握した上で、自らも具体的な活動方針を決定し、出場部隊の指揮を行うことにより、成果を挙げることができる。
 - ② 災害状況を的確に把握し、上位階級者を補佐するとともに、自らも具体的な活動方針を決定し、出場部隊の指揮を行うことができる。

意見

7 自由意見

(平成 年度)

1 次評価者職氏名

[illegible]

別表第 2（第 4 条関係）

区 分	被評価者 （自己採点）	一次評価者	二次評価者	確認者
消防本部	主事・主幹・主監・係 長・課長補佐	課長	消防長	消防長
	課長	消防長	消防長	消防長
須崎消防署	隊員・副分隊長・ 分隊長・副隊長 （係長を除く）	隊長	副署長	署長
	隊長・係長	副署長	署長	消防長
	副署長	署長	消防長	消防長
	署長	消防長	消防長	消防長
中土佐分署	隊員・副分隊長・ 分隊長・副隊長 （係長を除く）	隊長	副分署長	分署長
	隊長・係長	副分署長	分署長	消防長
	副分署長	分署長	消防長	消防長
	分署長	消防長	消防長	消防長
津野山分署	隊員・副分隊長・ 分隊長・副隊長	隊長	副分署長	分署長
	隊長・係長	副分署長	分署長	消防長
	副分署長	分署長	消防長	消防長
	分署長	消防長	消防長	消防長
四万十清流 消防署・ 西分署	隊員・副分隊長・ 分隊長・副隊長 （係長を除く）	隊長 ・副分署長	副署長 ・分署長	署長
	隊長・係長 ・副分署長	副署長 ・分署長	署長	消防長
	副署長・分署長	署長	消防長	消防長
	署長	消防長	消防長	消防長

第3章 分限・懲戒

○高幡消防組合職員の分限に関する手続 及び効果に関する条例

(昭和46年9月30日)

(条例第11号)

改正 昭和55年9月9日条例第4号 平成2年12月20日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し、規定することを目的とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行なわせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を、当該職員に交付して行なわなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項による休職期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務には従事しない。

(失職の例外)

第5条 任命権者は、禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を過失により犯したものについては、情状により特に必要と認めたときは、その職を失わないものとするができる。この場合任命権者は、組合長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消しの日にその職を失う。

(委任)

第6条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年9月9日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年9月1日から適用する。

附 則（平成2年12月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合職員の定年等に関する条例

(昭和 59 年 9 月 12 日)

(条 例 第 1 号)

改正 平成 13 年 3 月 5 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第 3 条 職員の定年は、年齢 60 年とする。

(定年による退職の特例)

第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を越えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、組合長の承認を得て、1 年を越えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 3 年を越えることができない。

3 任命権者は、第 1 項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第 1 項の期限又は第 2 項の規定により延長された期限が到来する前に第 1 項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続きは、組合長が定める。

(定年に関する施策の調査等)

第 5 条 組合長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 92 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第 4 条第 1 項中「第 2 条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 92 号）附則第 3 条」と、同項及び同条第 2 項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和 60 年 3 月 31 日」と読み替えるものとする。

附 則（平成 13 年 3 月 5 日条例第 2 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

○高幡消防組合職員の定年に関する規則

(昭和 60 年 3 月 29 日)

(規 則 第 3 号)

改正 平成 13 年 3 月 15 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高幡消防組合職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の定年の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長の手続)

第 2 条 任命権者は、条例第 4 条第 2 項の規定により組合長の承認を得ようとするときは、別記第 1 号様式による勤務延長の期限延長承認申請書に勤務延長（条例第 4 条第 1 項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）の期限の延長に係る次条の同意書の写しを添えて、組合長に提出しなければならない。

第 3 条 条例第 4 条第 3 項及び第 4 項に規定する職員の同意は、別記第 2 号様式による勤務延長等の同意書により得なければならない。

第 4 条 任命権者は、勤務延長を行った職員を特別の事情により異動させる必要があるときは、あらかじめ組合長に通知するものとする。

(勤務延長等の状況の通知)

第 5 条 任命権者は、毎年 5 月末日までに、組合長が別に定めるところにより、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を組合長に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 6 0 年 3 月 3 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる規定中岡表の中欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 条	条例第 4 条第 2 項	条例第 4 条第 2 項（条例附則第 2 項において準用する場合を含む。）
	条例第 4 条第 1 項	条例第 4 条第 1 項（条例附則第 2 項において準用する場合を含む。）
第 3 条	条例第 4 条第 3 項 及び第 4 項	条例第 4 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を条例附則第 2 項において準用する場合を含む。）

附 則（平成 13 年 3 月 15 日規則第 3 号）

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

勤務延長の期限延長承認申請書

高幡消本発第 号
年 月 日

高幡消防組合長 殿

高幡消防組合
消防長



職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により、勤務延長の期限の延長の承認について次のとおり申請します。

期 限 を 延 長 す 予 定 者	所 属	
	職 名	
	職 務 の 等 級	
	氏 名	
	給料表・職務の等級及び号給	
	定年退職日（定年年齢）	
勤 務 延 長 の 理 由		
勤 務 延 長 の 期 限		
勤 務 内 容		
（ 期 限 延 長 の 理 由 ）		
期 限 延 長 後 の 期 限		
そ の 他 参 考 事 項		

第2号様式（第3条関係）

勤務延長等の同意書

年 月 日

高幡消防組合消防長 氏 名 殿

所 属
職 名
氏 名

印

私は、 年 月 日までの

に同意します。

○高幡消防組合退職職員の再就職の取扱いに関する要綱

(平成 28 年 2 月 19 日)

(訓 令 第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、職員（再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の退職後の再就職について、公平性、透明性を高めることで、より公正な本組合行政の執行を確保するため、再就職状況の届出、公表等に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職の届出)

第 2 条 高幡消防組合を退職した職員（以下「退職職員」という。）は、前条の趣旨を踏まえ、高幡消防組合を退職後 1 年以内に再就職する場合には、再就職状況届（様式第 1 号）により、任命権者に届け出るものとする。

2 退職職員は、前項の規定による届出の内容について、前項に規定する期間内に変更があったときは、再就職状況変更届（様式第 2 号）により、任命権者に届け出るものとする。

3 前 2 項の規定は、職員が、高幡消防組合に再任用される場合、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となる場合及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）の規定に基づき退職して公益法人等へ派遣される場合には、適用しない。

(退職後の営業活動等の自粛)

第 3 条 高幡消防組合に対する営業活動等（高幡消防組合と当該企業又は団体との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該企業又は団体に対して行われる許認可その他の行政処分に関し、当該企業又は団体に対して有利な取扱いをすることを要求し、又は依頼する行為をいう。以下同じ。）を行う企業又は団体（以下「営利企業等」という。）に再就職した退職職員は、退職後 3 年間、営業活動等を行わないものとする。

2 高幡消防組合は退職職員が再就職した営利企業等に対し、退職職員が退職後 3 年間、前項に掲げる営業活動等を行わないよう協力要請を行うものとする。

(再就職状況の公表)

第 4 条 任命権者は、毎年 8 月 31 日までに、7 月 31 日現在の前年度の退職職員の再就職状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 再就職状況の概要

(2) 第 2 条第 1 項の規定により届出を行った者及び役場に再任用された者のうち、退職時の職位が課長級以上の者の氏名、退職時の所属及び職名、退職年月日、再就職先の名称及び役職並びに再就職年月日

附 則

(実施期日)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

再就職状況届

高幡消防組合
消防長

様

(退職時) 所属・職
氏 名

私は、高幡消防組合を退職後に再就職しますので、高幡消防組合退職職員の再就職の取扱いに関する要綱第 2 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。また、同要綱第 4 条に基づく再就職状況の公表に同意します。

高幡消防組合退職 (予定) 年 月 日			
再 就 職 先 名 称			
所 在 地	〒 電話番号 ()		
役 職		再就職 (予定) 年 月 日	

再就職状況変更届

高幡消防組合
消防長

様

(退職時) 所属・職
氏 名

再就職の状況に変更がありましたので、高幡消防組合退職職員の再就職の取扱いに関する要綱第2条第1項の規定に基づき届け出ます。また、同要綱第4条に基づく再就職状況の公表に同意します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
再 就 職 先 名 称			
所 在 地	〒 電話番号 ()	〒 電話番号 ()	
役 職			
再就職（予定） 年 月 日			

○高幡消防組合職員の再任用に関する条例

(平成13年3月5日)

(条例第1号)

改正 平成14年3月5日条例第1号 平成27年7月7日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。附則第2条において「改正法」という。）附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 25年以上勤務して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

(任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(特定警察職員等への適用期日)

第2条 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等（附則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

(任期の末日に関する特例)

第3条 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年

第4条 特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、第4条中「65年」とあるのは、同表左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年

附 則 (平成14年3月5日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月7日条例第2号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

○高幡消防組合職員の再任用に関する規則

(平成 13 年 3 月 15 日)

(規 則 第 2 号)

改正 平成 28 年 2 月 19 日規則第 1 号

(総則)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項に規定する定年退職者（次条第 2 項において「定年退職者等」という。）の再任用（法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(再任用の原則)

第 2 条 再任用を行うに当たっては、法第 13 条に定める平等取扱の原則、法第 15 条に定める任用の根本基準及び法第 6 条第 1 項の規定に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第 5 2 条第 1 項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第 5 6 条に規定する事由を理由としての再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

3 再任用の対象となる退職者は、高幡消防組合職員の給与に関する条例（平成 11 年条例第 3 号）第 3 条の例により関係市町が定めた職員とする。

(実施の方法)

第 3 条 再任用は、署（分署）長、参事を経て文書により、任命権者に提出された者に行うものとする。

(通知書の交付)

第 4 条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再任用に関する要綱に定める通知書（以下この条において「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第 6 号に該当する場合において、通知書の交付によらないことが適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

(1) 再任用の内定する場合

(2) 再任用をしない場合

(3) 再任用の任期を更新する場合

(4) 再任用の任期を更新しない場合

(5) 再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合

(6) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(報告)

第 5 条 法第 6 条第 1 項又はその他の法律の規定により任命権を有する者は、毎年 5 月末日までに、前年度における再任用及び再任用の任期の更新の状況を組合長に報告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、職員の再任用の実施に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 19 日規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○高幡消防組合職員再任用の採用選考に関する要綱

(平成 28 年 2 月 19 日)

(訓 令 第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高幡消防組合職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に規定する職員の再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(能力等の活用)

第 2 条 任命権者は、退職者が有する次に掲げる能力等を活用することを目的として再任用を行い、その配属先及び職務を決定するものとする。

- (1) 知識又は経験
- (2) 指導力又は調整力
- (3) 資格又は技能

(再任用の要件)

第 3 条 再任用の対象となる退職者は、高幡消防組合職員の再任用に関する規則（平成 13 年規則第 2 号）第 2 条第 3 項及び、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 再任用により活用することができる前条各号に掲げる能力等のいずれかを有していること。
- (2) 健康診断等の結果が、再任用後の就業に支障がない健康状態であること。
- (3) 再任用について所属長等の推薦があること。

(再任用の手続)

第 4 条 定年退職者等で再任用を希望する者（以下「申込者」という。）は、関係市町において定められた期日までに、再任用職員採用選考申込書（第 1 号様式）を任命権者に提出しなければならない。

(審査会の設置)

第 5 条 高幡消防組合が再任用職員として採用する職員を適正に選考するため、高幡消防組合再任用職員選考審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の組織)

第 6 条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市町長（再任用を希望する職員に係る副市町長）
- (2) 消防次長
- (3) 総務課長
- (4) 消防課長
- (5) 所属署所長

2 審査会に委員長を置き、副市町長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審査会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員併せて 3 人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

4 委員長は、委員会において決定した事項については、速やかに任命権者に報告しなければならない。

(選考方法)

第 8 条 審査会は、申込者について、面接、人事評価、資格免許、健康診断等の結果を総合的に判断し選考する。

(再任用の決定)

第 9 条 任命権者は、前条の決定後遅滞なく、高幡消防組合職員の再任用に関する規則に定める通知書を、再任用を内定する場合にあっては再任用内定通知書（第 2 号様式）により、再任用をしない場合にあっては不採用通知書（第 3 号様式）により申込者に通知しなければならない。

2 再任用の内定を受けた者（以下「内定者」という。）の勤務時間等については、内定者と協議し、決定するものとする。

(人事評価)

第10条 任命権者は、再任用職員に対し、再任用職員人事評価記録書により人事評価を行うものとする。

2 前項の人事評価の結果は、再任用職員が任期の更新を希望する際の選考に活用するものとする。

(任期の更新)

第11条 再任用職員として任期の更新を希望する者（以下「更新申込者」という。）は、関係市町において定められた期日までに、再任用任期更新同意・申込書（第4号様式）を提出しなければならない。

(任期の更新の選考方法)

第12条 審査会は、更新申込者について、面接、人事評価、資格免許、健康診断等の結果を総合的に判断し選考する。

(再任用の任期の更新決定)

第13条 任命権者は、前条の決定後、遅滞なく、再任用の任期を更新する場合にあっては再任用任期更新内定通知書（第5号様式）により、再任用の任期の更新をしない場合にあっては不採用通知書（第3号様式）により申込者に通知しなければならない。

2 再任用の任期の更新の内定を受けた者（以下「更新内定者」という。）の勤務時間等については、更新内定者と協議し、決定するものとする。

(再任用に係る申込の撤回又は内定の辞退)

第14条 申込者又は更新申込者が第4条又は第11条の規定による申込みを撤回するとき又は内定者又は更新内定者が第9条第1項又は第13条第1項の規定による内定を辞退するときは、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(再任用の内定の取消し)

第15条 任命権者は、内定者又は更新内定者について再任用を行うことが適当でないと認められる事由が生じたときは、その内定を取り消すことができる。

(辞令の交付)

第16条 任命権者は、内定者又は更新内定者が次の各号のいずれかに該当するときは、辞令を交付しなければならない。

(1) 再任用職員として任用するとき。

(2) 任期満了前に退職するとき。

(3) 任期を更新したとき。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、消防本部総務課が行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、再任用の実施について必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

再任用職員採用選考申込書

年 月 日現在

職員番号		所属		職名	
ふりがな				採用年月日	年 月 日
氏 名	印			退職予定 年 月 日	年 月 日
生年月日	年 月 日 (歳)			勤続年数	年 ヶ月
再任用希望の理由					
希望する職種 (○をつける)	(1) 警防業務 (2) 予防業務 (3) 通信業務 (4) その他 ()				
希望する職務 (具体的に記入)	職務： 理由：				
希望する勤務場所	場所： 理由：				
所属長等推薦意見欄 (希望職員の能力、勤労意欲、適応性、業績、健康状態などを記入)					
年 月 日 職 名 氏 名 印					

再任用内定通知書

年 月 日

高幡消防組合

様

高幡消防組合
消防長

印

選考の結果、下記のとおり再任用を内定しましたので通知します。

記

採用予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

勤務成績、病気その他の理由で再任用が適当でないと認めたときは、内定を取り消すことがあります。

不採用通知書

年 月 日

高幡消防組合

様

高幡消防組合
消防長

印

選考の結果、再任用しないこととしましたので通知します。

再任用任期更新同意・申込書

年 月 日

高幡消防組合

様

所属

職名

氏名

印

再任用の任期を更新することに同意し、下記のとおり申し込みます。

記

退職等年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日生

希望する業務

理由

健康状態

1 健康 2 傷病等あり（傷病名等 ）

再任用任期更新内定通知書

高幡消防組合

様

年 月 日

高幡消防組合
消防長

印

選考の結果、下記のとおり再任用任期を更新しましたので通知します。

記

更新予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

勤務成績、病気その他の理由で再任用が適当でないと認めたときは、任期更新を取り消すことがあります。

○高幡消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(条 例 第 8 号)

改正 平成 11 年 3 月 25 日条例第 1 号 平成 24 年 7 月 11 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第 2 条 懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間給料の月額の 10 分の 1 以下の額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 12 月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(組合長が定める事項)

第 5 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 7 月 11 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合職員の懲戒処分等基準

(平成 30 年 2 月 14 日)

(訓 令 第 2 号)

第 1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。

例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第 2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

- ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
- イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為を

し、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続の怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(11) 入札談合等に関与する行為

高幡消防組合が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(13) 職場におけるハラスメント

本人の意図にかかわらず、職場におけるハラスメントが確認された職員は、具体的な行為の状況、悪質性の程度などに応じて、免職、停職、減給又は戒告とする。

なお、職場におけるハラスメントとは、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどであり、職場には、職場の懇親会や親睦会などの勤務時間外の場合も含む。

・ パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛が与えられること又は職場環境が悪化させられること。

・ セクシュアルハラスメント

職員の意に反する性的な言動に対する職員の対応により、その職員が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により職場環境が害されること。同性に対するものも含む。

・ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に対する言動により、妊娠・出産した女性職員や育児休業等を申出・取得した職員の職場環境が害されること。

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

2 公金物品取扱い関係

(1) 横領

公金又は物品を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は物品を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は物品を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は物品を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は物品の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 物品損壊

故意に職場において物品を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において物品の出火を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金物品処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は物品の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。

(14) 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職）とする。

ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

（注）処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

（人事院が公表している「懲戒処分の指針」を元に作成。）

高幡消防組合消防本部懲戒処分量定一覧

事由		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
1 一般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 10日以内			●	●
	イ 11日以上20日以内		●	●	
	ウ 21日以上	●	●		
	(2) 遅刻・早退				●
	(3) 休暇の虚偽申請			●	●
	(4) 勤務態度不良			●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為				
	ア 暴行		●	●	
	イ 暴言			●	●
	(6) 虚偽報告			●	●
	(7) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加			●	●
	イ あおり・そそのかし	●	●		
	(8) 秘密漏えい				
	ア 故意の秘密漏えい	●	●		
	自己の不正な利益を図る目的	●			
	イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		●	●	●
	(9) 政治的目的を有する文書の配布				●
	(10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠			●	●
	(11) 入札談合等に関する行為	●	●		
	(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
	(13) 職場におけるハラスメント	●	●	●	●
2 公 金 物 品 取 扱 い 関 係	(1) 横領	●			
	(2) 窃盗	●			
	(3) 詐欺	●			
	(4) 紛失				●
	(5) 盗難				●
	(6) 物品損壊			●	●
	(7) 失火				●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●
	(9) 公金官物処理不適正			●	●
	(10) コンピュータの不適正使用			●	●
3 公 務 外 非 行 関 係	(1) 放火	●			
	(2) 殺人	●			
	(3) 傷害		●	●	
	(4) 暴行・けんか			●	●
	(5) 器物損壊			●	●
	(6) 横領				
	ア 横領	●	●		
	イ 遺失物等横領			●	●
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●		
	(9) 賭博				
	ア 賭博			●	●
	イ 常習賭博		●		
	(10) 麻薬等の所持等	●			
	(11) 酩酊による粗野な言動等			●	●
	(12) 淫行	●	●		
	(13) 痴漢行為		●	●	
	(14) 盗撮行為		●	●	
4 ・ 飲 酒 運 転 法 規 ・ 交 通 事 故	(1) 飲酒運転				
	ア 酒酔い	●	●		
	人身事故あり	●			
	イ 酒気帯び	●	●	●	
	人身事故あり	●	●		
	措置義務違反あり	●			
	ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	●	●	●	●
	※ 飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定				
	(2) 飲酒運転以外での人身事故				
	ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	
	措置義務違反あり	●	●		
	イ 傷害			●	●
	措置義務違反あり		●	●	
	(3) 飲酒運転以外の交通法規違反				
	著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	●
	物損・措置義務違反あり		●	●	
5 責 任 督 任	(1) 指導監督不適正			●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●	

(人事院が公表している「懲戒処分の指針」を元に作成。)

○高幡消防組合職員懲戒処分公表基準

(平成 30 年 2 月 14 日)

(訓 令 第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、任命権者が地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条に基づく懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を行った場合、当該懲戒処分の内容を公表するに当たっての基準を定めるものであり、併せて消防行政の透明性を高めるとともに、公務員倫理の高揚と同種事案の再発防止を図るために定めるものである。

(公表対象)

第 2 条 次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分

(2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

(公表内容)

第 3 条 事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。

(公表の例外)

第 4 条 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等、第 2 条及び第 3 条によることが適当でないと認められる場合は、第 2 条及び第 3 条にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

(公表時期)

第 5 条 懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

(公表方法)

第 6 条 報道機関への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。

附 則（平成30年2月14日訓令第3号）

この公表基準は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合職員懲戒審査委員会規則

(平成 17 年 12 月 21 日)

(規 則 第 14 号)

改正 平成 19 年 3 月 29 日規則第 2 号 平成 28 年 2 月 19 日規則第 2 号

(設置)

第 1 条 高幡消防組合職員の分限及び懲戒に関し必要事項を審査するため、高幡消防組合職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は次の各号により組織する。

- (1) 審査対象職員が本部職員の場合は、副市町長会長、副市町長副会長、消防次長、消防課長、総務課長、須崎消防署長、四万十清流消防署長を委員とする。
- (2) 署及び分署職員の場合は、審査対象職員に関係する副市町長、消防次長、消防課長、総務課長、須崎消防署長、四万十清流消防署長、審査対象職員に係る所属長を委員とする。

2 委員会に委員長を置く。

- (1) 審査対象職員が本部職員の場合は、副市町長会長を委員長とする。
- (2) 署及び分署職員の場合は、審査対象職員に関係する副市町長の職にある者を委員長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

5 委員長は、高幡消防組合構成副市町長を委員として指名する事ができる。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員併せて 3 人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

4 委員長は、委員会において決定した事項については、成案して速やかに任命権者に報告しなければならない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は、資料の提出を求めることができる。

6 委員は、自己に関する審査については、その議事に参与することができない。

(当事者の出席)

第 4 条 委員長は、必要があると認めるときは、当事者に出頭を命じ、その弁明又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日規則第 2 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 19 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○昭和天皇の崩御に伴う高幡消防組合職員の懲戒免除に関する条例

(平成元年3月6日)

(条 例 第 3 号)

(目的)

第1条 この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和27年法律第117号）第3条及び第5条の規定に基づき、高幡消防組合職員の懲戒免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒免除)

第2条 高幡消防組合職員（この条例施行前に高幡消防組合職員でなくなった者を含む。）のうち、法令及び法令に基づく条例の規定により、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた者に対しては、将来に向かってその懲戒を免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年2月24日から適用する。

第3章 服 務

○高幡消防組合職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和46年9月30日)

(条例第10号)

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行なってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別記様式)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印

○高幡消防組合職員の職務に専念する義務の
特例に関する条例

(昭和 46 年 9 月 30 日)
(条 例 第 9 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 5 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号の 1 に該当する場合においては、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることかできる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、任命権者が特に定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成 8 年 3 月 29 日)

(条 例 第 1 号)

改正 平成 13 年 3 月 5 日条例第 3 号 平成 14 年 3 月 5 日条例第 3 号
平成 19 年 3 月 5 日条例第 3 号 平成 20 年 12 月 5 日条例第 3 号
平成 21 年 3 月 6 日条例第 1 号 平成 21 年 9 月 9 日条例第 3 号
平成 23 年 3 月 3 日条例第 1 号 平成 28 年 3 月 2 日条例第 3 号
平成 28 年 7 月 5 日条例第 7 号 平成 29 年 7 月 14 日条例第 1 号

高幡消防組合職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和 46 年条例第 12 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の定義）

第 2 条 この条例において職員とは、高幡消防組合職員の給与に関する条例（平成 11 年条例第 3 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者をいう。

（1 週間の勤務時間）

第 3 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前 2 項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、組合長の承認を得て、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

（週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第 5 条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4 週間ごとの期間につき 8 日（再任用短時間勤務職員にあっては、8 日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4 週間ごとの期間につき 8 日（再任用短時間勤務職員にあっては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、組合長と協議して、規則の定めるところにより、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第 6 条 任命権者は、職員に第 4 条第 1 項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第 4 条第 2 項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち 4 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 4 時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第 7 条 任命権者は、1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合においては、少なくとも 1 時間の休

憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。
- 3 第1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

第8条 削除

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第9条 任命権者は、組合長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第9条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、組合長が定めるもの

- 2 前項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他さけることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- 3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが

著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

- 4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第3項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（超勤代休時間）

第9条の4 任命権者は、給与条例第3条の規定により適用する給与に関する条例等の時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。（第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。））に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（非常勤職員の勤務時間）

第10条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間は、日々雇い入れられる非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）については1日につき7時間45分を超えない範囲内において、その他の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）については常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内において、任命権者の定めるところによる。

（休日）

第11条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第9条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第14条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
 - (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるものその年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数
 - (3) 当該年の前年において国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）であった者で、引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
 - 3 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（病気休暇）

第15条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。この場合において、その期間については、規則で定める。

（特別休暇）

第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

（介護休暇）

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、給与条例第3条の規定により適用する給与に関する条例等の給与の減額の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例勤務1時間あたりの給与額の算出に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第17条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第3条の規定により適用する給与に関する条例等の給与の減額の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例勤務1時間あたりの給与額の算出に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（病気休暇、特別休暇及び介護休暇及び介護時間の承認）

第18条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（臨時及び非常勤職員の休暇）

第19条 臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第3条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

（規則への委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に、高幡消防組合職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により、1週間の勤務時間が定められている職員については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例第3条第3項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第6条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第3条第3項又は第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第5条又は第6条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

4 前2項の規定が適用される職員について、旧条例第4条に基づき定められている休憩時間については、新条例第7条の規定に基づく休憩時間とみなす。

5 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成8年における年次有給休暇の日数については、新条例第14条第1項の規定にかかわらず、旧条例第9条第3項に規定する年次休暇の残日数とする。

6 この条例の施行の際現に旧条例第9条第5項の規定に基づき職員が請求している年次休暇の時季については、新条例第14条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。

7 この条例の施行の際現に旧条例第9条第3項の規定に基づき任命権者の承認を得ている休暇については、新条例第18条の規定に基づき任命権者の承認を受けたものとみなす。

8 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成13年3月5日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月5日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第9条の2第2項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお、従前の例による。

(経過措置)

3 新条例第17条の規定は、改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第17条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

4 旧条例第18条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日に。において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第17条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

附 則（平成19年3月5日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月5日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月6日条例第1号）

この条例は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成21年9月9日条例第3号）

この条例は、中土佐分署の職員への適用については、平成21年10月1日から施行する。ただし、消防本部、須崎消防署、四万十清流消防署、西分署、津野山分署のそれぞれの職員への適用は公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成21年規則第7号で平成21年11月1日から施行）

（平成21年規則第8号で平成22年1月1日から施行）

附 則（平成23年3月3日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この条例の施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする第2条の規定による改正後の高幡消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の2第2項の規定による請求又は同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

附 則（平成28年3月2日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月5日条例第12号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年7月14日条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正前の高幡消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の高幡消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

○高幡消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(平成 8 年 8 月 1 日)

(規 則 第 1 号)

改正	平成 8 年 12 月 17 日規則第 9 号	平成 9 年 12 月 11 日規則第 4 号
	平成 10 年 3 月 27 日規則第 2 号	平成 11 年 10 月 1 日規則第 3 号
	平成 13 年 3 月 15 日規則第 4 号	平成 14 年 6 月 25 日規則第 3 号
	平成 19 年 3 月 29 日規則第 3 号	平成 20 年 12 月 5 日規則第 5 号
	平成 21 年 9 月 9 日規則第 6 号	平成 23 年 6 月 1 日規則第 1 号
	平成 23 年 6 月 1 日規則第 2 号	平成 25 年 4 月 1 日規則第 1 号
	平成 29 年 11 月 17 日規則第 3 号	

高幡消防組合職員の勤務時間その他勤務条例に関する規則(昭和 46 年規則第 6 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高幡消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 8 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第 2 条 任命権者は、条例第 5 条第 2 項本文の定めるところに従い週休日(条例第 4 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第 6 条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第 11 条において同じ。)が引き続き 12 日を超えないようにし、かつ、1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 15 時間 30 分を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第 5 条第 2 項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

(1) 週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにすること。

(2) 勤務日が引き続き 12 日を超えないこと。

(3) 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 15 時間 30 分を超えないこと。

(週休日の振替等)

第 3 条 条例第 6 条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 8 週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替(条例第 6 条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4 時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち 4 時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 4 時間の勤務時間を条例第 6 条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第 12 条第 1 項に規定する勤務日等をいう。第 10 条第 1 項において同じ。)が引き続き 24 日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第 1 項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

第 4 条 削除

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第 5 条 任命権者は、条例第 4 条第 1 項ただし書の規定により週休日を設け、同条第 2 項の規定により勤務時間を割振り、条例第 5 条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第 7 条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、組合長の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(宿日直勤務)

第6条 条例第9条第1項の規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

(1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務（次号に掲げる勤務を除く。）

(2) 前項に規定する業務を目的とする勤務のうち、庁舎に附属する居住室において私生活を営みつつ常時行う勤務

2 任命権者は、条例第11条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）その他組合長が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第7条 任命権者は、前条第1項第2号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務が必要やむを得ないものであり、かつ、職員の心身にかかる負担の程度が軽易であることについて、組合長の承認を得なければならない。

第8条 任命権者は、職員に第6条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に充分留意しなければならない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の2 条例第9条の2第1項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜において就業しない者（深夜における就業日数が1月について3日以下のものを含む。）であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者であること。

2 条例第9条の2第1項及び条例第9条の3第2項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第9条の3 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務時間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ条例第9条の2第1項の規定による請求を行うものとする。

2 条例第9条の2第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第9条の2第1項の請求に係る事項について確認する必要があると認める時は、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第9条の4 条例第9条の2第1項の規定による請求がされた深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組等の取消により当該請求した職員の子でなくなった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
- (4) 当該請求した職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
(介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第9条の5 前2条(前条第1項第4号を除く。)の規定は、条例第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第9条の6 職員は深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに条例第9条の3第1項の規定による請求を行うものとする。

- 2 条例第9条の3第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、条例第9条の3第1項の請求に係る事項について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第9条の7 条例第9条の3第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

(4) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

- 2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第9条の3第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届けなければならない。

- 4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第9条の8 前2条(前条第1項第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の9 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第9条の3第2項又は第3項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 条例第9条の3第2項又は第3項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、同条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速

やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 任命権者は、条例第9条の3第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、同条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

第9条の10 条例第9条の3第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条の3第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
- (2) 当該請求に係る子が、条例第9条の3第2項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に、同条第3項の規定による請求にあつては3歳に達した場合

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届けなければならない。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第9条の11 前2条（前条第1項第3号及び第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求した職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の6第1項から第3項まで及び第5項中「第9条の2第2項又は第3項の」とあるのは「第9条の2第2項の」と、同条第1項中「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項及び第3項中「同条第2項又は第3項に」とあるのは「同条に」と、前条第1項及び第2項中「第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「第9条の2第2項」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、「これら」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

第9条の12 深夜勤務制限請求書及び時間外勤務制限請求書の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

（超勤代休時間の指定）

第9条の13 条例第9条の4第1項の規則で定める期間は、高幡消防組合職員の給与に関する条例（平成11年条例第3号。次項において「給与条例」という。）第3条（構成市町時間外勤務手当に関する条例）第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第9条の4第1項の規定に基づき超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第12条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第3条（構成市町時間外勤務手当に関する条例）第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 給与条例第3条（構成市町時間外勤務手当に関する条例）第1項第1号に掲げる勤務又は

同条第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第3条（構成市町時間外勤務手当に関する条例）第3項（再任用短時間勤務職員）に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第3条（構成市町時間外勤務手当に関する条例）第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、半日又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第9条の4第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第9条の4第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 超勤代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、組合長が定める。

（代休日の指定）

第10条 条例第12条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手続に関し必要な事項は、組合長が定める。

（年次有給休暇）

第11条 条例第14条第1項第1号の規則で定める日数は、20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155時間に条例第3条第2項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第11条の2 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第11条の3 条例第14条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となる者（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、組合長が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において国家公務員等（条例第14条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。）

以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の当該年における在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、組合長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2 条例第14条第1項第3号の規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか次に掲げる法人とする。

- (1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人
- (2) 前号に掲げる法人のほか、組合長がこれらに準じる法人であると認めるもの

3 条例第14条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となったものとする。

4 条例第14条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用職員である場合であって、その者の勤務時間等を考慮し、組合長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

5 第1項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない職員の年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、組合長が別に定める日数とする。

6 条例第4条第1項、第5条若しくは第6条の規定に基づく週休日又は休日若しくは代休日をはさんで年次有給休暇を与えられた場合は、当該週休日又は休日若しくは代休日は、年次有給休暇としない。

7 年次有給休暇の請求は、あらかじめ行うものとする。

第12条 条例第14条第2項の規則で定める日数は、1の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数)とする。

第13条 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第11条に規定する1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間45分(1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務日の1日あたりの勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間))をもって1日とする。

(病欠休暇)

第14条 条例第15条の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第68条の規定に基づき労働省令で定められた疾病にかかっている期間
- (2) 前号以外の疾病(予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)又は負傷については、医師の証明等に基づき必要最小限度の期間

2 前項各号に規定する場合であって、公務によらない結核性疾患にあっては1年以内、その他の私傷病にあっては引き続き90日を超えない期間とする。ただし、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、腎臓疾患、悪性新生物、精神疾患、妊娠障害による疾患について、特に必要と認められる場合は、引き続き90日を超えない範囲内で延長することができる。

(特別休暇)

第15条 条例第16条の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、当該場合に応じそれぞれ同表右欄に掲げる期間とする。

場 合	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ない	必要と認められる期間

と認められるとき。	
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 （1）地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 （2）身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害があるもの又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な処置を講ずることを目的とする施設であって組合長が定めるものにおける活動 （3）前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の7日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの期間内における連続する7日の範囲内の期間
6 8週間（多胎妊娠の場合であっては14週間）以内に出産する予定である女子職員が申出た場合	出産の日までの申出た期間
7 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間をいう。）
8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

9 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
10 職員の配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族が負傷又は、疾病等の事由により看護を必要とする場合において、当該職員以外に看護する者がいないと認められる場合（11の項及び12の項の場合を除く）	1の年につき5日を超えない範囲内で、その都度必要と認める日又は時間（時間単位で看護休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。）
11 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして組合長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合（10の項及び12の項の場合を除く）	1の年につき5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で、その都度必要と認める日又は時間（時間単位で看護休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。）
12 要介護者の介護その他の組合長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合（10の項及び11の項の場合を除く）	1の年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で、その都度必要と認める日又は時間（時間単位で看護休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。）
13 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
14 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	最小限必要と認められる期間
15 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から9月までの期間内（特別の形態による勤務をする者については、任命権者が別に定めることができる。）における、週休日、休日及び代休日を除いて8日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 （1）職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 （2）職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の	必要と認められる期間

危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
19 地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 号）第 4 2 条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
20 女子職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	必要と認められる期間。ただし、1 日を超えるときは、その超える期間については、第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定による。
21 妊産婦である女子職員の健康審査及び保健指導（妊娠中の女子職員及び産後 1 年を経過しない女子職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 1 0 条に規定する保健指導又は同法第 1 3 条に規定する健康審査を受ける場合）	妊娠満 2 3 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 2 4 週から満 3 5 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 3 6 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1 日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
22 妊娠中の女子職員の通勤緩和（妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。）	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
23 その他特に必要と認める場合	任命権者が特に必要と認める期間又は時間

（病気休暇及び特別休暇の期間の算定）

第 1 6 条 病気休暇又は特別休暇を一定の期間を定めて与える場合の期間の算定については、当該期間に、条例第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条の規定に基づく週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

（介護休暇）

第 1 7 条 条例第 1 7 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

（1）祖父母、孫及び兄弟姉妹

（2）職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で組合長が定めるもの

2 条例第 17 条第 1 項の規則で定める期間は、2 週間以上の期間とする。

3 介護休暇を一定の期間を定めて与える場合の期間の算定については、当該期間に、条例第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条の規定に基づく週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

4 介護休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

5 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間の範囲内とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認等）

第 1 8 条 条例第 1 8 条の規則で定める特別休暇は、第 1 5 条の表の 6 の項及び 7 の項の休暇とする。

2 職員が病気休暇又は特別休暇（前項に規定するものを除く。次項において同じ。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

3 任命権者は、病気休暇又は特別休暇の請求について、条例第 1 5 条に定める場合又は第 1 5 条の表に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる場合は、この限りでない。

4 第 1 5 条の表の 6 の項の申出は、あらかじめ任命権者に対し行わなければならない。

5 第 1 5 条の表の 7 の項に掲げる場合に該当することとなった女子職員は、その旨を速やかに任命権者に届出るものとする。

(介護休暇の承認等)

第19条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第17条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

3 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第17条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(診断書、証明書等の提出)

第20条 職員は、第18条又は第19条の規定により、病気休暇、特別休暇又は介護休暇の申出、届出又は請求を行う場合は、医師の診断書その他任命権者がその事由を確認するため必要と認める証明書等を提出しなければならない。

(報告)

第21条 組合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に高幡消防組合職員の勤務時間その他勤務条件に関する規則(以下「旧規則」という。)第1条の2第3項の規定に基づき組合長の承認を得ている勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての定めは、組合長が別に定める場合を除き、条例第5条第2項ただし書の規定に基づき組合長と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めとみなす。

3 条例附則第2条第2項又は第3項の規定が適用される職員の勤務時間の割振りについて、この規則の施行の際現に旧規則第2条の規定に基づき置かれている休息时间については、第4条第1項の規定に基づく休息时间とみなす。

4 この規則の施行の日前に使用された旧規則第4条の病気休暇は、第13条の病気休暇として既に使用されたものとみなす。

5 この規則の施行の日前に使用された旧規則第5条の表の3の項、7の項、8の項、10の項又は11の項の特別休暇であって、同一の事由について第15条の表の4の項、8の項、9の項、11の項又は12の項に掲げる場合に該当することとなるものについては、それぞれ同表の4の項、8の項、9の項、11の項又は12の項の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

6 この規則の施行の日前に行われた旧規則第5条の表の4の項若しくは5の項の規定による申出であって、同一の事項について第15条の表の5の項、6の項による申出を行う必要のあるものについては、それぞれ同表の5の項、6の項の規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成8年12月17日規則第9号)

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月11日規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月1日規則第3号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月15日規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第3号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 5 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条の改定規定は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 9 日規則第 6 号）

この規則は、中土佐分署の職員への適用については、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、消防本部、須崎消防署、四万十清流消防署、西分署、津野山分署のそれぞれの職員への適用は、高幡消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 21 年条例第 3 号）附則ただし書に定める日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 17 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 1 1 条の 3 関係）

在 職 期 間	日 数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	1 0 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	1 2 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	1 3 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	1 5 日
9 月を超え 1 0 月に達するまでの期間	1 7 日
1 0 月を超え 1 1 月に達するまでの期間	1 8 日
1 1 月を超え 1 年未満の期間	2 0 日

別表第2（第15条関係）

死 亡 し た 者		日 数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）		10日
血 族	1親等の直系尊属（父・母）	7日
	1親等の直系卑属（子）	7日
	2親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2親等の直系卑属（孫）	2日
	2親等の傍系尊属（兄弟姉妹）	3日
	3親等の直系尊属（曾祖父母）	1日
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	2日
	3親等の傍系者（甥・姪）	1日
	4親等の傍系者（従兄弟姉妹）	1日
姻 族	1親等の直系尊属	7日
	2親等の直系尊属	1日
	2親等の傍系者	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受けた者は、1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

様式第 1（第 9 条関係）

- ☐ 早出遅出勤務請求書
☐ 深夜勤務制限請求書
☐ 超過勤務制限請求書

高幡消防組合 消防長		請求年月日 年 月 日	
殿			
次のとおり		☐ 養育 ☐ 介護	のため ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 ☐ 超過勤務の制限 （人事院規則 10－11 ☐ 第 9 条 ☐ 第 10 条）
		を請求します。	
		請求者 所 属 氏 名	
1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名	(続柄等：)	
	子の生年月日	年 月 日生 (□出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日生	
2 職員の配偶者で 当該子の親である 者の有無及び状況	有	☐ 深夜において就業している ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により 養育が困難である ☐ 産前 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間） 又は産後 8 週間以内である	無
3 要介護者の状態及 び具体的な介護の 内 容			
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他 ()
	深夜勤務の制限	年 月 日まで	
	超過勤務の制限	年 月 日から	☐ 1 年 ☐ 月 (12 月に満たないものに限る。)
5 請求に係る早出遅出 勤務の始業及び終業 の時刻並びに当該時 刻とする理由	時 分 始業 時 分 終業	【理由】	
(注)			
1 について 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が人事院規則 10－11 第 3 条に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。）を記入する。 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入する。			
2 について この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が 1 月に 3 日を超えることをいう。			
3 について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。			
4 について 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。			
5 について この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。			

早出遅出勤務
深夜勤務制限
超過勤務制限

通知書

高幡消本発第 号
年 月 日

（請求者）

殿

高幡消防組合
消防長 印

- 1 請求に係る子（要介護者）の氏名
2 請求に係る子（要介護者）の続柄
3 請求の期間

年 月 日から 毎日
毎週 曜日
年 月 日まで その他（ ）

- 4 公務の支障の有無について

年 月 日に請求のあった
早出遅出勤務については、下表の期間を除き
深夜勤務の制限については、下表の期間を除き
超過勤務の制限については、下表の期間から

公務の運営に支障がない
公務の運営に支障がない
請求者の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難でない
ことを通知する。

公務の運営に支障がある期間：

年 月 日	時 間 帯	理 由 等

- 5 勤務制限開始日 ： 年 月 日

- 6 早出遅出勤務の始業時刻及び終業時刻、休憩時間について

始業時刻 午前 時 分
終業時刻 午後 時 分
休憩時間 午後 時 分 から 午後 時 分 まで

備考 3、4については該当する□にレ点を入れ、必要事項を記載すること。

○高幡消防組合職員の勤務時間等に関する規程

(平成 8 年 8 月 1 日)

(訓 令 第 1 号)

改正 平成 19 年 3 月 29 日訓令第 8 号 平成 21 年 9 月 9 日訓令第 4 号
平成 21 年 12 月 21 日訓令第 5 号 平成 30 年 3 月 26 日訓令第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 8 年条例第 1 号）第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、職員（臨時及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の勤務時間の割振り及び休憩時間について定めることを目的とする。

(日勤者の勤務時間及び休憩時間)

第 2 条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。ただし、正午から午後 1 時まで、は、休憩時間とする。

(交替制勤務職員の勤務時間及び始業、終業時刻並びに休憩、仮眠時間)

第 3 条 交替制勤務職員の勤務時間は、別表に定める始業時刻から終業時刻までの時間（以下 2 4 時間勤務する場合を「当務」といい、勤務時間調整による 7 時間 4 5 分勤務を「調整日勤」という。）のうち休憩時間及び仮眠時間の時間帯を除く時間帯とし、任命権者は別に定める 1 月の勤務命令書を庁舎内事務所等の掲示板等に前月末日までに掲示する等の方法により、各交替勤務職員に周知する。ただし、任命権者は業務の都合により、休憩時間、仮眠時間を繰り上げ、または繰り下げることができる。

(特例)

第 4 条 任命権者は、職務の特殊性により前条の規定により難いと認めるときは、組合長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 9 日訓令第 4 号）

この訓令は、中土佐分署の職員への適用については、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、消防本部、須崎消防署、四万十清流消防署、西分署、津野山分署のそれぞれの職員への適用は、高幡消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 21 年条例第 3 号）附則ただし書きに定める日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 21 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表（勤務時間は、始業時刻から終業時刻までのうち休憩時間及び仮眠時間を除く時間とする。）

呼称	始業、終業時刻	休憩、仮眠時間
当 務	始業時刻 午前 8 時 3 0 分 終業時刻 翌日の午前 8 時 3 0 分	(休憩時間) 正午から午後 1 時まで 午後 5 時 1 5 分から午後 6 時 1 5 分まで (仮眠時間) 午後 1 0 時 3 0 分から翌日の午前 5 時まで
	(勤務時間) 1 5 時間 3 0 分	(休憩時間) 2 時間 (仮眠時間) 6 時間 3 0 分
調 整 日 勤	始業時刻 午前 8 時 3 0 分 終業時刻 午後 5 時 1 5 分	正午から午後 1 時まで
	(勤務時間) 7 時間 4 5 分	(休憩時間) 1 時間

○高幡消防組合職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則

(平成元年1月21日)

(規則第1号)

高幡消防組合職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則(昭和58年規則第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、高幡消防組合職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和46年条例第12号。以下「条例」という。)附則第2項から第5項までに規定する勤務を要しない時間の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の単位となる期間)

第2条 条例附則第2項第1号の規則で定める毎4週間(以下「基本期間」という。)は、平成元年1月23日を初日とする4週間及びこれに引き続く4週間ごとの期間とする。

2 条例附則第4項の規定による勤務を要しない時間の指定の単位となる期間は、当該期間が1の基本期間又は基本期間の2以上連続した期間となるように定めるものとする。

(条例第3条第2項適用職員等の半日勤務日)

第3条 条例附則第2項第2号の規則で定める時間は、4時間を下回らず4時間30分を超えない時間とする。

(条例附則第2項第3号適用職員についての指定)

第4条 条例附則第2項第3号の規定による勤務を要しない時間の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める勤務時間について行うものとする。

- (1) 基本期間に2以上の半日勤務日(条例附則第2項第2号に規定する半日勤務日をいう。以下同じ。)がある場合 2の半日勤務日の勤務時間
- (2) 基本期間に1の半日勤務日がある場合 当該半日勤務日の勤務時間及び当該半日勤務日以外の1の勤務日の勤務時間のうちの連続する4時間(条例第3条第2項又は第3項の規定により1週間の勤務時間が定められている職員(以下「条例第3条第2項適用職員等」という。)にあっては、4時間を下回らず4時間30分を超えない時間)の勤務時間
- (3) 基本期間に半日勤務日がない場合 2の勤務日の勤務時間のうちのそれぞれ連続する4時間(条例第3条第2項適用職員等にあっては、4時間を下回らず4時間30分を超えない時間)の勤務時間又は1の勤務日の勤務時間のうちの連続する8時間(条例第3条第2項適用職員等にあっては、8時間を下回らず9時間を超えない時間)の勤務時間

(新規採用者等についての指定)

第5条 条例附則第3項の規則で定める期間は、2週間とする。

2 条例附則第3項の規定による勤務を要しない時間の指定は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務時間について行うものとする。

- (1) 条例第3条第1項の規定により1週間の勤務時間が定められ、かつ、いずれの土曜日においても4時間の勤務時間が割り振られている職員 1の土曜日の勤務時間
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員で、新たに職員となった日又は退職することとなる日の属する基本期間に半日勤務日があるもの 1の半日勤務日の勤務時間
- (3) 新たに職員となった日又は退職することとなる日の属する基本期間に半日勤務日がない職員 1の勤務日の勤務時間のうちの連続する4時間(条例第3条第2項適用職員等にあっては、4時間を下回らず4時間30分を超えない時間)の勤務時間

(異動者についての指定)

第6条 指定権者(任命権者又は勤務を要しない時間の指定についてその委任を受けた者をいう。以下同じ。)又は指定の基準を異にして異動した職員の異動後における勤務を要しない時間の指定については、組合長の定めるところによる。

(指定の方法)

第7条 勤務を要しない時間の指定は、できる限り、連続する基本期間3以上の分について一括して行うものとする。

(指定の明示)

第8条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行ったときは、職員に対して速やかにこれを明示しなければならない。指定の変更を行ったときも、同様とする。

(勤務を要しない時間の指定簿等)

第9条 指定権者は、勤務を要しない時間の指定を行ったとき及び指定の変更を行ったときは、組合長が定める様式の勤務を要しない時間の指定簿に指定及び指定の変更に関する事項を記載するものとする。

2 職員が指定権者を異にして異動した場合は、異動前の指定権者は、当該職員に係る勤務を要しない時間の指定簿の記載事項を異動後の指定権者に通知するものとする。

(指定の変更についての組合長の承認)

第10条 条例附則第5項の規定により勤務を要しない時間の指定を変更する場合において、当該変更後の指定を当該変更前の指定に係る期間に引き続く8週間内の勤務日又は勤務日の勤務時間について行うときは、同項の規定に基づく組合員の承認があったものとみなす。

(報告)

第11条 組合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務を要しない時間の指定の状況等について随時報告を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成元年1月23日から施行する。

(1) 高幡消防組合職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(昭和63年条例第4号)附則第1項ただし書に規定する施行日について、昭和64年1月23日とあるのは平成元年1月23日と読み替えるものとする。

(経過措置)

2 高幡消防組合職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(昭和63年条例第4号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規則で定める日は、平成元年1月23日(以下「改正条例施行日」という。)の属する基本期間(改正条例による改正後の高幡消防組合職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(以下「新条例」という。)の適用を受けるとした場合に新条例附則第4項の規定の適用を受けることとなる職員にあっては、任命権者が同項の規定に基づき定めることとなる期間)の末日(同日前に、定年に達することにより、他方公務員法第28条の3の規定に基づき定められた期限が到来することにより、又は任期が満了することにより退職することとなる日)とする。

3 改正条例附則第2項の規則で定める時間数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数とする。

(1) 改正条例附則第2項第1号に規定する職員 改正条例による改正前の高幡消防組合職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第3項の規定により任命権者が定めた期間であって改正条例施行日の前日の属するもの(以下「最終指定単位期間」という。)の初日から改正条例施行日の前日までの間に、旧条例附則第3項の規定により勤務を要しない時間とされた時間数(旧条例附則第4項の規定により勤務を要しない時間とされた時間数を除く。以下「施行日前指定時間数」という。)が最終指定単位期間の前期間にわたり旧条例附則第3項の規定の適用を受けたとした場合に最終指定単位期間において勤務を要しない時間として指定されることとなる勤務時間の時間数に、最終指定単位期間に含まれる改正前の高幡消防組合職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則第2条第1項に規定する基本期間(以下「旧基本期間」という。)の数に対する最終指定単位期間の初日(最終指定単位期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)から改正条例施行日の前日までの間に、含まれる旧基本期間の数の割合を乗じて得た時間数(以下「比例時間数」という。)に満たない場合にあっては、比例時間数から施行日前指定時間数を減じた時間数を新条例の規定の適用を受けるとした場合に改正条例施行日から前項に規定する日までの間において勤務を要しない時間として指定されることとなる勤務時間の時間数(以下「基準時間数」という。)に加えた時間数(改正条例施行日から起算して13日以内に、定年に達することにより、地方公務員法第28条の3の規定に基づき定められた期限が到来することにより、又は任期が満了することにより退職することとなる職員にあっては、比例時間数から施行日前指定時間数を減じた時間数)、施行日前指定時間数が比例時間数を超える場合にあっては、施行日前指定時間数から比例時間数を減じた時間数を基準時間数から減じた時間数、施行日前指定時間数と比例時間数が同一の場合にあっては、基準時間数

(2) 改正条例附則第2項第2号に規定する職員(前号に掲げる職員を除く。)旧条例附則第4項の規定により変更された指定に係る勤務を要しない時間の時間数を基準時間数に加えた時間

数（改正条例施行日から起算して１３日以内に、定年に達することにより、地方公務員法第２８条の３の規定に基づき定められた期限が到来することにより、又は任期が満了することにより退職することとなる職員にあっては、当該変更された指定に係る勤務を要しない時間の時間数）

- ４ 改正条例附則第２項の規定により勤務を要しない時間として指定される勤務時間については、新条例の規定による勤務を要しない時間の指定の例によるものとする。
- ５ 公務の運営上の必要等により、前３項の規定により難いと認められる場合には、あらかじめ組合長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

○高幡消防組合職員の育児休業等に関する条例

(平成4年3月19日)

(条例第5号)

改正 平成9年12月11日条例第2号 平成13年3月5日条例第4号
平成14年3月5日条例第2号 平成15年3月3日条例第1号
平成19年12月7日条例第7号 平成23年3月3日条例第1号
平成29年7月14日条例第2号 平成29年12月5日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 高幡消防組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して組合長が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に当該する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休

業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合長が定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合
（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を
基準として条例で定める期間）

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由により該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
 - (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
 - (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
 - (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
 - (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
 - (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。
- （育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児休業に伴う任期付採用職員に係る任期の更新）

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 高幡消防組合職員の給与に関する条例（平成11年条例第3号）第3条第1項各号に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 高幡消防組合職員の給与に関する条例第3条第1項各号に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（高幡消防組合職員の給与に関する条例（平成11年条例第3号）第3条に規定する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ組合長と協議して、その者の号給を調整することができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第9条 高知縣市町村総合事務組合退職手当条例(平成17年条例第21号)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

第10条 削除

(部分休業の承認)

第11条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 職員の勤務時間、休暇及び休暇に関する条例(平成8年条例第1号)第16条の規定に基づき規則で定める育児に関する特別休暇(以下「育児時間」という。)又は同条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第12条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、高幡消防組合職員の給与に関する条例(平成11年条例第3号)第3条第1項各号における該当条文の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第3条第1項各号における該当条文に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第13条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 育児休業法附則第5条第2項に規定する育児休業給(以下「育児休業給」という。)の月額額は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第114条第3項の規定に基づき算定される掛金の合計額に相当する額とする。
- 3 前項に定めるもののほか育児休業給の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 4 職員に育児休業給が支給される間、高幡消防組合職員の給与に関する条例第2条中、「期末勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び育児休業給」とする。

附 則(平成9年12月11日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月5日条例第4号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月5日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 143 号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日前に改正法の規定による改正前の育児休業法第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法の規定による改正後の育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第 2 条第 2 項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

- 3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則(平成 15 年 3 月 3 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 15 年 6 月 1 日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 5 条の 3 第 1 項の規定の適用については、「6 箇月以内」とあるのは、「3 箇月以内」とする。

附 則(平成 19 年 12 月 7 日条例第 7 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 3 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の高幡消防組合職員の育児休業に関する条例第 3 条第 4 号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以降は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の高幡消防組合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号の規定により職員が申し出た計画と見なす。

附 則(平成 29 年 7 月 14 日条例第 2 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 5 日条例第 4 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合職員の育児休業等に関する規則

(平成4年3月19日)

(規則第4号)

改正 平成14年6月25日規則第4号 平成23年6月1日規則第1号

(任命権者)

第1条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業をしている職員が保有する職)

第4条 育児休業をしている職員は、育児休業の承認を受けた時占めていた職を保有するものとする。ただし、当該承認を受けたあとに職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。

2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(職務復帰)

第6条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（育児休業条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業に係る人事異動通知書の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して人事異動通知書（次条において「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。

(1) 職員の育児休業を承認する場合

(2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合

(3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(任期付採用に係る人事異動通知書の交付)

第7条の2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(2) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

第7条の3 高幡消防組合職員の育児休業条例第5条の3第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業していた期間
- (2) 高幡消防組合職員の給与に関する条例第3条による、期末手当及び勤勉手当等に関する規則に（「停職者（法第29条の規定により停職にされている職員）」、「専従休職者（法第55条の2第1項ただし書きの許可を受けている職員をいう。）」）掲げる職員として在職した期間
- (3) 高幡消防組合職員の給与に関する条例第3条による、休職にされていた期間（職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給与（管理職手当及び特殊勤務手当が支給されない場合はこれを除く。）の全額を支給する。）の適用を受ける休職者であった期間を除く。

（部分休業の承認の請求手続）

第8条 部分休業の承認の請求は、部分休業請求書により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

（部分休業の承認の取消事由等）

第9条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

（雑則）

第10条 育児休業承認請求書等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は組合長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（育児休業給の支給方法）

2 育児休業給は、給料の支給方法に準じて支給する。

（高幡消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

3 高幡消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

4 高幡消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和46年規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年6月25日規則第4号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月1日規則第1号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

○昭和天皇の大喪の礼の行われる日を
休日とする法律の規定により休日と
された日の取扱いに関する条例

(平成元年 2 月 23 日)
(条 例 第 1 号)

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律（平成元年法律第 4 号）の規定により休日とされた日は、休日を定める条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の適用については、別に定めるもののほか、当該条例等に定める休日とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合職員の服務に関する規程

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(訓 令 第 2 号)

改正 平成 19 年 3 月 29 日訓令第 6 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 高幡消防本部および消防署に勤務する職員（以下「職員」という。）の服務および職務執行に関しては、別に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

第 2 章 一般規律

(規律)

第 2 条 職員は、次の事項を厳格に守らなければならない。

- (1) 常に静粛で礼儀正しく、かつ、秩序を守ること。
- (2) 職務を執行するに際しては、冷静かつ忍耐強く職務の遂行にあたること。
- (3) 常に言動を慎み、すべての人に対して丁重であるとともに、求められた場合は、何人に対してもその氏名および所属を示すこと。
- (4) 他の職員に対して、不当な命令または、指示をあたえないこと。
- (5) 過失があったときは、上司に対し、その事実を隠蔽したり虚偽の陳述をしないこと。
- (6) 互に尊敬し合い常に和衷協同して職務の遂行にあたること。
- (7) 勤務中、上司の許可を得た場合以外は、みだりに職場を離れないこと。
- (8) 勤務中私事に従事しないこと。
- (9) 次に掲げる場所で喫煙しないこと。

ア 火災現場並びに出動および帰路の途上

イ 消防車上および作業中

ウ ガソリン、その他引火爆発のおそれのあるものの附近

エ 受付、通信、その他監視的勤務にあるとき

(飲酒)

第 3 条 職員は、消防長から特別に許可された場合以外は、勤務中飲酒してはならない。

(出入)

第 4 条 勤務員以外の者は、特別な場合以外、酒気を帯びて庁内に出入してはならない。

2 公務上必要なもの以外のものは、みだりに庁内に立入ってはならない。

(寄附採納等の禁止)

第 5 条 職員は直接、間接を問わず消防長の許可なしに職員としての資格において寄附等を受け、または要請してはならない。

(報酬)

第 6 条 職員は、消防業務に関して正規の給与のほか、いかなる種類の報酬または、物品も外部のものから受けてはならない。

(あっせん行為の禁止)

第 7 条 職員は、消防用機械器具その他の物品を推せんする等の行為をしてはならない。

(服装)

第 8 条 職員は、身体を清潔にし、勤務中は、別に定める被服を着用するとともに服装は端正でなくてはならない。

第 3 章 行政規律

(研修)

第 9 条 職員は常に研修に努め、その義務、責任および権限の範囲にある法令、条例、規則に通暁しなければならない。

(責任)

第 10 条 職員は常に確固たる態度を保持し、職務上の責任を回避してはならない。

(権限乱用の禁止)

第 11 条 職員は、災害現場において、上司の命を待たずみだりに建築物および物件を破壊してはならない。

(地水利)

第 12 条 職員は管轄区域内（以下「管内」という。）の地水利に精通し、常にその使用の可否に

注意しなければならない。

(物品取扱)

第13条 職員は、機械器具、貸与品の保管及び使用について最善の注意を払わなければならない。

(届出)

第14条 職員は、住所に変更のあったときまたは、結婚等により、身分に異動があったときは、すみやかに消防長に届出なければならない。

(秘密)

第15条 職員は、消防長の許可を受けないで、消防行政に影響を及ぼす事項又は、職務上の秘密に関する事項を他に発表または漏らしてはならない。

(証人)

第16条 職員は、訴訟の証人として喚問された場合は、その事実を消防長に報告しなければならない。

(住居)

第17条 職員は管内に居住しなければならない。ただし、特別な事情により、特に消防長の許可を得た場合はこの限りでない。

(携帯品)

第18条 職員は、勤務中、次に掲げるものを常に携帯しなければならない。ただし、勤務の性質上、上司が携帯を免除した場合は、この限りでない。

(1) 消防手帳

(2) 消防公務の証

(3) 鉛筆または万年筆

第4章 監督

(監督者)

第19条 幹部（消防士長以上の消防吏員をいう。以下同じ。）は、監督者として特に研修に努めるとともに次の事項を守らなければならない。

(1) 部下職員が自己の義務を履行しているかどうか、又職務に適材であるか否かを監察すること。

(2) 部下と常に礼譲ある交誼を結び、相互に信頼し、かつ、尊敬するよう努めること。

(3) 幹部は、常に所属職員の言動、素行、生活状態、交際人物その他について、留意し、監督上の資材とすること。

第5章 勤務

(勤務時間)

第20条 職員の勤務時間は、条例で定めるとおりとするが時間外、非番といえども火災その他の災害を覚知したときは、ただちに出勤しなければならない。

(出勤)

第21条 職員が出勤したときは、自から出勤簿に押印しなければならない。

(交代)

第22条 消防署所の隔日勤務者等は、別に定める要領に従い、交代を実施して機械器具その他関係事務の引継ぎをしなければならない。受付勤務者は、引継後勤務の位置において交代するものとする。

(日誌)

第23条 当直分隊長は、別に定める日誌、引継書に必要事項を記載し、勤務の翌日上司の検閲を受けなければならない。

(勤務員の代理)

第24条 署、分署、出張所に服するものは、次の事項を守らなければならない。

(1) 各分隊及び出張所に勤務する職員は、交代前に勤務についてはならない。

(2) 非番となる職員は、当直分隊長（出張所にあつては出張所長）より退庁の命があるまで署所を去ってはならない。

(3) 作業その他の事情で、上司の指示または許可なしに別の隊または、分隊に属する職員の義務を遂行し、または、その勤務を代行してはならない。

(現場交代)

第25条 交代時間に火災出勤中の場合は、消防署長（分署にあつては分署長）の指示により、

交代時間の変更または、現場交代等適切な方法により交代を行なうものとする。

- 2 火災現場または、非常災害現場で交代し非番となる職員は、当該現場の最高指揮者の命なしに職場を離れてはならない。

(招集)

第26条 職員は、緊急事態または、演習その他により招集の命を受けたときは、ただちに指定の場所に参集しなければならない。

(特別勤務)

第27条 非常時その他の場合において、消防長は、全職員が継続勤務を必要とするときは、非番日であっても勤務を命ずることができる。

第6章 勤務の心得

(分署、分駐所に勤務する職員)

第28条 分署、出張所に勤務する職員は、通常勤務の内容について、その所在する町長の指揮監督を受け、災害出動の場合においては、その所在する消防団長の指揮監督を受けるものとする。(改正を要する)

(交代時間)

第29条 職員の受付勤務は、1時間交代勤務とする。ただし、署長等(署長のいない場合は次席、当直分隊長。分署にあつては分署長又は当直分隊長)の許可を得た場合に限り2時間の交代勤務とする。

(受付勤務)

第30条 受付勤務は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 緊急用務の通報に接したときは、その場所を確かめ必要な処置を講ずること。
- (2) 消防署内外の火気及び盗難予防その他事故防止に注意すること。
- (3) 消防車及び機械器具全般の状況を監視すること。
- (4) 外来者の応対、案内は丁寧に行なうこと。
- (5) 郵便物等一般文書は、必ず備付けの受付簿に記載すること。
- (6) 受付、通信勤務員以外のものを、みだりに通信室に立入らせてはならない。

(巡回地水利調査勤務)

第31条 消防車による巡回、地水利調査等の勤務につく場合は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 巡回、地水利調査を行なうときは、署長に届出すること。
- (2) 巡回中は、常に火災の早期発見に努め、みだりに私用を弁じないこと。
- (3) 巡回中火災発生のおそれのある焚火その他の事態がある時は、責任者は注意を与えあるいは事の緩急に応じて必要な措置を講ずること。
- (4) 巡回または地水利調査は、特に指示のない限り管轄区域外に出ないこと。ただし、火災発生緊急事態の場合で、応援するときはこの限りでない。

(作業勤務)

第32条 庁内の清掃、機械器具の手入および修理その他の作業に従事するときは、上司の指示に従い、統一した行動をもってこれを行なわなければならない。

(休憩)

第33条 休憩は所定の場所で行ない、みだりにその場所を離れず常に出動の準備を怠ってはならない。

(立入検査)

第34条 立入検査の際には、次の事項を守らなければならない。

- (1) あらゆる火災予防の点に留意し、視野を広くもつこと。
- (2) 検査はその目的とする場所または、物件についてこれを行ない法令の要求する状態を実現するために必要な処置を懇切に指導すること。
- (3) 関係者に来意を告げ言語動作を丁寧にし、職権を乱用しないこと。
- (4) みだりに検査を拒絶するものがあるときは、一応説示し、なお応じないときは上司にその旨報告すること。

第7章 機関員

(機関員の資格)

第35条 消防車等の運転は、自動車運転免許証を有し、消防長から機関員又は機関員補助員(以下次条において「機関員等」という。)としての資格を与えられたものでなければ運転してはな

らない。ただし、免許証を取得し、特に消防長から許可されたものについてはこの限りでない。

(機関勤務)

第36条 機関員等は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 担当車の性能をよく熟知するとともに常に整備点検を行ないその使用を誤らないこと。
- (2) 道路交通取締法、関係法令を遵守し、事故防止に努めること。

第8章 報告

(報告)

第37条 職員は、職務の重要事項については、署長に文書をもって報告しなければならない。

2 緊急事項については、口頭をもって既報し、事後すみやかに文書で詳報するものとする。

第9章 雑則

第38条 この規程で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

○高幡消防組合職員及び消防団員の
訓練礼式に関する規則

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(規 則 第 1 2 号)

改正 平成 24 年 5 月 23 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 6 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、高幡消防組合職員及び消防団員の訓練礼式について定めることを目的とする。

(準則の適用)

第 2 条 高幡消防組合職員及び消防団員の訓練礼式については、消防庁の定める準則（昭和 40 年消防庁告示第 1 号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 23 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合職員の服制に関する規則

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(規 則 第 4 号)

改正 昭和 50 年 5 月 28 日規則第 6 号 昭和 53 年 3 月 9 日規則第 1 号
平成 14 年 6 月 25 日規則第 5 号 平成 19 年 3 月 29 日規則第 4 号
平成 21 年 3 月 25 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 16 条第 2 項の規定に基づき、高幡消防組合消防職員の服制について定めるものとする。

(服制)

第 2 条 高幡消防組合消防職員の服制は、次のとおりとする。ただし、一部を省略することかできる。

冬 帽	色		濃 紺
	製 式	男 性	円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒色とする。 あごひもの両端は帽の両側において金色金属製消防章各 1 個でとめる。 形状は、図のとおりとする。
		女 性	円形つば型とし、帽のまわりに濃紺又はその類似色のリボンを巻くものとする。 形状は、図のとおりとする。
	き	章	銀色金属製消防章をモール製金色桜で抱擁する。 台地は濃紺とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	周	章	男性については、帽の腰まわりには、黒色ななこ織を巻き、消防司令以上の場合には、じゃ腹組黒色線を、消防司令補の場合には、じゃ腹組黒色線を巻くものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏 帽	色		紺
	製 式	男 性	円形とし、前ひさし及びあごひもは、紺又はその類似色とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各 1 個でとめる。 天井の両側にははと目をつけ、通風口とする。 腰は藤づるあみとし、すべり革には、所要の通風口をつける。 天井の内側には、汚損よけをつける。 形状は、冬帽と同様とする。
		女 性	冬帽と同様とする。
	き	章	冬帽と同様とする。 ただし、台地は紺とする。
	周	章	男性については、帽のまわりに、紺又はその類似色のななこ織を巻くものとする。
略 帽	色		濃紺
	製	式	前ひさし及びあごひもは、濃紺とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各 1 個でとめる。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	き	章	銀色金属製消防章とする。 台地は濃紺とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。

防火帽	保安帽	色又は地質	黒又は銀の強化合成樹脂又は堅ろうな材質		
		製式	かぶと型とし、内部に頭部の振動を防ぐ装置をつける。 前後部にひさしをつけ、あごひもは、合成繊維とする。 形状は、図のとおりとする。		
		き章	銀色金属製消防章とする。 台地は地質と同じものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。		
		周章	帽の腰まわりに一条ないし三条の白又は赤の反射線をつける。 寸法は、図のとおりとする。		
	しころ	色又は地質	銀又は濃紺の耐熱性防水布		
		製式	取り付け金具により保安帽に付着させるものとし、前面は、両眼で視認できる部分を除き閉じることができるものとする。 形状は、図のとおりとする。		
		周章	しころのまわりに一条ないし三条の白又は黒の反射線をつける。 寸法は、図のとおりとする。		
	冬救急帽	色又は地質	暗い灰色で、ポリエステルと羊毛との混紡糸を使用したサクソニー		
		製式	前ひさしは地質と同じものとし、その表を白の反射テープで覆う。 あごひもは、灰色のビニール製とし、その両端は、帽の両側において銀色金属製消防章各1個でとめる。 形状及び寸法は、図のとおりとする。		
		き章	略帽と同様とする。		
		周章	帽のまわりに一条ないし三条の白のレーヨン製あや竹リボンを巻くものとする。 寸法は、図のとおりとする。		
冬服	盛夏救急帽	色又は地質	暗い灰色で、ポリエステルと羊毛との混紡糸を使用した霜降りトロピカル		
		製式	冬救急帽と同様とする。		
		き章	略帽と同様とする。		
		周章	冬救急帽と同様とする。		
	救助帽	色又は地質	オレンジ色で難燃性のものとする。		
		製式	前ひさし及びあごひもは、地質と同じものとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。		
		き章	略帽と同様とする。		
	上	色	冬帽と同様とする。		
		前 面	男性	折えり 胸部は二重とし、消防章をつけた金色金属製ボタンを二行につける。 形状は、図のとおりとする。	
			女性	打ち合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。	
		製式	階級章	黒の台地とし、上下周縁に金色ししゅう状を施し、中央に平織金線及び銀色消防章をつける。階級章は、右胸部につける。ただし、消防長の職にある者は、これをつけないことができる。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
			消防長章	銀色の台地とし、金色線三条及び黒色線二条を配し、中央に、いぶし銀色の桜葉及び銀みがきの桜花で囲んだはめ込みの金色消防章を配する。 消防長章は、階級章の上部につける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
			そで章	黒色しま織線一条に消防司令補以上はじや腹組金線一条を消防士長はじや腹組銀線一条を表半面にまとい、その下部に消防司令以上の場合には、金色金属製消防章をつける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	
			えり章	左えりに、高幡消防組合を表徴するバッジ一個をつける。	

	下衣	色		上衣と同様とする。		
		製式	男性	長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。		
			女性	長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。 形状は、図のとおりとする。		
夏服	上衣	色		淡青		
		製式	前面	男性	シャツカラーの長そで又は半そでとする。 淡青又はその類似色のボタンを一行につける。 形状は、図のとおりとする。	
			女性	打ち合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。		
			肩章	外側の端を肩の縫い目に縫い込み、えり側を淡青又はその類似色のボタン1個でとめる。		
	下衣	色		夏帽と同様とする。		
製式			冬服下衣と同様とする。			
活動服	上衣	色		略帽と同様とし、えり、肩及び背面上部（図中網掛け部分）にオレンジ色を配する。		
		製式		長そでとし、背面上部に消防本部名を表示する。 用途に応じ、通気性、難燃性、強度、帯電・静電気防止等の機能性に配慮する。 形状は、図のとおりとする。		
	ズボン	色		略帽と同様とする。		
		製式		長ズボンとする。 用途に応じ、通気性、難燃性、強度、帯電・静電気防止等の機能性に配慮する。 形状は、図のとおりとする。		
防火衣	色又は地質		防火帽しころと同様とする。			
	製式		折りえりラグランそで式バンドつきとする。 肩及びその前後に耐衝撃材を入れ、上前は、5個のフックとし、ポケットは左右側腹部に各1個をつけふたをつける。 形状は、図のとおりとする。			
冬救急服	上衣	色又は地質		明るい青みの灰色で、表面はポリエステルを、裏面はポリエステルと綿との混紡糸を使用したピッケ		
		製式	前面	台えり付きシャツカラーの長そでとし、ウェストラインにタックを入れる。 比翼仕立てとし、胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットをつけ、胸部左右のポケットにはふたをつける。 えりに、ポリエステルと綿との混紡糸を使用した白のブロードの替えりをつける。 胸部左のポケット上部に地質と同じ台地に消防本部名を濃い灰色糸でししゅうしたネームを縫いつける。 形状は、図のとおりとする。		
				肩章	外側の端を肩の縫い目に縫い込み、白の反射テープの肩章カバーを差し込むとともに、えり側を地質と類似色のボタン1個でとめる。	
				階級章	冬服上衣と同様とし、胸部右のポケット上部につける。	
	ズボン	色又は地質		冬救急帽と同様とする。		
		製式		長めのタックを入れた長ズボンとし、両もも及び左右後方に各1個のポケットをつける。左右後方のポケットはボックスプリーツ上切替え仕立てとする。 形状は、図のとおりとする。		

盛夏救急服	上衣	色又は地質		明るい黄みの灰色で、ポリエステルを使用したピンホールトロピカル
		製式		長そで又は半そでとし、その他は、冬救急服上衣と同様とする。ただし、半そでの場合は、左肩下のポケットをつけないものとする。 形状は、図のとおりとし、図中二重斜線部分はスリット空き、背裏メッシュ仕立てとする。
	ズボン	色又は地質		盛夏救急帽と同様とする。
		製式		冬救急服ズボンと同様とする。
救助服	上衣	色又は地質		救急帽と同様とする。
		製式		開きんの長そでとし、胸部左右に各１個のポケットをつける。 形状は、図のとおりとし、図中二重斜線の部分は当て地とする。
	ズボン	色又は地質		上衣と同様とする。
		製式		長ズボンとし、両ももの側面に各１個のポケットをつける。 形状は、図のとおりとし、図中二重斜線の部分は当て地とする。
外とう	色			冬服上衣と同様とする。
	製式	男性	折りえり 胸部は二重として、消防章をつけた金色ボタンを二行につけ、胴にはバンドをつける。 後面はすそを裂くものとする。 えり部に頭きんどめの黒色ボタンをつけ、頭きんに鼻おおい１個及び黒色ボタンをつける。 そで章は、冬服上衣そで章と同様とする。 形状は、図のとおりとする。	
			女性	打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
		色		
雨衣	製式	男性	折りえり 胸部は二重として、濃紺又はその類似色のボタンを二行につけ、胴にはバンドをつける。 後面はすそを裂くものとする。 頭きん及び頭きんどめは、外とうと同様とする。 そでにそでバンドをつけ、一端を内側の縫目に縫い込み、他の一端は、濃紺又はその類似色のボタンでとめる。 形状は、図のとおりとする。	
			女性	打ち合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
		ワイシャツ		白
手袋		白		
バンド				前金其の中央には消防章をつける。ただし、救急用は白の合成皮革とし、前金具の色は、銀色とする。 形状及び寸法は、図のとおりとし、救急用は図中斜線部分に白の反射テープをつける。
靴				黒の短靴又は半長靴とする。ただし、防火用は銀色又は黒のゴム製長靴（踏み抜き防止板を挿入する。）、救急用は黒革の短靴又は必要に応じ、黒のゴム製長靴、救助用は黒の編上式半長靴とする。
消防手帳				表紙は、黒色の皮製又はこれに類似するものとする。 中央上部に消防章を、その下に消防本部名を、それぞれ金色で表示し、背部に鉛筆差しを設け、その下端に長さ４５センチメートルの黒色ひもをつけ、表紙内側には、名刺入れをつける。用紙は、恒久用紙と記載用紙に分け、いずれも差し替え式としその枚数は、恒久用紙１０枚、記載用紙８０枚とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。

備考

- 1 略帽については、アポロキャップをもって、これに代えることができる。
 - 2 冬帽若しくは冬服又は夏帽若しくは夏服についてその一部にオレンジ色を配し、又は冬服若しくは夏服と併せて用いるエンブレム、ネクタイ等についてオレンジ色を基調としたものとする等により、冬服、夏服等の一部にオレンジ色を配するものとする。
 - 3 冬服及び夏服に併せて、必要に応じ、ベストを着用することができる。
 - 4 夏服のえりについては、開きん（小開き式）をもって、シャツカラーにかえることができる。
 - 5 活動服については、ファスナーをもって、ボタンに代えることができる。
 - 6 外とうについては、ブルゾンをもって、これに代えることができる。
 - 7 消防手帳については、消防章、消防本部名及び図消防手帳の部中恒久用紙に表示された事項を表示したカードをもって、これにかえることができる。
 - 8 形状に関する図で示しているポケット、ボタンの数及び位置については、図と異なるものとする。
- （削除 図の再掲 9 第2条表中及び備考中、形状及び寸法、図は省略するものとする。）
（着用区分）

第3条 制服の種類及び着用期間は、次の区分による。

盛夏服 5月1日から10月31日まで
（半袖は7月1日から9月30日まで）

冬服 11月1日から翌年4月30日まで
ただし、署所の事情により調整すること。

- 2 甲種外とうは、冬服着用期間中にかぎり着用することができる。ただし、儀式、祭典及び室内では着用してはならない。
- 3 乙種外とうは、雨雲の場合のみ着用する。
- 4 防火衣及び防火帽は、火災現場出動及び訓練の際必要に応じて着用する。
- 5 手袋は、白色とする。ただし、作業の場合はこの限りでない。
- 6 靴は、黒色革半長ぐつ又は黒色の短ぐつとし、ゴム長ぐつ、作業ぐつは作業用として着用する。

（着用）

第4条 勤務時間中は、常に制服を着用しなければならない。ただし、勤務の性質により制服を着用しないことができる。

- 2 勤務時間外は、特に上司の許可を受ける場合の外は、制服を着用してはならない。

（委任）

第5条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年5月28日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月9日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年6月25日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第2号）

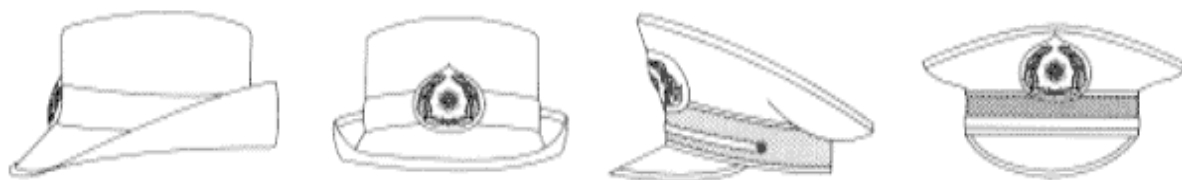
この規則は、公布の日から施行する。

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

冬帽

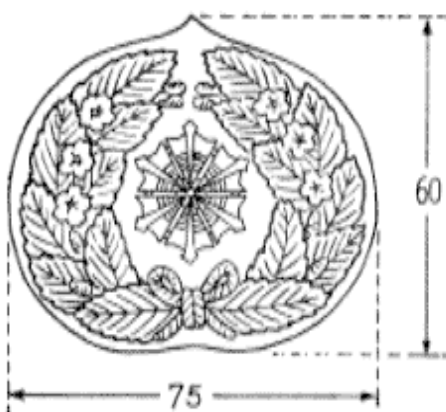
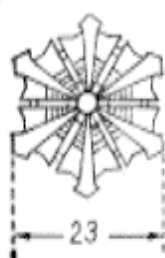
女性

男性



き 章

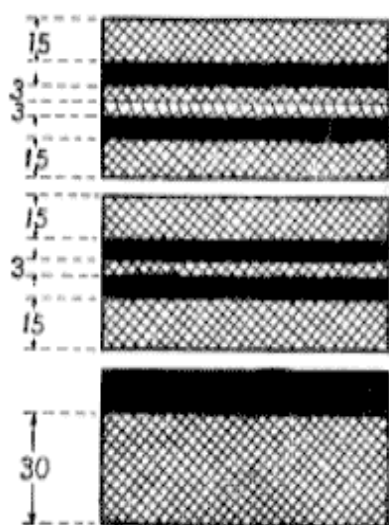
消 防 章



あごひも留
め 消 防 章



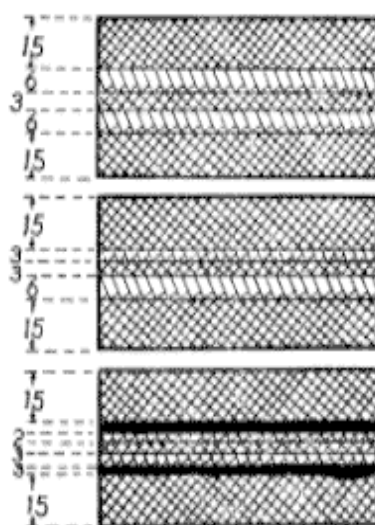
周 章



消 防
司 令

消 防
司 令 補

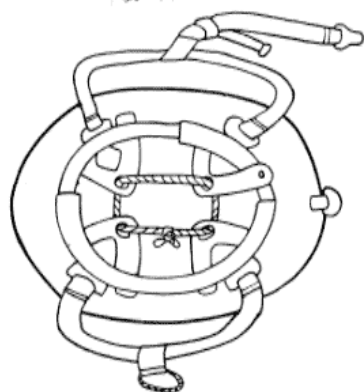
消 防
副 士 長
消 防
士 長



消 防
司 監
消 防
正 監
消 防
司 令 長

防火帽

裏面



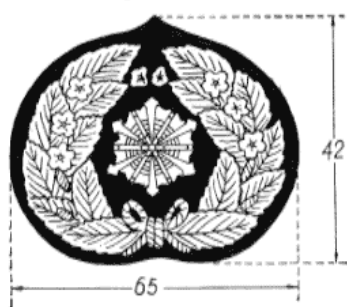
正面



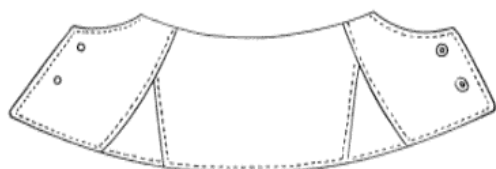
側面



き章

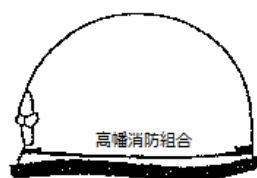


しころ



保安帽

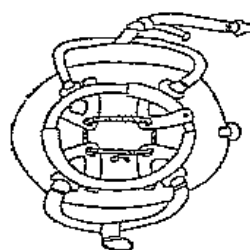
側面



正面



裏面



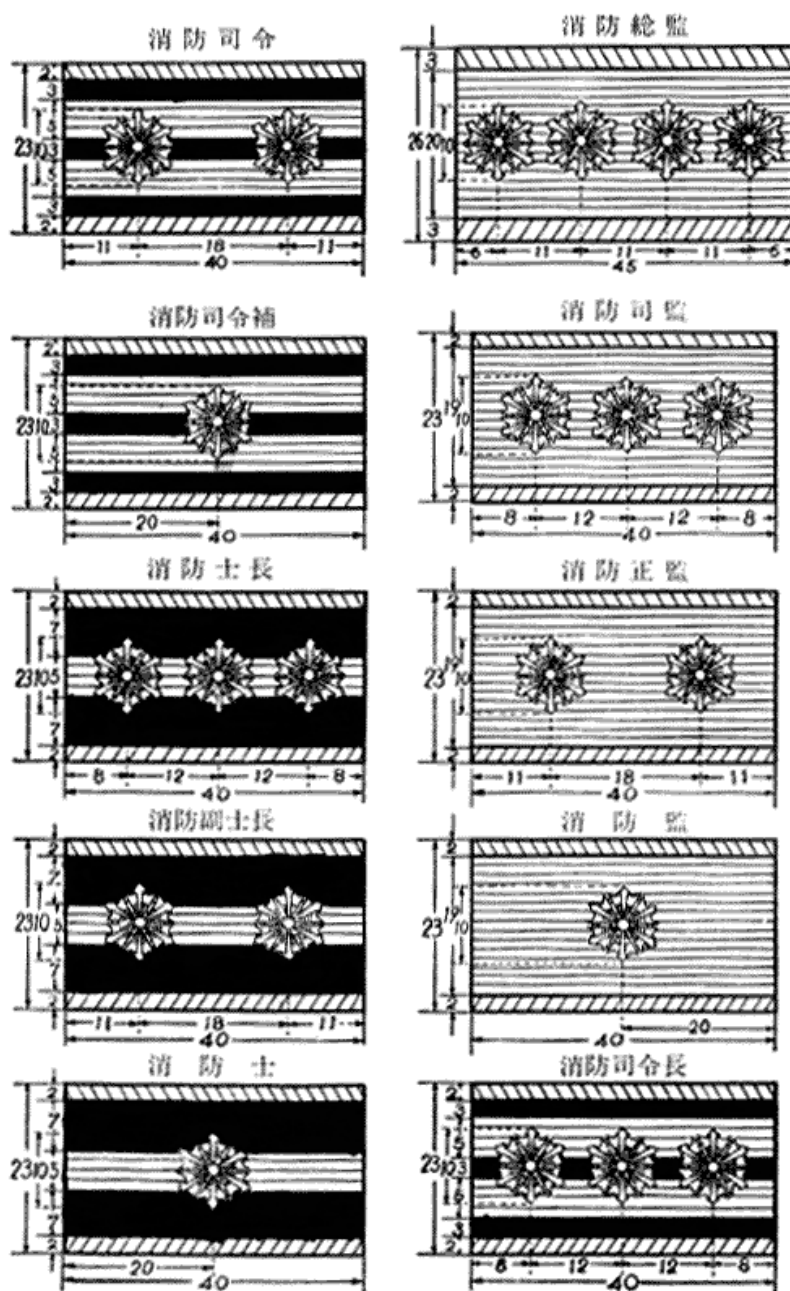
き章



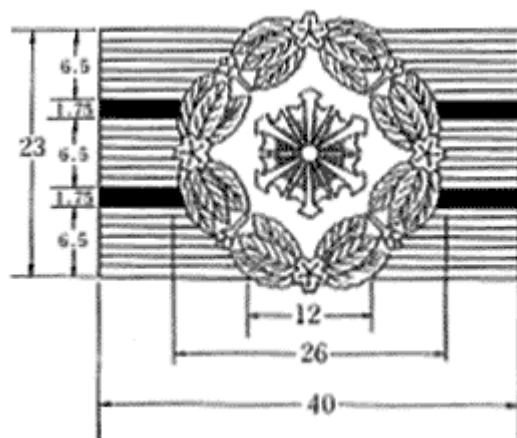
保安帽、しころ及び救急帽につける階級周章

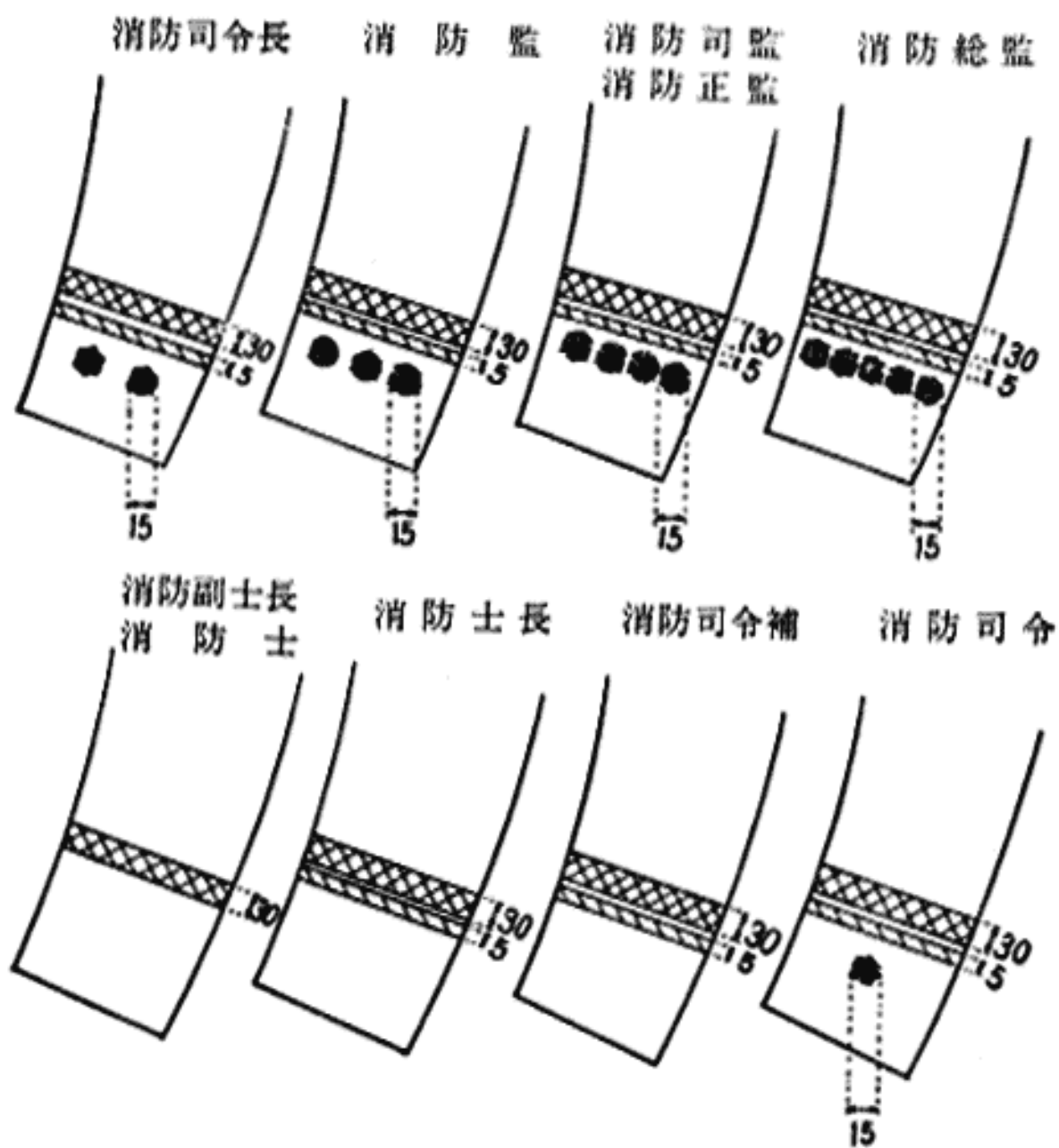
階 級	保安帽	しころ	救急帽	周 章
消 防 士	4	10	4	
消防副士長	2 4 4	5 10 10	3 3 4	
消 防 士 長	4 4 4	10 10 10	4 3 4	
消防司令補	4 4 8	10 10 25	4 3 6	
消 防 司 令	8 4 8	25 10 25	6 3 6	
消防司令長	8 4 4 4 8	25 10 10 10 25	6 3 4 3 6	
消 防 監	8 4 8 4 8	25 10 25 10 25	6 3 6 3 6	

階級章



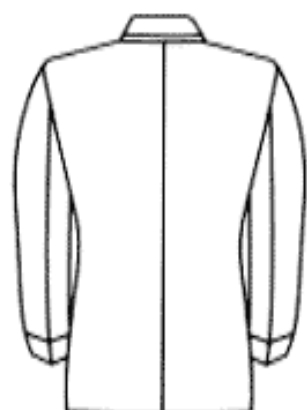
消防長章





冬服

後 面



前 面



スカート



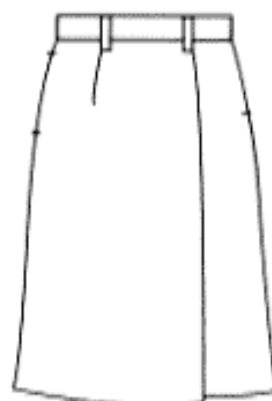
ズボン



ボタン



キュロット
スカート



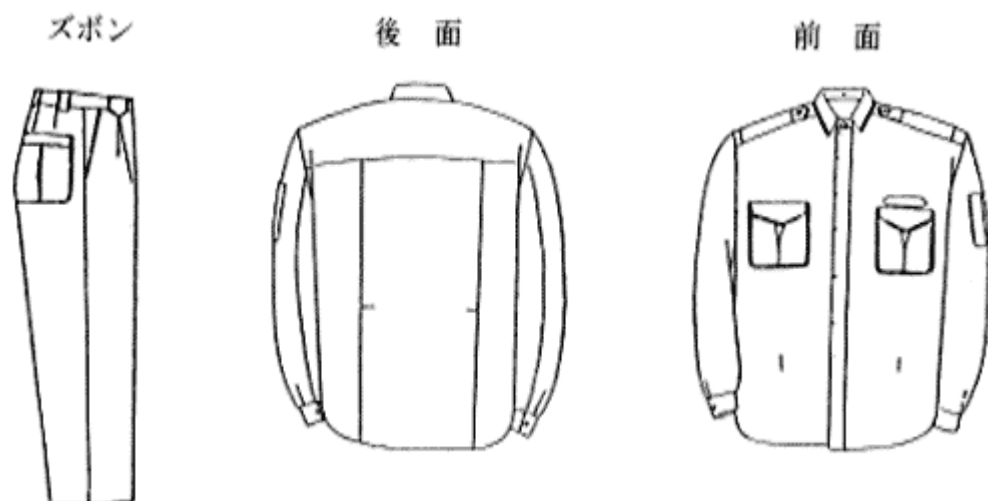
夏服



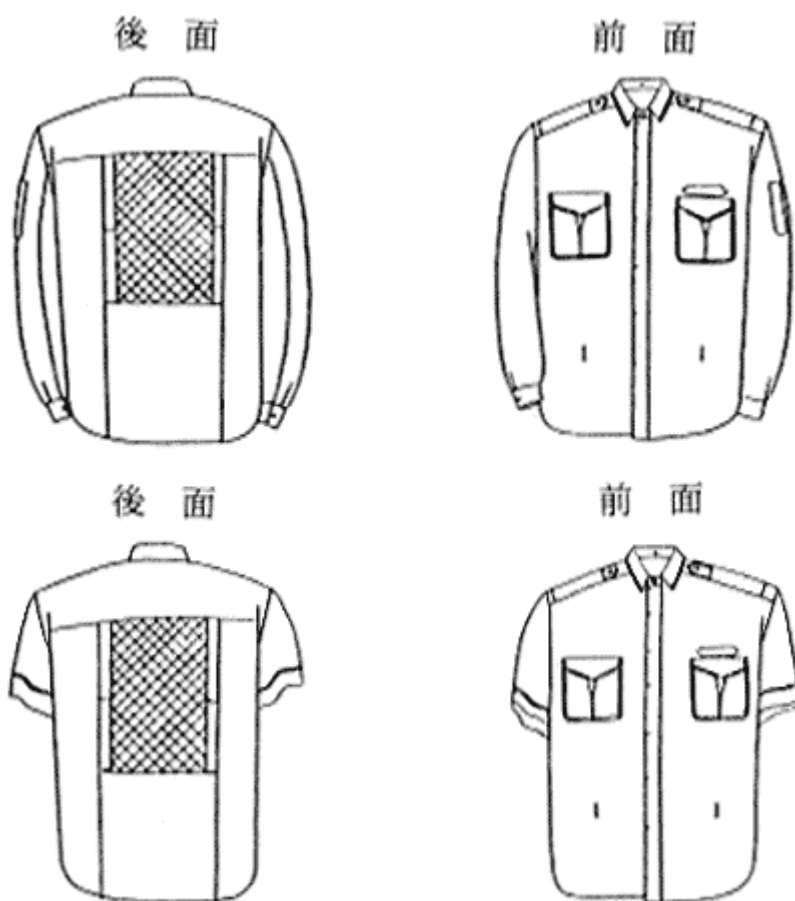
活動服



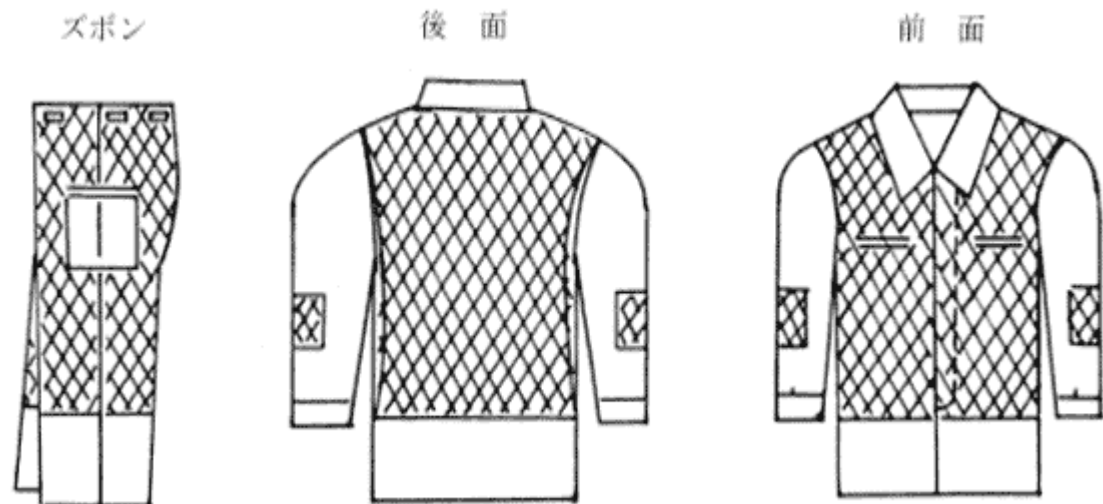
冬救急服



盛夏救急服



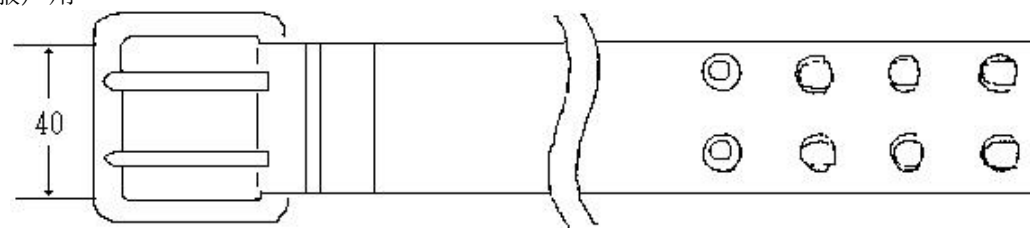
救助服



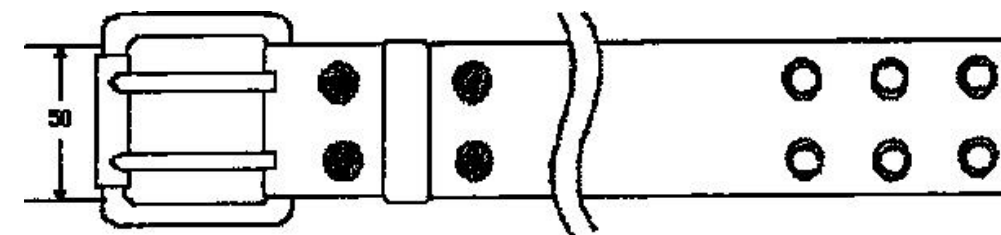
バンド 冬服・夏服用



作業服（執務服）用

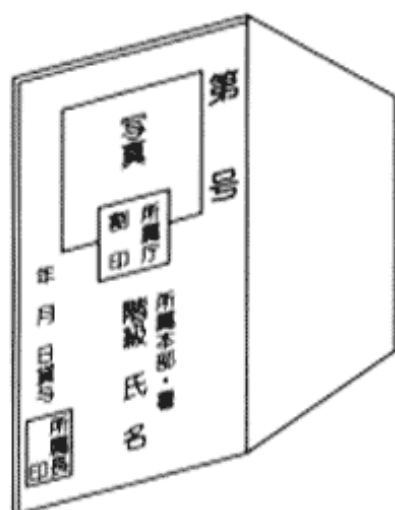


救助服 用

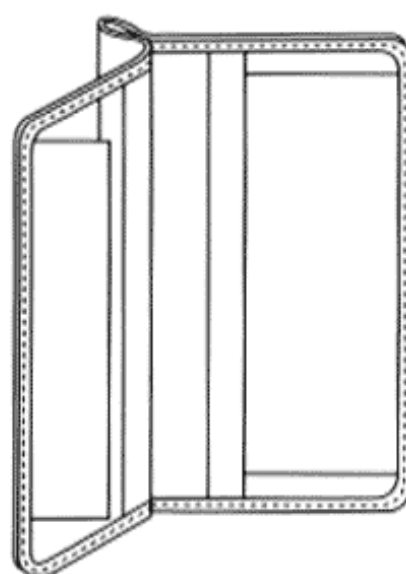
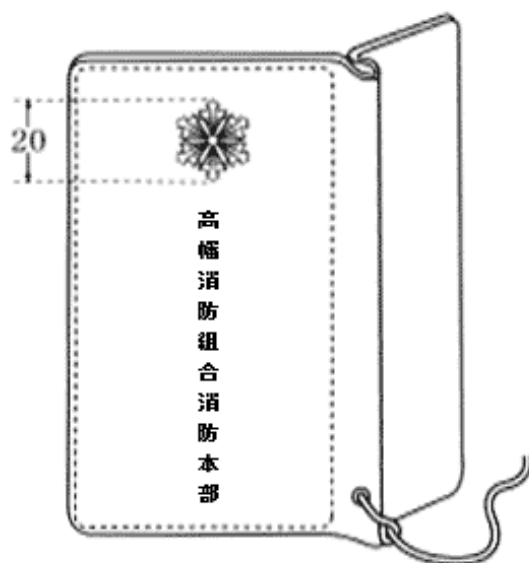


消防手帳

恒久用紙



表紙



○高幡消防組合職員被服貸与規程

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(訓 令 第 10 号)

改正 昭和 53 年 3 月 9 日規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高幡消防組合本部及び消防署に勤務する職員（以下「職員」という。）に貸与する被服その他について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与)

第 2 条 職員には、消防長が貸与する。

2 貸与品の員数及び耐用期間は、次のとおりとする。ただし、貸与品については、一部を貸与しないことができる。

品 名		員 数	耐 用 期 間
制 服	冬 服	1 着	使用に耐える期間
	盛 夏 服	1 着	〃
	作業服	冬 着	〃
		夏 着	〃
		〃 (半袖)	〃
制 帽	冬 帽	1 個	〃
	盛 夏 (合) 帽	1 個	〃
	略 帽	冬 個	〃
		夏 個	〃
外 と う	甲種外とう	1 着	〃
	乙種外とう	1 着	〃
救 助 用 作 業 服		1 着	〃
バ ン ド	冬 用	〃	〃
	夏 用	2 本	〃
半 長 靴		1 足	〃
短 靴		1 足	〃
ゴ ム 長 靴		1 足	〃
雨 合 羽		1 着	〃
階 級 章		2 個	〃
え り 章 (組 合 消 防 章)		1 個	〃
消 防 手 帳		1 冊	〃
手 袋		1 個	〃

(台帳整理)

第 3 条 消防長は、貸与品台帳を備え、常に出納を明らかにしなければならない。

(取替支給)

第 4 条 貸与品の使用期間中に、勤務上損傷し、使用に耐えないようになった場合は、取替支給をすることができる。

(事故報告)

第 5 条 職員は、貸与品について盗難、遺失又は損傷のないように最善の管理をし、もし事故があった場合は、すみやかに消防長に文書をもって報告しなければならない。

2 消防長は、損傷又は遺失したものに対し、その理由によって実費弁償を命ずることができる。

(返納)

第 6 条 職員が退職、免職、転職又は死亡した場合は、貸与品をすみやかに消防長に返納しなければならない。

(委任)

第 7 条 この規程の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 9 日規程第 1 号）
この規程は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合職員章規程

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(訓 令 第 8 号)

(目的および形状)

第 1 条 高幡消防組合職員は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところにより職員章をつけるものとする。

2 前項の職員章の形状および制式は、附図のとおりとする。

(貸与)

第 2 条 職員章は、これを貸与する。

(位置)

第 3 条 職員章は、制服の左えりにつけるものとする。

(亡失またはき損したときの処置)

第 4 条 職員章を亡失またはき損した場合は、すみやかに消防長に届出なければならない。

(返納)

第 5 条 消防職員の身分を失ったときは、速やかに職員章を返納しなければならない。

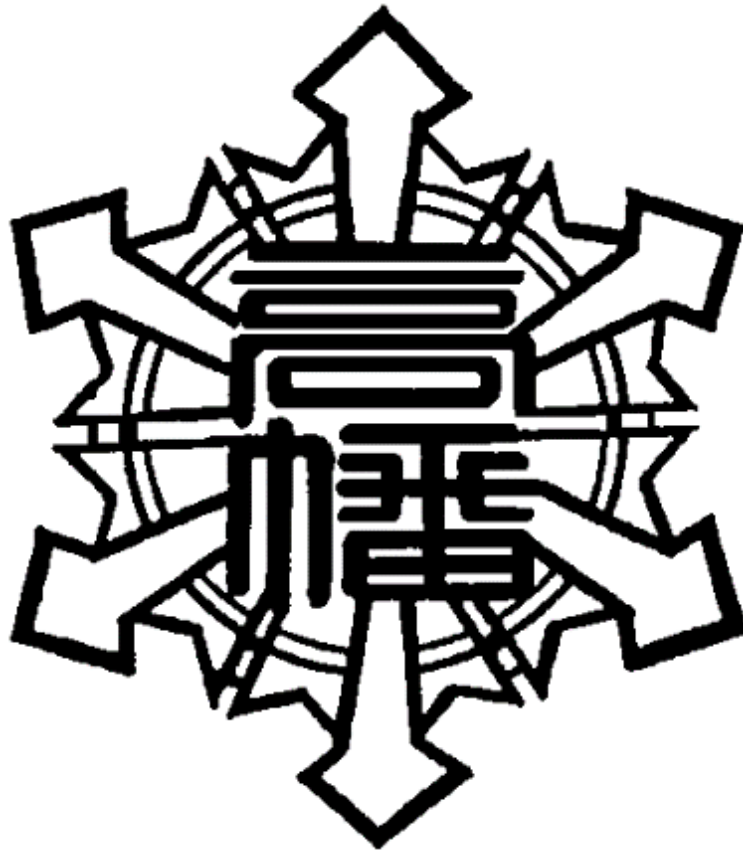
(台帳整理)

第 6 条 消防本部に職員章貸与台帳を備付け、常に整理しておかななければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 図



○高幡消防組合消防手帳規程

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(訓 令 第 3 号)

改正 平成 19 年 3 月 29 日訓令第 7 号

第 1 条 高幡消防組合消防職員には、この規程の定めるところにより消防手帳（以下「手帳」という。）を貸与する。

第 2 条 手帳の制式は、次のとおりとする。

（１）表紙は、黒皮製で縦 120 ミリメートル、横 75 ミリメートルとし、表紙の上部に金色をもって消防章を、消防章の下に「高幡消防組合消防本部」の文字を入れ、表紙内側に「消防公務之証」及び名刺を挿入する。

（２）形状は、別紙のとおりとする。

第 3 条 手帳の名刺入れには常に 5 枚以上の名刺を入れておかなければならない。

第 4 条 手帳には、消防職務執行に必要な事項に限り登載するものとする。

第 5 条 手帳は、ていねいに取扱い、職務に服するときは、常にこれを携帯し、他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは使用させてはならない。

第 6 条 手帳又は消防公務之証を亡失し、又は破損、き損等により使用に堪えなくなったときは、番号、職名及び理由を具して、破損、き損した場合は、その手帳又は消防公務之証を添え、消防長に再貸与を願い出なければならない。

２ 前項の場合において、手帳の再貸与については、その代料を徴することがある。

第 7 条 手帳又は消防公務之証を亡失したときは、これを懲戒に付することがある。

第 8 条 昇格、異動等により手帳及び消防公務之証の記載事項に変更があったときは、記載事項の訂正について、消防長に願い出なければならない。

第 9 条 消防本部に手帳台帳を備え付け、手帳並びに消防公務之証について必要な事項を記載し、常に整理しておかなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

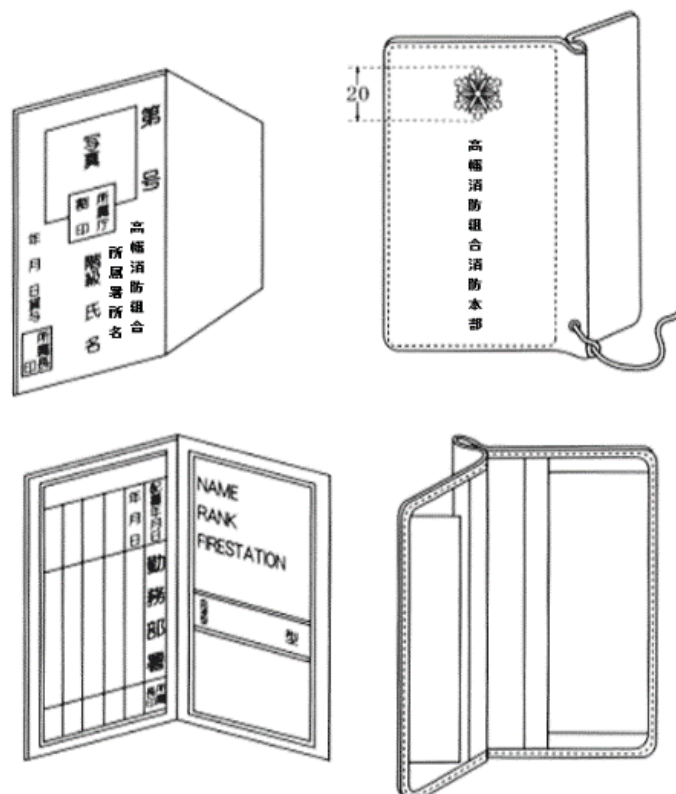
附 則（平成 19 年 3 月 29 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

恒久用紙

表 紙



○高幡消防組合安全、衛生、管理規程

(昭和 59 年 12 月 26 日)
(訓 令 第 2 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、高幡消防組合消防職員（以下「職員」という。）の公務災害の防止及び健康障害の排除、その他安全衛生に関して必要な事項を定め、快適な職場環境の形成を促進するとともに、消防業務における職員の安全と健康を積極的に保持、増進することを目的とする。

(消防長の責務)

第 2 条 消防長は、安全管理、安全衛生管理業務における最高責任者とする。

(所属長の責務)

第 3 条 消防本部にあっては総務担当課長及び消防署にあっては署所長（以下「所属長」という。）は、職場及び職員の安全管理、安全衛生の責任者として目的達成に努めなければならない。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、災害の防止及び健康の保持に積極的に努めるとともに、この規定に基づいて消防長その他関係者が実施する安全管理、安全衛生に関する措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

(秘密の保持)

第 5 条 安全衛生管理業務に関係ある者は、その業務に関して知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

第 2 章 安全管理、安全衛生管理体制

第 1 節 総括安全責任者、総括安全衛生責任者等

(総括安全責任者、総括安全衛生責任者)

第 6 条 消防本部に総括安全責任者、総括安全衛生責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、消防本部次長（置かない場合は総務担当課長）をもって充てる。

3 総括責任者は、職場及び職員の安全管理、安全衛生管理に関する事務を統括管理するとともに、所属長、安全責任者、その他安全に関係ある者を監督指導する。

(安全責任者)

第 7 条 消防本部及び署所に、安全責任者を置く。

2 安全責任者は、消防本部にあっては総務担当課長、署所にあっては所属長をもって充てる。

3 安全責任者は、次の各号に掲げる事項を掌理するとともに所属職員の意見を徴することができる。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 危険防止のための設備、器具の点検及び整備に関すること。
- (3) 職員の安全についての教育及び訓練に関すること。
- (4) 公務災害の原因調査及び検討に関すること。
- (5) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録に関すること。
- (6) その他安全管理に関すること。

(安全担当者)

第 8 条 所属長は、安全責任者の事務を補助させるため、必要に応じ安全担当者を選任することができる。

2 安全担当者は、安全責任者の指示を受け安全に関する事務を誠実に行わなければならない。

(訓練時の安全管理体制)

第 9 条 訓練時の安全管理に関する事項については、別に定める「高幡消防組合における訓練時安全管理要綱」によるものとする。

(衛生責任者)

第 10 条 消防本部及び署所に、衛生責任者を置く。

2 衛生責任者は、本部にあっては総務担当課長、署所にあっては所属長をもって充てる。

3 衛生責任者は、次の各号に掲げる事項を掌理するとともに所属職員の意見を徴することができる。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び処置に関すること。
- (2) 職場環境の衛生上の調査に関すること。

- (3) 職場条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること。
- (6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること。
- (7) その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。

第2節 安全衛生推進委員会

(安全衛生推進委員会の設置及構成)

第11条 消防本部に、安全衛生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は7名以内とし、次の各号に定める者をもつて構成する。

- (1) 安全責任者及び衛生責任者のうちから消防長が指名した者 3名
- (2) 安全に関し経験を有する職員のうちから消防長が指名した者 2名
- (3) 衛生に関し経験を有する職員のうちから消防長が指名した者 2名

3 委員会の委員長は、第2項第1号の委員の中から委員の互選により選任する。

4 消防長は、第2項第1号の委員以外の委員の半数については、職員（管理職を除く）の過半数の推薦に基づき指名するものとする。

(所掌事務)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、消防長に意見を述べなければならない。

- (1) 職員の危険防止及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する こと。
- (2) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (3) 安全及び衛生に関する規定の作成に関すること。
- (4) 安全教育及び衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (5) 健康診断の結果及びその結果に対する健康管理対策の樹立に関すること。
- (6) その他職員の危険の防止及び健康障害の防止に関すること。

2 消防長は、前項により意見が述べられたときは、これを尊重するものとする。

(会議)

第13条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 前項のほか、委員の3分の1以上の者から請求があつたとき、又は公務災害が発生したときには、委員長は会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。但し、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の事務局)

第15条 委員会の事務局は、本部総務担当課内に置く。

(補則)

第16条 委員会の運営について必要な事項は、この規定に定めるほか、委員会が別に定める。

第3章 安全管理業務

第1節 安全教育

(一般教育)

第17条 所属長は、職員に対し職員の安全意識の高揚を因るため、あらかじめ定める安全に関する教育計画に基づき、安全教育を実施しなければならない。

(特別教育)

第18条 所属長は、前条に定める教育を実施するほか、次の各号に掲げる職員に対し安全管理に関する教育を実施しなければならない。

- (1) 新規採用者
- (2) 著しく業務の異なる職に配置されたもの
- (3) その他消防長が特に必要と認めたもの

第2節 安全巡視等

(総括責任者による巡視)

第19条 総括責任者は、適宜庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに、必要な措置を講じるようにつとめなければならない。

(安全責任者の巡視)

第20条 安全責任者は、随時庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じるようつとめなければならない。

第3節 安全基準

(機能保持)

第21条 職員は、施設、設備、機械器具等を愛護し、その機能保持に努めるとともに、常に職場の整理整頓に努めなければならない。

(服装等)

第22条 職員は、作業の種類、内容に応じて、所定の作業服、作業帽、靴、手袋等を着用するほか、保護具の使用を指示されている、作業に従事するときは、正しくこれを使用しなければならない。

(保護具の保全)

第23条 所属長は、保護具の管理責任を明確にし、常時完全に使用できるよう指導監督しなければならない。

(機械器具使用上の注意)

第24条 職員は、作業前点検を確実にを行い、機械器具等の安全を確認して操作するとともに、使用後は必ず手入れを行わなければならない。

2 職員は、機械器具等の異常又は、危険な状況を発見したときは、直ちにその使用を停止し、上司に報告しなければならない。

3 職員は、確実な使用方法の教育を受けていない機械器具を使用してはならない。

(安全基準の遵守)

第25条 職員は、災害現場活動、訓練その他作業中における安全措置については、それぞれの作業内容に応じて定められた安全基準を遵守しなければならない。

第4章 衛生管理業務

第1節 衛生教育

(一般教育)

第26条 所属長は、職員に対し職員の衛生及び健康障害の防止に関する知識の向上を図るため、あらかじめ定める衛生に関する教育計画に基づき、衛生教育を実施しなければならない。

(特別教育)

第27条 所属長は、警防又は救急活動等における職員への健康障害を防止するため、必要な教育を実施しなければならない。

第2節 健康診断

(定期健康診断)

第28条 所属長は、職員に対し毎年1回以上定期的に、年齢又は職務に応じた項目について、医師による健康診断を行うものとする。

(特別健康診断)

第29条 所属長は、特別な業務に従事させようとする場合、その他必要があると認められる場合に関係職員に対して特別に健康診断を実施するものとする。

(健康診断の計画)

第30条 前2条に定める健康診断の項目及び実施時期その他の実施計画は、委員会の意見を聞き消防長が定める。

(健康診断結果の通知)

第31条 職員は、健康診断(採用前健康診断を除く。)の結果異状がある場合はすみやかに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、職員の健康の保持増進に資するため、治療等の処置をとらなければならない。

第3節 健康異常者の管理

(所属長の措置)

第32条 所属長は、健康診断の結果、健康に異常がある職員について、医師が勤務に支障があると認められた者については勤務上必要な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止等)

第33条 所属長は、職員が疾病にかかった場合において、その職員を就業させることにより、本人並びに他の職員に及ぼす悪影響を考慮し、就業を禁止することができる。この場合、当該

職員の疾病の種類、程度等を勘案して出来るだけ業務転換、通院の便宜、勤務時間の短縮その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所属長は前項の規定により、就業を禁止する必要があると認めたときは、あらかじめ医師等の意見を添付した書面により、消防長に報告しなければならない。
- 3 消防長は、第1項の規定により就業の禁止をしようとするときは、委員会の意見を聞くものとする。

(勤務上の措置)

第34条 所属長は、前2条に定める場合のほか、心身に一定の障害を有する職員又は長期間休業緝養した後就業することとなった職員に対してはその程度又は状態に応じて業務転換、通院の便宜、勤務の軽減その他病状を悪化させないため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置を講じるにあたっては、あらかじめ医師等の意見を聞かなければならない。
- 3 前項の規定は、健康を回復し通常の勤務に復させる場合に準用する。

第4節 環境衛生

(総括責任者の巡視)

第35条 総括責任者は、適宜職員の勤務場所等を巡視し、衛生管理上有害な施設、物品の有無並びに勤務環境の良好な保持等の状況について点検を実施するものとする。

- 2 前項の点検の結果、衛生管理上支障があると認められる場合は、所属長に対して必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。

(衛生責任者の巡視)

第36条 衛生責任者は、随時庁舎、施設その他を巡視し、衛生管理上支障となる物品の排除、勤務環境の整備等必要な措置を講じなければならない。

(勤務環境の整備)

第37条 所属長は、常に環境整備に配慮し、勤務場所、食堂、浴場、便所、仮眠室その他の場所の清潔を保ち、照明、採光、換気等を良好な状態に維持するとともに、これらの改善に努めなければならない。

(救急用具等)

第38条 所属長は、職員の応急手当に必要な救急用具及び材料を備え、その設置場所及び使用方法を職員に周知させなくてはならない。

- 2 前項の救急用具及び材料等を常に清潔に保たなければならない。

第5節 福利厚生等

(便宜の供与等)

第39条 所属長は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動等便宜を供与するよう措置を講じるようにつとめなければならない。

(職員に対する配慮)

第40条 所属長及び衛生責任者は、職場環境及び職員の健康に係わる職員の苦情相談に応じる等、職員に対し適切な配慮をするよう努めなければならない。

第5章 記録及び報告等

(委員会の議事録)

第41条 総括責任者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、委員長の署名を得た後、これを3年間保存しなければならない。

(各種記録及び報告)

第42条 安全責任者は、次の各号に掲げる安全管理に関する記録を整備し、所属長に報告しなければならない。

- (1) 安全教育実施記録
- (2) 安全巡視等の結果記録
- (3) 公務災害発生の記録
- (4) その他安全管理上必要な記録

- 2 衛生責任者は、次の各号に掲げる衛生管理に関する記録を整備し、所属長に報告しなければならない。

- (1) 衛生教育実施記録
- (2) 職員の健康管理の記録
- (3) 健康異常者の状況の記録
- (4) 衛生巡視等の結果記録

(5) 伝染病、食中毒発生の記録

(6) その他衛生管理上必要な記録

3 所属長は、前2項により報告を受けたときは、すみやかに消防長に報告しなければならない。

4 各種記録及び報告等の文書は、法令で特別の定めがあるものを除くほか3年間保存するものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

○高幡消防組合における訓練時安全管理要綱

(昭和 62 年 2 月 10 日)

(訓 令 第 1 号)

改正 平成 19 年 3 月 29 日訓令第 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高幡消防組合安全、衛生、管理規程（昭和 59 年 12 月 26 日訓令第 2 号）第 9 条に基づき、訓練時の安全管理に関する必要な事項を定め事故防止に資することを目的とする。

(訓練の計画的実施)

第 2 条 消防長又は所属長は、訓練を安全、確実に実施できるよう年関計画及び月関計画をたて、計画的に実施するよう努めなければならない。

(所属長の責務)

第 3 条 所属長（消防本部にあっては総務課長、消防署・分署にあっては署長及び分署長をいう。以下同じ。）は、消防における訓練の重要性を十分認識するとともに、安全管理の責任者として、訓練時の事故防止に努めなければならない。

(安全主任者等)

第 4 条 訓練（消防長が別に定める軽易な訓練を除く。以下同じ。）を実施する場合は、安全主任者及び必要に応じ安全副主任を置かなければならない。

2 前項の安全主任者及び安全副主任の配置に関する基準は、消防長が別に定めるものとする。

(安全主任者の職務)

第 5 条 安全主任者は、訓練時において安全副主任を指導監督し、当該訓練の安全管理について統括するとともに、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 訓練計画における安全管理に関すること。
- (2) 訓練場所（施設）及び使用資器材の点検に関すること。
- (3) 訓練時の監視及び事故防止に関すること。
- (4) その他、訓練時の安全管理に関すること。

(安全副主任の職務)

第 6 条 安全副主任は、安全主任者の指示を受け、訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

(訓練計画)

第 7 条 消防長又は所属長は、別に定める訓練を実施する場合には、訓練指揮者にあらかじめ訓練計画を作成させなければならない。

2 訓練計画には、次の各号に定める事項を定めなければならない。

- (1) 訓練の日時
- (2) 訓練の種目
- (3) 訓練計画作成者（職）、（階級）氏名
- (4) 訓練の目標及び内容
- (5) 訓練指揮者名、安全主任者名及び当該訓練における、それぞれの任務分担
- (6) 訓練場所及び使用資器材
- (7) 訓練参加職員数
- (8) 訓練における安全管理に関する事項
- (9) その他必要な事項

3 訓練指揮者は、前項に定める訓練計画の内容のうち、安全管理に関する事項（以下「安全管理計画」という。）については、安全主任者と協議し作成しなければならない。

(安全管理計画)

第 8 条 安全主任者は、前条に定める安全管理計画に従い安全管理業務を円滑に実施するために、訓練を実施前、実施中、実施後の 3 段階に区分した安全管理事項を定めるとともに、必要に応じ安全点検表を作成しなければならない。

(訓練前教育)

第 9 条 訓練指揮者は訓練を実施する場合には、訓練の内容及び方法等の説明を十分行なうとともに展示、個人指導等必要な教育を行なわなければならない。

(訓練指揮者の措置)

第 10 条 訓練指揮者は、訓練時において職員を直接指揮監督する者として安全管理計画に十分

留意し、訓練計画に沿った訓練を実施するとともに、常に訓練の実施状況を的確に把握し、職員の事故防止に努めなければならない。

(安全主任者の措置)

第11条 安全主任者は、第8条に基づく安全管理計画及び第9条に基づき、必要に応じ作成する安全点検表に従い当該訓練が、安全確実に実施されるよう監視するとともに、改善すべき事項を認めた場合は、訓練指揮者に改善措置を具申しなければならない。

2 前項において、公務災害発生の急迫した危険があるときは、職員に対し直接訓練の中止等、必要な措置を講ずることができる。

(職員の職務等)

第12条 職員は訓練を通じ、厳正な規律の確保及び、適切な部隊行動並びに、必要な消防技術の習得に励むとともに、自己管理を基本とした責任感と相互信頼感を堅持し、訓練時の事故防止に努めなければならない。

2 職員は訓練指揮者の安全管理上の指示に従わなければならない。

(訓練終了後の検討)

第13条 訓練指揮者及び安全主任者は、訓練終了後、訓練参加職員の一部又は、全部の参加を求め、事後検討を行わなければならない。

(記録等)

第14条 訓練指揮者は、次に掲げる訓練に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。

- (1) 訓練計画に関する記録
- (2) 訓練の実施に関する記録
- (3) 訓練中の事故に関する記録
- (4) その他訓練に関する記録

2 安全主任者は、次に掲げる訓練の安全管理に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。

- (1) 訓練において講じた安全管理上の措置に関する記録
- (2) 安全点検表に関する記録
- (3) 事後検討に関する記録
- (4) その他訓練における安全管理に関する記録

(事故調査)

第15条 消防長又は所属長は、職務遂行にあたり危害が発生した場合には、すみやかに、その実態を調査して原因を究明し、同種事故の再発防止に資するものとする。

(補則)

第16条 この要綱を実施するにあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年2月10日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(平成 12 年 12 月 4 日)

(条 例 第 5 号)

改正 平成 17 年 1 月 20 日条例第 2 号 平成 17 年 12 月 5 日条例第 15 号

平成 18 年 3 月 7 日条例第 2 号 平成 19 年 3 月 5 日条例第 4 号

平成 30 年 12 月 6 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 69 条及び第 70 条の規定に基づき、非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する事を目的とする。

(職員)

第 2 条 この条例で「職員」とは、議会の議員、非常勤の管理者、非常勤の副管理者等、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）第 1 条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受ける者
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）に基づく船員保険の被保険者（開法第 20 条の規定による被保険者を除く。）
- (3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 38 年高知県条例第 24 号）の適用を受ける者
- (4) 高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年高知縣市町村総合事務組合条例第 22 号）の適用を受ける者

(通勤)

第 3 条 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法等により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- 2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は同項の往復としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものやむを得ない事由により行なうための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(実施機関)

第 4 条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

- (1) 議会の議員 議長
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 組合長
- (3) その他の職員 任命権者

- 2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認定される災害が発生した場合にはその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(認定委員会)

第 5 条 高幡消防組合に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員 5 人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補償等)

第6条 この条例の補償等の適用範囲等は次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部に勤務する職員は、須崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等を適用する。
- (2) 須崎市に在する職員は、須崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等を適用する。
- (3) 四万十町に在する職員は、四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等を適用する。
- (4) 中土佐町に在する職員は、中土佐町議会の議員その他中土佐町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等を適用する。
- (5) 梶原町に在する職員は、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等を適用する。
- (6) 津野町に在する職員は、津野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等を適用する。

(準用規定)

第7条 この条例及び別に定めのない事項については第6条の規定に準ずる。

(組合長が定める事項)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年1月20日条例第2号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月5日条例第15号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月7日条例第2号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成19年3月5日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則

(平成 13 年 3 月 15 日)

(規 則 第 1 号)

改正 平成 30 年 11 月 16 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 12 年高幡消防組合条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「実施機関」、「認定委員会」とはそれぞれ条例第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条に規定する災害、補償、職員、通勤、実施機関、認定委員会をいう。

第 3 条 条例第 3 条のただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 日用品の購入その他これに準ずる行為
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業の向上に資するものを受ける行為
- (3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- (4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為

(災害の報告)

第 4 条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

(認定及び通知)

第 5 条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務上又は通勤により生じたものであると認定したときは、補償を受けるべき者にすみやかに条例第 4 条第 2 項の規定による通知をしなければならない。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生日月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

(認定委員会)

第 6 条 認定委員会は、委員長が招集する。

- 2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き及び議決することができない。
- 3 認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員長は委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは委員長が決する。
- 5 委員長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項、その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が定める。

(準用規定)

第 7 条 この規則及び別に定めのない事項については、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 6 条の規定を準用する。

(委任)

第 8 条 この規則に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則（平成 13 年 3 月 15 日規則第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 16 日規則第 2 号）
この規則は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合職員弔慰金支給に関する条例

(平成 15 年 12 月 5 日)

(条 例 第 6 号)

改正 平成 19 年 3 月 5 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高幡消防組合職員の福利厚生に資することを目的として全国町村会が実施する全国町村等職員弔慰金制度に加入している高幡消防組合消防職員及びその他の常勤職員（以下「職員」という。）が、保険期間中に死亡又は高度障害等に該当した場合に、全国町村会が定める全国町村等職員弔慰金規程（平成 3 年 5 月 1 日施行。以下「弔慰金規程」という。）に定める弔慰金、災害給付金、傷害給付金及び公務災害附加給付金（以下「弔慰金等」という。）の支給について定める。

(支給対象者)

第 2 条 支給対象者は、職員又は遺族とする。

(弔慰金等の支給額)

第 3 条 弔慰金等の支給額は、弔慰金規程に基づき認定され、全国町村会から支払われた額とする。

(弔慰金等を支給しない場合)

第 4 条 弔慰金規程に基づき弔慰金等が支払われない場合には、弔慰金等は支給しない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 5 日条例第 2 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

～第5編～

給 与

第1章 報酬・費用弁償

○高幡消防組合議会議員及び組合長等の 報酬及び費用弁償等支給条例

(平成8年12月12日)

(条例第5号)

改正 平成10年3月4日条例第3号 平成15年3月3日条例第4号
平成19年3月5日条例第5号 平成20年7月9日条例第2号
平成22年3月5日条例第2号 平成28年3月2日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2の規定に基づき、高幡消防組合議会議員（以下「議会議員」という。）の議員報酬（以下「議員報酬」という。）及び組合長等その他非常勤の職員（以下「組合長等非常勤職員」という。）の報酬（以下「報酬」という。）並びに費用弁償に関し、必要な事項について定めるものとする。

(議員報酬及び報酬)

第2条 議会議員及び組合長等非常勤職員を選任若しくは職務に従事したときは議員報酬又は報酬を支給する。

2 議会議員の議員報酬は別表第1のとおりとする。

3 組合長等非常勤職員の報酬は別表第2のとおりとする。

(支給期日)

第3条 前条第1項別表第1及び第2項別表第2の年額報酬については、毎年3月に、日額報酬については出務した日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第4条 議会議員及び組合長等非常勤職員が公務のため旅行するとき又は出務したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表第1、別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、その支給する旅費については、高幡消防組合職員の旅費に関する条例（昭和46年高幡消防組合条例第5号）の例による。

(議員報酬及び報酬の特例)

第5条 議会議員及び組合長等非常勤職員の議員報酬及び報酬の年額支給の基準は、選任又は議員となった翌月から支給する。

2 退職又は死亡等により離職したときは、その月までの報酬を支給する。

3 前2項の規定により月割計算となった場合、100円未満については切捨てとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

2 高幡消防組合長等の給与及び旅費支給条例（昭和46年高幡消防組合条例第3号）は、廃止する。

附 則（平成10年3月4日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月3日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に出発した旅行の旅費については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月5日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月9日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月5日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、退職手当審査委員会委員の日額報酬については、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

区 分	議 員 報 酬	旅 費
議 会 議 長	年額 25,000円	高幡消防組合職員の旅費に関する条例（昭和46年条例第5号）に規定する旅費相当額
議 会 副 議 長	年額 20,000円	
議 会 議 員	年額 15,000円	

別表第2（第2条第3項関係）

区 分	報 酬	旅 費
組 合 長	年額 40,000円	高幡消防組合職員の旅費に関する条例（昭和46年条例第5号）に規定する旅費相当額
副 組 合 長	年額 35,000円	
監 査 委 員	日額 5,000円	
退職手当審査委員会委員	日額 5,000円	
行政不服審査会委員	日額 7,000円	
その他の委員会委員	日額 5,000円	

第2章 給料・手当

○高幡消防組合職員の給与に関する条例

(平成11年3月25日)

(条例第3号)

改正 平成11年7月7日条例第5号 平成13年3月5日条例第5号
平成15年3月3日条例第2号 平成17年1月20日条例第3号
平成17年12月5日条例第13号 平成18年3月7日条例第3号

高幡消防組合職員の給与に関する条例（昭和46年条例第14号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき高幡消防組合職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、高幡消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年高幡消防組合条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、特殊勤務手当、救急救命士手当及び夜間当直手当を除いたものとする。

(給料表等)

第3条 この条例において、給与に関する条例等とは、高幡消防組合構成市町（須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町、津野町）の一般職員の給与・一般職員の初任給、昇格、昇給・一般職員の住居手当・一般職員の通勤手当・一般職員の管理職員特別勤務手当・一般職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例及び規則のことをいい、その適用範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部に勤務する者は、派遣又は異動元の市町の給与に関する条例等を適用する。
- (2) 須崎消防署に勤務する者は、須崎市職員の給与に関する条例等を適用する。
- (3) 四万十清流消防署に勤務する者は、四万十町職員の給与に関する条例等を適用する。
- (4) 中土佐分署に勤務する者は、中土佐町職員の給与に関する条例等を適用する。
- (5) 津野山分署（梶原）に勤務する者は、梶原町職員の給与に関する条例等を適用する。
- (6) 津野山分署（津野）に勤務する者は、津野町職員の給与に関する条例等を適用する。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを第1項各号に定める職務の級に分類するものとし、その分類した職務の内容は規則で定める。

(給料等の支給日)

第4条 給料は、毎月21日（その日が祝日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その前日）に支給する。ただし、任命権者が必要と認めた場合は、繰り上げて支給することができる。

2 期末手当は、6月、12月の各月の15日（これらの日が日曜日に当たるときは13日、土曜日に当たるときは14日）に支給する。

3 勤勉手当は、6月及び12月の各月の15日（これらの日が日曜日に当たるときは13日、土曜日に当たるときは14日）に支給する。

(給与の口座振替)

第5条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(管理職手当)

第6条 管理又は監督の地位にある職員には管理職手当を支給することができる。

2 管理職手当の月額、その職員の受ける給料月額の100分の15を超えない範囲内で規則で定める。

(特殊勤務手当)

第7条 消防の業務に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。ただし、規則で定めるものにあつては支給しない。

2 特殊勤務手当の月額、4,000円とする。

(救急救命士手当)

第8条 救急の業務に従事する救急救命士には、救急救命士手当を支給する。ただし、規則で定

めるものにあつては支給しない。

2 救急救命士手当の月額、5,000円とする。

(夜間当直手当)

第9条 当直(午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務)に従事した職員には、夜間当直手当を支給する。

2 夜間当直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 当直勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 1,000円

(2) 当直勤務時間が4時間以上6時間未満の場合 2,000円

(3) 当直勤務時間が6時間以上の場合 3,000円

(準用規定)

第10条 この条例及び別に定めのない事項については、第3条の規定に準ずる。

(組合長が定める事項)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年7月7日条例第5号)

この条例は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成13年3月5日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月3日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月20日条例第3号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年12月5日条例第13号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月7日条例第3号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

○高幡消防組合職員の給与の支給に関する規則

(平成11年4月1日)

(規則第2号)

改正	平成13年3月15日規則第5号	平成14年3月22日規則第2号
	平成15年3月20日規則第1号	平成15年6月1日規則第2号
	平成16年4月1日規則第2号	平成17年2月1日規則第3号
	平成17年7月26日規則第7号	平成17年12月21日規則第10号
	平成18年3月17日規則第3号	平成18年3月31日規則第8号
	平成19年3月29日規則第5号	平成20年3月10日規則第1号
	平成20年12月5日規則第4号	平成22年3月25日規則第1号
	平成25年7月1日規則第2号	平成26年2月19日規則第1号
	平成27年3月31日規則第2号	平成28年6月15日規則第4号
	平成28年11月30日規則第5号	平成28年12月6日規則第6号
	平成29年3月27日規則第1号	平成29年11月17日規則第4号
	平成30年6月7日規則第1号	

高幡消防組合職員の給与の支給に関する規則（平成8年規則第2号）の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規則は、高幡消防組合職員の給与に関する条例（平成11年条例第3号。以下「給与条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(級別標準職務)

第2条 高幡消防組合職員の給与に関する条例（平成11年条例第3号）第3条第2項の規定に基づき高幡消防組合職員の級別標準職務を別表に定めるとおりとする。

(手当の支給方法)

第3条 手当の支給方法は、別に定めるものを除き、次の各号に定めるところによる。

(1) 管理職手当、特殊勤務手当及び救急救命士手当は、その月分を当該月の給料の支給日に支給する。

(2) 夜間当直手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(管理職手当)

第4条 管理職手当を支給する職員の職名及び給料月額に対する支給割合及び金額は、次の表に掲げるところによる。

職 名	支給割合及び金額
消防長	給料月額の 100分の15
消防次長	40,000円
本部課長	40,000円
須崎消防署長	40,000円
四万十清流消防署長	42,500円
四万十清流消防署副署長	38,100円
四万十清流消防署西分署長	38,100円
中土佐分署長	32,000円
津野山分署長（津野）	25,000円
津野山分署長（梶原）	25,000円
津野山副分署長（津野）	15,000円
津野山副分署長（梶原）	15,000円

2 職員が管理職手当の支給をうけることができる職を兼ねるときは、その兼ねる職員として受

けるべき管理職手当は、支給しないものとする。

(特殊勤務手当)

第5条 給与条例第7条第1項の規則で定めるものは、次の各号に掲げるもので、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合及び初任教養未修了者とする。

- (1) 消防学校等入校期間中(初任教養未修了者含む。)
- (2) 休職者(給与条例第3条の規定に準じる。)
- (3) 停職者(法第29条の規定により停職されている職員)
- (4) 育児休業している職員(高幡消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)により承認を受けた者。ただし、部分休業期間中を除く。)
- (5) 負傷又は疾病等による病気休暇期間
(救急救命士手当)

第6条 給与条例第8条第1項の規則で定めるものは、前条第2号から第5号に定めるもののほか、次の各号に掲げるもので、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合とする。

- (1) 消防学校等入校期間中
- (2) 救急救命士で消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項による救急業務に従事しない期間

第7条 この規則及び別に定めのない事項については給与条例第3条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 高幡消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和46年規則第3号)は、廃止する。
- 3 高幡消防組合職員の住居手当に関する規則(昭和50年規則第3号)は、廃止する。
- 4 高幡消防組合職員の通勤手当に関する規則(平成8年規則第4号)は、廃止する。
- 5 高幡消防組合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成8年規則第5号)は、廃止する。
- 6 高幡消防組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成8年規則第3号)は、廃止する。

(管理職手当に関する特例措置)

- 7 第4条の管理職手当の額は平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間に限り「窪川消防署長100分の10」を「100分の7」に「窪川消防副署長100分の8」を「100分の6」とする。

附 則(平成13年3月15日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月22日規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月1日規則第2号)

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月1日規則第3号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年7月26日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年2月1日から適用する。

附 則(平成17年12月21日規則第10号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日規則第3号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第8号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 10 日規則第 1 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 5 日規則第 4 号）

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 19 日規則第 1 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 11 月 30 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 6 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 11 月 17 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 7 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

級別標準職務表

消防本部

職務の級	職 務
1 級	主事
2 級	主査
3 級	主幹
4 級	主監、係長
5 級	課長補佐
6 級	消防長、消防次長、課長

須崎消防署

職務の級	職 務
1 級	定型的な業務を行う隊員
2 級	副分隊長、知識又は経験を必要とする業務を行う隊員
3 級	副隊長、分隊長、困難な業務を処理する副分隊長、隊員
4 級	係長、隊長、困難な業務を分掌する副隊長、分隊長
5 級	副署長
6 級	署長

四万十清流消防署

職務の級	職 務
1 級	定型的な業務を行う隊員
2 級	副分隊長、知識又は経験を必要とする業務を行う隊員
3 級	副隊長、分隊長、困難な業務を処理する副分隊長・隊員
4 級	副分署長、係長、隊長、困難な業務を分掌する副隊長・分隊長
5 級	副署長、分署長
6 級	署長

中土佐分署

職務の級	職 務
1 級	定型的な業務を行う隊員
2 級	副分隊長、知識又は経験を必要とする業務を行う隊員
3 級	副隊長、分隊長、困難な業務を処理する副分隊長
4 級	係長、隊長、困難な業務を分掌する副隊長、分隊長
5 級	副分署長
6 級	分署長

津野山分署（梶原、津野）

職務の級	職 務
1 級	定型的な業務を行う隊員
2 級	副分隊長、知識又は経験を必要とする業務を行う隊員
3 級	副隊長、分隊長、困難な業務を処理する副分隊長
4 級	隊長、困難な業務を分掌する副隊長、分隊長
5 級	副分署長、困難な業務を処理する隊長
6 級	分署長

○昭和48年度における期末手当の
割合等の特例に関する条例

(昭和48年12月20日)
(条 例 第 4 号)

- 1 昭和48年度に限り、高幡消防組合職員の給与に関する条例（昭和46年条例第14号。以下「職員給与条例」という。）第21条の規定の適用については、同条第2項中「100分の50」とあるのは「100分の20」と、「100分の200」とあるのは「100分の230」とする。
- 2 職員給与条例第21条及び前項の規定により、昭和49年3月に支給を受けるべき期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。
 - (1) 前項の規定を適用しないものとした場合に職員給与条例第21条の規定により昭和49年3月に支給を受けることとなる期末手当の額
 - (2) 昭和48年12月に支給を受けた期末手当の額に230分の30を乗じて得た額
- 3 昭和48年12月2日以後に新たに職員給与条例第21条の規定の適用を受ける職員となった者（規則で定める職員を除く。）に対して昭和49年3月に支給する期末手当については、第1項の規定は適用しない。

附 則

 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 職員が昭和48年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員給与条例の規定に基づいて支給を受けた期末手当は、職員給与条例及びこの条例の規定による期末手当の内払いとみなす。
 - 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○高幡消防組合職員の給与に関する条例
附則第4項の規定に基づく規則

(昭和49年4月30日)
(規則第2号)

(支給日)

第1条 高幡消防組合職員の給与に関する条例(昭和46年条例第14号。以下「一般職条例」という。)附則第4項で定める日は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和49年法律第32号)の施行の日(以下「法施行日」という。)から昭和49年5月4日までの間において、組合が定める日とする。

(在職期間に応ずる割合)

第2条 一般職条例附則第3項で定める割合は、職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在 職 期 間	割 合
1 箇月 2 6 日	1 0 0 分の 1 0 0
1 箇月 5 日以上 1 箇月 2 6 日 未 満	1 0 0 分の 7 0
1 箇月 5 日 未 満	1 0 0 分の 4 0

(在職期間の算定)

第3条 高幡消防組合職員の給与の支給に関する規則(昭和46年規則第1号)第21条の規定は、一般職条例附則第3項について準用する。この場合において、同規則第21条中「基準日以前3箇月以内(基準日か12月1日であるときは、6箇月以内)の期間」とあるのは、「昭和49年3月2日から法施行日までの間」とする。

(雑則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、組合員が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合退職手当審査会設置条例

(平成 22 年 3 月 5 日)

(条 例 第 1 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議をさせるため、高幡消防組合退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(諮問)

第 2 条 任命権者は、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例（平成 17 年条例第 21 号。以下「退職手当条例」という。）第 14 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項から第 5 項までの規定による処分（以下「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 3 人で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、審査案件を付議することによりその都度、任命権者が委嘱する。

3 委員の任期は、審査を求められた案件に係る審査が終了したときまでとする。

(服務)

第 4 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(任務)

第 6 条 審査会は、任命権者諮問の第 2 条の事案につき、退職手当の支給制限等の処分に係る事項について調査審議し、任命権者に答申する。

(会議)

第 7 条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 審査会は、退職手当条例第 14 条第 2 項、第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者から申し立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は任命権者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることかできる。

3 審査会は、必要かあると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることかできる。

(庶務)

第 9 条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 10 条 この条例の実施に関し必要な事項については、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第3章 旅 費

○高幡消防組合職員の旅費に関する条例

(昭和46年5月24日)

(条 例 第 5 号)

改正 昭和49年3月9日条例第5号 昭和52年3月4日条例第5号
昭和56年3月5日条例第6号 昭和58年9月7日条例第5号
昭和61年12月12日条例第7号 平成3年10月16日条例第5号
平成10年3月4日条例第2号 平成15年3月3日条例第3号
平成20年3月10日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、公務のため旅行する組合の職員に対し、支給する旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

2 組合が職員以外の者に対し、支給する旅費に関しては、別に特別の定がある場合を除く外、この条例の定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 職員が旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

(旅行命令等)

第3条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令（以下「旅行命令」という。）によって行なわなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第4条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、予め旅行命令権者に、旅行命令等の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後で、できるだけすみやかに旅行命令権者に、旅行命令等の変更をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定により、旅行命令等の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費により支給する。

5 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当りの定額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

7 特別の必要がある場合には、第1項に掲げる旅費に代え日額旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって、旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

第8条 旅行者が、高幡地域内に滞在する場合における宿泊料は、その地域内に到着した日の翌日から起算し、滞在日数30日をこえる場合には、その超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額とする。

2 高幡地域内に滞在中、一時他の地域に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者は、別に定める請求書に必要な書類を添

えて、支出命令者にこれを提出しなければならない。

(証人等の旅費)

第10条 第2条第2項により支給する旅費は、この条例で定める定額の範囲内で、その都度組合長が定めるものとする。

(旅費の種類別支給定額基準)

第11条 第5条の規定による旅費の種類別支給定額は、次の基準による。

- (1) 鉄道賃の額は、別表第1に定める旅客運賃、座席指定料金、特別急行料金（新幹線等を含む。）及び急行料金
- (2) 船賃の額は、別表第1に定める旅客運賃、はしけ賃及び栈橋賃
- (3) 車賃は、陸路旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費により支給する。
- (4) 日当の額は、旅行先の区分に応じた別表第1の定額による。
- (5) 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第1の定額による。ただし、特別の事情により定額で不足する場合は、定額の1.5倍を超えない範囲内で組合長の定めるところによりその実費を支給することができる。
- (6) 前各号に定めるもののほか、公務上特に必要な場合には、航空賃の実費を支給することができる。

(退職者等に対する実費)

第12条 旅行中に、退職又は休職となった職員には、旧任地に至るまで前職又は本職相当の旅費を支給することができる。

2 前項の場合における旅行日数は、第6条に定める旅程をもって計算した日数による。

3 旅行中死亡した場合においては、前2項の規定に準じ旅費に相当する金額をその遺族に支給することができる。

(事務引継等の場合の旅費)

第13条 事務引継、残務整理等のため退職又は休職となった者に、旅行を命じたときは、前職又は本職相当の旅費を支給する。

(旅行先の同一地内の旅費)

第14条 旅行先における同一地内の旅行については、鉄道賃、船賃、車賃は支給しない。ただし、組合長において特に必要があると認める場合は、これを支給することができる。

(旅費の特例)

第15条 旅行の順路途上に、高幡地域外（以下「地域外」という。）に自己の居住地がある場合は、その居住地を発着地点とみなす。

2 地域外に居住する者が、その居住地から直ちに旅行する場合において、居住地から目的地に至る旅費額が在勤地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については在勤地から目的地に至る旅費を支給する。

(旅費の調整)

第16条 組合長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用し、旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は、当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は、通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(臨時職員の旅費)

第17条 臨時職員の旅費については、この条例の定めるところにより支給する。

(特殊旅費)

第18条 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旅行する職員に支給する。

2 特殊旅費の種類は、移転料とする。

(1) 移転料は、前項の規定により移転について、路程に応じ、定額により支給する。

(2) 移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(組合長の定める事項)

第19条 この条例に関し必要な事項は、組合長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日より適用する。

附 則（昭和 49 年 3 月 9 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（昭和 52 年 3 月 4 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（昭和 56 年 3 月 5 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（昭和 58 年 9 月 7 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 58 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 12 月 12 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 10 月 16 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 3 月 4 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 3 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出発した旅行の旅費については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○高幡消防組合職員の旅費に関する規則

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(規 則 第 2 号)

改正 昭和 48 年 3 月 6 日規則第 1 号 平成 18 年 3 月 17 日規則第 4 号

平成 20 年 3 月 10 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高幡消防組合職員の旅費に関する条例(昭和 46 年条例第 5 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、同条例の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出張命令取消の場合の旅費)

第 2 条 出張命令に基づいて旅費の支給を受けた者が出発前において命令を取消された場合に支給できる旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃及び旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続きをとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額とする。

(県内旅費の支給基準)

第 3 条 鉄道を利用して県内に旅行する場合には、同一市町であっても普通列車の停車駅から旅行先までのバス料金の実費を支給する。ただし、バスの利用距離が片道 2 キロメートル未満の場合又はバス路線のない地域は支給しない。

(管内旅費の支給基準)

第 4 条 鉄道、バス及び巡航船を利用して管内に出張する場合に限り、その実費を支給する。ただし、乗車(乗船)区間が片道 2 キロメートル未満の場合は支給しない。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、出張命令権者の承認を受け宿泊する場合には、条例別表に規定する宿泊料丙地方額の 10 分の 6 以内の実費を支給する。

(宿泊料の調整)

第 5 条 条例第 11 条第 1 項第 5 号ただし書の規定に基づく宿泊料の調整は、公用自動車を利用して県外に旅行した場合であって次の各号に定める場合に限るものとする。

(1) 定額の範囲内で宿泊できる施設かなかった場合

(2) 会議の主催者等においてあらかじめ宿泊施設を指定されていた場合

2 前項の規定に基づいて旅費の精算を求める場合は、定額で宿泊できなかった理由書及び宿泊施設の発行した宿泊料算定明細書並びに領収書を添付しなければならない。

(旅費の調整)

第 6 条 消防学校その他の機関に入所して受講する場合は、条例第 11 条第 4 号、第 5 号についてはそれらの 3 分の 1 以内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 48 年 3 月 6 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 17 日規則第 4 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 10 日規則第 2 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○高幡消防組合職員の私有車の公務使用に関する規程

(平成 19 年 3 月 29 日)

(訓 令 第 1 号)

改正 平成 26 年 6 月 1 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職員の公務の迅速かつ能率的執行を図るために、機動力の使用が必要な場合は、基本的には公用車の使用を原則とし、公用車が使用できない場合及び地理的条件等やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に私有車を公務に使用することを認めることに関して、必要な事項を定める。

(私有車の公務使用)

第 2 条 職員から私有車の公務使用の申出があつた場合、所属長において必要最小限度の範囲で次の要件をいずれも満たす場合に使用を認める。

- (1) 公務の能率的執行上自動車の使用が客観的に必要と認められること。
- (2) 公用車が使用できないこと。又は、地理的条件、使用の方法等から公用車及び公共交通機関の使用が客観的に著しく不便と認められること。
- (3) 原則として高知県内の出張であること。ただし、県外にあつても命令権者の判断により例外として認めることもできる。例外基準として長時間（1 日 8 時間以上）運転にならないこと。単独運転である場合長距離（高速道 5 0 0 k m 以上、又は一般道 2 5 0 k m 以上）運転とならないこと。
- (4) 自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）及び任意保険（対人無制限、対物 20,000 千円以上）に加入している車両であること。
- (5) 運転技術に習熟（軽四自動車にあつては 6 月程度、普通自動車にあつては 1 年程度の運転経験を有する者）していること。

(運転者の遵守事項)

第 3 条 私有車を公務に使用するときは、次の各号に掲げる事項を徹底し、交通事故防止及び交通違反の防止に努めなければならない。

- (1) 運転者は、常に健康状態等に留意し、酒気帯び運転、過労運転の禁止等、法令に違反することのないよう特段の配慮をする。
- (2) 始業点検の励行と道路運送車両法第 4 8 条の規定による定期点検整備の実施状況を確認する等、車両の整備状況に配慮し、安全運転の確保に努める。

(私有車使用の場合の実費弁償)

第 4 条 高幡消防組合職員の旅費に関する条例第 5 条第 4 項の規定により支給する。その他一切支給しない。

(事故発生の場合の措置)

第 5 条 私有車の公務使用中に事故があつた場合は、所属長を通じて組合長に報告しなければならない。

(1) 損害賠償

旅行命令の日程に従った通常の経路上における事故によって第三者に対し損害を与えた場合の損害賠償については、高幡消防組合が負担する。

ただし、故意又は重大な過失の場合、公務とは関係なく通常の時間を経過した後の事故の場合はこの限りでない。

(2) 損害賠償の求償

ア 前項の規定により高幡消防組合が負担した損害は、自賠責保険及び任意保険の限度内で求償する。

イ 自賠責保険及び任意保険の限度を超える額については、職員の故意又は重大な過失による事故の場合に限り、高幡消防組合が負担した損害の範囲内において求償する。

(3) 公務災害の認定

旅行命令の日程に従った通常の経路上の事故による職員の受傷については、用務終了後公務に関係なく通常の時間を経過した事故の場合を除き、職員の申請に基づき、公務上と認める旨の意見を付する。

(私有車の公務使用の許可)

第 6 条 職員が私有車を公務に使用するときは、あらかじめ使用しようとする私有車の車種、登録番号、自賠責保険及び任意保険の番号、保険金額、保険会社名及び保険の有効期間を別記第

1号様式により届出、所属長の許可を受けなければならない。

なお、届出事項に変更を生じたときは、その都度届出るものとする。

(私有車の公務使用の手続)

第7条 職員が前条の規定により許可を受けた私有車を公務に使用する場合は、別記第2号様式の私有車使用簿に必要事項を記載のうえ所属長に届出その承認を受けるものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は組合長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2 第4条、私有車使用の場合の実費弁償については高幡消防組合職員の旅費に関する条例で定めるまでの間、通常の旅費（鉄道賃、車賃を含む。）を支給する。

附 則（平成26年6月1日訓令第1号）

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

別記第1号様式

私有車の公務使用許可申請書

公 用 車 の 使 用 不 可 理 由	消防学校入校等により長期不在となる為、他業務により使用中 その他（ ）		
車 種	メーカー名 車両名		
登 録 番 号			
自 賠 責 保 険	会社名	保険番号	有効期限
任 意 保 険	会社名	保険番号	有効期限
	保険金額	対 人	対 物
車 検 証 有 効 期 限	年 月 日		
運 転 免 許 取 得	年 月 日		

私有車の公務使用に関する規程第2条第4号及び第5号の要件を満たしているので、第6条の規程により私有車の公務使用について許可を申請いたします。

高幡消防組合 消防長 様

平成 年 月 日
所 属
職・氏名

印

私 有 車 使 用 簿

承認欄		使用月日	用件	使用経路	使用者職員氏名
年月日	所属長印				

～第6編～

財 務

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(条 例 第 16 号)

改正 昭和 52 年 9 月 13 日条例第 8 号 平成 11 年 7 月 21 日条例第 7 号

平成 24 年 7 月 11 日条例第 5 号 平成 26 年 3 月 4 日条例第 2 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 9 月 13 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 21 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 11 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 5 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(昭和 61 年 12 月 12 日)

(条 例 第 4 号)

(この条例の趣旨)

第 1 条 財産の交換、譲与、無償貸付に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第 2 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価格の差額がその高価なものの価格の 4 分の 1 をこえるときは、この限りでない。

(1) 高幡消防組合において、公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、高幡消防組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第 3 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において、公用もしくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(2) 他の地方公共団体その他公共団体において、維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第 4 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用もしくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 普通財産の貸付けを受けた者が地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(物品の交換)

第 5 条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を高幡消防組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第 6 条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、寄附の条件としてその用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体もしくは撤去により物品となるものを寄附者又はその他の包括承継人に譲渡することを定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第 7 条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(平成 17 年 12 月 5 日)

(条 例 第 20 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約をいう。次条において同じ。）を締結することができる契約について定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 物品の借入れ及び保守に関する契約とする。
- (2) 庁舎その他高幡消防組合の施設の保守及び維持管理業務に関する契約
- (3) 情報システムの運用及び管理に関する契約

(契約期間)

第 3 条 前条の規定による長期継続契約の契約期間は、5 年以内とする。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合手数料条例

(昭和 47 年 3 月 10 日)

(条 例 第 1 号)

改正	昭和 52 年 9 月 13 日条例第 7 号	平成 2 年 12 月 7 日条例第 5 号
	平成 4 年 3 月 19 日条例第 1 号	平成 7 年 3 月 8 日条例第 3 号
	平成 12 年 3 月 2 日条例第 1 号	平成 13 年 12 月 4 日条例第 8 号
	平成 17 年 2 月 1 日条例第 7 号	平成 23 年 3 月 3 日条例第 3 号
	平成 24 年 3 月 1 日条例第 2 号	平成 26 年 3 月 4 日条例第 3 号

(定義)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 2 7 条第 1 項の規定により、特定の個人のためにする事務については、別に定めるものを除く外、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。

(徴収の時期)

第 2 条 手数料は、申請があったときこれを徴収する。

(証明とみなす事項)

第 3 条 奥書、認証、問合せ等その他名義のいかんを問わず、文書をもって事実を認証するものは、第 5 条第 3 号の証明とみなし手数料を徴収する。

(手数料を徴しないもの)

第 4 条 次の各号の一に該当するものは、手数料を徴収しない。

- (1) 法律命令により、直接組合長に対して奥書又は証明すべきことを命ぜられた事項
- (2) 官公署のためにするもの(第 5 条第 2 項を除く。)
- (3) 一般に周知させる必要のある文書の閲覧
- (4) 公費をもって救助を受けている者又は組合長において手数料納付の資力がな いと認める者より請求があった証明又は閲覧
- (5) その他組合長において、手数料を徴収する必要がないと認めたもの

(手数料)

第 5 条 手数料を徴収すべき事項及びその料金は、次のとおりとする。

- (1) 公簿、公文書等の閲覧又は照合 1 回 1 冊(編てつしないのは、その関係事件全部を 1 冊とみなす。)について 200 円
- (2) 公簿、公文書及び図書の謄本、又は抄本の作成 1 枚について 300 円
- (3) 各種の証明 1 枚について 300 円

2 次の各号に掲げる事項を申請しようとする者は、別表第 1 及び第 2 により手数料を納めなければならない。

- (1) 危険物を仮に貯蔵し、若しくは取り扱う場合の承認
- (2) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置若しくは変更の許可
- (3) 製造所等の完成検査
- (4) 製造所等の変更工事に際し、当該変更の工事にかかる部分以外を仮に使用する場合の承認
- (5) 製造所等の完成検査前検査
- (6) 屋外タンク貯蔵所若しくは移送取扱所の保安に関する検査
- (7) 火災予防条例第 4 7 条に規定する水張検査又は水圧検査

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 9 月 13 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 10 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 2 年 12 月 7 日条例第 5 号)

この条例は、平成 2 年 12 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 19 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 (平成 7 年 3 月 8 日条例第 3 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 2 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 4 日条例第 8 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 1 日条例第 7 号）
この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 3 日条例第 3 号）
（施行期日）
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日条例第 2 号）
（施行期日）
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 4 日条例第 3 号）
（施行期日）
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

標準事務	手数料を徴収する 事 務	金 額
1 消防法 （昭和 23 年 法 律 第 186 号）第 10 条第 1 項ただし 書きの規 定に基 づく指 定数量 以上の 危険物 を仮に 貯蔵し 、又は 取り扱 う場合 の承認 に 関する 事務	消防法第 10 条第 1 項のただし書きの規 定に基づく指定数量 以上の危険物を仮に 貯蔵し、又は取り扱 う場合の承認の申請 に対する審査	5,400 円
2 消防法 第 11 条第 1 項前段 の規定に 基づく危 険物の製 造所、貯蔵 所又は取 扱所の設 置の許可 に 関する 事務	1 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に 基づく製造所の設 置の許可の申請に 対する審査	イ 指定数量の倍数が 10 以下の製造所の設置の許可の 申請に係る審査 39,000 円 ロ 指定数量の倍数が 10 を越え 50 以下の製造所の設置 の許可の申請に係る審査 52,000 円 ハ 指定数量の倍数が 50 を越え 100 以下の製造所の設 置の許可の申請に係る審査 66,000 円 ニ 指定数量の倍数が 100 を越え 200 以下の製造所の設 置の許可の申請に、係る審査 77,000 円 ホ 指定数量の倍数が 200 を越える製造所の設置の許可 の申請に係る審査 92,000 円
	2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に 基づく貯蔵所の設 置の許可の申請に 対する審査	イ 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 （1）指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 20,000 円 （2）指定数量の倍数が 10 を越え 50 以下の屋内未満の 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵所 1,130,000 円 （3）指定数量の倍数が 50 を越え 100 以下の屋内貯蔵 所 39,000 円 （4）指定数量の倍数が 100 を越え 200 以下の屋内貯蔵 所 52,000 円 （5）指定数量の倍数が 200 を越える屋内貯蔵所 66,000 円 ロ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定 屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク 貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 （1）指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所 20,000 円

		(2) 指定数量の倍数が 100 を越え 1 万以下の屋外タンク貯蔵所 26,000 円 (3) 指定数量の倍数が 1 万を越える屋外タンク貯蔵所 39,000 円 ハ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 530,000 円 二 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付の特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 830,000 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,010,000 円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000 円 (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,420,000 円 (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000 円 (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,880,000 円 (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,100,000 円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,290,000 円 ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,340,000 円
--	--	--

		(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,500,000 円 (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,830,000 円 (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,140,000 円 (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,350,000 円 (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,570,000 円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000 円 ヘ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 5,750,000 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 7,250,000 円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 10,700,000 円 ト 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円 チ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 26,000 円 (2) 指定数量の倍数が 100 を越える地下タンク貯蔵所 39,000 円 リ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円 ヌ 移動タンク貯蔵所（ルに規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円 ル 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000 円 ヲ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査
--	--	--

		13,000 円
	3 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 52,000 円 ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 66,000 円 ハ 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円 ニ 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 33,000 円 ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （１）危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から 4 の項まで及び 7 の項において同じ。）が 15 キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上のものを除く。） 21,000 円 （２）危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 タガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下の移送取扱所 87,000 円 （３）危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを越える移送取扱所 87,000 円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロメートルに満たない端数を増すごとに 22,000 円を加えた金額 ヘ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （１）指定数量の倍数が 10 以下の一般取扱所 39,000 円 （２）指定数量の倍数が 10 を越え 50 以下の一般取扱所 52,000 円 （３）指定数量の倍数が 50 を越え 100 以下の一般取扱所 66,000 円 （４）指定数量の倍数が 100 を越え 200 以下の一般取扱所 77,000 円 （５）指定数量の倍数が 200 を越える一般取扱所 92,000 円
3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製	1 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2 の項の 1 の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額

造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	2 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンク（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規則」という。）第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク（規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備（規則第4条第3項第6号のニに規定する定置設備をいう。）（定置設備の地盤を含む。））の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に、係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。）附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）にあっては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日（その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準（以下この項において「6年新基準」という。）に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までに行われた変更の許可の申請（当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号。以下の項において「11年政令」という。）附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。）にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準（以下この項において「11年新基準」という。）に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までに行われた変更の許可の申請（当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合には、2の項の2のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

4 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条第3項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	1 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	2の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	2 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、2の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、2の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	2の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	4 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	2の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	5 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、2の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、2の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	6 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	2の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
5 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5,400 円
6 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する	1 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量1万リットル以下のタンク 6,000 円 (2) 容量1万リットルを越え100万リットル以下のタンク 11,000 円

政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務		(3) 容量100万リットルを越え200万リットル以下のタンク 15,000円 (4) 容量200万リットルを越えるタンク 15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額 ロ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量600リットル以下のタンク 6,000円 (2) 容量600リットルを越え1万リットル以下のタンク 11,000円 (3) 容量1万リットルを越え2万リットル以下のタンク 15,000円 (4) 容量2万リットルを越えるタンク 15,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額 ハ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 410,000円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 540,000円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 700,000円 (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 920,000円 (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,040,000円 (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,600,000円 (7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,820,000円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,030,000円 二 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 490,000円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 630,000円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所
--	--	--

		990,000 円 (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,310,000 円 (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000 円 (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,320,000 円 (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,060,000 円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,650,000 円 ホ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 9,100,000 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 12,400,000 円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 17,000,000 円
	2 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 この項の 1 のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ロ 水圧検査 この項の 1 のロに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ハ 基礎・地盤検査 この項の 1 のハに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額 ニ 溶接部検査 この項の 1 のニに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額 ホ 岩盤タンク検査 この項の 1 のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
7 消防法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱	消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 310,000 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 430,000 円

所の保安に関する検査に関する事務		(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 720,000 円 (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000 円 (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,210,000 円 (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,950,000 円 (7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,620,000 円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,170,000 円 ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,660,000 円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,190,000 円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,790,000 円 ハ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000 円 (2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを越える移送取扱所 70,000 円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額
-------------------------	--	---

別表第2

火災予防条例第47条に規定する検査		
区 分	タ ン ク の 容 量	金 額
水張検査	容量1万リットル以下のタンク	5,300 円
	容量1万リットルを越え100万リットル以下のタンク	9,600 円
	容量100万リットルを越えるタンク	14,000 円
水圧検査	容量600リットル以下のタンク	5,300 円
	容量600リットルを越え1万リットル以下のタンク	9,600 円
	容量1万リットルを越えるタンク	14,000 円

○高幡消防組合分担金徴収条例

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(条 例 第 1 7 号)

改正 昭和 49 年 3 月 9 日条例第 7 号 昭和 49 年 12 月 16 日条例第 14 号
昭和 52 年 12 月 13 日条例第 10 号 昭和 56 年 3 月 5 日条例第 3 号
平成 13 年 3 月 5 日条例第 6 号 平成 17 年 1 月 20 日条例第 4 号
平成 17 年 12 月 5 日条例第 18 号 平成 18 年 3 月 4 日条例第 4 号
平成 24 年 7 月 11 日条例第 5 号

(総則)

第 1 条 地方自治法第 284 条に基づき設立された高幡消防組合の費用にあてるため、組合同規約第 8 条により分担金を徴収する。

(被徴収市町の範囲)

第 2 条 分担金は、組合を構成する須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町、津野町から徴収する。

(分担金の徴収基準)

第 3 条 第 1 条に規定する分担金の徴収基準は、次のとおりとする。

2 地方交付税法第 11 条の規定により算定されるそれぞれの市町の当該年度の消防費に係る基準財政需用額の割合により負担する経費は、次のとおりとする。

(1) 議会費及び監査委員費

(2) 組合消防本部に要する総務費、常備消防費、消防施設費、公債費

(3) 救急自動車及び搭載資機材の購入に要する経費は、購入する該当署所の市町負担が経費の 2 分の 1、本部負担の経費が 2 分の 1

(4) 職員操法大会及び職員救助大会（水難救助を含む。）の経費並びに訓練に要する経費

(5) その他必要に応じ、市町との協議により定めた経費

3 市町が単独で負担する経費は、次のとおりとする。

(1) 署、分署に要する常備消防費

(2) 非常備消防費（消防団員の退職に関する褒償条例による退職褒償金、高知県消防協会及び高知県消防補償等組合並びに防火防災訓練災害補償等の各負担金）

(3) 市町に設置する消防施設費の内、財源の一部を国庫補助金（消防施設等整備事業）及び県費補助金（地域防災体制整備事業）並びに起債を充て行なう工事請負費、備品購入費（これに係る役務費を含む。）、公課費

(4) 公債費

(5) その他必要に応じ、市町の申出により行なう経費

(分担金の納期)

第 4 条 分担金の納期は、組合長が定める。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（昭和 49 年 3 月 9 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 12 月 16 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年度分より適用する。

附 則（昭和 52 年 12 月 13 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 3 月 5 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年度分から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 5 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 20 日条例第 4 号）

この条例は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 5 日条例第 18 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 4 日条例第 4 号）

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 11 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合分担金徴収規則

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(規 則 第 11 号)

改正平成 21 年 3 月 25 日規則第 3 号 平成 24 年 4 月 1 日規則第 1 号

(分担金の納期)

第 1 条 高幡消防組合分担金徴収条例（昭和 46 年条例第 17 号）第 4 条の規定による分担金の納期は、毎年次の区分により徴収する。

第 1 期 4 月 1 5 日

第 2 期 7 月 1 5 日

第 3 期 1 0 月 1 5 日

第 4 期 1 月 1 5 日

2 昭和 4 6 年度分の分担金の納期は、前項の規定にかかわらず、次の区分により徴収する。

第 1 期 1 0 月 5 日

第 2 期 1 月 1 5 日

第 2 条 組合員が認めた場合には、納期の期日は前条によらないことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日規則第 3 号）

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

○高幡消防組合職員の整理退職等による
退職手当に対する分担金の特例に関する条例

(昭和 49 年 3 月 9 日)
(条 例 第 6 号)

高幡消防組合職員が、定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者又は 20 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したものであって、任命権者が組合長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対する退職手当の額に相当する分担金については、高知県市町村総合事務組合退職手当条例（平成 17 年条例第 21 号）第 5 条第 1 項の規定にかかわらず第 4 条の規定により計算した額（勸奨を受けて退職したものを除く。）と須崎市職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年須崎市条例第 16 号）第 5 条の規定を準用し、これにより計算したものとの差額を分担するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合財務規則

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(規 則 第 8 号)

改正	昭和 50 年 12 月 15 日規則第 13 号	昭和 56 年 4 月 1 日規則第 2 号
	昭和 58 年 4 月 1 日規則第 1 号	昭和 58 年 8 月 1 日規則第 2 号
	昭和 61 年 12 月 24 日規則第 7 号	昭和 62 年 3 月 23 日規則第 1 号
	平成 5 年 4 月 1 日規則第 1 号	平成 5 年 10 月 1 日規則第 5 号
	平成 8 年 8 月 1 日規則第 6 号	平成 9 年 11 月 1 日規則第 1 号
	平成 13 年 4 月 1 日規則第 7 号	平成 17 年 12 月 21 日規則第 11 号
	平成 18 年 3 月 17 日規則第 5 号	平成 19 年 3 月 29 日規則第 6 号
	平成 20 年 3 月 10 日規則第 3 号	平成 21 年 6 月 30 日規則第 5 号
	平成 24 年 7 月 1 日規則第 4 号	

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 173 条の 2 の規定に基づき、組合の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 収 入 命 令 権 者 組合長又は、その委任（専決権の授与を含む。以下第 4 号まで同じ。）を受けて収入にかかる契約並びに収入の調定をし、および収入を命令する者をいう。
- (2) 支 出 命 令 権 者 組合長又は、その委任を受けて支出負担行為を決定し、支出を命令する者をいう。
- (3) 物 品 管 理 者 組合長の委任を受けて物品の出納をし、その管理を行なう者をいう。
- (4) 資 金 前 渡 職 員 政令第 161 条の規定により資金の前渡を受けた者をいう。
- (5) 証 券 政令第 156 条第 1 項各号に掲げる証券をいう。
- (6) 歳入歳出外現金等 組合の所有に属する現金のうち、歳計現金、一時借入金及び基金に属する現金を除いたもの並びに歳入歳出外現金及び組合が保管する有価証券で組合の所有に属しないものをいう。
- (7) 物 品 の 出 納 物品の受入れ（物品が会計管理者の保管に入ることをいう。以下同じ。）及び物品の払い出し（物品が会計管理者の保管から離れることをいう。以下同じ。）をいう。
- (8) 収 納 金 融 機 関 等 指定金融機関のうち公金の収納の事務の全部又は一部を取り扱う金融機関をいう。
- (9) 署 所 高幡消防組合消防署の組織に関する規程第 2 条の規定をいう。

第 2 節 出納機関

(会計管理者の職務代理者)

第 3 条 法第 170 条第 3 項の規定により会計管理者に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代理すべき吏員は、本部の出納員とする。

(出納員)

第 4 条 出納員は、特に任命する者の他、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 消防本部の出納員は、総務課長とする。
- (2) 署、分署の出納員は、構成市町長と組合長の協議により定めた市町の職員とする。

(委任事務)

第 4 条の 2 法第 171 条第 4 項の規定により、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。

2 前条第 1 号に掲げる出納員に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 現金 1 件 30 万円未満の支出負担行為の確認及び出納に関すること。
- (2) 財産の記録管理に関すること。

- (3) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事。
- (4) 条例による本部職員の給料、職員手当、その他の給与の確定しているもの及び旅費、共済費、退職手当組合負担金の支出負担行為の確定及び出納に関する事。
- (5) 公債費の確定されているものの支出負担行為の確定及び出納に関する事。

3 前条第2号に掲げる出納員に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該署、分署の支出負担行為の確定及び出納に関する事。
- (2) 現金の保管に関する事。
- (3) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事。

4 第1項後段に規定する当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の職員に委任する事務は、組合長が別に定める。

(公金と私金との混合禁止)

第5条 出納機関は、その保管する公金を私金と混合してはならない。

(出納事務整理期限)

第6条 出納事務整理期限は、翌年度の5月31日とする。

第2章 予算

第1節 予算の編成

(予算の区分)

第7条 歳入歳出予算の款項の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

2 歳入歳出予算に係る目及び歳入予算に係る節の区分は、毎年度歳入歳出予算事項別明細書の定めるところによる。

3 歳出予算に係る節の区分は、施行規則に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとする。

(予算編成方針)

第8条 総務課長は、組合長の命を受けて毎年度1月10日までに翌年度の予算編成方針を定めなければならない。ただし、当初となる以外は編成方針を定めないのである。

(予算見積書の作成)

第9条 総務課長は、予算の編成方針に基づき予算見積書(様式第1号)を作成しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算見積書
- (2) 継続費見積書
- (3) 繰越明許費見積書
- (4) 債務負担行為見積書
- (5) 地方債見積書
- (6) 給与費見積書

2 前項の予算に関する見積書において歳入歳出予算にかかるものについては、第5条に定める区分により、款項及び目節の区分を明らかにし、かつ、見積書の基礎となる必要な目及び節の説明を加えなければならない。

3 前2項の規定は、予算の補正を必要とする場合に準用する。

(予算書の作成)

第10条 総務課長は、前条の規定により予算書を作成し、査定を受けるため消防長を経由し、組合長に提出しなければならない。

第2節 予算の執行

(執行の制限)

第11条 歳出予算のうち財源の全部又は一部に国庫支出金、県支出金、分担金及び地方債、その他特定の収入を充てるものは、当該収入が確定した後でなければ執行することができない。ただし、組合長が認めた場合はこの限りでない。

2 総務課長は、前項の収入が歳入予算の当該金額に比して減少し又は減少するおそれがあるときは、歳出予算の当該経費の金額を縮小して執行させることができる。

(歳出予算の配当)

第12条 総務課長は、毎4半期に分けて予算配当票(様式第2号)を作成し、消防長の決裁を経て出納機関に通知するものとする。

2 総務課長は、必要と認めるときは、歳出予算の追加配当票(様式第3号)及び配当変更通知票(様式第4号)を作成し、通知することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(歳出予算の流用)

第13条 総務課長は、予算に定める歳出予算の各項の流用又は配当予算の目又は節間の流用を必要とするときは、予算充当、流用票（様式第5号）を作成し、消防長の決裁を受けるものとする。

2 次の各号に掲げる経費の流用は、これをしてはならない。ただし、組合長において特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(1) 人件費、物件費、補助費等にかかる経費の相互間の流用

(2) 交際費及び需用費のうち食糧費を増額するために流用すること。

(3) 流用した経費を更に他の経費に流用すること。

(予備費の充当)

第14条 総務課長は、歳出予算外の支出又は歳出予算の当該科目の経費の金額を超過する支出を必要とするときは、予算充当、流用票（様式第5号）を作成し、消防長の決裁を受けるものとする。

2 総務課長は、前項の規定により、消防長の決定があつたときは、出納機関に通知しなければならない。

3 第12条第1項の規定による配当の決定があつたものとみなす。

(支出負担行為の制限)

第15条 支出負担行為は、配当された予算内でなければならない。

(公金出納状況等の報告)

第16条 会計管理者及び出納員は、毎4半期（6月9月、12月3月）に区分し、その末期までの歳入の収納及び歳出の支払状況並びに公金の現在高及び運用の状況、一時借入金の現在高等を組合長に報告しなければならない。

(一時借入金の借入れ)

第17条 一時借入金の借入れは組合長が会計管理者の意見を聞いて決定する。

(歳出予算の令達)

第18条 組合長は、署所の参事に対し、その執行又は補助執行すべき歳出予算額を予算令達決議書（様式第6号）及び予算令達書（様式第7号）により必要があると認める場合は、第13条第1項の規定により配当を受けた歳出予算額の範囲内で、令達の手続きを執らなければならない。

2 組合長は前項の規定により令達をしたときは、同時に会計管理者に対し予算令達書（様式第7号）により通知するものとする。

(歳出予算執行の制限)

第19条 歳出予算は、配当又は令達を受けた金額を越えて支出をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず特に組合長が認めたときは、その歳出予算を執行することができる。

(繰越し)

第20条 予算に定められた継続費、繰越明許費及び決算剰余金について翌年度に繰越し又は歳出予算について事故繰越しをする必要があると認めるときは、総務課長は組合長の決裁を受けるものとする。

2 繰越しを決定された経費について、総務課長は翌年度5月20日までに繰越計算書（様式第8号）を作成し、組合長の決裁を受けるものとする。

3 総務課長は、前項に基づく決裁の結果を直ちに会計管理者に通知しなければならない。

4 前3項の規定により、繰り越す場合、第44条の2に規定する振替の例により行うものとする。

第3章 収入

第1節 収入

(歳入の調定)

第21条 法第231条の規定による歳入の調定は、収入命令権者が次の各号に掲げる事項を調査し、調定票（様式第9号）に基づき行なうものとする。

(1) 収入の根拠が明白であるか

(2) 法令または契約に違反していないか

(3) 所属年度および収入科目に誤りはないか

(4) 金額の算定に誤りはないか

(5) 納入義務者、納期限または、納付場所が適当であるか

(6) その他必要と認める事項

- 2 前項の調定は、これを歳入予算の目(節の区分があるときは節)ごとにしなければならない。
この場合、歳入予算の科目が同一であって同時に2人以上の納入義務者から収入しようとするときは、集合して調定をすることができる。

(歳入の事後調定)

第22条 収入命令権者は、次に掲げる収入金について収納のあつたときは、第29条第1項の規定により出納機関から領収済通知書の送付を受けたのちただちに、当該領収済通知書に基づいて調定しなければならない。ただし、これらの収入金についてすでに調定がなされている場合にあつては、この限りでない。

第28条の規定により出納機関において直接に、かつ、ただちに収納することができるものにかかる収入金。

(返納金の調定)

第23条 収入命令権者は、政令第159条の規定により歳出の誤払いまたは、過渡しとなった金額および資金前渡若しくは概算払をした場合の精算残金を返納させる場合において当該返納金について支出命令権者が返納通知を出しており、かつ当該返金が出納閉鎖期日までに納入されていないものであるときは、出納閉鎖期日をもつて当該未納にかかる返納金について調定しなければならない。

(支払未済金の調定)

第23条の2 収入命令権者は、第113条の規定により会計管理者から小切手等の支払未済調書(様式第31号)の送付を受けたときは第21条の規定に準じて調定しなければならない。

(調定の変更)

第23条の3 収入命令権者は、調定をしたのちにおいて、法令、契約等の規定または、調定もれその他過誤等特別の事由により当該調定にかかる金額を変更する必要があるときは、ただちにその理由に基づく増加額または減少額に相当する金額について調定しなければならない。

(収入命令)

第24条 収入命令権者は、収入金の調定をしたときは、ただちに出納機関に対し収入命令を発しなければならない。

2 収入命令権者は、第21条第2項の規定により集合して調定をしたときは、集合して収入命令を発しなければならない。この場合においては、集合収入命令内訳票によりその内訳を明らかにしておかなければならない。

3 第21条各号に掲げる収入金については、同条の規定により調定があつたときは、その収納の時期において当該収入金にかかる収入命令が発せられたものとみなす。

4 第23条の規定により未納にかかる返納金について調定があつたときは、当該返納金についてすでに発せられている戻入命令をもつて当該調定にかかる収入命令とみなす。

(納入の通知)

第25条 収入命令権者は、調定をしたとき、ただちに納入通知書(様式第10号)により納入義務者に納入の通知をしなければならない。

2 前項の場合において補助金、地方債その他の性質上納入の通知を必要としない歳入にあつては、この限りでない。

(納入通知書の発行日)

第25条の2 納入通知書は、別に定めるものを除き、納期前20日前までに納入義務者に到達するよう発送するものとする。

(調定の通知)

第26条 収入命令権者は、第21条第1項及び第2項の規定による歳入の調定をしたときは、ただちに出納機関に対し調定票(様式第9号)を送付しなければならない。第23条及び第23条の2並びに第23条の3の規定により、調定の変更をしたときもまた同様とする。

第2節 収納

(収納の通知)

第27条 出納機関は、収入命令を受けたときは、関係帳票を整理するとともに、当該収入命令にかかる収入金の納入場所とされた、収納金融機関に対し、収納通知書(様式第10号)を発行しなければならない。

2 次の各号に掲げる収納金については、前項の規定に拘らず当該各号に定める時点において同項の収納の通知があつたものとみなす。

- (1) 第22条に掲げる収納金収納機関が収納したとき。
- (2) 第23条の規定により調定のあつた返納金返納通知書が収納金融機関に呈示されたとき。
- (3) 納入通知書が発せられた収入金納入通知書が収納金融機関に呈示されたとき。
- (4) 出納機関の払込にかかる収入金現金等払込書により指定金融機関に現金が払い込まれたとき。

(出納機関の直接収納)

第28条 出納機関は、次の各号に掲げる収入金については、出張して領収するとき、納入者が現金または証券を持参したとき、または納入者から送金があつたときは、直接これを収納することができる。

(1) 使用料及び手数料

- 2 出納機関は、前項の規定により現金を受領したときは、領収印（様式第11号）を押印し、領収証書を当該納入者に交付しなければならない。
- 3 出納機関は、現金を受領したときは、別段の定めがある場合を除くほか、その日のうちに現金払込書に当該現金を添えて、指定金融機関に払込まなければならない。

(収納後の手続)

第29条 出納機関は、指定金融機関から収支日計表を添えて領収済通知書の送付を受けたときは、これに基づき収入票（様式第12号）を作成し、関係帳簿を整理するとともに、当該収入票に指定金融機関から送付を受けた領収済通知書を添え収入命令権者に送付しなければならない。

- 2 収入命令権者は、第1項の規定により収入票および領収済通知書の送付を受けたときは、これに基づき関係帳簿を整理するとともに当該整理が終了したのち遅滞なく当該領収済通知書を出納機関に返付又は収入命令権者において保存しなければならない。

(収入の更正)

第29条の2 収入命令権者は、収入命令を発した収入金について、会計年度、会計区分又は科目に誤りがあることを発見したときは、更正票（様式第16号の3）により決定し、会計管理者に通知しなければならない。

- 2 会計管理者は、前項の規定による収入の更正が会計年度、会計区分に係るものであるときは、指定金融機関に対し更正の通知をしなければならない。

(誤払金の戻入)

第29条の3 支出命令権者は、政令第159条に規定する誤払金等の戻入をするときは、会計管理者に対し戻入票（様式第16号）により戻入命令を発するとともに、当該返納義務者に対し返納済通知書（様式第16号）を送付しなければならない。

第4章 支出

第1節 支出負担行為

(支出負担行為等の決議等)

第30条 支出負担行為担当者は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書（様式第13号）によってしなければならない。

- 2 前項の規定による支出負担行為決議書には、契約書、見積書、その他支出負担行為の基礎となる調書等を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による支出負担行為決議書を作成する時期及び前項の規定による支出負担行為に必要な書類は、別表第1の区分によるものとする。

第31条 前条の規定にかかわらず別表第2に定める経費に係る支出負担行為に該当するものについては、別表第2に定めるところによる。

第32条 前2条に定めるところにより支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為の整理時期が支出決定のときとされている支出負担行為及び組合長が別に定めるものについては、支出票の決定により当該支出負担行為の決定に代えるものとする。

(支出負担行為の事前協議)

第32条の2 支出負担行為担当者は、1件金額100万円以上の支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ支出負担行為決議書により会計管理者に協議しなければならない。

(賠償責任を有する職員の範囲)

第33条 法第243条の2第1項の規定により同項第1号から第2号までに掲げる事務を補助する職員で賠償責任を有する者は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 支出負担行為支出命令権者又は契約権者の権限を代決することができる者

(2) 支出命令支出命令権者の権限を代決することができる者

第2節 支出の方法

(支出命令)

第34条 支出命令権者は、支出しようとするときは、債権者からの請求書に基づき支出票（様式第14号）による支出を決定し、会計管理者に支出命令をするものとする。ただし、支払義務の確定した経費で請求書を徴することができないものについては、支払調書又は支払義務を証明する文書により請求書に代ることができる。

2 前項の支出票には、支出の内容を示し、債務が確定していることを証する書類を添付しなければならない。特に別表第1に掲げる支出については、原則として当該各号に掲げる事項を明らかにした書類を添付しなければならない。

(資金前渡)

第35条 政令第161条第1項第17号の規定により資金を前渡できる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 賃金

(2) 収入印紙、地方公共団体の発行する収入証紙及び郵便切手類の購入に要する経費

(3) 講師又は参考人に対する旅費

(4) 出張中における自動車の修繕に要する経費及び燃料費

(5) 出張中において緊急に現金支払を必要とする通信費及び消耗品費

(6) 交際費

(7) 運賃

(8) 講演会、講習会の受講料その他これらに類するもの

(9) 損害賠償金

(10) 前各号に掲げるもののほか、現金で支払うことがその取引の条件であるものに要する経費

第36条 支出命令権者は、資金前渡の方法により支出しようとするときは、当該現金の支払いの事務に従事する職員（以下「資金前渡職員」という。）を指定し、当該職員を債権者として処理しなければならない。

2 資金前渡の方法により支出するときは、支出票に代えて支出負担行為決議書兼資金前渡職員指定伺票（様式第15号）を用いるものとする。

3 資金の前渡は、事務上差し支えない限り分割して行なうものとする。

(資金前渡の保管)

第37条 資金前渡職員は、資金の前渡を受けたときは、ただちに支払う場合または特別の理由がある場合を除くほか、前渡を受けた資金（以下「前渡資金」という。）をもよりの郵便局または金融機関に貯金または預金をし、確実に保管しなければならない。

2 資金前渡職員は、前項の規定による貯金または預金をし、確実に保管しなければならない。

3 前渡資金を貯金または預金によって生じた利子は、組合の収入とする。

(前渡資金の精算)

第38条 資金前渡職員は、前渡資金について支払を完了したときは、若しくは支払の必要がなくなったとき、又当該前渡資金の所属年度の出納閉鎖期日において残額があるときは、ただちに精算票（様式第16号）を作成し、支出命令権者に提出しなければならない。

2 支出命令権者は、前項の規定による精算票の提出があつたときは、当該精算票を出納機関に送付しなければならない。

3 第1項の規定による精算票には、原則として次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書（領収書を徴することのできないときは、その理由、支払金額及び支払月日を明らかにした資金前渡職員の証明書）

(2) 請求書（第34条第1項ただし書に該当するものを除く。）

(3) 契約書の写し

4 給料及び職員手当に係る前渡資金の精算については、受領印を徴した給与支払明細書を支出決定権者に提出することにより、第1項の規定による精算票の作成及びその提出に代えることができる。

(概算払)

第39条 政令第162条第6号の規定により概算払できる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 委託料
- (2) 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- (3) 損害賠償金

2 支出命令権者は、概算払の方法により支出しようとするときは、概算払（様式第14号）にしなければならない。

3 概算払を受けた者は、当該概算払に係る支出が確定したときは、ただちに精算票（様式第16号）を作成し、これを支出命令権者に提出しなければならない。ただし、旅費については、概算支払額と精算額が同額の場合においては、当該復命書等をもってこれに代えることができる。

4 支出命令権者は、前項の規定による精算票の提出があつたときは、これに基づき関係帳票を整理するとともに、これを出納機関に送付しなければならない。

（前金払）

第40条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の4割をこえない範囲において前金払をすることができる。（様式第14号）

（支出の更正）

第40条の2 支出命令権者は、支出後において会計年度、会計区分又は科目に誤りがあることを発見したときは、更正票（様式第16号の3）により決定し、会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による支出の更正が会計年度、会計区分に係るものであるときは、指定金融機関に対し更正の通知をしなければならない。

（過誤納金の戻出）

第40条の3 収入命令権者は、政令第165条の7の規定により過誤納金の戻出をするときは、過誤納金還付（充当）票（様式第16号の4）により戻出の決定をし、会計管理者に戻出の命令を発するとともに、当該納入義務者に対し過誤納金還付通知書を送付しなければならない。

第3節 支払

（直接支出）

第41条 出納機関は、直接債権者に支払しようとするときは、支出票ごとに、領収証書と引換に小切手を振出して支払しなければならない。

2 出納機関は、前項の規定にかかわらず、債権者から申し出があつたときは、領収書と引換に支払の指図した支出票を指定金融機関に送付して現金の支払をすることができる。

3 出納機関は、前項の規定により支払をした場合は、その日に会計ごとの合計額を券面金額とする小切手を振り出し、支払の指図をした支出票と引換に指定金融機関に送付しなければならない。

（小口現金支払）

第42条 法第232条の6第1項ただし書の規定による債権者からの申出による現金の支払は、1件の支払金額が30,000円未満の小口の支払とする。

2 出納機関は、前項の支払の資金に充てるため常時30,000円の範囲で現金を保管するものとする。

3 出納機関は、第1項の規定により小口現金の直接払を行なつた場合には、小口現金払整理簿（様式第17号）に現金の受払状況を登記しなければならない。

（隔地払）

第43条 出納機関は、政令第165条第1項の規定による支払をしようとするときは、支払金融機関を受取人とする小切手を振出し、その表面の余白に「隔地払」と表示し、これに送金依頼書（様式第18号の1）を添えて、当該指定金融機関に送付するとともに、債権者に対しては同様式による送金通知書（様式第18号の2）を送付しなければならない。

2 前項の規定による支払については、当該指定金融機関から領収書を徴し、整理しなければならない。

（口座振替の方法による支出）

第44条 出納機関は、政令第165条の2の規定による支出をする場合には、支払金融機関を受取人とする小切手を振出し、その表面の余白に「口座振替」と表示し、振込依頼書（様式第18号の3）を添え、当該金融機関に交付するとともに、債権者に対しては、同様式による口座振替通知書（様式第19号）を送付しなければならない。

- 2 第43条第2項の規定は、前項の支出について準用する。
- 3 政令第165条の2の規定による金融機関は、組合長が告示する。
(振替収支)

第44条の2 歳出予算から支出して同一会計又は他の会計の歳入に収入する場合においては、当該支出と収入は振替によって行うものとする。

- 2 収入命令権者は、前項の振替（以下「振替」という。）により歳入に収入しようとするときは、歳計外振替収支票（様式第16号の2）により当該支出命令権者に振替の請求をするとともに会計管理者に歳計外振替収支票を送付しなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による振替の請求により歳出を支出しようとするときは、歳計外振替収支票により決定し、これを会計管理者に送付するものとする。
- 4 会計管理者は、振替の命令を受けたときは、歳計外振替収支票により指定金融機関に振替の通知をしなければならない。
- 5 前3項の規定は、歳入から戻出して同一会計又は他の会計の歳出に戻入する場合に準用する。

(小切手の振出し)

第45条 小切手は、支出命令又は戻出の命令に基づいて振り出さなければならない。

- 2 官公署、支払金融機関又は資金前渡職員を受取人として振り出す小切手は、記名式としなければならない。
- 3 前項に規定する小切手は、「指図禁止」の旨を記載しなければならない。

(小切手振出済通知書の送付)

第46条 出納機関は、小切手を振り出したときは、原則としてその日に、小切手振出済通知書（様式第20号）により指定金融機関に通知しなければならない。

(小切手用印鑑)

第47条 出納機関は、小切手の振り出しのために用いる印鑑を作成しなければならない。

- 2 出納機関は、前項の印鑑を作成したときは、その印影を指定金融機関に通知しなければならない。

(印鑑及び小切手に関する事務)

第48条 小切手に使用する印鑑の保管及び小切手の押印の事務は、会計管理者又は出納員が自らしなければならない。

(小切手用紙等)

第49条 小切手は、指定金融機関から交付を受けた小切手用紙を使用しなければならない。

- 2 小切手帳は、年度及び会計ごとに区分し、常時それぞれ1冊を使用しなければならない。

(小切手の番号)

第50条 出納機関は、小切手帳の各小切手用紙には、あらかじめ年度（出納整理期間を含む。）を通ずる一連番号を付さなければならない。

(小切手の作成)

第51条 小切手の記載及び押印は、正確、かつ、明瞭にしなければならない。

- 2 小切手の券面金額の表示は、印字器（チェックライター）による場合のほか、漢数字を用い、「一」、「二」、「三」及び「十」の漢数字は、それぞれ「壺」、「弍」、「参」及び「拾」の字体で表示し、頭書に「金」を、末尾に「円」を記入するとともに、当該小切手には、上方の余白に券面金額に相当する額をアラビア数字であわせて記載しなければならない。
- 3 小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小切手を受取人に交付するとき、又は指定金融機関に送付するときしなければならない。
- 4 小切手の券面金額は、訂正してはならない。
- 5 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正するには、その訂正を要する部分に二重線を引き、その上部に正書し、かつ、上方の余白に「何字訂正」と記載して会計管理者の印を押さなければならない。
- 6 書損じ等による小切手を無効とするには、当該小切手に斜線を朱書したうえ「無効」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手の交付及び交付後の検査)

第52条 小切手は、当該小切手の受取人が、正当な受取りの権限である者であることを確認した上でなければ渡してはならない。

- 2 小切手は、受取人に渡すときでなければ、小切手帳から切り離してはならない。
- 3 出納機関は、毎日その振出した小切手の原符と当該小切手の受取人の提出した領収書を照合

し、それらの金額及び受取人について相違ないかどうかを検査しなければならない。

(小切手の償還)

第53条 出納機関は、政令第165条第2項後段の規定により、小切手の所持人から小切手の償還の請求を受けた場合は、次の各号に掲げる事項について調査し、償還すべきものと認めるときは、その償還をしなければならない。

- (1) 当該小切手が支払未済のものであるかどうか。
- (2) 次項各号に掲げる書類が具備されているかどうか。

2 出納機関は、小切手の償還の請求をする者に対し、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。

- (1) 小切手の償還請求書
- (2) 当該小切手又は除権判決の正本
- (3) 前各号に掲げるもののほか、償還請求に必要と認める書類

第5章 現金及び有価証券

(現金の確認)

第54条 出納機関は、毎日その日の収納及び支払に係る証拠書類（納入通知書、収入票、請求書、領収証書、支出票その他金銭の収支に関し証拠となるべき書類をいう。以下同じ。）を関係帳簿と照合するとともに現金の現在高に誤りがないかどうかを確認しなければならない。

(現金の整理)

第55条 現金は、次の各号に掲げる区分によって整理しなければならない。

- (1) 歳計現金
- (2) 一時借入金
- (3) 歳入歳出外現金

(歳入歳出外現金の整理)

第56条 歳入歳出外現金は、次の各号に掲げる区分によって整理しなければならない。

- (1) 所得税
- (2) 縣市町村民税
- (3) 共済組合掛金等
- (4) 給与からの協定控除金
- (5) 入札保証金
- (6) 契約保証金
- (7) その他

(一時借入金)

第57条 一時借入金借入手続き又は返済手続きをしようとするときは、一時借入金借入(返済)票(様式第21号)によりしなければならない。

(歳入歳出外現金の受入れ)

第58条 歳入歳出外現金を受入れようとするときは、別段の定めがある場合を除き、歳計外現金入金通知書票(様式第22号)により出納機関に通知しなければならない。ただし、支払の際、控除して歳入歳出外現金として整理するものは作成を省略するものとする。

2 前項の規定によるもののほか歳入歳出外現金の受入れについては、収入の例による。

(歳入歳出外現金の払出し)

第59条 歳入歳出外現金を払い出すときは、歳入歳出外現金等払出票(様式第23号)により、出納機関に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、支出の例により払出しをしなければならない。

第6章 帳簿及び証拠書類

(帳簿)

第60条 この規則の定めるところにより財務に関する事務を所掌する者は、別表第1に定めるところにより帳簿を備え、その所掌に係る財務に関する事務について事件のあつたつど、所定の事項を記載し、又は関係書票をつづいて整理しなければならない。

2 前項に規定する帳簿のほか、必要に応じて補助簿を設けて整理することができる。

3 第1項に規定する帳簿及び関係書票は、毎年度作成しなければならない。ただし、台帳にあつてはこの限りでない。

(財務伝票)

第61条 財務に関する事務は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、別表第1に定めるところにより、財務伝票をもつて処理するものとする。

(金額の表示)

第62条 証拠書類の首表金額を表示する場合においては、金示器による場合のほか、漢字を用いなければならない。ただし、財務伝票であるものについてはこの限りでない。

2 前項の場合において、アラビア数字を用いるときにあっては、金額の当初に「¥」の記号を、漢字を用いるときにあっては、「一」「二」「三」及び「十」の数字は「壹」「弍」「参」及び「拾」の字体を用いるものとする。

3 金額は、別段の定めがあるものを除くほか、円を単位として表示しなければならない。

(数字及び文字の訂正)

第63条 証拠書類に記載した首表金額は、訂正してはならない。

2 証拠書類の首表金額を除くその他の記載事項を訂正するときは、二重線を引き訂正者の認め印を押し、その上側又は右側に正書しなければならない。

(割り印)

第64条 2枚以上の用紙をもつて1通とする請求書、契約書等には、債権者の印による割り印がなければならない。

(証拠書類の保存年限)

第65条 証拠書類は、別段の定めがあるものを除くほか、年度経過後10年間これを保存しなければならない。

第7章 契約

第1節 通則

(入札の公告)

第66条 組合長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに掲示その他の方法により公告するものとする。

2 前項の規定による公告には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 契約条項等を示す場所

(4) 入札執行の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) 郵便による入札の可否に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項

(入札保証金)

第67条 政令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、当該金額の100分の5以上の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、契約担当者は入札保証金全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に高幡消防組合を被保険者とする入札保険契約を結んだとき。

(2) 政令第167条の5第1項に規定するものによる一般競争入札に付する場合において過去2ヶ年間に国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格)

第68条 組合長は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書設計書等によって予定し、その予定した価格（以下「予定価格」という。）を記載した予定価格書（様式第24号）にし、開札の際開札場所に置かななければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行なう製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。

(最低制限価格の作成)

第69条 組合長は、最低制限価格を設ける場合には、予定価の3分の2から10分の8までの範囲において定めるものとする。

2 前項の最低制限価格は、予定価格書に併記しなければならない。

(入札の方法)

第70条 入札は、入札者又はその代理人が入札書(様式第25号)を入札箱に投函して行なわなければならない。

2 代理人が入札をする場合は、委任状を提出しなければならない。

3 入札者は、他人の代理を兼ね代理人は2人以上の者の代理を兼ねることができない。

4 郵便等の入札を認められた場合における入札書の郵送等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 入札書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に入札件名を記載すること。

(2) 前号により封かんした封筒をさらに封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に「入札書 在中」の文字を記載し、書留として入札日時までに必着させること。

5 契約担当者は、郵送等による入札書を受領したときは、その日時を当該封筒の余白に記入し、押印のうえ、開札時まで封かんのまま保管しなければならない。

(入札の執行取消し又は延期)

第71条 組合長は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は公正な入札を行なうことができない事情があると認められるときは、入札の執行を取消し、又は中止することがある。

(無効入札)

第72条 政令第167条の4の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。

(2) 入札に際し不正の行為があつたとき。

(3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。

(4) 納付すべき入札保証金を納付していないとき又はこれが不足しているとき。

(5) 入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。

(6) 入札書の金額を訂正しているとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。

(落札の通知)

第73条 組合長は、落札者を決定したときは、口頭又は文書でその旨を通知するものとする。

第2節 指名競争入札

(入札者の指名)

第74条 組合長は、指名競争入札に付するときは、あらかじめ定めた基準により、当該指名競争入札に参加する資格を有する者のうちからなるべく3人以上の入札者を指名するものとする。

(指名競争入札の場合の準用)

第75条 第67条から第81条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節 随時契約

(随意契約)

第76条 政令第167条の2第1項第1号の規定による規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負契約 130万円

(2) 財産の買入れ契約 80万円

(3) 物件の借入れ契約 40万円

(4) 財産の売払い契約 30万円

(5) 物件の貸付契約 30万円

(6) 前各号に掲げる契約以外の契約 50万円

2 組合長は随意契約によろうとするときは、あらかじめ第68条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、組合長が特に必要がないと認めた時は、この限りでない。

(見積書の徴取)

第77条 組合長は、随意契約によろうとする場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない。

2 1件の予定価格が3万円以下で価格の明定されている物品等については、見積書を省略する

事が出来る。

- 3 予定価格が10万円以下の物品を購入する場合にあつては、見積書は、1人の者から徴することができる。

第4節 契約の締結

(契約の作成)

第78条 組合長は、契約者を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し、契約書とともにこれに記名押印するものとする。

- 2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約金額
- (3) 契約目的(内容)
- (4) 履行期限
- (5) 契約保証金
- (6) 契約違反の場合の措置
- (7) 前金払、概算払及び部分払の割合並びに支払方法
- (8) 検査の時期
- (9) 引渡しの方法
- (10) 対価の支払の時期及び方法
- (11) 危険負担
- (12) 契約に関する紛争の解決の方法
- (13) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第79条 次の各号に掲げる場合においては、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が30万円以下の契約をするとき。
- (2) 物件を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (3) 物件を購入する場合において、直ちに現物の検収ができるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に組合長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

- 2 契約書の作成を省略する場合においても特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第80条 契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上の額とする。

(契約保証金の免除)

第81条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約保証金の額が3万円未満で契約書が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 政令第167条の5第1項に規定する者による一般競争入札に対する場合若しくは指名競争入札に付し又は随意契約による場合において当該契約者が、国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(契約保証金の還付)

第82条 契約者が契約の全部を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

第5節 契約の履行

(監督職員の職務)

第83条 組合長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、立合い工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

- 2 監督職員は、組合長に監督の実施状況について必要な報告をしなければならない。

(検査職員の職務)

第84条 組合長から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、当該請負契約についての給付の完了の確認(部分払を行なう場合の既済部分の確認を含む。)について契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認について契約書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該給付の内容及び数量について検査を行なわなければならない。

3 検査職員は、前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行なうことができる。

4 検査職員は、工事の請負契約については完了の通知を受理した日から14日、その他の契約については完了の通知を受理した日から10日以内に検査を行なわなければならない。

5 検査職員は、検査を完了したときは、検査調書(様式第26号)を作成しなければならない。ただし、当該契約金額が10万円をこえない契約に係る検査については、請求書等の表面余白に契約履行確認の旨並びに年月日及び氏名を記載して、組合長に提出しなければならない。

6 組合長は、工事又は製造の請負契約について検査を行なったときは、その結果を7日以内に契約の相手方に通知するものとする。

(監督及び検査の委託)

第85条 前2条の規定は、政令第167条の15第4項の規定により監督又は検査を委託した場合に準用する。

(部分払)

第86条 負契約に係る既済部分について完成前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する代価の10分の9をこえる約定をしないものとする。

第8章 財産

第1節 物品

(物品の分類)

第87条 物品は、次の区分に従い整理しなければならない。

(1) 備品 物品の性質又は形状を変えことなく比較的長期間の使用に堪え、又は保存することができる物及び物品の性質が消耗品に属する物であっても、標本品又は陳列品として保管する物をいう。

(2) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消費される性質の物、使用により消耗又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなる物等で一品の価格が1,000円に満たない備品その他備品として取り扱うことが不適当と認められる物をいう。

(3) 原材料品 生産、工事、工作等のための使用材料となり、又は消耗され若しくは構成部分となる物をいう。

(4) 生産品 試験、研究、職業指導等のため製造した物、材料品を用いて労力又は機械力により新たに生産した物及び収穫した物をいう。

(5) 動物 鳥、獣、魚及び虫類に属する生産(消耗品に属するものを除く。)

2 重要物品とは、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車)及びあらたに購入する場合の価格が30万円以上で次に掲げる物品をいう。

(1) 小型動力ポンプ

(2) 消防無線機

(3) 救急指令機器

(4) その他これらに相当する物品

(管理の義務)

第88条 物品の管理及び処分に関する事務を行なう職員並びに物品を使用する職員は、この規則その他物品に関する法令の規定に伴うほか、善良な管理のもとにその事務を行ない、物品を管理しなければならない。

(物品使用職員)

第89条 物品管理者は、物品を使用させるときは、当該物品について物品使用職員を指定しなければならない。

2 物品使用職員は、1人の職員がもっぱら使用する場合にはその職員とする。

(保管の原則)

第90条 物品は、組合の施設において、良好な状態で常に使用又は処分をすることができるように保管しなければならない。ただし、物品管理者又は会計管理者が組合の施設において保管することが物品の使用又は処分のうえから不適当であると認める場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 物品管理者は、その保管に係る物品を、次の各号に掲げるところにより区分して整備するものとし、これらの物品についての異動を明らかにしておかなければならない。

- (1) 供用に適する物品
- (2) 修繕又は改造を要する物品
- (3) 供用することができない物品

(保管の責任)

第91条 物品管理者の管理に属する物品は、物品管理者が監督の責めに任ずるものとする。

2 使用中の物品は、物品使用職員が保管の責めに任ずるものとする。

(標識)

第92条 当該備品のうち組合長の必要と認めるものにあつては、備品1品ごとに組合の備品であることを明らかにした標識を付さなければならない。ただし、その性質、形状等により標識を付することが適当でないものについては、他の適当な方法によりこれを表示することができる。

(物品の出納の通知)

第93条 物品管理者は、物品の購入、処分等その他の理由により物品の出納をさせようとするときは、そのつど会計管理者に対し、出納すべき物品について物品の受入れにあつては納品書、契約書、請書その他の関係書類の余白に物品の払出しをする旨を付記し、物品の払出しにあつては、納品書、契約書、請書その他の関係書類の余白に物品の払出しをする旨を付記して出納の通知をしなければならない。

2 次の各号に掲げる物品については、前項の規定にかかわらず一定期間における受入量を一括して事前に出納の通知を発することができる。この場合においては、食糧に関する物にあつては、物品管理者は、納入の状況を記録しておかなければならない。

- (1) 官報、新聞、雑誌等の定期刊行物で、日、週、月等を一単位として継続して購読するもの
- (2) 日日購入し、購入後直ちに全量を消費する物品のうち組合長の指定するもの
- (3) 会計管理者は、前項による出納の通知に基づき物品の出納をしようとするときは、その出納が当該出納通知の内容に適合しているかどうか等を確認しなければならない。

(物品の貸付け)

第94条 物品管理者は、物品を貸し付けようとするときは、次の各号に掲げる事項を具して組合長の決定を受けなければならない。

- (1) 貸し付けようとする物品名及び数量
- (2) 貸し付けようとする理由
- (3) 貸し付けの期間
- (4) 相手方の申請書
- (5) 契約書案
- (6) 前各号のほか参考となる事項

(不用の決定等)

第95条 物品管理者は供用することができないと認める物品又は供用の必要がないと認める物品があるときは、不用品決定決議書(様式第27号)により当該物品についての決定をしたのち、不用品決定通知書(様式第27号)により会計管理者に通知しなければならない。

(処分)

第96条 前条の規定により、不用の決定をした物品について、売払い又は、譲与等の処分をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を具して組合長の決定を受けなければならない。

- (1) 処分しようとする物品及び数量
- (2) 処分しようとする時期
- (3) 処分しようとする理由及び売払い譲与等の別
- (4) 時価よりも低い価額で譲渡し、又は譲与しようとするときはその理由
- (5) 処分予定価格
- (6) 契約の方法

(7) 前各号のほか参考となる事項

(物品出納簿等)

第97条 会計管理者は物品出納簿(様式第28号)を、物品管理者は、物品管理簿(様式第29号)を備え、物品の出納又は物品の管理状況を常に明らかにしておかなければならない。

第2節 債権

(管理の基準)

第98条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も組合の利益に適合するように処理しなければならない。

(徴収簿等の記載)

第99条 収入命令権者は、債権の管理に関する事務の処理上必要な措置をとつたときは、そのつど遅滞なく、その内容を徴収簿又は滞納繰越簿に記載しなければならない。

第3節 基金

(手続の準用)

第100条 基金に属する現金の収入、支出、出納及び保管、物品の管理及び処分又は債権の管理については、第3章、第4章及び本章第1節から前節までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「収入命令権者」、「支出命令権者」又は「物品管理者」とあるは、「消防次長」と、それぞれ読み替えるものとする。

第9章 事故報告

(亡失又は損傷の届出)

第101条 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡職員又は物品を使用している職員がその保管に係る現金、有価証券、物品又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて直ちに会計管理者を経て組合長に届出なければならない。この場合において、資金前渡職員にあっては支出命令権者を、物品を使用している職員にあっては、物品管理者を経たのち会計管理者を経由するものとする。

- (1) 亡失し、又は損傷した職員の職氏名
- (2) 亡失し、又は損傷した日時及び場所
- (3) 亡失し、又は損傷した現金、有価証券又は物品の数量及び金額
- (4) 亡失し、又は損傷した原因である事実の詳細
- (5) 亡失又は損傷の事実を発見したのちに執った処置

2 前項の場合において、経由すべきものと定められた職員は、次の各号に掲げる事項について副申しなければならない。

- (1) 亡失又は損傷に係る現金、有価証券又は物品の平素における保管の状況
- (2) 亡失又は損傷の事実の発見の動機
- (3) 亡失し、又は損傷した職員の責任の有無及び弁償の範囲
- (4) 組合が受けた損害に対する補填の状況及び補填の申込み
(違反行為又は怠った行為の届出)

第102条 支出命令権者若しくは会計管理者又は第3項各号に掲げる職員が法第243条の2第1項各号に掲げる行為について、法令に違反して当該行為をしたこと又は当該行為を怠ったことにより組合に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて組合長に届出なければならない。この場合において、出納員、会計職員又は第3項各号に掲げる職員が与えた損害に係る届出については、会計管理者又は支出命令権者を經由しなければならない。

- (1) 損害を与えた職員の職氏名
- (2) 損害を与えた結果となった行為又は怠った行為の内容
- (3) 損害の内容

2 前項の場合において、経由すべきものと定められた職員は、次の各号に掲げる事項について副申しなければならない。

- (1) 損害を与えた職員の平素の執務状況
- (2) 損害を与えた事実
- (3) 組合の受けた損害に対する補填の状況及び補填の見込み

3 法第243条の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の権限に属する事を直接補する職員で規則で指定する者は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者

とする。

(1) 支出負担行為又は法第232条の4第1項の命令

当該行為をする権限について専決し、又は代決することができる職員

(2) 法第232条の4第2項の確認会計管理者の権限を代決することができる者

第10章 指定金融機関

第1節 収納

(収納)

第103条 指定金融機関は、納入義務者等から現金の納付を受けたときは、これを領収し、領収証書を当該納入者等に交付するとともに、組合の預金口座に受入れの手続をとらなければならない。

(口座振替による収納)

第104条 指定金融機関は、納入義務者から第44条の規定により口座振替の方法により納入する旨の申出を受けたときは、当該納入義務者の預金口座から組合の預金口座に受入れの手続をとらなければならない。

(証券による収納)

第105条 指定金融機関は、証券で納入を受けたときは、第28条第3項の例により処理しなければならない。

2 指定金融機関は、証券を受領したときは、すみやかに、これをその支払人に呈示し、支払の請求をしなければならない。

3 指定金融機関は、前項の規定により支払の請求をした場合において、当該証券に係る支払が拒絶されたときは、不渡小切手等送付書(様式第30号)による不渡小切手送付書に当該証券を添えて直ちに会計管理者に送付しなければならない。この場合において、支払の拒絶があったことを証するに足る証明の作成を受けこれを添付しなければならない。

(定額戻入)

第106条 指定金融機関は、返納義務者から返納通知書により返納金の納付を受けたときは、本節の規定により処理しなければならない。

2 指定金融機関は、毎年度所属歳出金の返納金を戻入することのできる期間経過後、返納義務者から返納通知書により返納金の納付を受けたときは、現年度の歳入として第103条の規定により収納しなければならない。この場合においては、返納通知書に「現年度歳入」と印を押さなければならない。

第2節 支払

(小切手の確認)

第107条 指定金融機関は会計管理者が振り出した小切手の呈示を受けたときは、次の各号に掲げる事項を調査し、その支払をしなければならない。

(1) 小切手は合式であるか。

(2) 会計管理者の印影は、第115条の規定により備えた印鑑簿の印影と符合するか。

(3) 小切手はその振出日付から1年を経過したものではないか。

(4) 小切手がその振出日付けの属する年度の翌年度の6月1日以後に呈示されたものであるときは、その券面金額に相当する金額が第113条第1項の規定により支払未済繰越金として整理されたものであるか。

2 指定金融機関は、前項の規定により調査をした結果支払うべきでないと認めるときは、会計管理者にその旨を通知しなければならない。

(直接払)

第108条 指定金融機関は、第41条第2項の規定により、支出票の送付を受けたときは、当該債権者に支払をしなければならない。

2 指定金融機関は、第41条第1項の規定による小切手の呈示を受けたときは、当該提示人に、当該小切手の裏面に住所及び氏名を記載させ、かつ、押印させた後支払をしなければならない。

(小切手による支払の手続)

第109条 指定金融機関は、第46条第1項の規定により、会計管理者から小切手振出済通知書の送付を受けたときは、その金額に相当する額を小切手支払資金口座に組み替え、年度及び会計ごとに整理しなければならない。

2 指定金融機関は、小切手の呈示を受けたときは、その金額を前項に規定する小切手支払資金口座から払い出さなければならない。

(隔地払)

第110条 指定金融機関は、第43条第1項の規定により小切手及び送金依頼書の送付を受けたときは、当該小切手の金額に相当する金額の領収書を会計管理者に交付するとともに、その指示に従い、直ちに送金の手続をしなければならない。

(納入通知書等による支払)

第111条 指定金融機関は、小切手、納入通知書及び送金依頼書の送付を受けたときは、当該小切手の金額に相当する金額の領収書を会計管理者に交付するとともに直ちに当該納入通知書により支払をし、納入に係る領収書を徴しなければならない。

(口座振替の手続)

第112条 指定金融機関は、第44条第1項の規定により、小切手及び銀行振込依頼書の送付を受けたときは、当該小切手の金額に相当する金額の領収書を会計管理者に送付するとともに、直ちに当該債権者の預金口座に当該資金を振替えなければならない。

(支払未済金の整理)

第113条 指定金融機関は、政令第165条の6の規定により、毎年度の小切手振出済金額のうち出納閉鎖期日までに支払を終らないものについて、当該出納閉鎖期日において調査し、これに相当する金額を支払未済繰越金として整理するとともに、小切手支払未済調書(様式第31号)を作成し、6月20日までに会計管理者に通知しなければならない。

2 指定金融機関は、出納閉鎖期日後において、その振出日付の属する年度が前年度のものである小切手の呈示を受けたときは、当該小切手がその振出しの日から1年を経過していないものである場合に限り、前項の支払未済繰越金から支払をしなければならない。

3 前項の規定により支払を行った場合は、そのつど会計管理者に通知しなければならない。

4 指定金融機関は、第1項に規定する支払未済繰越金から払出し、歳入に組入れ、かつ、歳入組入報告書(様式第32号)による歳入組入報告書により会計管理者に報告しなければならない。

第3節 雑則

(出納区分)

第114条 指定金融機関の出納は、会計年度ごとに、歳入金、歳出金、歳入歳出外現金、基金及び第113条の規定による支払未済繰越金に区別して整理しなければならない。

(印鑑簿)

第115条 指定金融機関は、印鑑簿を備え、第47条第2項の規定により会計管理者が送付を受けた印影を整理しておかななければならない。

(日報及び月報)

第116条 指定金融機関は、会計管理者の定めるところにより、指定金融機関の毎日の収納又は支払に係る現金及び預金の状況を会計管理者に報告しなければならない。

(別の定め)

第117条 指定金融機関は、会計管理者の定めるところにより、毎月その整理の状況について会計管理者に報告しなければならない。

(報告義務)

第118条 指定金融機関は、会計管理者から収支日計、小切手の支払状況その他その取扱事務に関して報告を求められたときは、遅滞なく会計管理者に報告しなければならない。

2 指定金融機関は、会計管理者から現金の収納及び支払に関して証明を求められたときは、その証明をしなければならない。

3 指定金融機関は、収納および支払いに関する帳簿類等を年度別に区分して、年度経過後少なくとも帳簿にあっては5年間、その他の書類にあっては3年間これを保存しなければならない。

(指定代理金融機関等の事務)

第119条 指定代理金融機関及び収納代理金融機関における取扱事務に関しては、指定金融機関が会計管理者に協議して定めるものとする。

第11章 財務検査

(財務検査)

第120条 会計管理者は、財務事務について年1回以上検査をしなければならない。

2 前項に規定する検査は、関係帳簿、書類、現品等について検査するほか、必要と認めるときは、工事その他の施設について実地検査をすることができる。

(財務検査の報告)

第121条 会計管理者は、財務検査の結果について組合長に報告しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月15日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年度分より適用する。

附 則（昭和58年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年8月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月24日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年10月1日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 高幡消防組合収入役の権限に属する事務専決裁規程（昭和56年4月訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成8年8月1日規則第6号）

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年11月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日規則第11号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第5号）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日規則第5号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成24年7月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

区 分	支出負担行為として 整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に 必要な書類	整理する書類名
1 報 酬	支出決定のとき	当該期間分	支給調書	支出負担行為決議書兼支出票
2 給 料	〃	〃	〃	〃
3 職 員 手 当	〃	支出しようとする額	〃	〃
4 共 済 費	〃	〃	〃	〃
5 災害補償費	〃	〃	事実の発生、給付額の算定を明 らかにする書類	〃
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	〃	〃	請求書	〃
7 賃 金	〃	当該期間分	支給調書	〃
8 報 償 費 (物品支給)	支出決定のとき 契約締結のとき又は請求のあつ たとき	支出しようとする額 契約金額又は請求金額	支給調書 契約書、見積書、請求書	支出負担行為決議書兼支出票 一件金額 30 万円未満 支出負担行為決議書兼支出票 一件金額 30 万円以上 支出負担行為決議書
9 旅 費	支出決定のとき	支出しようとする額	出張命令書、請求書	支出負担行為決議書兼支出票
10 交 際 費	〃	〃	請求書	〃
11 需 用 費	契約締結のとき又は 請求のあつ たとき	契約金額又は請求金額	契約書、見積書、請求書	一件金額 30 万円未満 支出負担行為決議書兼支出票 一件金額 30 万円以上 支出負担行為決議書
12 役 務 費	〃	〃	〃	〃
13 委 託 料	〃	〃	〃	〃
14 使用料及び 賃 借 料	〃	〃	契約書、見積書	〃
15 工事請負費	〃	〃	契約書、請書、見積書	〃
16 原 材料費	〃	〃	契約書、見積書	〃
17 公 有 財 産 購 入 費	購入契約締結のとき	購入契約金額	契約書、請書、見積書	〃
18 備品購入費	購入契約締結のとき又は請求の あつたとき	購入契約金額又は請求金 額	契約書、見積書、請求書	〃
19 負担金補助 及び交付金	請求のあつたとき又は交付決定 のあつたとき	請求額又は交付決定額	請求書、交付決定書の写	〃

22	補助、補填 及び賠償金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	支出負担行為決議書兼支出票
23	償還金利子 及び割引料	〃	〃	請求書、内訳書	〃
24	投資及び 出資金	〃	〃	申請書、申込書	〃
25	積立金	〃	〃	_____	〃
26	寄付金	〃	〃	申込書	〃

上記欄中、8 報償費（物品支給）、11 需用費、12 役務費、13 委託料、14 使用料及び賃借料、15 工事請負費、16 原材料費、17 公有財産購入費及び 18 備品購入費の支出負担行為として整理する期間については、当分の間、一件金額 30 万円未満のものに限り「支出決定のとき」とする。

支出負担行為決議書作成の省略

支出負担行為決議書の作成を要する 30 万円以上のもののうち請求のあつたときに作成するものについては、支出負担行為決議書兼支出票で処理することができる。

別表第2

区 分	支出負担行為として 整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に 必要な書類	備 考
1 資金前渡 2 繰替払	資金前渡するとき 現金払命令を発するとき	資金前渡に要する額 現金払命令をしようとする 額	資金前渡内訳書 内訳書	過年度支出の旨を表示する こと。 繰越しの旨表示すること。 翌年度5月31日以前に戻 入があり、6月1日以降に通 知があれば()書による。
3 過年度支出	過年度支出を行なうとき	過年度支出を要する額	請求書、内訳書	
4 繰越し	当該繰越分を含む支出負担 行為を行なうとき	繰越しをした金額の範囲内 の額	契約書	
5 過誤払返納金の戻入	現金の戻入（又は戻入の通 知）があつたとき	戻入する額	内訳書	
6 債務負担行為	債務負担行為を行なうとき	債務負担行為の額	契約書、その他関係書類	

様式第 1 0 号（第 2 7 条）

納入通知書兼領収書 A				
第 号		納		
年度		高幡消防組合会計		
金 額		円		
款		分		
項				
目				
節				
納期 年 月 日限				
上記のとおり高幡消防組合指定金融機関へ納付して下さい。 年 月 日 高幡消防組合長				
上記の金額領収しました。				
高幡消防組合指定金融機関				
領 収 日付印				

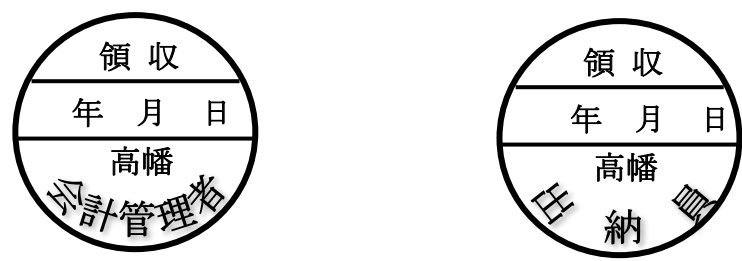
収 納 通 知 書 B				
第 号		納		
年度		高幡消防組合会計		
款	項	目	節	
金 額		円		
款		分		
項				
目				
節				
上記の通り収納して下さい。 高幡消防組合会計管理者 高幡消防組合指定金融機関殿				

納付書兼領収済通知書 C				
第 号		納		
年度		高幡消防組合会計		
款	項	目	節	
金 額		円		
款		分		
項				
目				
節				
上記の通り納付します。 高幡消防組合長殿 上記の金額を領収したので通知します。 高幡消防組合指定金融機関 高幡消防組合会計管理者殿				
領 収 日付印				

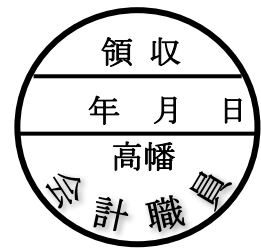
領収印

会計管理者

出納員



会計職員



様式第 2 4 号 (第 6 8 条)

予 定 価 格 書			
下記のとおり定める。 年 月 日			
決 裁 権 者		作成者	
工 事 番 号	第 号		
工 事 名			
設 計 金 額	円	入札書比較価格	
請 負 対 象 金 額	円	円	
予 定 価 格	円	円	
最 低 制 限 価 格	円	円	

備考 1 作成者が自決裁権者となるときは、決裁権者欄及び作成者欄の双方に
押印する。

2 用紙の大きさ A 4

年 月 日

高幡消防組合長 様

住所
氏名



入 札 書

入札の諸条件を承諾の上、下記のとおり入札します。

(単位：円)

金 額												
(工事番号) 工事名	(第 号)											

備考

- 1 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。
- 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。
- 3 入札金額の数字の頭に¥を冠すること。
- 4 用紙の大きさ A 4

様式第 2 6 号 (第 8 4 条)

検 査 調 査 書																		
										契 約 者					出来高 歩 合			
工事名称										工事番号								
契約又は 請負金額										出来高 金額								
工 期		着工事 月 目		年 月 日				完 成 年月日		年 月 日				工事 場所				
契 約 年 月 日		年 月 日				完成届 (部分払申請) 受 理 年 月 日				年 月 日								
請 負 者 住 所 氏 名										工事監督員 職 氏 名								
検 査 の 内 容																		
検査員指定 年 月 日		年 月 日				検 査 実 施 年 月 日				年 月 日								
検 査 の 所 見		工事施行の 巧 拙																
		材料の良否																
		適 否		合 格 不 合 格														
特 記																		
上記のとおり検査しました。 年 月 日 契約権者 殿 検査員職氏名 印 立 会 人 印																		

備考 用紙の大きさ A 4

様式第 2 7 号 (第 9 5 条)

A 不 用 品 決 定 決 議 書										
起 案	年 月 日	不用品整理簿の整理			消防長	次 長	課 長	補 佐	係 長	物 品 管理者
		年 月 日	印							
決 議	年 月 日	年 月 日								
分 類	品 名	品質規格	数 量	単 位	一品の購入価格 (評定価格)	購入年月日	不用の理由	備 考		

備考 用紙の大きさ A 4

B

不 要 品 決 定 通 知 書

		物 品 出 納 簿 の 整 理					会 計 管 理 者			
		年 月 日		印						
通知	年 月 日									
分 類	品 名	品質規格	数 量	単 位	一品の購入価格 (評定価格)	購入年月日	不用の理由	備 考		

備考 用紙の大きさA4

物 品 管 理 簿												
分 類 品 名												
年月日	品質規格	単 価	数 量								備 考	
			受 け 入 れ				払 出 し					現 在 高
			供用			計	使用	保管		計		
~~~~~												
~~~~~												


不 渡 小 切 手 等 送 付 書	
年 月 日	
高幡消防組合会計管理者 殿	
指定金融機関 印	
証券納付を受けました下記の証券は支払を拒絶されましたので手配ください。	
記	
納入義務者の住所氏名	
納 付 の 目 的	
納 付 年 月 日	
証券の種類、記号、番号	
証 券 の 券 面 金 額	

書調濟未払支手切小

第 年 月 号 日

高幡消防組合会計管理者 殿

[illegible]

○高幡消防組合「財政事情」の作成及び 公表に関する条例

(昭和 46 年 9 月 30 日)
(条 例 第 19 号)

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定による文書（これを「財政事情」という。以下同じ。）の作成及び公表については、この条例の定めるところによる。

(財政事情の公表期日)

第 2 条 財政事情の公表は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日にこれを行なうものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政事情を公表することができないときは、組合長は事故の止んだときから 1 月以内において、その期日を定めて、これを公表しなければならない。

(財政事情の掲載事項)

第 3 条 前条第 1 項の規定により 6 月 1 日に公表する財政事情においては、前年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び組合長の財政方針を明らかにするものとする。

(1) 収入及び支出の概況

(2) 住民負担の状況

(3) 公営事情の経理の概況

(4) 財産、公債及び一時借入金の現在高

(5) その他、組合長において必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 12 月 1 日に公表する財政事情においては、4 月 1 日から、9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

3 組合長は、必要に応じ、財政事情の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書を、その附表として、添付することができる。

(財政事情の公表の方法)

第 4 条 財政事情の公表は、組合の告示の例によりこれを行なう。ただし、必要に応じ印刷物の掲示又は配付により、これを行なうことができる。

(財政事情の閲覧)

第 5 条 財政事情は、その公表の日から 6 月間、何人も組合において、その閲覧を請求することができる。

(組合長が定める事項)

第 6 条 この条例に定めるものの外、財政事情の作成及び公表の手続並びに前条の規定による財政事情の閲覧の請求及びその方法について必要な事項は、組合長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

～第7編～

業 務

第1章 通 則

○有線放送（高幡消防組合本部設置）施設の使用規程

（昭和46年9月30日）

（訓 令 第 12 号）

（目的）

第1条 有線放送は、緊急非常通報と一般広報に区分して使用し、市民が放送を通じて諸事を覚知することにより、各種の災害を免れ、又、日常生活をより向上させることを目的とする。

（区分）

第2条 緊急非常通報は、消防非常通報、気象通報、警察署長より依頼のあった緊急用務とする。

2 一般広報は、消防業務報、その他組合員が必要と認めたものとする。

（使用時間）

第3条 緊急非常通報は、時間的制限を行わず、一般広報については7時30分より8時30分、12時より13時、17時より20時30分までの時間内に行なうものとする。

（記録）

第4条 放送を行なった放送分は、消防本部に備付けの記録簿に記録するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○消防無線電話取扱規程

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(訓 令 第 11 号)

改正 昭和 56 年 12 月 15 日訓令第 4 号 平成 17 年 2 月 1 日訓令第 2 号

平成 17 年 12 月 21 日訓令第 5 号 平成 18 年 3 月 17 日訓令第 4 号

第 1 条 この規程は、法令又は別に定めるもののほか、消防業務用無線電話の運用扱いについて必要な事項を定める。

第 2 条 無線局の区分は、次のとおりとする。

- (1) 基地局 消防署受付通信室に設置された無線局
- (2) 移動局 消防車、救急車、指令車等に設置された無線局

第 3 条 無線局の運用責任者は、常置場所の所属長とし、無線従事者は電波法第 5 1 条により選任された資格者でなければならない。

第 4 条 無線局の運用取扱いは、次の区分により行なうものとする。

(1) 開 局

- ア 基地局は、移動局の一局でも常置場所を離れている間は開局しておかなければならない。
- イ 移動局、常置場所を離れるときから帰着するときまで開局しておかなければならない。ただし、電源その他の理由により基地局に連絡したときは、一時閉局することができる。
- ウ 移動局が常置場所を離れるときは、受付通信員に連絡し、基地局の開局を要請しなければならない。
- エ 基地局、移動局とも災害若しくはその他の理由により消防電話等有線通信が途絶したとき、又は明らかに途絶が予想されるときは、開局しなければならない。

(2) 交 信

- ア 各局は、送信しようとするときは無線機を最良の状態に調整し、他局の交信中でないことを確認してから行なわなければならない。
- イ 交信は、原則として基地局を中心に行なう、移動局相互間が直接交信を行なった場合、基地局は、その交信を傍受し、交信回数を記録しておかなければならない。
- ウ 交信時間は、原則として連続 3 分以内の通話とする。
- エ 基地局、移動局それぞれ地域的に交信不可能な地域において交信しなければならない場合は、中継交信をもって交信を可能ならしめるよう各局は互いに協力しなければならない。
- オ 基地局は、別に定める場合のほか、原則として呼出信号は使用しないものとする。

第 5 条 消防無線電話の電波は、2 波であるので次の要領により通信統制を行なう。

- (1) 基地局は、通信の円滑を期するため常に移動局の送信を監視し、必要により通信の順位の指示又は抑制禁止等の統制をしなければならない。
- (2) 基地局は、混信を確認した場合一斉に交信を中座させ、通信の主導権を握り、指定通話を行なおしめ、混信の解消を期さなければならない。
- (3) 火災以外の場合は、救急隊の通信が最優先する。火災、救急同時発生又は続発を生じた場合は、基地局の指示により優先順位を定める。
- (4) 県波（148.29MHz）は、テスト以外は使用しない。ただし県下的な災害等により要請があった場合は、開局をし要請市町の基地局及び移動局と交信するものとし統制下に入る。

第 6 条 消防無線電話による通信事項、感明度（メリット）略号及び呼出名称、設置場所は、別表 1、2 及び 3 のとおりとする。

第 7 条 機器の試験及び故障時の措置は、次のとおりとする。

- (1) 基地局が機器調整のため試験電波の発射又は臨時に通信試験を行なうときは、開局中の全移動局に対し事前に通報するものとし、移動局がこれを行なう時は、基地局の承認を得なければならない。
- (2) 無線局は、毎日 12 時に備付時計の時刻を規正しなければならない。
- (3) 無線従事者は、無線機器に異状を認め運用を停止したときは、それぞれ所属長に報告しなければならない。ただし、移動中であつては、有線電話等をもって基地局に連絡し、運用の停止を相互に確認しなければならない。
- (4) 受付通信員は、無線機器の点検及び一斉指令テストを毎日午前 9 時をもって行ない、故障の早期発見につとめなければならない。これらの点検テストにより故障を発見した場合は、所属長に報告し、すみやかに修理を行なって通信の早期回復を期さなければならない。

(5) 移動局の電源取替については、各車担当の機関員又は無線従事者が行なうものとする。

第8条 無線局には、電波法及びこれに基づく命令に規定された次の書類を備付け、常に整理しておかなければならない。ただし、基地局において一括保管するものについては、この限りでない。

- (1) 無線局免許申請書
- (2) 無線局免許状
- (3) 無線検査法
- (4) 無線業務日誌
- (5) 無線業務日誌抄録
- (6) 無線関係法令集

第9条 その他必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年12月15日訓令第4号)

この訓令は、昭和56年12月18日より施行する。

附 則 (平成17年2月1日訓令第2号)

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月21日訓令第5号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日訓令第4号)

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

別表 1

通 信 事 項	
通 信 の 種 類	通 信 事 項
非 常 通 信	火災、救急等非常災害時の通信
事 務 通 信	一般消防事務通信
試 験 電 波	機器調整のための試験

別表 2

感明度（メリット）略号

感 度		明 瞭 度	
1	ほとんど感じません	1	わかりません
2	弱いです	2	時々わかりません
3	かなり良好	3	わかりますがやや困難です
4	良 好	4	わかります
5	非常に良好	5	非常によくわかります

注 感度と明瞭度とが同じ場合は、これを含めてメリット 0 と表現し、これが異なる場合は感度 0、明瞭度 0 と分割して表現する。

○高幡消防組合消防無線局管理規程

(昭和 57 年 4 月 1 日)

(訓 令 第 1 号)

改正 昭和 58 年 5 月 20 日訓令第 1 号 平成 17 年 2 月 1 日訓令第 3 号
昭和 17 年 12 月 21 日訓令第 6 号 平成 18 年 3 月 17 日訓令第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、高幡消防組合消防無線局の管理、及び保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(電波法の優先)

第 2 条 この規程に定める事項のうち電波法及び関係法令に定めがある場合は、これを優先するものとする。

(設置の趣旨)

第 3 条 この無線局は、高幡消防組合の消防組職法第 1 条に規定する消防の任務を遂行するための通信連絡に使用するものとする。

2 この無線局を利用して通信連絡を行う者は、無線局管理者の指揮のもとに当組合所属の消防職員及び消防団員に限る。

(無線局の区分)

第 4 条 無線局の種別、呼出名称及び設置（常置）場所は、消防無線電話取扱規程（昭和 46 年 9 月 30 日訓令第 11 号）及び同規程別表のとおりとする。

(無線局管理者)

第 5 条 無線局に無線管理者を置く。

2 無線局管理者は、消防署にあっては消防署長、分署にあっては分署長の職にあるものをあてる。

3 無線局管理者は、無線局の運営を統轄し、次の職務を行う。

(1) 無線局の開設又は変更に関する計画の立案に関すること。

(2) 電波法令に従って行う申請、届出、報告などの手続きに関すること。

(3) 電波法に基づく無線局の検査の事前準備、立合い及び検査後の必要とされる措置の実施に関すること。

4 無線局の運用、保全及び非常災害に関し、訓練並びに調査、研究を行うこと。

5 無線従事者の養成及びその適正配置に関すること。

6 電波法令に定める業務書類の整備、保管に関すること。

(通信責任者)

第 6 条 無線局に通信責任者及びその代務者を置く。

2 前項の職員は、無線従事者（電波法第 2 条第 6 号に定める者をいう。）で選任届けをした者の中から 1 名をあてる。

3 通信責任者は、無線設備の操作の熟達及び無線局の運用の適正化に努めなければならない。

4 通信責任者は、無線設備を常に最良の状態において使用できるようその点検、整備に努めなければならない。

5 通信責任者は、無線業務日誌に所定の事項を記入し、無線局管理者に提出しなければならない。

(通信の優先順位)

第 7 条 無線局における通信の優先順位は、消防無線電話取扱規程第 5 条第 3 号による。

(通信の実施要領)

第 8 条 無線通信は、簡潔正確に行うものとし、通信の秘密、使用上の制限、無線通信の原則、呼出、応答、通報の送信方法、非常通信の実施方法等は、電波法に定めるところによる。（別表通信方法）

(無線設備の保全)

第 9 条 無線設備の点検整備は、日常点検、定期点検、臨時点検及び外部委託点検に分け次のとおりとする。

- (1) 日常点検 CH 1、1 4 9. 1 5 の通話試験、アンテナ系の
CH 2、1 4 8. 2 9 MH2 外部点検、機器外部点検

- (2) 定期点検 通話試験、アンテナ系の外部点検、バッテリーの点検、機器外部点検（毎月 1 回以上）
- (3) 臨時点検 災害等発生の予知できる時又は必要により行う点検とする。
- (4) 外部委託点検 電波法令に基づく無線局の検査前検査及び 1 年 1 回以上業者による点検（非常体制）

第 10 条 無線局管理者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにこれに即応できる無線通信体制を整えなければならない。

2 前項の体制を整えたときは、無線局管理者が無線通信を指揮、統制する。
（訓練等）

第 11 条 非常災害時における無線通信の円滑な実施を確保するため毎年 1 回以上通信訓練を実施するものとする。

2 無線局管理者は、非常災害時における無線通信の確保に支障ないよう管轄区域内の電波伝搬状況を常に把握しておかなければならない。
（その他）

第 12 条 この規程に定めるほか、無線局の管理、運営に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 1 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 17 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

別表

通 信 方 法

項目	通 信 方 法	留 意 事 項								
呼 び 出 し	普通通話の呼出し（ ）内は例 1 自局の呼出し名称 1 回 （こうばんしょうぼう すさき 1） 2 から 3 相手局の呼出名称 （こうばんしょうぼう すさき） （または識別名称） 1 回 至急通話の呼出し 1 至急 （または「5 秒の一斉音」 1 回） 2 回 2 自局の呼出名称 1 回 3 から 1 回 4 相手局の呼出名称 （または識別名称） 1 回	1 （通話開始前の注意） 通信を開始しようとするときは、他の通信に混信を与えないかどうかを確かめ、もし他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ通信を開始してはならない。 2 （識別名称） <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>各 局</td><td>同一通信系を構成する無線電話局のすべてを呼出す場合</td></tr><tr><td>各移動</td><td>同一通信系を構成する移動局のすべてを呼出す場合</td></tr><tr><td>各 隊</td><td>同一通信系を構成する移動局のうち災害出動中の移動局のすべてを呼出す場合</td></tr></table> 注 特定地域の無線電話局のすべてを呼出す場合は、識別名称に地威名を冠する。 3 （至急通話の優先取扱い） （1）至急通話の通信は、普通通話の通信中に割り込んで行うことができる。 （2）普通通話を通信中の無線電話局は、他の無線電話局が至急通話の通信を行うための呼出し、または通信開始の要求を聴取したときは、ただちに普通通話の通信を中止するものとする。	区 分	内 容	各 局	同一通信系を構成する無線電話局のすべてを呼出す場合	各移動	同一通信系を構成する移動局のすべてを呼出す場合	各 隊	同一通信系を構成する移動局のうち災害出動中の移動局のすべてを呼出す場合
区 分	内 容									
各 局	同一通信系を構成する無線電話局のすべてを呼出す場合									
各移動	同一通信系を構成する移動局のすべてを呼出す場合									
各 隊	同一通信系を構成する移動局のうち災害出動中の移動局のすべてを呼出す場合									
再 呼 び 出 し		呼出しを行っても相手局の応答がないときは、その呼出しを行った無線電話局は、10 秒以上の間隔をおいてさらに 2 回呼出しを行わなければならない。それでもなお応答がないときは、1 分以上経過した後でなければ再び呼出しを行なってはならない。ただし、他の通信に混信を与えるおそれがないと認められる場合または至急通話の送信を行なう場合はこの限りでない。								
呼 出 し 中 止 等	混信を与える無線電話局の呼出名称が判明している場合 1 混信を与える無線電話局の呼出名称 1 回 2 しばらく待て 1 回 混信を与える無線電話局の呼出名称が不明の場合 1 しばらく待て 1 回	自局の呼出しが他のすでに行なわれている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、ただちにその呼出しを中止しなければならない。								

応 答	統制局（通信指令室）が普通通話の呼出しに対して応答する場合 1 相手局の呼出名称 1回 （こうばんしょうぼうすさき1） 2 どうぞ（または「しばらく待て」） 1回 統制局（通信指令室）が至急通話の呼出しに対して応答する場合 1 至急 2回 2 相手局の呼出名称 1回 3 どうぞ 1回 統制局（通信指令室）以外の無線電話局が普通通話の呼出しに対して応答する場合 1 自局の呼出名称 1回 2 です 1回 3 どうぞ（または「しばらく待て」） 1回 統制局（通信指令室）以外の無線電話局が至急通話の呼出しに対して応答する場合 1 至急 2回 2 自局の呼出名称 1回 3 です 1回 4 どうぞ 1回	ただちに受信できない場合は、「どうぞ」に代えて「しばらく待て」を送信する。
不確実な呼び出しに対する応答	1 自局の呼出名称 1回 2 です 1回 3 さらに 1回 4 どうぞ 1回	1 自局に対する呼出しであるが、呼出しを行なった無線電話局の呼出名称が不明である場合は応答するものとする。 2 自局に対する呼出しであることが明らかでない呼出しを聴取したときは、それが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが判明するまで応答しないものとする。

通話の送信	1 一通信事項— 2 どうぞ		1 通話の送信の速度は、日常の会話における速度を標準とする。 2 通話の送信が30秒以上にわたるときは、至急通話の割り込み等を容易にするため約20秒ごとに2、3秒間電波の発射を中止しなければならない。 3 通信の途中において相手局を1分間以上待たせる必要のあるときは原則としてその通信を一度打ち切り、他の無線電話局に通信の機会を与えなければならない。 4 統制局（通信指令室）は、出動指令等急を要する場合は、至急（または「5秒の一斉音1回」）2回の送信に引続き通話の送信を行なうことができる。 5 急を要する通話であって相手局の受信が確実である場合は応答を待たずに呼出しに続けて通話の送信を行なうことができる。 この場合、指令を受けた移動局の現場到着の報告及び引揚げをするときの通話等も含むものである。 6 呼出しに対する応答があった場合は、相手局から「しばらく待て」の送信があった場合を除き、ただちに通話の送信を行なわなければならない。
通話の解信	受信局が単数の場合 1 了解 受信局が2以上の場合 1 自局の呼出名称 1回 2 了解 1回		1 通話を受信したときは、折り返し解信を行なわなければならない。 2 受信局が2以上ある場合は、移動局にあっては、呼出符号の数の少ない本署から出張所の順とし、固定局及び基地局は、統制局（通信指令室）の指示により行なわなければならない。
再送要求	1 さらに 1回 2 どうぞ 1回		通話内容が不明確な場合再送の要求を行なうことができる。
解信の要求	受信局が単数の場合 1 了解か 1回 2 どうぞ 1回 受信局が2以上の場合 1 相手局の呼出名称 1回 2 了解か 1回 3 どうぞ 1回		通話の送信終了後約5秒以上経過しても受信局が解信しないときは解信要求を行なうことができる。
通信の終了	1 以上 1回 2 自局の呼出名称 1回		通信の終了は、呼出しを行なった無線電話局が送信しなければならない。

指令通信等の通信方法

項目	通 信 方 法	留 意 事 項
通信の開始	1 自局の呼出名称 1 回 2 から 1 回 3 相手局の呼出名称 (または識別名称) 1 回 4 ー通信事項ー 2 回	1 統制局 (通信指令室) の行なう災害出動等の指令 (救急出動をのぞく) は、相手局の注意を喚起するため 5 秒の一斎音 1 回を送信するものとする。 2 この通信方法は、指令通信のほか、これに類する通信方法にも準用する。
通信の終了	1 以上 1 回 2 自局の呼出名称 1 回	

試験電波の発射方法

項目	通 信 方 法	留 意 事 項
試験電波の発射方法	1 自局の呼出名称 1 回 2 ただいま試験中 1 回 3 本日は晴天なり 数回 (約 1 0 秒で一度切る)	

○高幡消防組合証明規程

(平成 10 年 1 月 1 日)

(訓 令 第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、火災又は地震等の災害に因る被災証明及び救急業務に関する証明の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(証明の方法)

第 2 条 証明を受けようとする者は、被災証明交付申請書（様式第 1 号）又は救急搬送証明交付申請書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

(証明の内容)

第 3 条 被災証明は、事実証明とし、火災状況報告書及び本人提出の損害届との照合によって、焼損、破損等の事実が確認できるものについて行うものとし、損害額の証明はしない。

2 救急搬送証明は、事実証明とし、救急出場報告書との照合によって、事故種別、発生場所、事故原因等の事実の確認ができるものについて行うものとする。

(被災の表現)

第 4 条 被災の証明は、建物、車両等の焼損程度には、全焼、半焼、部分焼、及びぼやの表現を用い、水破損及び内容品等については、被災のあった表現で証明する。

(様式)

第 5 条 被災証明は、被災証明書（様式第 3 号）によるものとし、その提出先において特に定めのあるものについては、その様式によるものとする。

2 救急搬送証明は、救急搬送証明書（様式第 4 号）によるものとし、その提出先において特に定めのあるものについては、その様式によるものとする。

(手数料)

第 6 条 証明の手数料は高幡消防組合手数料条例（昭和 47 年条例第 1 号）によるものとする。

附 則

この訓令は、平成 10 年 1 月 1 日より施行する。

年 月 日

被災証明交付申請書

高幡消防組合消防長 様

(申請者)

住 所

氏 名 印

次のとおり救急搬送したことの証明願います。

被災者の住所	
氏名・生年月日	年 月 日生
被災日時	年 月 日 午前 時 分頃 午後
被災場所	
被災の物件	(該当する者に○印を付けて下さい。) 建物、林野、車両、船舶、その他 () 上記の収容物
被災者と 申請者の関係	(該当する者に○印を付けて下さい。) 本人・その他 ()
必要枚数	通
提出先	

様式第2号

年 月 日

救急搬送証明交付申請書

高幡消防組合消防長 様

申請者 電 話 () 番
住 所
氏 名 印
傷病者との関係 ()

次のとおり救急搬送したことの証明願います。

傷病者の住所	
氏名・生年月日	年 月 日生
発生日時	午前 年 月 日 時 分頃 午後
発生場所	
収容医療機関名	
使用目的	

被 災 証 明 書

被災者の住所 氏名	
	年 月 日生
被災の日時	午前 年 月 日 時 分頃 午後
被災の場所	
被災物件	
被災の程度	

上記のとおり被災したことを証明する。

平成 年 月 日

高幡消防組合
消防長

救 急 搬 送 証 明 書

(搬送者)

住 所
氏 名
生 年 月 日 M・T・S・H 年 月 日生
性別・年齢 男 ・ 女 (歳)

出動日時	年 月 日 午前 時 分頃 午後
要請場所	高知県 町 番地 号
搬送種別	火災 自然災害 水難 交通 労働災害 運動競技 一般負傷 加害 急病 自損行為 その他 ()
搬送病院	

上記のとおり搬送したことを証明する。

年 月 日

高幡消防組合
消防長

印

第2章 救急業務

○高幡消防組合消防救急隊規則

(昭和46年9月30日)

(規則第15号)

改正 平成17年2月1日規則第4号 平成18年3月17日規則第6号
平成21年6月5日規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき火災、震災、交通事故その他の災害等により発生した傷病者（以下「傷病者」という。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病を除く。）を応急救護し、高幡地域住民の生命、身体を保護するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(救急隊の設置)

第2条 前条の救急業務を行なうため、高幡各署所に救急隊をおき、高幡消防救急隊と称する。

(出動)

第3条 救急隊は、次の各号に掲げる事故の発生を覚知し、又は地区住民から救護の要請があったときは、直ちに出動しなければならない。

- (1) 火災、水災、震災その他の災害による傷病者があるとき。
- (2) 交通事故による傷病者があるとき。
- (3) 学校、工場、公園、各種運動競技場、各種興行場その他公衆の出入する場所において傷病者があるとき。
- (4) 街頭その他これに準ずる場所において急患病者があるとき。
- (5) 犯罪による傷病者があるとき。ただし、警察官の要請があったときに限る。
- (6) 前各号のほか、緊急に処置する必要があると認められる傷病者があり、救急隊によるほかに搬送する手段がないと認められるとき。

(出動区域)

第4条 救急隊の出動区域は、高幡5ヶ市町一円とする。ただし、組合長又は消防長が特に命じたときは、この限りでない。

(消防長の定める必要事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、救急に必要な事項は、組合長の承認を得て消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月1日規則第4号）

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第6号）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成21年6月5日規則第4号）

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

○高幡消防組合消防救急隊業務規程

(平成9年12月1日)

(訓令第2号)

改正 平成18年3月17日訓令第6号 平成20年3月24日訓令第1号

平成21年3月25日訓令第2号 平成21年6月5日訓令第3号

高幡消防組合消防救急隊業務規程（昭和46年訓令第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、高幡消防組合消防救急隊規則（昭和46年規則第15号）第5条の規定に基づき、消防関係救急業務（消防法第2条第9項）（以下「救急業務」という。）の実施について必要な事項を定め、救急業務の能率的運用を図ることを目的とする。

（救急隊、救急分隊の編成）

第2条 高幡消防組合救急隊、救急分隊は高幡消防組合消防署の組織に関する規程（昭和57年訓令第2号）第2条の規定により各消防署、分署、出張所に設置されている救急隊、救急分隊（以下「救急隊等」という。）をいう。

2 救急隊等は、隊長、副隊長、分隊長（以下「隊長等」という。）及び救急隊員をもって編成することかできる。

3 救急隊等は救急隊員3人以上をもって編成する。

4 救急隊員は、次の各号いずれかに該当する者をもって充てる。

（1）消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第3項第1号又は第2号に該当する者

（2）消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）別表第2の4「救急科」の課程を修了した者

（3）救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士

5 高度な応急処置を必要とする救急業務に対処するため、高規格自動車による救急隊を編成することかできる。

（隊長等）

第3条 隊長等は、上司の命を受けて救急隊員を指揮監督し、関係事務の処理、簿冊の整理保存及び機械器具の整備保管を行うものとする。

（機関員、救急員）

第4条 機関員、救急員は隊長等の指揮に従って業務に従事する。

（装備）

第5条 救急隊等は、救急業務実施基準に定める資器材を装備する。

2 第2条第5項の高規格救急自動車の装備は、別に定めるものとする。

（服装）

第6条 救急隊員は、救急出場時にあたっては救急服を着用するものとする。

（隊員の心得）

第7条 救急隊員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）救急業務の特殊性を自覚し、常に身体、着衣の清潔保持に留意するとともに、傷病者に接するにあたっては懇切丁寧を旨とし、傷病者に羞恥又は不快の念を抱かせないよう留意すること。

（2）応急処置に際し過誤のないよう常に救急技術の錬磨に努めること。

（3）救急資器材の保全に留意するとともに、この使用について適切を期すること。

（4）その他の勤務については高幡消防組合組織の服務規定による。

（高度救急隊員等の活動基準）

第7条の2 第2条第4項第2号及び第3号に該当する救急隊員の活動基準は、別に定めるものとする。

（訓練）

第8条 署長又は分署長は救急隊員に対し救急業務を行うに必要な学術及び技能を習得させるため常に教育訓練を行わなければならない。

（出場）

第9条 救急隊等は、救急業務が発生した旨の通報を受信したときは、直ちに出動しなければならない。

（出場区域）

第10条 救急隊等の出場区域は、救急隊等の所属する署及び分署の所轄管内を原則とするが、救急事故発生状況若しくは必要に応じ応援出場するものとする。

(高幡区域外への出場)

第11条 高幡区域外への応援出場は、消防長等から特に命ぜられた場合に限られたものとする。
(署長及び分署長並びに救急隊員の任務)

第12条 署長又は分署長は、所属救急隊等の行う救急業務を掌握し、救急隊員を指揮監督する。

2 隊長等は、上司の指揮監督を受けて消防法第2条第9項の救急業務に従事する。

3 隊員は、隊長等の指揮監督を受けて救急業務に従事する。

(現場用務)

第13条 救急隊等は、現場到着と同時に必要に応じて応急処置を施し、傷病者を最寄りの医療機関若しくは救護所、その他の医療機関に搬送しなければならない。但し、傷病者が特殊な状態の場合はこの限りではない。

2 救急隊等が現場到着したとき、傷病者の傷病程度が軽傷で搬送を拒んだときは、応急処置のみに止めるものとする。但し、当該傷病者を放置しておくことが傷病者の生命、若しくは身体に重大な影響を及ぼすと認められるとき、又は社会秩序と社会公共の福祉に反すると認めたときはこの限りではない。

3 救急隊員は、傷病者を搬送することが傷病者の容態を悪化させ、又は生命に重大な影響を及ぼすと認められるときは、医師に診察を依頼しその指示により行動するものとする。

4 隊長等は、傷病者の搬送にあたり支障のない場合は、付添人の同乗等便宜を図ることができる。

(犯罪による傷病者の取扱い)

第14条 隊長等は、傷病者の原因に犯罪の疑いがあると認める者を救護した場合は、速やかに所轄警察署長に通報しなければならない。

(死亡者の取扱い)

第15条 隊長等は、傷病者が事故現場又は搬送途中において死にたと認められるときは、所轄警察署長に通報しなければならない。

2 隊長等は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合はこれを搬送しないものとする。

(感染症患者の取扱い)

第16条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症の病原体保菌者又は医師により、その疑いがあると認められた患者は所轄保健所に通報して、これを搬送しないものとする。但し、緊急性があると隊長等が判断し、署長等の許可を受けた場合はこの限りでない。

(感染症と疑われる者の取扱い)

第17条 隊長等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員、救急自動車等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を署長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

(傷病者の引渡し)

第18条 隊長等は、傷病者を医療機関に搬送したときは、医師に所要事項を告げ傷病者収容証(第3号様式)に、所要事項の記入と押印を受けなければならない。又、医師による転医搬送(第4号様式)の依頼がある場合も所要事項の記入と押印を受けなければならない。

(要保護者の取扱い)

第19条 隊長等は、傷病者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者又は要保護者と認められる場合においては、その旨を関係機関に通知するものとする。

(救急報告)

第20条 隊長等は、帰署したときは、速やかに処理の概要を上司に報告するとともに、救急出場報告書(第2号様式)を署長又は分署長に提出しなければならない。

2 隊長等は、毎月取り扱った救急統計(様式第6号)を別に定める様式をもって署長又は分署長に報告しなければならない。

3 署長又は分署長は、毎月の出動件数及び搬送件数を、消防長に報告しなければならない。

(出場不能)

第21条 隊長等は、救急自動車が故障又は出場不能の状態になったときは、速やかにその旨を上司に報告しなければならない。

(出場中の事故)

第22条 隊長等は、出場中交通事故、車両事故、その他の事故により救急業務の遂行が不能となったときは、速やかにその概要を上司に報告しなければならない。

(救急自動車以外の自動車の使用)

第23条 隊長等は、特に必要と認めるときは、上司の許可を得て救急自動車以外の自動車を救急業務のために使用することができる。

(非番職員の待機、出場)

第24条 署長又は分署長は、災害又は傷病者の状況により特に必要と認めるときは、非番職員を待機せしめ又はこれに出場を命じ、若しくは、救急隊員以外の消防職員を救急隊員として指揮することができる。

(消毒)

第25条 隊長等は、次の各号により救急自動車の清掃消毒を行い、常に衛生保持に努めなければならない。

(1) 定期消毒(毎月1回)

(2) 使用後消毒(使用の都度)

2 前項による消毒を実施したときは、消毒実施表(様式第5号)に該当事項を記入し、これを車内の見やすい位置に表示しなければならない。

(帳簿)

第26条 救急隊には、次の各号の帳簿を備え、所定の事項を記入しておかなければならない。

(1) 救急業務日誌(様式第1号)

(2) 救急資機材出納簿(様式第7号)

(救急業務計画)

第27条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

2 消防長は、毎年1回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うことができる。

(救急調査)

第28条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

(1) 地勢及び交通の状況

(2) 救急事故が発生のおそれのある対象物の位置及び構造

(3) 医療機関等の位置及びその他必要な事項

(4) その他消防長が必要と認める事項

(証明書の発行)

第29条 消防長は救急業務に関する証明願の届け出がある場合には高幡消防組合証明規程により発行しなければならない。

(住民に対する普及啓発)

第30条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するようつとめるものとする。

附 則

1 この規程は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日訓令第6号)

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成20年3月24日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月5日訓令第3号)

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

様式第 1 号

月 日 曜日 天候				署所長	副署所長	隊 長 副隊長	分隊長
第 隊	職 名	氏 名		業 務 内 容			
	隊 長 副隊長						
	分隊長						
	機関員						
	救急員						
応 援 隊 員							
事故 種別	発生場所	出場及び 帰署時刻	要請者	搬送者氏名	処 置	搬送病院	出場隊員

車 輛 関 係	車 名	エンジン	器 具	給油量及び店名		メ ー タ ー		
	救急車					出 発	帰 署	走行メーター
医療関係購入物品明細					時間外勤務			
品 名		数量	単価	金額	氏名	時間	内容	
収容証その他								
日 計			月 計			累 計		
出場回数	取扱件数	搬送人員	出場回数	取扱件数	搬送人員	出場回数	取扱件数	非救護者数
		男 名 女 名 計 名			男 名 女 名 計 名			男 名 女 名 計 名

救急出場報告書

事案 NO

傷病者NO

—

閲覧者	署所長	副署所長	隊長	分隊長	報告者	報告日	()		
						印			
覚知別種別	固定119・携帯119・加入・駆け込み・無線・その他					受信者・所属			
覚知時間			車内収容時間			搬送先到着時間			
指令受信時間			現場出発時間			搬送先収容時間			
出場時間			転送元到着時間			病院引上時間			
現場到着時間			転送先出発時間			帰署時間			
傷病者接触時間						現着所要時間	分		
CPR開始時間						収容所要時間	分		
事故種別	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	その他			
	運動競技	一般負傷	加害	急病	自損行為	転院搬送	医師搬送	資機材等搬送	その他
搬送種別	直送	中継()	不搬送	転送の有無	回	立寄り先病院名			
不搬送理由	緊急性無	傷病者無	拒否	酩酊	死亡	現場処置	誤報悪戯	その他	
転院・転送の理由	ベッド満床	専門外	医師不在	その他					
	手術中	処置困難	理由不明	転送元病院					
同乗医師の有無	有・無	氏名:			同乗看護師の有無	有・無	氏名:		
出場形態	高幡管内・高幡管外		出動様式	通常	応援	その他			
災害発生場所	住宅	公衆出入	仕事場	道路	その他	詳しい場所			
救急要請場所									
要請者氏名	(傷病者との関係・)					電話			
傷病者情報	氏名(フリガナ)		性別	年齢	住所				
			男・女						
	生年月日	M・T・S・H			年齢区分	新生児・乳幼児・少年・成人・老人			
	所持品				その他				
処置	心肺蘇生	B, C, D	除細動	心臓マッサージ	心電図波形測定	止血	その他の処置		
	心肺蘇生	B1, C1, D1	静脈路確保	酸素吸入	血中酸素飽和度	被覆			
	気道確保	(1) (2) (3)	薬剤投与	吸引	血圧測定	固定			
	在宅療法	(A) (B) (C)	人口呼吸	心音・呼吸音等	体温測定	保温			
指示要請	病院名				要請内容				
	医師名								
使用資機材	気道確保	気道確保器具()・エアウェイ(経口・経鼻)・喉頭鏡・吸引器・その他()							
	呼吸管理	呼吸管理器具()・バグマスク・吸入器(高濃度・中濃度・鼻カニューレ)・その他()							
	循環測定	除細動器・心電図モニター・血圧計・SPO2モニター・伝送装置・輸液ポンプ・その他()							
	外傷・固定	ネックカラー・バックボード・陰圧式固定(全身・部分)・スクープストレッチャー・その他()							
	その他	その他使用資機材							
搬送先病院名					所在地				
搬送先選定理由	傷病者側希望(掛り付・医師の指示・傷病者側希望)					当番医	署の措置	医師の要請	
搬送先問合せ回数	回	要請状況	円滑・支障	選定時間	分	へり搬送	有・無		
出場隊員	責任者	印			機関員	印			
	隊員1	印			隊員2	印			
距離情報	出場-現場	Km	現場-病院	Km	病院-帰署	Km	帰署メーター	Km	

[illegible]

様式第3号

傷病者収容証

No. _____

収容日時		年 月 日		午前 午後		時 分	
高幡消防組合消防長 様 次のとおり傷病者を収容しました。 所在地 名称 医師名 印							
傷病者	職業	氏 名		性別	生 年 月 日		年 齢
					M・T・S・H		
	住所	都 府 区 郡 町 丁目 道 県 市 村					
身元引受人			傷病者との 関 係				
災 害 種 別			入院の可否		要 ・ 否		
傷 病 名 及 び 症 状							
所持品	金 銭		そ の 他				
1 死 亡～初診時の状態による 2 重 症～3週間以上の入院 3 中等傷～重症以外の入院 4 軽 傷～入院を要さない			備 考				
傷病者の該当する診療科目 科							
搬送救急隊 高幡消防組合 第 隊救急隊責任者 _____ 〒 高知県 Tel _____ Fax _____							

様式第4号

転 医 搬 送 依 頼 書

年 月 日

高幡消防組合消防長 様

搬送依頼病院名 _____

医 師 氏 名 _____ 印

下記のとおり、患者を搬送して頂たく依頼いたします。

記

患 者 氏 名	性別 生年月日 年齢 職業 男・女 M・T・S・H ・ ・ 歳
患 者 住 所	都 府 区 郡 町 丁目 番 番地号 道 県 市 村
転 医 理 由	1 ベッド病床 2 専門外 3 手術中 4 処置困難 5 その他
搬 送 先 病 院 名	
傷 病 名 及 び 症 状	
同 乗 医 師 の 有 無 及 び 氏 名	有 ・ 無 氏 名
同 乗 看 護 婦 の 有 無 及 び 氏 名	有 ・ 無 氏 名
救 急 車 内 で の 必 要 な 救 急 手 当	
そ の 他 必 要 な 事 項	
搬送救急隊 高幡消防組合 第 隊救急隊責任者 _____ 〒 高知県 T e l _____ F a x _____	

様式第 5 号

消 毒 実 施 表

平成 年分 No.

実施月日 実 施 者	消毒場所又は器具名	消毒区分	消毒内容	使 用 薬 品 名	備 考	閲 覧		
						署(所)長	署(所)長	隊 長
月 日 ㊞		定 期 毎 日 使用後	清拭・噴霧・ 高圧蒸気滅菌 日光・破棄	消毒用エタノール・塩化ベンザルコニウム グルタラール製剤・次亜塩素酸ナトリウム グルコン酸クロルヘキジン				
月 日 ㊞		定 期 毎 日 使用後	清拭・噴霧・ 高圧蒸気滅菌 日光・破棄	消毒用エタノール・塩化ベンザルコニウム グルタラール製剤・次亜塩素酸ナトリウム グルコン酸クロルヘキジン				
月 日 ㊞		定 期 毎 日 使用後	清拭・噴霧・ 高圧蒸気滅菌 日光・破棄	消毒用エタノール・塩化ベンザルコニウム グルタラール製剤・次亜塩素酸ナトリウム グルコン酸クロルヘキジン				
月 日 ㊞		定 期 毎 日 使用後	清拭・噴霧・ 高圧蒸気滅菌 日光・破棄	消毒用エタノール・塩化ベンザルコニウム グルタラール製剤・次亜塩素酸ナトリウム グルコン酸クロルヘキジン				

[illegible][illegible]

様式第7号
救 急 資 器 材 購 入 表

年度分

[illegible]

第3章 消防団

○高幡消防組合消防団の設置に関する条例

(昭和46年5月24日)

(条例第7号)

改正 平成17年1月20日条例第5号 平成17年12月5日条例第16号
平成18年3月7日条例第5号 平成24年7月11日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び管轄区域について定めることを目的とする。

(消防団の設置及び管轄区域)

第2条 高幡消防組合に消防団を設置する。

2 消防団の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管 轄 区 域
高幡消防組合	
須 崎 消 防 団	須 崎 市 全 域
四 万 十 消 防 団	四 万 十 町 全 域
中 土 佐 消 防 団	中 土 佐 町 全 域
栲 原 消 防 団	栲 原 町 全 域
津 野 消 防 団	津 野 町 全 域

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（平成17年1月20日条例第5号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年12月5日条例第16号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月7日条例第5号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成24年7月11日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

○高幡消防組合消防団規則

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(規 則 第 9 号)

改正	昭和 51 年 12 月 9 日規則第 4 号	昭和 53 年 3 月 9 日規則第 2 号
	昭和 61 年 3 月 15 日規則第 2 号	平成 17 年 2 月 1 日規則第 5 号
	平成 17 年 12 月 21 日規則第 13 号	平成 18 年 3 月 17 日規則第 7 号
	平成 24 年 5 月 23 日規則第 3 号	平成 27 年 3 月 3 日規則第 1 号
	平成 29 年 6 月 20 日規則第 4 号	

(消防団本部、分団等)

第 1 条 消防団に、消防団本部及び分団を置き、その位置、区域は、別表のとおりとする。

2 団長は、団の事務を統轄し、団員を指揮して、法令、条例及び規則の定める職務を遂行しなければならない。

3 副団長、分団長、副分団長、部長及び班長は、団員のうちから団長が命免する。

4 機能別消防団員の特定の任務に関する事項は、組合長が消防団ごとに別に定める。

(団長等に事故がある場合の職務代理者)

第 2 条 団長に事故があるときは、副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは、団長の定める順序に従い分団長、副分団長又は部長が団長の職務を行う。

(任期)

第 3 条 団長の任期は、4 年とする。ただし、再任することを妨げない。

(宣誓)

第 4 条 団員は、その任命後、次の宣誓書に署名しなければならない。

宣 誓 書

私は、ここに日本国憲法及び法律を尊重し、且つ、擁護するとともに地方自治の本旨を体し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護し、あらゆる災害を防除する消防の責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

高幡消防組合消防団員 氏 名

㊞

(遵守事項)

第 5 条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対して常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、かつ、災害に対処するため実地に役立つ技能の練磨に努めること。

(2) 規律を厳守して、上司の指揮のもとに上下一体事に当ること。

(3) 職務に関し、金品の寄贈又は饗応接等を受け、又はこれを請求する等の行為をしないこと。

(4) 団員は、団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは、政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、若しくは他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

(5) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附を募り、又は営利行為をしないこと。

(6) 機関器具その他消防団の設備資材の維持管理に当っては、職務のほかこれを使用しないこと。

(7) 団員は火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認められる場合は、警備に支障のある場所に多数集合したり又は多数集合して飲酒してはならない。

第 6 条 分限及び懲戒の手続きについては、組合職員の例によるものとする。

第 7 条 団長は、消防長の火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に協力するものとする。

第 8 条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長に報告するとともに警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第 9 条 放火の疑いのある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 直ちに消防長及び警察職員に通報すること。

(2) 現場保存に努めること。

(3) 事件は、慎重に取扱うとともに公表は差控えること。

(文書簿冊)

第10条 消防団には、次の文書簿冊を備え常にこれを整備して置かなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品貸与台帳
- (10) 消防法規及び諸通知文書綴
- (11) 雑費綴

第11条 団長は、団員の技能の練磨を図るため教養訓練を行なわなければならない。

第12条 組合長は、消防団員がその任務遂行にあって功労特に抜群である場合は、これを表彰するものとする。

2 前項の場合において、団員については、団長が表彰を行なうことができる。

第13条 組合長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を贈り又は表彰を行なうものとする。

- (1) 火災の予防
- (2) 消防施設強化拡充についての努力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒、防ぎよ、救助に関し、消防団に対して行なった助力

第14条 消防団の階級、訓練礼式及びポンプ操法並びに服制については、消防庁の定める準則による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、市町村において施行された事項については、この規則により施行されたものとみなす。

附 則 (昭和51年12月9日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月9日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。

附 則 (昭和61年3月15日規則第2号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月1日規則第5号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月21日規則第13号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日規則第7号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年5月23日規則第3号)

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月20日規則第4号)

この規則は公布の日から施行する。

消防団本部並びに分団の位置、区域

消防団本部並びに分団名		設置場所	所轄区域
須崎消防団	団本部	須崎市山手町 1 番 7 号	須崎市一円
	須崎分団	須崎市鍛冶町 1 番 23 号	須崎市地区一円
	多ノ郷分団	須崎市大間本町 15 番 20 号	多ノ郷、神田、押岡、土崎、久通一円
	南分団	須崎市野見 175 番地ノ 6	野見、大谷、戸島一円
	浦ノ内分団	須崎市浦ノ内東分 104 ノ 1	浦ノ内地区一円
	吾桑分団	須崎市吾井郷乙 497 ノ 1	吾桑地区一円
	上分分団	須崎市上分丙 346 ノ 1	上分地区一円
四万十消防団	団本部	四万十町古市町 5-1	町全域
	窪川分団	四万十町古市町 5-1	旧窪川街分、郷分地区（西川角を除く）
	川口分団	四万十町南川口 536-7	絵生原、天ノ川、南川口、寺野、折合、野地、家地川、秋丸地区
	松葉川第 1 分団	四万十町七里甲 1469-2	松葉川東部地区及び西川角
	松葉川第 2 分団	四万十町米奥 245-1	松葉川西部地区
	仁井田第 1 分団	四万十町仁井田 1188-1	仁井田南部地区
	仁井田第 2 分団	四万十町下呉地 346-2	仁井田北部地区
	東又分団	四万十町本堂 848-1	東又（志和を除く）地区
	志和分団	四万十町志和 444-2	志和、鶴津地区
	興津第 1 分団	四万十町興津 2037	興津浦分地区
	興津第 2 分団	四万十町興津 2517-2	興津郷分地区
	興津第 3 分団	四万十町興津 2297-1	興津小室地区
	田野々分団	四万十町大正 380-3	大正、小石、江師（川ノ内地区を除く）、瀬里、下岡、上岡、希ノ川
	北ノ川分団	四万十町大正北ノ川 388-6	相去、烏手、市ノ又、弘瀬、大正北ノ川、上官、打井川
	大奈路分団	四万十町大正大奈路 7-1	芳川、川ノ内、西ノ川、木屋ケ内、下道、大正大奈路
	下津井分団	四万十町下津井 193-1	下津井
	中津川分団	四万十町大正中津川 243-1	大正中津川
	昭和分団	四万十町昭和 731-4	昭和地区
	十川分団	四万十町十川 171-1	十川地区
中土佐消防団	団本部	中土佐町久礼	町全域
	中央分団	中土佐町久礼	久礼地区
	上ノ加江分団	中土佐町上ノ加江、矢井賀	上ノ加江、矢井賀地区
	大野見分団	中土佐町大野見	大野見地区
梶原消防団	団本部	役場（梶原町梶原 1,444-1）	町全域
	第 1 分団	梶原町梶原 1428-1	梶原東区、西初瀬区
	第 2 分団	梶原町六丁 153-1	四万川区
	第 3 分団	梶原町下西の川 171	梶原西区
	第 4 分団	梶原町松原 392	松原区、東初瀬区
	第 5 分団	梶原町後別当 351	越知面区
津野消防団	団本部	津野町永野 471 - 1	町全域
	姫野々分団	津野町永野 471	旧葉山東地区
	杉ノ川分団	津野町杉ノ川甲 15-3	旧葉山西地区
	新田分団	津野町力石 4645-5	新田、保井川、北川、大古味地区
	船戸分団	津野町船戸 4939	船戸、烏出川、力石地区
	郷分団	津野町芳生野丙 737-1	郷、芳生野奈路、下野地区
	高野分団	津野町北川 2284-5	高野、宮谷、木桑地区

○高幡消防組合消防団員の定員、任免、
給与、服務等に関する条例

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(条 例 第 20 号)

改正	昭和 46 年 11 月 8 日条例第 23 号	昭和 47 年 3 月 10 日条例第 2 号
	昭和 47 年 9 月 16 日条例第 3 号	昭和 47 年 12 月 5 日条例第 5 号
	昭和 48 年 3 月 6 日条例第 1 号	昭和 48 年 11 月 15 日条例第 5 号
	昭和 49 年 3 月 9 日条例第 8 号	昭和 49 年 12 月 16 日条例第 13 号
	昭和 50 年 3 月 10 日条例第 1 号	昭和 50 年 12 月 11 日条例第 3 号
	昭和 51 年 3 月 4 日条例第 1 号	昭和 51 年 9 月 10 日条例第 2 号
	昭和 51 年 12 月 9 日条例第 3 号	昭和 52 年 3 月 4 日条例第 1 号
	昭和 52 年 9 月 13 日条例第 6 号	昭和 53 年 3 月 9 日条例第 1 号
	昭和 54 年 3 月 12 日条例第 1 号	昭和 54 年 9 月 12 日条例第 3 号
	昭和 55 年 3 月 24 日条例第 1 号	昭和 56 年 3 月 5 日条例第 1 号
	昭和 56 年 9 月 10 日条例第 7 号	昭和 57 年 3 月 11 日条例第 1 号
	昭和 57 年 9 月 10 日条例第 2 号	昭和 58 年 9 月 7 日条例第 6 号
	昭和 59 年 9 月 12 日条例第 2 号	昭和 60 年 3 月 5 日条例第 2 号
	昭和 61 年 3 月 6 日条例第 1 号	昭和 61 年 9 月 17 日条例第 3 号
	昭和 61 年 12 月 12 日条例第 8 号	昭和 62 年 3 月 7 日条例第 1 号
	昭和 62 年 9 月 12 日条例第 2 号	昭和 63 年 3 月 9 日条例第 1 号
	昭和 63 年 9 月 10 日条例第 3 号	平成元年 3 月 6 日条例第 2 号
	平成元年 9 月 12 日条例第 4 号	平成 2 年 4 月 1 日条例第 2 号
	平成 2 年 9 月 7 日条例第 3 号	平成 3 年 3 月 7 日条例第 1 号
	平成 3 年 10 月 16 日条例第 6 号	平成 4 年 3 月 19 日条例第 3 号
	平成 4 年 12 月 8 日条例第 6 号	平成 5 年 3 月 3 日条例第 1 号
	平成 6 年 12 月 5 日条例第 3 号	平成 7 年 3 月 8 日条例第 5 号
	平成 7 年 7 月 25 日条例第 4 号	平成 8 年 3 月 29 日条例第 3 号
	平成 8 年 12 月 12 日条例第 4 号	平成 9 年 3 月 4 日条例第 1 号
	平成 9 年 12 月 11 日条例第 3 号	平成 10 年 3 月 4 日条例第 1 号
	平成 11 年 3 月 25 日条例第 2 号	平成 11 年 3 月 31 日条例第 4 号
	平成 11 年 7 月 7 日条例第 6 号	平成 12 年 3 月 2 日条例第 2 号
	平成 12 年 12 月 4 日条例第 3 号	平成 13 年 3 月 5 日条例第 7 号
	平成 14 年 12 月 3 日条例第 4 号	平成 14 年 12 月 3 日条例第 5 号
	平成 15 年 3 月 3 日条例第 5 号	平成 15 年 7 月 1 日条例第 7 号
	平成 16 年 3 月 3 日条例第 1 号	平成 17 年 1 月 20 日条例第 6 号
	平成 17 年 3 月 9 日条例第 8 号	平成 17 年 7 月 12 日条例第 12 号
	平成 17 年 12 月 5 日条例第 14 号	平成 18 年 3 月 7 日条例第 6 号
	平成 19 年 3 月 29 日条例第 6 号	平成 19 年 12 月 7 日条例第 8 号
	平成 21 年 3 月 27 日条例第 2 号	平成 23 年 3 月 25 日条例第 4 号
	平成 24 年 7 月 11 日条例第 5 号	平成 26 年 3 月 17 日条例第 4 号
	平成 27 年 3 月 3 日条例第 1 号	平成 28 年 3 月 2 日条例第 5 号
	平成 28 年 11 月 30 日条例第 8 号	

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条から第 25 条までの規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第 2 条 団員の定数は、別表第 1 のとおりとする。

(団員の種類)

第 2 条の 2 団員は、基本消防団員と機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての団員とする。

3 機能別消防団員は、組合長が別に定める特定の任務に限って従事する団員とする。

(任用)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき組合長が任命する。

2 基本消防団員は、次の各号の資格を有する者のうちから組合長の承認を得て団長が任命する。

(1) 当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ身体強健な者

3 機能別消防団員は、次の各号の資格を有する者のうちから組合長の承認を得て団長が任命する。

(1) 当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務する者

(2) 過去に基本消防団員として消防活動を経験した者等で、分団長が適格と認める者

(資格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 6ヶ月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務成績が良くない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第3条第2項第1号及び第3条第3項第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

(1) 消防に関する法令又は条例若しくは、規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行なう。

第7条 団員の分限及び懲戒に関する処分の手続きについては、組合規則で定める。

(出動)

第8条 団員は、団長の招集によって直ちに出動し、職務に従事しなければならない。ただし、招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(居住地を離れる場合の届出)

第9条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は団長にあつては、組合長に、その他にあつては、団長に、その届け出をしなければならない。

2 前項の場合において特別の事情がない限り団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

(秘密を守る義務)

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(服務)

第11条 団員は、正常な運営を障害し、著しくその活動能力を低下させる等の集団的行動を行なってはならない。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、別表第2に掲げる額を支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合には、別表第3に掲げる旅費を支給する。

- 2 この条例に定めるもののほか、支給方法については、須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町及び津野町の一般職の職員の旅費に関する条例を適用する。

(公務災害補償)

第14条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは、病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、廃疾となった場合は高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の定めるところに基づき同組合から、その公務上の災害に対する補償を受けるものとする。

- 2 公務災害補償の額及び支給方法については、高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の定めるところによる。

(退職報償金)

第15条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

- 2 退職報償金の額及び支給方法については、高知縣市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例による。

(組合長の定める事項)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日より適用する。

附 則（昭和46年11月8日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日より適用する。
2 別表第3表中東津野消防団の日当については、梶原、仁淀、葉山、大野見、中土佐、須崎の市町村以外の地に旅行し、即日帰庁したときは、300円を加算支給する。

附 則（昭和47年3月10日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日より適用する。
2 別表第3表中、窪川消防団については、特に旅行命令権者の承認を得て航空路を利用した場合には、現に支払った航空旅客運賃を支給する。

附 則（昭和47年9月16日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月5日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月6日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日より適用する。ただし、別表第2中、大正消防団の年報酬及びその他の報酬等については、昭和47年12月1日より適用する。

附 則（昭和48年11月15日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月9日条例第8号）

改正 昭和54年9月12日条例第3号、昭和58年9月7日条例第6号、平成14年12月3日条例第5号

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日より適用する。
2 削除

附 則（昭和49年12月16日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第2項の改正については、昭和49年4月1日から適用し、同条第3項の改正については、昭和49年10月1日から適用し、別表第2の改正については、昭和49年9月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月10日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日より適用する。ただし、別表第2表中大正消防団の日額報酬については、昭和49年12月1日より適用する。
2 別表第3表中梶原消防団の日当について、旅行の行程が片道50キロメートル以上（公用車を使用したときは、90キロメートル以上）の旅行において、即日帰団したときは、同表の規定にかかわらず1,300円とする。

附 則（昭和50年12月11日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日より適用する。

附 則（昭和51年3月4日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日より適用する。

- 2 別表第3表中葉山消防団の団員について、葉山村外に公務出張のため公用車を運転した場合、運転手当として1日の走行距離30キロメートル以上100円、70キロメートル以上300円、120キロメートル以上500円を支給する。ただし、運転を職務とする職員並びに運転のみの用務の場合は適用しない。

附 則（昭和51年9月10日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、別表第2については、昭和51年4月1日から適用し、別表第3については、昭和51年8月1日から適用する。

附 則（昭和51年12月9日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日より適用する。
2 十和消防団員で、操法要員予習報酬として1回出務について1,000円を昭和51年度に限り支給する。

附 則（昭和52年3月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日より適用する。

附 則（昭和52年9月13日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日より適用する。

附 則（昭和53年3月9日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、別表第1については、昭和53年1月1日から適用し、別表第2及び別表第3については、昭和53年4月1日から適用（別表第2須崎消防団欄中、その他の報酬欄中2,300円は、昭和53年1月1日から適用し、別表第3十和消防団欄中、日当、宿泊料については、昭和52年9月1日から適用）する。

附 則（昭和54年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年9月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年9月10日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月11日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。ただし、別表第2及び別表第3の中土佐消防団の改正部分は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年9月10日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年9月7日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年9月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月5日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月6日条例第1号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年9月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年12月12日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の高幡消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の別表第2の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月7日条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和 63 年 3 月 9 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 3 の改正規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 9 月 10 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 3 月 6 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定並びに別表第 2 の改正規定は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による別表第 3 の改正規定は、昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 9 月 12 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 9 月 7 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 3 月 7 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 10 月 16 日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 3 中高幡消防組合須崎消防団に係る改正については、平成 3 年 10 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 適用日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 3 月 19 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 12 月 8 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 3 月 5 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 9 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 12 月 5 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 3 月 8 日条例第 5 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 25 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 の改正については、平成 7 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 12 月 12 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 4 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 12 月 11 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 3 月 4 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日条例第 4 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 7 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 2 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

- 3 旧法の規定による心身耗弱を原因とする準禁治産者の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 12 月 4 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 5 日条例第 7 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 3 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 12 月 3 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 3 日条例第 5 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 20 日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第 1 中、津野消防団副団長の定員は、平成 21 年 3 月 31 日までは 4 名とする。但し、平成 21 年 3 月 31 日までに欠員が生じた場合、定員数までは実数とする。

附 則（平成 17 年 3 月 9 日条例第 8 号）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 別表第 2 中土佐消防団欄は平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに限り「148,000」を「140,600」、「98,000」を「93,100」、「75,000」を「71,200」、「65,000」を「61,700」、「59,000」を「57,200」、「53,000」を「51,400」に、消防技術員「5,700」を「5,500」に改める。

附 則（平成 17 年 7 月 12 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 12 月 5 日条例第 14 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 7 日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第 1 中、四万十消防団副団長は当分の間 7 名とし、欠員が生じた場合は定員数までは実数とする。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 6 号）
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 7 日条例第 8 号）
この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日条例第 2 号）
この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日条例第 4 号）
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 11 日条例第 5 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日条例第 1 号）
この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 2 日条例第 5 号）
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 30 日条例第 8 号）
この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1

	団 長	副団長	本部付 分団長 部 長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
高幡消防組合 須崎消防団	1	2	2	6	6	2 5	5 4	1 3 4	2 3 0
〃 四万十消防団	1	4	—	1 8	1 8	2 1	5 5	2 9 6	4 1 3
〃 中土佐消防団	1	3	2	3	6	1 5	3 5	1 2 0	1 8 5
〃 梶原消防団	1	2	—	5	1 0	1 8	3 6	1 7 8	2 5 0
〃 津野消防団	1	3	—	6	6	1 2	1 8	1 6 6	2 1 2

別表第 2

報酬区分 団別	年 報 酬 (円)								
	団長	副団長	本部付 分団長 部 長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	その他の報酬 (円)
高幡消防組合 須崎消防団	135,000	105,000	98,000	93,000	45,000	38,000	33,000	32,000	団長招集による緊急出動 1 回につき 5,000 団長招集による演習及び会議等に出席した場合 1 日につき 3,700 消防団技術担当者 年額 34,000
〃 四万十消防団 (基本団員)	124,000	91,000	—	72,000	47,000	42,000	36,000	32,000	機関員手当 ポンプ整備 1 人 1 回につき 2,000 緊急出動、団長招集による役員会出務、礼式訓練、警戒、演習等に出動した場合 1 日につき 5,000 役員会出務 1 日につき 5,000 操法要員等出務 1 回につき 2,500 特別勤務手当 団長招集による出動の内、6 時間を超す勤務の場合で、団長が必要と認めた場合 1 日につき 8,000
〃 四万十消防団 (機能別団員)	—	—	—	—	—	—	—	—	緊急出動、団長招集による警戒、演習等に出動した場合 1 日につき 5,000 特別勤務手当 団長招集による出動の内、6 時間を超す勤務の場合で、団長が必要と認めた場合 1 日につき 8,000
〃 中土佐消防団	148,000	98,000	75,000	75,000	65,000	59,000	53,000	49,000	団長招集による出動 1 回につき 1,000 (但し、訓練、演習、会議等を除く火災、風水害、行方不明者捜索等の実動のみとする。)
〃 梶原消防団	143,000	102,000	82,000	82,000	51,000	41,000	36,000	31,000	団長招集による出動 1 日につき 3,000 (但し、緊急出動・町出初式・町連合演習に出動した場合は 1 日につき 5,000)
〃 津野消防団	120,000	90,000	—	80,000	65,000	53,000	47,000	40,000	団長招集による出動 1 日につき 4,700 機関員手当 年額 44,000

別表第3

区 分 種目 消防 団名	旅 費						
	鉄道賃及び船賃		車 賃 (1kmに つき)	日 当 (1日につき)		宿 泊 料 (1夜につき)	
	県 外	県 内		県 外	県 内	県 外	県 内
高幡消 防組合 須 崎 消防団	普通旅客運賃実費 (等級の区分のある船舶にあつては最下位の1等上位の運賃とする。)、座席指定料金、急行料金、特別急行料金	普通旅客運賃実費(片道50km以上の場合は急行料金を加算する。)	円 実 費	円 2,500	円 800	円 11,000	円 8,000
〃 四万十 消防団	普通旅客運賃実費、急行料金及び座席指定料金(等級制のある路線は下級運賃)	普通旅客運賃及び急行料金	25	2,000		12,000	8,000 管内 4,500
〃 中土佐 消防団	普通旅客運賃実費、特別急行料金、急行料金、座席指定料金、航空運賃実費	普通旅客運賃実費	20 又は定期 バス実費	1,900	1,400	10,900	7,000
〃 梶 原 消防団	普通料金及びグリーン料金、船賃は1等運賃	普通料金	実 費	2,200	1,800 ただし、 日当加算 を適用す る 場 合 は、梶原 町一般職 の職員の 旅費規定 を準用す る。	12,000	9,000
〃 津 野 消防団	特別な場合を除く普通車座席指定船賃は特別な場合を除く2等	実 費	実 費 又 は1kmに つき 20	(宿泊が 伴うもの のみ) 1,500	(宿泊が 伴うもの のみ) 1,000	14,000	9,000

備考

四万十消防団 日当については、この表の規程にかかわらず、勤務公署より片道100キロメートル未満については1,000円とし、片道40キロメートル未満については支給しないものとする。

○高幡消防組合四万十消防団機能別消防団員の
特定の任務に関する要綱

(平成27年3月3日)
(訓 令 第 1 号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高幡消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和46年条例第20号。以下「条例」という。）第2条の2第3項及び高幡消防組合消防団規則第1条第4項の規定に基づき、高幡消防組合四万十消防団機能別消防団員（以下「機能別団員」という。）の特定の任務に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機能別団員を任用する目的は、多種多様化する消防団活動で特定の任務のみに活動する団員が加入することで、定数確保を図り消防・防災力の向上及び各分団の基本消防団員（以下「基本団員」という。）の活動を補完することを目的とする。

(任務)

第3条 機能別団員は団長の命令を受け、次の任務を行う。

- (1) 管内で発生した火災、風水害等の災害に対し、出動要請に従い活動する。
 - (2) 地震、津波等による災害が発生した場合、基本団員とともに避難所の開設、負傷者の応急救護等を行う。
 - (3) 火災予防活動、救急処置等講習会など団長が必要と認める活動に参加する。
- 2 緊急時の出動は、現場を担当する団長、副団長、分団長の指揮下で活動する。

ただし、緊急を要する自己覚知は、団長の命令があったものとみなす。

(任命)

第4条 機能別団員を任命するときは、条例第3条第2項に規定する資格を有する者の中から、機能別団員入団届（別紙様式）に必要事項を記入させ、分団長が団長に推薦を行う。

(表彰)

第5条 機能別団員の表彰については、国、県、市町、組合への具申はできないものとする。

(教養及び訓練)

第6条 団長は、機能別団員の教養及び基礎的技術を習得させるため、消防活動において必要な訓練を行わなければならない。ただし、消防出初め式等の行事や訓練など基本団員が平常時に行う活動には原則として参加しないものとする。

(被服等の貸与)

第7条 機能別団員の個人貸与品は、基本団員に準じ活動服、アポロキャップ、安全靴、ヘルメット等を支給する。ただし、基本団員が退団して機能別団員に異動する場合は、基本団員時における貸与を継続するものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、機能別団員の特定の任務等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

機能別消防団員入団届

年 月 日

四万十消防団長 様

分 団 名	四万十消防団						分 団
入 団 者 氏 名							印
生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)						
住 所							
自 宅 電 話							
携 帯 電 話							
職 業							
勤務先（名称）							
活 動 服 サ イ ズ	上 着		ズボン		作業靴		
消 防 団 歴	有 ・ 無						

消防団歴	入 団 年 月 日	年 月 日
	退 団 年 月 日	年 月 日

上記の者は、機能別消防団員としてふさわしいと認め、推薦します。

四万十消防団

分団
分団長

印

○高幡消防組合消防団員の退職に関する褒賞条例

(昭和 54 年 9 月 12 日)

(条 例 第 4 号)

改正 平成 2 年 4 月 1 日条例第 1 号 平成 2 年 9 月 7 日条例第 4 号
平成 3 年 3 月 7 日条例第 2 号 平成 4 年 3 月 19 日条例第 4 号
平成 23 年 12 月 6 日条例第 4 号 平成 27 年 3 月 3 日条例第 1 号
平成 28 年 3 月 2 日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高幡消防組合消防団員（非常勤の者。以下「団員」という。）が退職（死亡を含む。以下「退職」という。）した場合に組合長が行なう褒賞に関し必要な事項を定めるものとする。

(褒賞の方法)

第 2 条 褒賞は、団員が 5 年以上勤務し、退職したときに、感謝状及び金品（別表第 1 の標準額のとおりとする。）を本人又は死亡団員の遺族に授与する。

2 次の各号の機能別消防団員が退職する場合は適用しない。

(1) 四万十消防団機能別消防団員

3 褒賞の手続きについては、団員退職褒賞金請求書（別記様式第 1）による。

(勤務期間の計算)

第 3 条 勤務年数については、その者が団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職褒賞金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が 1 年に満たない場合における当該期間については、この限りではない。

2 前項の勤務年数の計算は、団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第 4 条 団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第 5 条 退職褒賞金の支給を受けることができる団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職褒賞金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職褒賞金の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第 6 条 次に掲げるものは、退職褒賞金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 団員を故意に死亡させた者

(2) 団員の死亡前に、当該団員の死亡によって退職褒賞金の支給を受けることができる先順位又は、同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職褒賞金支給の制限)

第 7 条 退職褒賞金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が、特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職褒賞金を支給することが不相当と認められる者

(退職褒賞金支給の時期)

第8条 退職褒賞金は、団員が退職したときに支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(委任規定)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年9月7日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年3月7日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年3月19日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日より適用する。

附 則 (平成23年12月6日条例第4号)

(施行日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (平成28年3月2日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日より施行する。

別表第 1

勤 務 期 間	金品の標準額(円)
5 年以上 10 年未満	30,000
10 年以上 15 年未満	50,000
15 年以上 20 年未満	70,000
20 年以上 25 年未満	100,000
25 年以上 30 年未満	150,000
30 年以上 35 年未満	300,000
35 年以上 40 年未満	350,000
40 年以上	400,000

上記金額を請求いたします。

高幡消防組合長 殿

氏名

印

個 人 別 調 書

所 属		消防団 分団					
現 住 所		市 群		町 村		番地	
ふりがな		職業		生年 月 日	昭和 年 月 日		
氏 名					平成		
任 免 及 び 勤 務 年 数 等 の 明 細							
期 間		階級	勤務年数	除 算 期 間		除 算 理 由	
任	年 月 日から 年 月 日まで		年 月	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月	除 算 し た 場 合 の 勤 務 年 数		年 月	
免	年 月 日から 年 月 日まで		年 月	退 職 理 由		希 望、整 理、任 期、 死 亡、そ の 他 ()	
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月	刑 罰 等 の 有 無			
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月	団 員 名 簿		頁 行	
計			年 月				

個人別調書の記載事項は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

消防団長

印

團 員 退 職 褒 賞 金 領 收 書

[illegible]

○高幡消防組合学生消防団活動認証制度実施要綱

(平成27年4月1日)

(訓 令 第 3 号)

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）について、高幡消防組合がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、次のいずれかに該当する大学生等であって、在学中に本組合の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った者（以下「認証対象団員」という。）とする。ただし、組合長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 高幡消防組合内の大学、大学院若しくは専門学校（以下「大学等」という。）に通学する大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者

(2) 高幡消防組合内在住の大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者

(申請)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、所属消防団長に認証推薦依頼書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の認証推薦依頼書を受理した所属消防団長は、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、高幡消防組合長に対して本制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、当該組合長に認証推薦書（別記第2号様式）を提出するものとする。

3 高幡消防組合長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の実績が顕著であったことを確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 組合長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたかどうかについて審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

2 前項の審査に当たっては、市・町長、副市・町長、消防長、消防団長等で構成する審査会を開催し、協議することができる。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 組合長は、前条第1項の審査により認証することを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書（別記第3号様式）を交付するものとする。

2 組合長は、前条第1項の審査により認証しないことを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 組合長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、高幡消防組合学生消防団活動認証状（別記第5号様式）（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 組合長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、高幡消防組合学生消防団活動認証証明書（別記第6号様式）（以下「認証証明書」という。）を随時交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 組合長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

(1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合

(2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合

(4) 前三号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに高幡消防組合に返却しなければならない。

(本制度の周知)

第8条 高幡消防組合は、本制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

2 高幡消防組合は、本制度について、高幡消防組合内の企業に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、高幡消防組合消防本部において所掌する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

認証推薦依頼書

高幡消防組合
消防団長
〇〇 〇〇 殿

氏名

印

私は、在学中、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献してきました。この実績を今後の職業に活かしたいと考えておりますので、下記により、高幡消防組合学生消防団活動認証制度による推薦をしてくださるようお願いします。

記

1 候補者

氏 名 _____
住 所 _____
生年月日 _____ 年 月 日
大 学 _____ 大学・大学院・専門学校
_____ 学部 学科
_____ 年生・_____ 年卒業

2 所属分団 _____ 分団

3 活動期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

4 主な活動実績

年 月 日

認証推薦書

高幡消防組合
組合長 楠瀬 耕作 殿

高幡消防組合
消防団長 ○○ ○○印

私は、次の者について、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献し、顕著な実績を収めたことを高く評価し、高幡消防組合学生消防団活動認証制度による認証を受けるに値する者として推薦しますので、認証していただきますようお願いいたします。

記

- 候補者
氏 名 _____
住 所 _____
生年月日 _____ 年 月 日
大 学 _____ 大学・大学院・専門学校
_____ 学部 _____ 学科
_____ 年生・ _____ 年卒業
- 所属分団 _____ 分団
- 活動期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日
- 主な活動実績及び推薦理由

年 月 日

学生消防団活動認証決定通知書

高幡消防組合
消防団長
○○ ○○ 殿

高幡消防組合
組合長

印

年 月 日付で、貴殿から高幡消防組合学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証することを決定したので通知します。

記

1 認証を決定した者

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

2 認証を決定した日 _____ 年 月 日

年 月 日

学生消防団活動審査決定通知書

高幡消防組合
消防団長
〇〇 〇〇 殿

高幡消防組合
組合長 印

年 月 日付で、貴殿から高幡消防組合学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証しないことを決定したので通知します。

記

1 対象者

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

2 認証しないこととした理由

- ・活動実績が顕著ではなく、地域社会への貢献が不十分であるため
- ・高幡消防組合学生消防団活動認証制度実施要綱第7条第1項（1）に該当するため

高幡消防組合学生消防団活動 認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。

(活動内容)

年 月 日

高幡消防組合長

印

高幡消防組合学生消防団活動 認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、
顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、
高幡消防組合学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

(氏 名) ○○ ○○

(生年月日) 年 月 日

(活動内容)

年 月 日

高幡消防組合長

印

第4章 火災予防

○高幡消防組合消防法施行規則

(昭和46年9月30日)

(規則第13号)

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(証票)

第2条 法に規定する火災予防のため必要な立入検査をする場合に示す第4条第4項証票は、様式第1号のとおりとする。

(火災通報の指定)

第3条 法第24条第1項の規定により火災を発見した者が通報する場合における火災通報場所を次のとおりと指定する。

(1) 須崎市街地区及び南地区は、高幡消防署 火災専用電話119番

(2) 多ノ郷地区は、須崎市役所又は火災専用電話119番

(3) 吾桑地区は、須崎市吾桑出張所又は火災専用電話119番

(4) 上分地区は、須崎市上分出張所又は火災専用電話119番

(5) 浦の内地区は、須崎市浦の内出張所又は消防署

(6) 電話その他の通報機関のない所では、最寄り消防吏員又は消防団員に連絡すること。

第4条 須崎市役所、吾桑出張所、上分出張所及び浦ノ内出張所は、火災通報を受けた時は、直ちに消防署に連絡すると共にサイレンを吹鳴して地方分団を出動させなければならない。

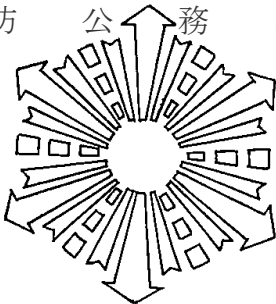
2 消防署の119番が受信した火災通報が多ノ郷地区、吾桑地区、上分地区又は浦の内地区等である時は直ちに関係出張所等に連絡して地区分団員を出動させなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

表 面

第	号
消 防 公 務 之 証	
所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日	
高幡消防組合消防長	

裏 面

消 防 法 (抜 萃)
第四条 消防長又は消防署長は火災予防のために必要があるときは関係者に対して資料の提出を命じ又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他関係ある場所に立入って防火対象物の位置構造設備及び管理状況を検査させることができる。
第四十四条 第四条又は第三十四条の規定による資料の提出をせず若しくは虚偽の資料を提出し又は故なく第四条又は第三十四条の規定による消防職員の立入若しくは検査を拒み又は忌避した者は二千元以下の罰金又は拘留に処する。

表面、裏面とも㊦の地肌を薄く印刷する。

○高幡消防組合火災予防条例

(昭和 46 年 9 月 20 日)

(条 例 第 22 号)

改正	昭和 48 年 3 月 6 日条例第 2 号	昭和 49 年 3 月 9 日条例第 9 号
	昭和 55 年 3 月 24 日条例第 2 号	昭和 59 年 9 月 12 日条例第 3 号
	昭和 61 年 3 月 6 日条例第 2 号	平成 2 年 12 月 7 日条例第 6 号
	平成 4 年 3 月 19 日条例第 2 号	平成 7 年 3 月 8 日条例第 4 号
	平成 12 年 12 月 4 日条例第 4 号	平成 13 年 12 月 4 日条例第 9 号
	平成 14 年 12 月 3 日条例第 6 号	平成 15 年 3 月 3 日条例第 6 号
	平成 16 年 3 月 3 日条例第 2 号	平成 17 年 3 月 9 日条例第 9 号
	平成 17 年 7 月 12 日条例第 11 号	平成 17 年 12 月 5 日条例第 19 号
	平成 23 年 3 月 3 日条例第 2 号	平成 24 年 3 月 1 日条例第 1 号
	平成 24 年 7 月 11 日条例第 4 号	平成 26 年 7 月 18 日条例第 5 号

目次

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 削除

第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 (第 3 条～第 17 条の 3)

第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準 (第 18 条～第 22 条の 2)

第 3 節 火の使用に関する制限等 (第 23 条～第 28 条)

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第 29 条)

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第 29 条の 2～第 29 条の 7)

第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準等 (第 30 条～第 32 条)

第 2 節 指定可燃物等貯蔵及び取扱いの基準等 (第 33 条～第 34 条の 2)

第 3 節 基準の特例 (第 34 条の 3)

第 5 章 避難管理 (第 35 条～第 42 条)

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理 (第 42 条の 2・第 42 条の 3)

第 6 章 雑則 (第 43 条～第 48 条)

第 7 章 罰則 (第 49 条・第 50 条)

附 則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。) 第 9 条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第 9 条の 2 の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第 9 条の 4 の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第 22 条第 4 項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、高幡消防組合における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 削除

第 2 条 削除

第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(炉)

第 3 条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合 (不燃材料 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)) で有効に仕上げをした建築物等 (消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。) 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)) の部分の構造が耐火構造 (建築基準法第 2 条第 7 号

に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長(消防署長)が認める距離以上の距離を保つこと。

イ 別表第3の炉の項に掲げる距離

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離

- (2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
- (3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- (4) 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。
- (5) 燃烧に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行なうことができる位置に設けること。
- (6) 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (7) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- (8) 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。
- (9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第18号の2イに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。
- (11) 開放戸又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。
- (12) 熔融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた熔融物を安全に誘導する装置を設けること。
- (13) 削除
- (14) 熱風炉に附属する風道については、次によること。
 - ア 風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。
 - イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メートル以内の部分は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。
 - ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。
- (15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。
- (16) 削除
- (17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。
 - ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。
 - イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
 - ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。
 - エ 燃料タンクは、その容量(タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。)に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板 厚
5 リットル以下	0.6 ミリメートル以上
5 リットルを超え 20 リットル以下	0.8 ミリメートル以上
20 リットルを超え 40 リットル以下	1.0 ミリメートル以上
40 リットルを超え 100 リットル以下	1.2 ミリメートル以上
100 リットルを超え 250 リットル以下	1.6 ミリメートル以上
250 リットルを超え 500 リットル以下	2.0 ミリメートル以上
500 リットルを超え 1,000 リットル以下	2.3 ミリメートル以上
1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下	2.6 ミリメートル以上
2,000 リットルを超えるもの	3.2 ミリメートル以上

- オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造った床上に設けること。
- カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。
- キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。
- ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。
- ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。
- コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。
- サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。
- シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。
- ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあっては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。
- セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。
- (18) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあっては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。
- ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。
- イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、さし込み接続とすることができる。
- ウ イのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。
- (18 の 2) 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。
- イ 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置
- ロ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあっては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置
- ハ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置
- ニ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあっては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置
- (18 の 3) 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の付属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

(19) 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

イ 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

ロ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

(4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

3 入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない処置を講じた場合においては、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第30条及び第31条の2から第31条の5まで（第31条の4第2項第1号から第3号まで及び第8号を除く。）の規定を準用する。

（ふろがま）

第3条の2 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。

(2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

（温風暖房機）

第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。

(2) 温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が15以上の場合は、15とする。）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10センチメートル以上）の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離（単位 センチメートル）
上 方	$L \times 0.70$
側 方	$L \times 0.55$
下 方	$L \times 0.45$
この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。	

2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

（厨房設備）

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。
- イ 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。
 - ロ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。
 - ハ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。
 - ニ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。
 - ホ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。
 - ヘ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。
- (2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。
- イ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあっては、この限りでない。
 - ロ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。
 - ハ 排気ダクトへの火災の伝送を防止する装置（以下「火災伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。
 - ニ 次に掲げる厨房設備に設ける火災伝送防止装置は、自動消火装置とすること。
 - (イ) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの
 - (ロ) (イ)に掲げるもののほか、高さ3.1メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの
- (3) 天蓋、グリス除去装置及び火災伝送防止装置は、容易に清掃できる構造とすること。
- (4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。
- 2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。この場合において第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。
- (ボイラー)
- 第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
- (1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
 - (2) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。
- (ストーブ)
- 第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち固体燃料を使用するものにあっては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号まで及び第17号オを除く。）の規定を準用する。
- (壁付暖炉)

第6条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあっては、この限りでない。
- (2) 厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（乾燥設備）

第7条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
- (2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあっては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
- (3) 火粉が混入するおそれのある燃燃排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあっては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

（サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（簡易湯沸設備）

第8条 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

（給湯湯沸設備）

第8条の2 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。

（燃料電池発電設備）

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（イを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（イを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（イを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号並びに第11条第1項第3号の

2 及び第5号から第10号まで（第7号を除く。）並びに第2項並びに第12条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（イを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

5 前項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。

（掘ごたつ及びいりり）

第9条 掘ごたつの火床又はいろいろの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2 掘ごたつ及びいろいろの管理の基準については、第3条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

（ヒートポンプ冷暖房機）

第9条の2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）容易に点検することができる位置に設けること。
- （2）防振のための措置を講ずること。
- （3）排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

（火花を生ずる設備）

第10条 グラビヤ印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。
- （2）静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。
- （3）可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。
- （4）火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

（放電加工機）

第10条の2 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- （2）加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- （3）工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- （4）加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置を設けること。

2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）引火点70度未満の加工液を使用しないこと。
- （2）吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。
- （3）工具電極を確実に取付け、異常な放電を防止すること。
- （4）必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

- 3 前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条（第2号を除く。）の規定を準用する。

（変電設備）

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
- （2）可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- （3）変電設備（消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- （3の2）キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
- （3の3）第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。
- （4）屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
- （5）見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
- （6）変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。
- （7）変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- （8）定格電流の範囲内で使用すること。
- （9）必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
- （10）変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。

（急速充電設備）

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- （2）堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- （3）雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- （4）充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- （5）急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- （6）急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- （7）漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- （8）電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- （9）異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に

に停止させる措置を講ずること。

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(内燃機を原動力とする発電設備)

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 容易に点検することができる位置に設けること。

(2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。

(3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。

(4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(イを除く。)、及び第18号の3、前条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。

(2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の侵入防止の措置が講じられているものであること。

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としなくてもできる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号及び第3号から第6号までの規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(ネオン管灯設備)

第14条 ネオン管灯設備の位置、構造及び管理は、次の各号に。掲げる基準によらなければなら

ない。

- (1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造ったおおいを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。
- (2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (3) 支わくその他ネオン管灯に近接する取付材には、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこと。
- (4) 壁等を貫通する部分の碍管は、壁等に固定すること。
- (5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。
- (6) 必要に応じ各部分の点検を行い、不良箇所を発見したときは、直ちに補修すること。

（舞台装置等の電気設備）

第15条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。
 - ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。
 - イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。
 - ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取付けること。
 - エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。
 - オ 1の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと。
- (2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。
 - ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。
 - イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第11条第1項第7号から第10号までの規定を準用する。

（避雷設備）

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

（水素ガスを充てんする気球）

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。
- (2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が、不燃材料で造った陸屋根で、その最小幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。
- (3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にさく等を設け、かつ、立入を禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。
- (4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。
- (5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。
- (6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取付けることができる。
- (7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上）のものをを用い、長さ1メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。
- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。

イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。

ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。

エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと。

(11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。

(12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。

(2) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。

(3) 容易に清掃できる構造とすること。

(4) 火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。

(5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。

(基準の特例)

第17条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。

イ 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

(3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

(4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。

(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

(7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。

(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(9) 器具の周囲は、常に、整備及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

(10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

(11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

(12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

(13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により

自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。

(2) 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

(気体燃料を使用する器具)

第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。

(2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具は不適合なものと取替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらずとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地は赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長(消防署長)が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的

な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長（消防署長）が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

（空地及び空家の管理）

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物体の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

（たき火）

第25条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

（がん具用煙火）

第26条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施したおおいをしなければならない。

（化学実験室等）

第27条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第30条、第31条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第31条の4第1項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

（作業中の防火管理）

第28条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸打作業（以下「溶接作業等」という。）は、可燃性の物品の附近においてこれをしてはならない。

2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。

3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

4 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第40条及び第41条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

(住宅用防災機器)

第29条の2 住宅(法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。)の係属者(住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。)は、次条及び第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 住宅用防災警報器(令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。)
- (2) 住宅用防災報知設備(令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。)

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。

- (1) 就寝の用に供する居室(建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。)
- (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。)
- (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から直下階に通ずる階段の上端
- (5) 前4号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階(この号において「当該階」という。)の次に掲げるいずれかの住宅の部分

イ 廊下

ロ 廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ハ 廊下及び直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。)の次のいずれかの位置に設けること。

- (1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
- (2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けること。

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住 宅 の 部 分	住宅用防災警報器の種別
第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに 第 5 号ロ及びハに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第 2 条第 4 号に掲げるものをいう。この表において同じ。）
第 1 項第 5 号イに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条 3 号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前 5 項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

（1）電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

（2）電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。

（3）電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

（4）電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

（5）自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 5 号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（6）自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換する。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第 29 条の 4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

2 感知器は、前条第 2 項及び第 3 項に定める位置に設けること。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号ロ及びハに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 9 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 17 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。この表において同じ。）
前条第 1 項第 5 号イに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 8 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 16 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 37 条第 4 号から第 6 号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

5 住宅用防災報知設備は、前 4 項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

（1）受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 19 号）第 2 条第 7 号に規定するものをいう。この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

（2）前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつて

は、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

(4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。

イ 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができるよう位置に感知器及び受信機を設けること。

ロ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

(5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

(6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、同条同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

(設置の免除)

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(2) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(4) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(5) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3項第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(基準の特例)

第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長（消防署長）が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれか著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 高幡消防組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における大災の予防に資する活動の促進

2 高幡消防組合の住民は、住宅における大災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の大災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分にお

ける住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの 技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第30条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

第31条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (11) 危険物を詰替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰替える場合は、次によること。

イ 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）別表第 3、液体の危険物にあっては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適用するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

ロ イの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第 39 条の 3 第 2 項から第 6 項までの規定の例による表示をすること。

(17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ 3 メートル（第四類の危険物のうち第三石油類及び第四石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4 メートル）を超えて積み重ねないこと。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3 メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあっては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

(6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を、熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

(7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(8) 危険物を取り扱うにあたって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

イ 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏れいその他の異常がないものであること。

ロ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

ニ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ホ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏れいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏れいを点検することができる措置を講ずること。

ヘ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第 31 条の 3 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場

合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- (2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

- (3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

第31条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

- (2) 窓及び出入り口には、防火戸を設けること。

- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

第31条の4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板 厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え 100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え 250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え 500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え 1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え 2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- (2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

- (3) 外面は、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

- (4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

- (5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

第31条の5 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第四類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。
- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下にタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取付けること。
- (7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第31条の6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
- (2) タンクから液体の危険物を容器に詰替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第四類の危険物を容器に詰替える場合は、この限りでない。
- (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
- (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
- (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材

料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力にあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

- (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
- (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
- (5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の付属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該付属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合直ちに閉鎖することができる弁等を設けることとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部から衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンクの及び付属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

第31条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第一類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。
- (2) 第二類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
- (3) 自然発火性物品（第三類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、加熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第三類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。
- (4) 第四類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は加熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第五類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
- (6) 第六類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

第31条の8 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第31条の2から第31条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するように適正に維持管理されたものでなければならない。

第31条の9 第30条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は、適用しない。

（品名又は指定数量を異にする危険物）

第32条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第二類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第四類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい個所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等(別表第8備考第6号ニに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は加熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上 20未満	1メートル以上
	20以上 200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上 20未満	1メートル以上
	20以上 200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

- 3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで（第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。）の規定を準用する。

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等の指定可燃物以外（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- （1）綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
（2）綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

- （3）綿花類等を貯蔵し取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

- （4）綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

- （5）再生資源燃料（別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

ロ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限ri受け入れること。

ハ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする事。

ニ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

- 2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- （1）綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

- （2）綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つため散水設備等を設置した場合には、この限りでない。

区 分		距 離
（1）	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
（2）	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

- （3）綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

イ 集積する場合においては、一集積単位の面積が500平方メートル以下になるよう区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離
（1）	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
（2）	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
（3）	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

ロ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の

空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合、この限りでない。

ハ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ニ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

（4）廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号イ及びニの規定によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

イ 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

ロ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。

第34条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるものの他当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第3節 基準の特例

（基準の特例）

第34条の3 この章（第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長（消防署長）が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認められるときにおいては、適用しない。

第5章 避難管理

（劇場等の客席）

第35条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

（1）いすは、床に固定すること。

（2）いす背（いす背のない場合にあっては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。）の間隔は、80センチメートル以上とし、いす席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。）は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。

（3）立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。

（4）客席（最下階にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。

（5）客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数（20席を超える場合にあっては、20席とする。）をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数（1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル（片側のみがいす席

に接する縦通路にあっては、60センチメートル未満としてはならない。

ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。

エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。

オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

（1）いすは、床に固定すること。

（2）いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。

（3）立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。

（4）客席の避難通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、10席）以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ いす座を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその1に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその1に接するように保有すること。

エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその1に達するように保有すること。

（基準の特例）

第36条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長（消防署長）が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

（キャバレー等の避難通路）

第37条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その1に達するように保有しなければならない。

（ディスコ等の避難管理）

第37条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、すみやかに特殊照明及び音警を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

（個室型店舗の避難管理）

第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあっては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

（百貨店等の避難通路等）

第38条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル（売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあっては、1.6メートル）以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。

- 2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。
- 3 百貨店等の避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

(劇場等の定員)

第39条 劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

- (1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数(以下「定員」という。)をこえて客を入場させないこと。

ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数(1未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。)とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

- (2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。
- (3) 1のます席には、屋内の客席にあっては7人以上、屋外の客席にあっては10人以上の客を収容しないこと。
- (4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

(避難施設の管理)

第40条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口(廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

- (1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように常に維持すること。
- (2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。
- (3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

(防火設備の管理)

第41条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

(準用)

第42条 第35条から第36条の2まで及び第37条の2から前条までの規定は、体育館、講堂、その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又は、ディスコ等の用途に供する場合について準用する。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第42条の2 消防長(消防署長)は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

- 2 消防長(消防署長)は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

- 3 消防長(消防署長)は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防

火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長（消防署長）が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長（消防署長）に提出しなければならない。

第6章 雑則

（防火対象物の使用開始の届出等）

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表（19）項及び（20）項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3の2) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7の2) 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8の2) 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (10) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- (11) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。）
- (12) 蓄電池設備
- (13) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (14) 水素ガスを充てんする気球

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水

- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

（指定洞道等の届出）

第45条の2 通信ケーブル又は電カケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長（消防署長）が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行なう場合について準用する。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第46条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

（タンクの水張検査等）

第47条 消防長（消防署長）は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

（委任）

第48条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、組合長が定める。

第7章 罰則

（罰則）

第49条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第31条の規定に違反したもの
- (3) 第33条又は第34条の規定に違反したもの
- (4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則（昭和46年9月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月6日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年6月1日から施行する。ただし、第49条の改正規定（同条第2項の規定に係る改正部分に限る。）は公布の日から、第3条第1項の改正規定（同項第17号ケからスまでの規定に係る改正部分に限る。）、第4条第1項第2号の改正規定、第7条第1項に1号を加える改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定及び第30条の次に1条を加える改正規定（第31条第21号ア、キ、ケ及びコ、第22号イ、エ及びオ並びに第23号の規

定として加える部分に限る。)は昭和48年12月1日から、第8条の次に1条を加える改正規定(第8条の2第1項第3号の規定として加える部分に限る。)及び第30条の次に1条を加える改正規定(第31条第2号の規定として加える部分に限る。)は昭和48年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和48年6月1日において現に使用されている燃料タンク及び危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る基準については、改正後の高幡消防組合火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第17号及び第31条第21号から第23号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和48年6月1日において現に使用されている液体燃料を使用する移動式のストーブについては、新条例第18条第2項の規定は、昭和52年9月1日までの間、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年3月9日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月24日条例第2号)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に存する建築物のうち、現にその屋内において合成樹脂類(改正後の高幡消防組合火災予防条例(以下「新条例」という。)別表第4の備考5に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、新条例第34条第5号ハの規定は、この条例施行の日から起算して2年を経過するまでの間は、適用しない。
- 3 この条例施行の際、現に合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第46条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「昭和55年4月1日から30日以内に」とする。

附 則(昭和59年9月12日条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高幡消防組合火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条の2第1項第1号ウの規定は、この条例の施行後に設置される別表第3から別表第6までに掲げる気体燃料を使用するふろがまについて適用し、この条例の施行前に設置されている当該ふろがまについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に常圧下において可燃性ガスを大気に滲出する性質を有する合成樹脂類を屋内において貯蔵し、又は取り扱っているものについては、新条例第34条第6号の規定は、この条例施行の日から起算して2年を経過するまでの間は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月6日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月7日条例第6号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成2年12月10日(以下「施行日」という。)から施行する。

(液体燃料を使用する炉及びかまどの付属設備に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に使用されている燃料タンクのうち、改正後の高幡消防組合火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第17号エに定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同号エの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っているもので、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの(以下「新規対象」という。)及び現に指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの(以下「既存対象」という。)のうち、消防法の一部を改正する法律(昭和63年法律第55号)の施行に伴い新条例第4章第1節に定める基準に適合しないこととなるものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、次項から第12項までに定めるものを除き、施行日から起算して1年間は、同節の規定によることを要しない。

- 2 新規対象のうち、新条例第31条の4第1号若しくは第12号又は第31条の5第1号から第4号まで若しくは第5号(計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を

講ずることとする部分に限る。)に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、タンクが鋼板その他の金属板（地下タンクにあっては、タンクが鋼板その他の金属板又はガラス繊維強化プラスチック）で造られている場合に限り、適用しない。

- (1) タンクは、漏れない構造であること。
- (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 3 新規対象のうち、新条例第31条の2第9号又は第31条の3第1項第1号若しくは第2項第3号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、適用しない。
- 4 新規対象のうち、新条例第31条の4第10号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成5年11月22日までの間は、適用しない。
- 5 新規対象のうち、新条例第31条の3第1項第2号又は第2項第1号、第2号若しくは第3号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成4年12月9日までの間は、適用しない。
- 6 新規対象のうち、新条例第31条の3第2項第4号、第31条の5第7号又は第31条の6第2号、第4号から第9号まで若しくは第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成4年12月9日までの間は、適用しない。
- 7 既存対象のうち、新条例第31条の2第9号、第31条の3第1項第1号若しくは第2項第3号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）、第31条の4第1号若しくは第12号又は第31条の5第1号若しくは第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。
- 8 既存対象のうち、新条例第31条の4第10号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成6年6月9日までの間は、なお従前の例による。
- 9 既存対象のうち、新条例第31条の3第1項第2号又は第2項第1号若しくは第3号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成4年12月9日までの間は、なお従前の例による。
- 10 既存対象のうち、新条例第31条の3第2項第4号、第31条の5第7号又は第31条の6第9号若しくは第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成4年12月9日までの間は、なお従前の例による。
- 11 既存対象のうち、新条例第31条の2第3号、第7号若しくは第8号又は第31条の3第2項第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成3年12月9日までの間は、なお従前の例による。
- 12 既存対象のうち、新条例第31条の2第1号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、平成3年6月9日までの間は、なお従前の例による。
- 13 新条例第31条の2第19号イの規定による表示は、平成3年12月9日までの間は、同号の規定によらないことができる。

(指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の可燃性固体類及び可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱っているものと並びに現に動植物油類を貯蔵し、又は取り扱っているもので新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもののうち、新条例第33条第1項第1号又は第2号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、可燃性固体類及び可燃性液体類にあっては可燃性固体類及び可燃性液体類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている可燃性固体類及び可燃性液体類の数量を超えず、動植物油類にあっては動植物油類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている動植物油類の数量を超えない場合に限り、適用しない。

2 新条例第33条第1項第3号イの規定による表示は、平成3年12月9日までの間は、同号の規定によらないことができる。

3 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、平成3年6月9日までの間は、新条例第34条第5号の規定によることを要しない。

4 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の石炭・木炭類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第34条第6号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成3年12月9日までの間は、適用しない。

5 この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、新条例第34条第7号イ又はウに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該合成樹脂類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成4年12月9日までの間は、適用しない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っているもので、新たに指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものに対する新条例第46条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるものは、「平成3年6月9日(施行日の前日において消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項の規定により許可を受けていたもの」にあっては、平成3年3月9日)までに」とする。

2 施行日前に行った改正前の高幡消防組合火災予防条例(以下「旧条例」という。)第46条の規定による特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出は、新条例第46条第1項の規定による指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出とみなす。

3 前項に定めるものの他、この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量の5倍以上(可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類にあっては、同表に定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第46条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成3年6月9日(施行日の前日において消防法第11条第1項の規定により許可を受けていたもの」にあっては、平成3年3月9日)までに」とする。

4 施行日前に旧条例第46条の規定による届出を行っていたもので、施行日以降新条例第46条第1項の規定による届出を要しないこととなるものについては、施行日から起算して3月以内にその旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月19日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、ヒートポンプ冷暖房機、放電加工機、発電設備、蓄電池設備及び避雷設備(以下「炉等」という。)又は現に設置の工事中である炉等のうち、改正後の高幡消防組合火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第17号(新条例第9条の2第2項及び第12条第3項において準用する場合に限

る。)、第18号の2(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項及び第8条の2第2項において準用する場合を含む。)、第18号の3(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項、第8条の2第2項、第9条の2第2項並びに第12条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)及び第19号(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項及び第8条の2第2項において準用する場合を含む。)並びに第3項(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項及び第8条の2第2項において準用する場合を含む。)、第3条の4第1項第2号ホ、第10条第1号(新条例第10条の2第3項において準用する場合に限る。)、第10条の2第1項、第11条第2項(新条例第12条第3項及び第13条第4項において準用する場合に限る。)並びに第16条第1項の規定に適合しないものに係る位置及び構造の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に設置されている厨房設備又は現に設置の工事中である厨房設備のうち、新条例第3条の4第1項第3号及び第4号の規定に適合しないものに係る構造の基準については、これらの規定にかかわらず、平成5年6月7日までの間、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に設置されている図記号による標識については、当分の間、新条例第23条第3項及び第4項後段の規定によらないことかできる。
- 5 この条例の施行の際、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、改修後の高幡消防組合火災予防条例第35条第2号及び第5号の規定に適合しないものに係る客席の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることかできる。
- 6 この条例の施行の際、現に消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1に掲げる防火対象物に設けられている避難口のうち、新条例第40条第4号(新条例第42条において準用する場合を含む。)に適合しないものに係る管理の基準については、同号の規定にかかわらず平成5年6月7日までの間、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際、現に新条例第44条第3号の2、第7号の2、第8号の2及び第11号(屋外に設けるものに限る。)に掲げる設備を設置している者に対する同条の規定の適用については、同条中「設置しようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「設置している者は、平成4年9月7日までに」とする。

附 則(平成7年3月8日条例第4号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月4日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月4日条例第9号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年6月1日から施行する。ただし、附則第2条及び第3条第1項の規定は、公布の日から施行し、平成13年12月1日から適用する。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

第2条 消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号。以下「改正法」という。)による消防法(昭和23年法律第186号)別表第5類の項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの(以下「新規対象」という。)のうち高幡消防組合火災予防条例(以下「火災予防条例」という。)第31条の2第9号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

- (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
- (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成13年12月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の

指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

- 2 新規対象のうち、火災予防条例第31条の4第1号又は第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第2号に掲げる基準に適合するとともに、当該新規対象のタンクか、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造である場合に限り、適用しない。
- 3 新規対象のうち、火災予防条例第31条の2第19号ロに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成14年11月30日までの間は、適用しない。
- 4 新規対象のうち、火災予防条例第31条の2第1号から第8号まで、第31条の3又は第31条の4（第1号、第11号及び第12号を除く。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第1項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成14年5月31日までの間は、適用しない。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置）

- 第3条 改正法による消防法別表第5類の項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上。以下この条において同じ。）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成14年5月31日までにその旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者で、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成13年政令第300号）による危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第7号の規定の改正により新たに改正後の火災予防条例別表第8に定める数量以上の可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成14年8月31日までにその旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。
 - 3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者で、改正法による消防法別表備考第16号及び第17号の規定の改正により新たに火災予防条例第46条第1項の規定による届出をすることを要しないこととなる者は、平成14年8月31日までにその旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

附 則（平成14年12月3日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月3日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ（移動式のものを除く。）、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備及びヒートポンプ冷暖房機（以下この項において「炉等」という。）又は現に設置の工事中である炉等のうち、改正後の高幡消防組合火災予防条例第3条第1項第1号（改正後の高幡消防組合火災予防条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第7条の2第1項第1号の規定に適合しないものに係る位置の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月3日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月9日条例第9号）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 第2条 この条例の施行の際、現に存する廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う施設については、当該施設が次の各号のすべてに適合する場合に限り、当分の間、改正後の高幡消防組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第34条第1項第5号ハの規定は、適用しない。
- （1）5メートル以下の適切な高さを超えることとなるのは、施設の保安確保のために必要な最小限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続するおおむね2箇月以内の期間であること。
 - （2）前号の機関においては、適切な発熱・発火防止対策及び発火時の適切な拡大防止対策が講

じられていること。

第3条 この条例の施行の際、現に新条例別表第8に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、新条例第34条第2項第3号ロに定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ロの規定は、平成19年11月30日までの間は、これを適用しない。

2 この条例の施行の際、現に新条例別表第8に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第34条第2項第3号ハ（異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。）に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ハの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の際、現に新条例別表第8に定める数量以上の再資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱っている場所のうち、新条例第34条第2項第4号に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、平成19年11月30日までの間は、これを適用しない。

2 この条例の施行の際、現に新条例別表第8に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対する新条例第46条の規定の適用については、同条第1項中「あらかじめ」とあるのは、「平成17年12月31日まで」とする。

（検討）

第5条 新条例第34条第1項第5号ハに規定する集積高さについては、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、その見直しについて検討を行うものとする。

附 則（平成17年7月12日条例第11号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

（1）第31条の5、第49条及び別表第8備考第7号の改正規定並びに附則第5条公布の日

（2）第1条（「貯蔵及び取扱いの基準」を「貯蔵及び取扱いの基準等」に改める部分に限る。）

第3条第4項、第27条の改正規定並びに附則第6条 平成17年12月1日

（3）目次、第1条、第29条の2から7まで、第30条の改正規定 平成18年6月1日

（4）第29条の5に3号を加える改正規定 平成19年4月1日

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、改正後の高幡消防組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている内燃機関を原動力とする発電設備のうち、新条例第12条の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている火を使用する設備に付属する煙突のうち、新条例第17条の2の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

第5条 この条例の公布の際現に存する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、新条例第31条の5第1号（新条例第3条第4項（新条例第3条の2第2項、新条例第3条の3第2項、新条例第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2、及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第33条第2項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（高幡消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 高幡消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第7条 この条例の施行の際、現に存する住宅（改正後の高幡消防組合火災予防条例（以下この項において「新条例」という。）第29条の2に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。）における同条各号に掲げる住宅用防災警報器若しくは住宅用防災報知設備（以下この項において「住宅用防災警報器等」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模

様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災警報器等が新条例第29条の2から第29条の5までの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成23年6月1日までの間、これらの規定は、適用しない。

附 則（平成17年12月5日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の章名の改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月3日条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の高幡消防組合火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の高幡消防組合火災予防条例第37条の3の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成24年3月31日までの間は、適用しない。

附 則（平成24年3月1日条例第1号）

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準に関する経過措置）

1 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。第6項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第5項までにおいて「新規対象」という。）のうち、高幡消防組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という）第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

（1）当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

（2）当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

2 新規対象のうち、火災予防条例第31条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

3 新規対象のうち、火災予防条例第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2（第3号を除く。）又は31条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

4 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分に1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

（施行期日）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年7月11日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の高幡消防組合火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

附 則（平成 26 年 7 月 18 日条例第 5 号）

この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して 14 日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の高幡消防組合火災予防条例第 42 条の 2 及び第 42 条の 3 の規定は適用しない。

別表第 1 削除

別表第 2 削除

別表第 3

種 類			入 力		離 隔 距 離 (cm)				備 考			
					上 方	側 方	前 方	後 方				
炉	開放炉	使用温度が 800℃以上のもの	—		250	200	300	200				
		使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの	—		150	150	200	150				
		使用温度が 300℃未満のもの	—		100	100	100	100				
	開放炉以外	使用温度が 800℃以上のもの	—		250	200	300	200				
		使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの	—		150	100	200	100				
		使用温度が 300℃未満のもの	—		100	50	100	50				
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては 42kW 以下	—	15 注 1	15	注 1：浴槽との離隔距離は 0 cm とするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は 2 cm とする。	
					内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては 42kW 以下	—	—	60		—
				浴室外設置	外がまでバーナー取出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが 70kW 以下であって、かつ、ふろ用バーナーが 21kW 以下	—	15	15		15
					外がまでバーナー取出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが 70kW 以下であって、かつ、ふろ用バーナーが 21kW 以下	—	15	60		15
					内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが 70kW 以下であって、かつ、ふろ用バーナーが 21kW 以下	—	15	60		—

ふろがま	気体燃料		密閉式		21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW 以下であって、かつ、ふろ 用バーナーが 21kW 以下	—	2 注 1	2	2	注 2 : 風道を	
			屋外用		21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW 以下であって、かつ、ふろ 用バーナーが 21kW 以下	60	15	15	15		
		不燃		浴室内 設 置	外がまでバーナー取出し口 のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては 42kW 以下	—	4.5 注 1	—		4.5
					内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては 42kW 以下	—	—	—		—
			半密閉式		外がまでバーナー取出し口 のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW 以下であって、かつ、ふろ 用バーナーが 21kW 以下	—	4.5	—		4.5
					外がまでバーナー取出し口 のあるもの	21kW以下	当該バーナーが 70kW 以下であ って、かつ、ふろ用バーナーが 21kW 以下	—	4.5	—		4.5
				浴室外 設 置	内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW 以下であって、かつ、ふろ 用バーナーが 21kW 以下	—	—	—		—
					密閉式		21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW 以下であって、かつ、ふろ 用バーナーが 21kW 以下	—	2 注 1		—
			屋外用		21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが 70kW 以下であって、かつ、ふろ 用バーナーが 21kW 以下	30	4.5	—	4.5		
			液体燃料	不燃以外		39kW 以下		60	15	15		15
	不燃			39kW 以下		50	5	—	5			

	料										使用するものにあっては 15cm とする。	
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型		19kW 以下	4.5	4.5	60	4.5	注3：ダクト接続型以外の場合にあっては100 cm とする。 注4：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出す物	26kW を超え 70kW 以下	100	15	100 注 2	15	
						温風を全周方向に吹き出すもの	26kW 以下	100	150	150	150	
			密閉式		強制排気型	26kW 以下	60	10	100	10		
					強制給排気型	26kW 以下	60	10	100	10		
		不燃	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW 以下	80	5	—	5	
						温風を全周方向に吹き出すもの	26kW 以下	80	150	—	150	
						強制排気型	26kW 以下	50	5	—	5	
			密閉式		強制給排気型	26kW 以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	100	60	60 注 3	60		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式		ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14kW 以下	100	15 注 4	15	15 注 4		
					据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注 4	15	15 注 4		
	燃料	不燃	開放式		ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0		

					据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの			使用温度が 800℃以上のもの		—	250	200	300	200	
				使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
				使用温度が 300℃未満のもの		—	100	50	100	50	
ボイラー	気体	不燃以外	開放式		フードを付けない場合		7kW 以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合		7kW 以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式			12kW を超え 42kW 以下		—	15	15	15
						12kW 以下		—	4.5	4.5	4.5
			密閉式			42kW 以下		4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用		フードを付けない場合		42kW 以下	60	15	15	15
	フードを付ける場合				42kW 以下	15	15	15	15		
	燃料	不燃	開放式		フードを付けない場合		7kW 以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合		7kW 以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式 密閉式			42kW 以下		—	4.5	—	4.5
						42kW 以下		4.5	4.5	—	4.5
			屋外用		フードを付けない場合		42kW 以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合		42kW 以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外			12kW を超え 70kW 以下		60	15	15	15	
					12kW 以下		40	4.5	15	4.5	
		不燃			12kW を超え 70kW 以下		50	5	—	5	
					12kW 以下		20	1.5	—	1.5	
		上記に分類されないもの			23kW を超える		120	45	150	45	
					23kW 以下		120	30	100	30	
スト	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		壁掛け型、つり下げ型	7kW 以下	30	60	100	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型		19kW 以下	60	4.5	4.5 注 5	4.5
		不燃	開放式	バーナーが露出		壁掛け型、つり下げ型	7kW 以下	30	60	100	4.5

注 5：熱対流方向が一方向に集中する場合には 60 cm とする。

注 5：熱対流方向が一方向に集中する場合には 60 cm とする。

一 ブ		燃	半 密 閉 式・密閉 式	バーナ ーが隠 ぺい	自然対流型		19kW 以下	60	4.5	4.5 注 5	4.5
	液体 燃料	不 燃 以 外	半密閉式		自 然 対 流 型	機器の全週か ら熱を放散す るもの	39kW 以下	150	100	100	100
						機器の上方又 は前方に熱を 放散するもの	39kW 以下	150	15	100	15
		不 燃	半密閉式		自 然 対 流 型	機器の全週か ら熱を放散す るもの	39kW 以下	120	100	—	100
						機器の上方又 は前方に熱を 放散するもの	39kW 以下	120	5	—	5
	上記に分類されないもの							—	150	100	150
乾 燥 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式			衣類乾燥機	5.8kW 以下	15	4.5	4.5	4.5
		不 燃	開放式			衣類乾燥機	5.8kW 以下	15	4.5	—	4.5
	上記に分類されないもの					内部容積が 1 立方メートル 以上のもの	—	100	50	100	50
						内部容積が 1 立方メートル 未満のもの	—	50	30	50	30
	簡	気	不 燃 以	開放式	常圧貯蔵型	フードを付け ない場合	7kW 以下	40	4.5	4.5	4.5
フードを付け る場合						7kW 以下	15	4.5	4.5	4.5	
瞬間型					フードを付け ない場合	12kW 以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付け	12kW 以下	15	4.5	4.5	4.5	

易 湯 沸 設 備	体 燃 料	外			る場合						
			半密閉式				12kW 以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型			12kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型		調理台型	12kW 以下	—	0	—	0
						壁掛け型、据置型	12kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用			フードを付けない場合	12kW 以下	60	15	15	15
						フードを付ける場合	12kW 以下	15	15	15	15
		不 燃	開放式	常圧貯蔵型		フードを付けない場合	7kW 以下	30	4.5	—	4.5
						フードを付ける場合	7kW 以下	10	4.5	—	4.5
				瞬間型		フードを付けない場合	12kW 以下	30	4.5	—	4.5
						フードを付ける場合	12kW 以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式				12kW 以下	—	4.5	—	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型			12kW 以下	4.5	4.5	—	4.5
				瞬間型	調理台型	12kW 以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用			フードを付けない場合	12kW 以下	30	4.5	—	4.5
						フードを付ける場合	12kW 以下	10	4.5	—	4.5
	液体 燃料	不燃以外					12kW 以下	40	4.5	15	4.5
		不燃					12kW 以下	20	1.5	—	1.5
			不	半密閉式	常圧貯蔵型		12kW を超え 42kW 以下	—	15	15	15
		瞬間型			12kW を超え 70kW 以下	—	15	15	15		

給湯設備	気体燃料	燃以外	密閉式	常圧貯蔵型		12kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kW を超え 70kw 以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12kW を超え 70kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW を超え 42kW 以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合			12kW を超え 42kW 以下	15	15	15	15		
		瞬間型		フードを付けない場合	12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	12kW を超え 70kW 以下	15	15	15	15		
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kW を超え 42kW 以下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型		12kW を超え 70kW 以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW を超え 42kW 以下	4.5	4.5	—	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kW を超え 70kW 以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12kW を超え 70kW 以下	4.5	4.5	—	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kW を超え 42kW 以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	12kW を超え 42kW 以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW を超え 70kW 以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合			12kW を超え 70kW 以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外				12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15	
		不燃				12kW を超え 70kW 以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの						—	60	15	60	15
		気	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW 以下	100	30	100	4.5
全周放射型						7kW 以下	100	100	100	100	

移動式 ストーブ	体燃料	以外		バーナー が隠ぺい	自然対流型		7kW 以下	100	4.5	4.5 注 5	4.5	注 6：方向性 を有するも のにあって は 100 cm とす る。		
					強制対流型		7kW 以下	4.5	4.5	60	4.5			
		不燃	開放式	バーナー が露出	前方放射型		7kW 以下	80	15	80	4.5			
					全周放射型		7kW 以下	80	80	80	80			
				バーナー が隠ぺい	自然対流型		7kW 以下	80	4.5	4.5 注 5	4.5			
					強制対流型		7kW 以下	4.5	4.5	60	4.5			
	液体燃料	不燃 以外	開放式	放射型		7kW 以下	100	50	100	20				
				自然対流型		7kW を超え 12kW 以下		150	100	100	100			
						7kW 以下		100	50	50	50			
				強制対流 型	温風を前方向 に吹き出すも の	12kW 以下		100	15	100	15			
						7kW を超え 12kW 以下		100	150	150	150			
					温風を全周方 向に吹き出す もの	7kW 以下		100	100	100	100			
				不燃	開放式	放射型		7kW 以下	80	30	—		5	
						自然対流型		7kW を超え 12kW 以下		120	100		—	100
								7kW 以下		80	30		—	30
		強制対流 型	温風を前方向 に吹き出すも の			12kW 以下		80	5	—	5			
						7kW を超え 12kW 以下		80	150	—	150			
			温風を全周方 向に吹き出す もの			7kW 以下		80	100	—	100			
	固体燃料					—	100	50 注 6	50 注 6	50 注 6				
					バーナーが露出	卓上型こんろ （1口）	5.8kW 以下	100	15	15	15			
				卓上型こんろ （2口以上）、 卓上型グリル		14kW 以下	100	15 注 4	15 注 4	15 注 4				

調理器具	気体燃料	不燃以外	開放式			付こんろ						注 7：温風の吹き出し方向にあっては 60 cmとする。 注 8：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（発熱体の
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW 以下	100	15	15	15	
					加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7kW 以下	50	4.5	4.5	4.5	
						卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7kW 以下	15	4.5	4.5	4.5	
						炊飯器（炊飯容量 4 リットル以下）	4. 7kW 以下	30	10	10	10	
						圧力調理器（内容積 10 リットル以下）	—	30	10	10	10	
	不燃	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ（1 □）	5. 8kW 以下	80	0	—	0		
					卓上型こんろ（2 ロ以上）、卓上型グリル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0		
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW 以下	80	0	—	0		
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7kW 以下	30	4. 5	—	4. 5		
					卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7kW 以下	10	4. 5	—	4. 5		

注 7：温風の吹き出し方向にあっては 60 cm とする。

注 8：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（発熱体の

						炊飯器（炊飯容量 4 リットル以下）	4.7kW 以下	15	4.5	—	4.5	外周からの距離）を示す。 注 9：電気レンジでこの部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離（発熱体の外周からの距離）を示す。 注 10：排気口面にあっては 10 cm とする。
						圧力調理器（内容積 10 リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外					6kW 以下	100	15	15	15	
		不燃					6kW 以下	80	0	—	0	
		固体燃料					—	100	30	30	30	
電気温風器	電気	不燃以外					2kW 以下	4.5 注 7	4.5 注 7	4.5 注 7	4.5 注 7	
		不燃					2kW 以下	0 注 7	0 注 7	— 注 7	0 注 7	
電気こんろ	電気	不燃以外					4.8kW 以下（1 口当たり 2kW を超え 3kW 以下）	100	2	2	2	
								—	20 注 8	—	20 注 8	
							4.8kW 以下（1 口当たり 1kW を超え 2kW 以下）	100	2	2	2	
								—	15 注 8	—	15 注 8	
							4.8kW 以下（1 口当たり 1kW 以下）	100	2	2	2	
								—	10 注 8	—	10 注 8	
		不燃					4.8kW 以下（1 口当たり 3kW 以下）	80	0	—	0	
								—	0 注 8	—	0 注 8	
		不燃以外					4.8kW 以下（1 口当たり 2kW を超え 3kW	100	2	2	2	

電気レンジ	電気			以下)	—	20 注 8	—	20 注 8		
				—	10 注 9	—	10 注 9			
				4. 8kW 以下（１口当たり 1kW を超え 2kW 以下)	100	2	2	2		
					—	15 注 8	—	15 注 8		
					—	10 注 9	—	10 注 9		
					4. 8kW 以下（１口当たり 1kW 以下)	100	2	2		2
				—		10 注 8	—	10 注 8		
				不燃	4. 8kW 以下（１口当たり 3kW 以下)	80	0	—		0
						—	0 注 8	—		0 注 8
				電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外	こんろ形態のもの	4. 8kW 以下（１口当たり 3kW 以下)		100
—	10 注 8	—	10 注 8							
不燃	こんろ形態のもの	4. 8kW 以下（１口当たり 3kW 以下)	80			0	—	0		
			—			0 注 8	—	0 注 8		
電気天	電気	不燃以外		2kW 以下	10	4. 5 注 10	4. 5 注 10	4. 5 注 10		
		不燃		2kW 以下	10	4. 5	—	4. 5		

火						注 10		注 10	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW 以下	10	4.5 注 10	4.5 注 10	4.5 注 10	
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW 以下	10	4.5 注 10	—	4.5 注 10	
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW 以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW 以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW 以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不 燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW 以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW 以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW 以下	80	0	—	0	
電気乾燥	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不 燃	食器乾燥器	1kW 以下	0	0	—	0	

燥器									
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW 以下	4.5 注 11	0 注 12	— 注 12	0 注 12	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW 以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW 以下	0	0	—	0	

備考 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第 4 削除

別表第 5 削除

別表第 6 削除

別表第 7（第 23 条関係）

表示の種類	図 記 号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

別表第 8（第 33 条、第 34 条、第 34 条の 2、第 46 条関係）

品 名		数 量
綿花類		キログラム 200
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及びかみくず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
再生資源燃料		1,000
可燃性固体類		3,000
石炭・木炭類		10,000
可燃性液体類		立方メートル 3
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	キログラム 3,000

備考

- 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- わら類とは、乾燥わら、乾燥繭及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1 気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれ

かに該当するものを含む。)をいう。

ア 引火点が 40 度以上 100 度未満のもの

イ 引火点が 70 度以上 100 度未満のもの

ウ 引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの

エ 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

8 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

○高幡消防組合火災予防条例施行規則

(昭和 46 年 9 月 30 日)

(規 則 第 7 号)

改正 昭和 49 年 3 月 9 日規則第 1 号 昭和 61 年 3 月 15 日規則第 1 号
平成 2 年 12 月 10 日規則第 1 号 平成 4 年 3 月 19 日規則第 3 号
平成 5 年 10 月 1 日規則第 4 号 平成 14 年 12 月 10 日規則第 6 号
平成 17 年 12 月 21 日規則第 12 号 平成 24 年 7 月 10 日規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高幡消防組合火災予防条例（以下「条例」という。）の施行について火災予防上必要な手続きその他の事項を定めることを目的とする。

（火を使用する設備、危険物等の標識）

第 2 条 条例第 11 条第 1 項第 5 号、第 11 条の 2 第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 17 条第 3 号に規定する火を使用する設備及び条例第 23 条第 2 項、同条第 3 項に規定する火の使用に関する制限、条例第 30 条第 17 号、第 33 条第 2 項、第 34 条第 5 号に規定する危険物、準危険物、特殊可燃物の貯蔵又は取扱う場所並びに条例第 40 条に規定する避難管理指表等の標識は、第 1 号様式に定めるとおりとする。

（防火対象物の使用開始等の届出）

第 3 条 条例第 43 条乃至第 45 条の 2 及び第 47 条並びに、第 49 条に規定する防火対象物の使用開始、火を使用する設備等の設置、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為、指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに関する届出は第 2 号様式から第 15 号様式に示す様式にしたがって消防長（消防署長）に提出するものとする。

（タンクの水張検査又は水圧検査申請書等）

第 4 条 条例第 47 条に規定する指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取扱うタンクの水張り検査又は水圧検査の申請は、第 16 号様式により申請書正副 2 通を消防長又は消防署長に提出しなければならない。

2 消防長又は消防署長は、前項に規定する検査を行った結果、条例第 31 条の 4、第 31 条の 5、第 31 条の 6 及び第 33 条にそれぞれ定める技術上の基準に適合すると認めたときは、検査の申請をした者に副本及び第 17 号様式に定めるタンク検査済証を交付するものとする。

（禁煙等の禁止場所の指定）

第 5 条 条例第 23 条第 1 項の規定により消防長又は消防署長が指定する場所は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1 に掲げる防火対象物のうち次の各号に掲げるものとする。

（1）喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場、映画館、又は演芸場その他これらに類するものの舞台及び客席

イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、ライブハウスその他これらに類するもの又は飲食店の舞台

オ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は屋内展示場の売場又は展示部分（食堂の部分を除く。）

カ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（裸火にあつては、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを除く。）

キ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

ク 自動車車庫又は駐車場（危険な物品については除く。）

（2）危険な物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前号アイ及びウに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分（暖房用のものを除く。）

イ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、ライブハウスその他これらに類するもの又は飲食店で公衆の出入りする部分（暖房用のものを除く。）

ウ 車両の停車場（旅客の乗車又は待合いの用に供する建築物に限る。）

2 前項の消防長又は消防署長が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次の各号に掲げる危険物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の条例第 23 条第 1 項ただし書きの規定による承認を受けようとする者は、様式第 18 号の申請書により申請しなければならない。

（１）消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表に掲げる危険物及び危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 に掲げる可燃性液体類

（２）一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 2 条第 1 号に掲げる可燃性ガス

（３）火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に掲げる火薬類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 3 月 9 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 15 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 12 月 10 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 19 日規則第 3 号）

この規則は、平成 4 年 6 月 5 日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 10 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 21 日規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、燃料電池発電設備の改正部分については、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 10 日規則第 5 号）

（施行期日）

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

根拠条文	規制事項 標識類の種類	寸 法		色	
		幅 cm	長さ cm	地	文 字
8 条の 3 1 項及び 3 項 11 条 1 項 5 号及び 3 項 11 条の 2 2 項 12 条 2 項及び 3 項 13 条 2 項及び 4 項	燃料電池発電設備 変電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電池設備 } である旨 の標識	15 以上	30 以上	白	黒
17 条 3 号	水素ガスを充填する気球の掲 揚場所の立入を禁止する旨の 標識	30 以上	60 以上	赤	白
23 条 2 項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危 険物品持込厳禁」と表示した 標識	25 以上	50 以上	赤 (条例)	白 (条例)
23 条 4 項	「喫煙所」と表示した標識	30 以上	10 以上	白	黒
31 条の 2 1 号 33 条 2 項 34 条 5 号	危険物 指定可燃物 } を貯蔵し、又 は取扱って いる旨を表 示した標識	30 以上	60 以上	白	黒
33 条の 2 項 1 号 33 条 2 項 34 条 5 号	危険物 指定可燃物 } の品名、最大 数量を掲示 した掲示板	30 以上	60 以上	(※注)	
39 条 4 号	定員表示板	30 以上	25 以上	白	黒
39 条 4 号	満員札	50 以上	25 以上	赤	白

(※注) 危険物の規制に関する規則第 18 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の例によること。

標識類の記入文字については、例えば変電設備である旨の標識の記入文字は「変電設備」、「変電所」又は「変電室」のいずれでも差し支えないが、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の記載については「少量危険物貯蔵取扱所」又は「指定可燃物貯蔵取扱所」とする。

第 2 号様式

防火対象物使用開始届出書

年 月 日									
高幡消防組合消防長 殿									
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 印									
所 在 地		電 話							
名 称					主 要 用 途				
建 築 確 認 年 月 日					建 築 確 認 番 号		第 号		
※ 消 防 同 意 年 月 日					※ 消 防 同 意 番 号		第 号		
工 事 着 手 年 月 日				工 事 完 了 (予定)年月日				使 用 開 始 (予定)年月日	
他 の 法 令 に よ る 許 認 可									
敷 地 面 積				建 築 面 積				延 べ 面 積	
		㎡				㎡		㎡	
従 業 員 数					公 開 時 間 又 は 従 業 時 間				
屋 外 消 火 栓、動 力 消 防 ポンプ、消 防 用 水 の 概 要									
そ の 他 必 要 な 事 項									
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄							

第3号様式

防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途			構 造				
	種類	床面積 m ²	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防 用設備等 の概要
	階別			消火設備	警報設備	避難設備	消防活動上 必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
	防火対象物棟別概要 (第 号)	用 途			構 造			
種類		床 面 積 m ²	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防 用設備等 の 概 要
階別				消火設備	警報設備	避難設備	消防活動上 必要な施設	
階								
階								
階								
階								
階								
計								

防火対象物棟別概要（第 号）	用 途				構 造			
	種類 階別	床 面 積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要			特殊消防 用設備等 の 概 要	
				消火設備	警報設備	避難設備		消防活動上 必要な施設
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第2号防火対象物別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

第4号様式

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生じる設備・放電加工機

設置届出書

										年 月 日		
高幡消防組合消防長 殿												
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 印												
防 火 対 象 物	所 在 地		電 話									
	名 称						主 要 用 途					
設置 場所	用 途				床面積		㎡		消防用設備等 又は特殊消防 用 設 備 等			
	構 造				階 層							
届 出 設 備	設 備 の 種 類											
	着工(予定)年月日		年 月 日			竣工(予定)年月日			年 月 日			
	設 備 の 概 要											
	使用する燃料・ 熱 源 ・ 加 工 液		種 類				使 用 量					
安 全 装 置												
取扱責任者の職氏名												
工 事 施 工 者	住 所		電 話									
	氏 名											
※ 受 付 欄							※ 経 過 欄					

- | | |
|----|--|
| 備考 | <p>1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。</p> <p>3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。</p> <p>4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。</p> <p>5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別添に記載して添付すること。</p> <p>6 ※印の欄には、記入しないこと。</p> <p>7 当該設備の設計図書を添付すること。</p> |
|----|--|

第5号様式

燃料電池発電設備
変電設備
急速充電設備
発電設備
蓄電池設備

設置届出書

年 月 日									
高幡消防組合消防長 殿									
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ㊟									
防 火 対 象 物	所 在 地							電 番	話
	名 称					用 途			
設 置 場 所 届 出 設 備	構 造	場 所				床 面	積		
			屋内 (階)、屋外				m ²		
	消防用設備等 又は特殊消防 用 設 備 等			不 燃 区 画	有 ・ 無	換 気 設 備	有 ・ 無		
電 圧	V		全出力又は定 格 容 量		K w A H ・ セ ル				
	着工 (予定) 年 月 日	年 月 日			竣工 (予定) 年 月 日	年 月 日			
	設 備 の 概 要	種 別	キュービクル式 (屋内 ・ 屋外) ・ その他						
主 任 技 術 者 氏 名		電 話							
工 事 施 工 者	住 所								
	氏 名								
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備又は発電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別添に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄には、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

第6号様式

ネオン管等設備設置届出書

年 月 日				
高幡消防組合消防長 殿				
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名				
防火対象物	所 在 地	電 話		
	名 称		用 途	
届 出 設 備	設 備 の 容 量			
	着 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日	竣 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日
	設 備 の 概 要			
工 施 工 事 者	住 所			
	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別添に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄には、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

第7号様式

水素ガスをじゅうてんする気球の設置届出書

年 月 日 届 出 者 住 所 (電話 氏 名 番) 印									
設 置 請 負 者		住 所		電 話					
		氏 名							
監 視 人		氏 名							
設 置 期 間		掲 揚		自 年 月 日 至 年 月 日					
		け い 留		自 年 月 日 至 年 月 日					
設 置 目 的									
設 置 場 所	地 名 番 地								
	地 上 又 は 屋 上 別			用 途		立入禁止 の 方 法			
充てん又は作業の方法			日 時				場 所		
			方 法				ガス置場		
構 造	気 球 型			直 径		材 質			
				体 積		暑 さ			
	揚 綱		材 質			太 さ			
	電 飾	電球の定格電圧			灯 数			配線方式	直列・並列
		電 線 の 種 類					断面積		
総 重 量						その他			
支 持 方 法		掲 揚				必要な 事 項			
		け い 留							
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾の付設するものに限る）を添付すること。

第8号様式

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を発生おそれのある行為の 届出書

年 月 日 届 出 者 住 所 (電話番) 氏 名 高幡消防組合消防長 殿 	
発 生 予 定 日 時	自 年 月 日 至 年 月 日
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 量 及 び 数	
目 的	
そ の 他 事 項 必 要 な	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄には、記入しないこと。

第9号様式

煙 火 打 上 げ 届 出 書
仕 掛 け

年 月 日 高幡消防組合消防長 殿 届 出 者 住 所 (電話番) 氏 名 (印)	
打上げ 仕掛け	予 定 日 時 自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
打上げ 仕掛け	場 所
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打上げ、仕掛けに 直 接 従 事 す る 責 任 者 の 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

催物開催届出書

年 月 日 高幡消防組合消防長 殿 届 出 者 住 所 (電話 氏 名 番) 印				
防火対象物	所在地			
	名称		本来の目的	
使用箇所	位置	面積	客席の構造	
		m ²		
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要			
使用目的				
使用期間		開催時間		
収容人員		避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名	
防火管理者氏名				
その他の事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第 1 1 号様式

水 道 断 減 水 届 出 書

年 月 日 高幡消防組合消防長 殿 届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩	
断 減 水 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
断 減 水 区 域	
工 事 の 場 所	
理 由	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 4 断、減水区域の略図を添付すること。

第 1 2 号様式

道 路 工 事 等 届 出 書

年 月 日	
高幡消防組合消防長 殿	
届 出 者 住 所 (電話 氏 名	
番) 印	
工 事 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 4 工事施工区域の略図を添付すること。

第13号様式

少量危険物貯蔵
指定可燃物取扱い 届出書

年 月 日 届出者 住所 (電話 氏名 番) 印 高幡消防組合消防長 殿				
貯蔵又は取扱い の場所	所在地			
	名称			
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大 取扱数量
貯蔵又は取扱 方法の概要				
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造 及び設備の概要				
消防用設備等又 は特殊消防用設 備等の概要				
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又は期間				
その他の 必要な事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 使用する防火対象物の略図を添付すること。

少量危険物貯蔵
指定可燃物取扱い
廃止届出書

備考	1	この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
	2	法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
	3	※印の欄は、記入しないこと。
	4	使用する防火対象物の略図を添付すること。

第 1 5 号様式

とう
指 定 洞 道 等 届 出 書 (新規・変更)

年 月 日 届 出 者 事 業 者 名 所 在 地 (電話 番) 代表者氏名 ㊟		
設 置 者	法 人 名 称	
	代 表 者 氏 名	
とう 洞 道 等 の 名 称		
設 置 場 所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。
- 3 とう洞道等の径路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

第16号様式

タンク水張・水圧検査申請書

高幡消防組合消防長 殿		年 月 日		
		届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩		
貯 蔵 又 は 取 扱 い 場 所				
貯 蔵 又 は 取 扱 い 届 出 年 月 日			届 出 番 号	第 号
タ ン ク 構 造	形 状			
	寸 法	mm	容 量	ℓ
	材 質 記 号 及 び 板 厚			
タ ン ク の 最 大 常 用 圧 力		k P a		
検 査 の 種 類 及 び 検 査 希 望 年 月 日				
タ ン ク の 製 造 者 及 び 製 造 年 月 日				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄	
		検 査 年 月 日 検 査 番 号 第 号		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

水張又は 水圧検査の別		水張 水圧		
検査圧力		kPa		
タンク の 構造	形 状		容 量	ℓ
	寸 法			
	材 質 記 号 及 び 板 厚			
製 造 者 及 び 製 造 年 月 日	年 月 日			
タンク検査番号 第 号 年 月 日 高幡消防組合				
印				

副

タンク検査済証 検査圧力 kg/cm^2 検査番号 第 号 検査年月日 年 月 日 高幡消防組合	50mm
_____ 70mm _____	

2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

[illegible]

備考	1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 ※印の欄は、記入しないこと。 3 承認を申請する行為をしようとする場所の詳細図及び当該場所付近の概要図（消防用設備等の配置図を含む。）を添付すること。
----	---

第19号様式

露天等の開設届出書

年 月 日				
高幡消防組合消防長 殿				
届 出 者 住 所 (電話 番) 氏 名 印				
開 設 期 間	自 至	年 月 日	営 業 時 間	開 始 時 分 開 終 了 時 分
開 設 場 所				
催 し の 名 称				
開 設 店 数		消 火 器 の 数		
現 場 責 任 者 氏 名	(電話)			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

○高幡消防組合火災予防条例に基づく必要な 知識及び技能を有する者の指定

(平成 16 年 3 月 18 日)
(告 示 第 1 号)

高幡消防組合火災予防条例（昭和 46 年高幡消防組合条例第 22 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 11 条第 1 項第 9 号及び第 18 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を、次のように指定する。

- 1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 9 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
 - (1) 液体燃料を使用する設備の場合
 - ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者
 - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）に基づく特級ボイラー技士免許、1 級ボイラー技士免許、2 級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）
 - (2) 電気を熱源とする設備の場合
 - ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - イ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士の資格を有する者
- 2 条例第 11 条第 1 項第 9 号（条例第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条第 2 項及び第 4 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項並びに第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
 - (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
 - (3) 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した自家用発電設備専門技術者（条例第 12 条第 2 項及び第 3 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）
 - (4) 社団法人日本蓄電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した蓄電池設備整備資格者（条例第 13 条第 2 項及び第 4 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）
 - (5) 社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格したネオン工事技術者（条例第 14 条第 2 項において条例第 11 条第 1 項第 9 号を準用する場合に限る。）
- 3 条例第 18 条第 1 項第 13 号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者又は当該器具の点検及び整備に関し、これと同等以上の知識及び技能者とする。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

～第8編～

関係規約

○高幡消防組合と高知県との間の公平委員会の
事務の委託に関する規約

(昭和 50 年 11 月 1 日)

(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、高幡消防組合（以下「甲」という。）は、図法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の処理の方法)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の処理については、乙の当該事務の処理に関する条例、規則、規程、人事委員会規則及び人事委員会の定（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高幡消防組合員が協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第 4 条 委託事務に適用される乙の条例等が制定又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

1 この規約は、知事が委託を受けた旨の告示のあった日から施行する。

2 甲は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び条例等を公表するものとする。

○消防事務に関する事務の事務委託に関する規約

(昭和46年11月1日)

改正 平成17年2月1日規約第1号 平成17年12月21日規約第2号
平成18年3月17日規約第1号

(委託事務の範囲)

第1条 高幡消防組合(以下「組合」という。)は、次に掲げる事務を除き、消防団に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を須崎市、四万十町、中土佐町、湊原町、津野町(以下「市町」という。)に委託する。

- (1) 団長の任免に関すること。
- (2) 消防の施設整備に関すること(補助金、又は、起債が充当される施設に限る。)
- (3) 団員の教養訓練に関すること。
- (4) 団員の表彰に関すること。
- (5) 消防統計に関すること。
- (6) 団員の退団に関すること。
- (7) 消防補償等組合に関すること。
- (8) 団員の福祉共済制度に関すること。
- (9) 危険ヶ所の調査に関すること。
- (10) 相互応援協定に関すること。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に規定する事務の管理執行については、組合の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、組合の負担とし組合は、あらかじめこれを市町に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、市町長が、組合長と協議して定める。

3 市町長は、地方自治法(以下「法」という。)第219条第2項の規定により、予算の要領を告示したときは、同時に当該予算の委託事務に関する部分を組合長に通知するものとする。

第4条 市町長は、その委託を受けた事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、市町予算において計上するものとする。

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、又は、手数料の収入は、すべて市町の収入とする。

第6条 市町長は、毎年度において、その委託事務の執行にかかる予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰越して使用するものとする。この場合においては、市町長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を、当該年度の出納閉鎖後、すみやかに組合長に提出しなければならない。

(決裁の場合の措置)

第7条 市町長は、法第233条第5項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を、組合長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 市町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調査を図るため、連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される組合の条例等の全部若しくは、一部を変更しようとする場合においては、組合は、あらかじめ市町に通知しなければならない。

附 則

1 この規約は、昭和46年4月1日より適用する。

2 委託事務の全部若しくは、一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、市町村長がこれを決算する。

附 則(平成17年2月1日規約第1号)

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日規約第2号)

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 17 日規約第 1 号）
この規約は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行する。

○高知県市町村総合事務組合規約

平成 17 年 2 月 1 日
高知県指令 16 高市振第 1983 号
改正 平成 17 年 3 月 31 日
平成 17 年 4 月 19 日
平成 17 年 7 月 29 日
平成 18 年 3 月 31 日
平成 18 年 6 月 29 日
平成 19 年 2 月 13 日
平成 19 年 11 月 28 日
平成 28 年 3 月 31 日
平成 28 年 10 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組合は、高知県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第 3 条 組合の共同処理する事務は、次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第 2 の左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる構成団体の当該事務を共同処理する。

- (1) 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。）に対する退職手当に関する事務
 - (2) 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償に関する事務
 - (3) 非常勤消防団員に対する退職報償金に関する事務
 - (4) 消防吏員に対する賞じゅつ金に関する事務
 - (5) 非常勤消防団員に対する賞じゅつ金に関する事務
 - (6) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置業務従事者に対する特別ほう賞金に関する事務
 - (7) 市町村の議会議員（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市又は同法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市の議会議員を除く。）及び市町村の議会議員が兼ねる特別地方公共団体の議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
 - (8) 住民の交通災害共済事業に関する事務
 - (9) 高知県自治会館の管理運営に関する事務
- (事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、高知県高知市本町 4 丁目 1 番 3 5 号 高知県自治会館内に置く。

第 2 章 議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は 12 人とし、別表第 3 の選挙区の欄に掲げる選挙区の区分に応じ、第 1 選挙区から第 7 選挙区については、同表選挙区の構成団体の欄に掲げる構成団体の長が、第 8 選挙区については、同表選挙区の構成団体の欄に掲げる町村の議会の議長が、同表の議員数の欄に定める数を互選する。ただし、第 1 選挙区の欄に掲げる選挙区の構成団体の長を町村長が兼ねる場合にあっては、当該者は、被選挙権を有しないものとする。

2 議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(議員の任期)

第 6 条 議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議員は、構成団体の長及び構成団体の町村の議会の議長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、議員の職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。

(議決方法の特例)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、構成団体の一部に係るものについては、当該事件に係る構成団体に属する組合の議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数をもってこれを決する。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に管理者1人、副管理者3人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は、高知県町村会会長の職にある者を、副管理者のうち2人は高知県町村会副会長の職にある者をもって充て、1人は管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 会計管理者は、次条に規定する職員のうちから管理者が任命する。

4 組合の議会の同意を得て選任された副管理者の任期は、2年とする。

5 管理者に事故あるとき又は欠けたときは、副管理者の1人が管理者の定めた順序によりその職務を代理する。

(事務局の設置及び職員)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、議員及び識見を有する者のうちから、各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、2年とする。

4 議員のうちから選任された者は、議員の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、監査委員の職を失う。

第4章 経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 構成団体の負担金

(2) 組合の財産から生じる収入

(3) その他の収入

2 前項第1号の構成団体の負担金の割合は、条例で定める。

第5章 雑則

第13条 この規約に定めるもののほか、規約の実施に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 (平成17年2月1日高知県指令16高市振第1983号)

(施行期日)

1 この規約は、平成17年2月1日から施行する。

(事務の承継)

2 組合は、平成17年1月31日をもって解散する高知縣市町村職員退職手当組合、高知県消防補償等組合、高知縣市町村交通災害共済組合、高知県町村議会議員公務災害補償組合及び高知県自治会館管理組合の事務を承継する。

附 則 (平成17年3月31日高知県指令16高市振第2433号)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月9日高知県指令17高市振第72号)

この規約は、平成17年4月10日から施行する。

附 則 (平成17年7月29日高知県指令17高市振第575号)

この規約は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日高知県指令17高市振第2118号)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日高知県指令18高市振第463号)

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成19年2月13日高知県指令18高市振第1467号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 28 日高知県指令 19 高市振第 1361 号）
この規約は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日高知県指令 27 高市振第 1848 号）
この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

構 成 団 体	
市町村	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町 大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町 禰原町、日高村、津野町、四万十町、大月町 三原村、黒潮町
一部事務組合	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 芸東衛生組合 安芸広域市町村圏事務組合 香南香美衛生組合 香南斎場組合 香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知縣市町村総合事務組合 仁淀消防組合 高吾北広域町村事務組合 日高村佐川町学校組合 高幡消防組合 津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合 津野山広域事務組合 高幡東部清掃組合 高幡西部特別養護老人ホーム組合 高幡広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合 幡多中央環境施設組合 幡多中央消防組合
広域連合	中芸広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	構 成 団 体
第3条第1号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、禰原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 芸東衛生組合、安芸広域市町村圏事務組合 香南香美衛生組合 香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知県市町村総合事務組合 仁淀消防組合 高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合 高幡消防組合 津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合、津野山広域事務組合 高幡東部清掃組合、高幡西部特別養護老人ホーム組合 高幡広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合 幡多中央環境施設組合、幡多中央消防組合 中芸広域連合
第3条第2号、第3号、第5号及び第6号に関する事務	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市 四万十市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町 大川村、いの町、仁淀川町、佐川町 越知町、日高村、大月町 三原村、黒潮町 高幡消防組合 中芸広域連合
第3条第4号に関する事務	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、香南市、香美市 大月町、三原村 嶺北広域行政事務組合 仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、高幡消防組合 幡多中央消防組合、中芸広域連合
第3条第7号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、禰原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町、中芸広域連合
第3条第8号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、禰原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町

第3条第9号に関する事務	香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 芸西村、本山町、大豊町 土佐町、大川村、いの町、仁淀川町 中土佐町、佐川町、越知町、禰原町 日高村、津野町、四万十町 大月町、三原村、黒潮町
--------------	---

別表第3（第5条関係）

議会の議員の選挙区及び定数

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
1	2人	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合、芸東衛生組合 安芸広域市町村圏事務組合 香南香美衛生組合、香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知縣市町村総合事務組合 仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合 高幡消防組合、津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合、津野山広域事務組合 高幡東部清掃組合、高幡西部特別養護老人ホーム組合 高幡広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合、幡多中央環境施設組合 幡多中央消防組合、中芸広域連合
2	1人	香南市、香美市
3	1人	安芸郡の全町村
4	1人	土佐郡及び長岡郡の全町村
5	1人	吾川郡の全町村
6	2人	高岡郡の全町村
7	1人	幡多郡の全町村
8	3人	全町村